

予算特別委員会

3月1日（水）午後2時38分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 議題2 座席の指定について
- 議題3 副委員長の互選について
- 議題4 その他

○出席委員（13名）

1番	吉本秀二	委員	2番	森一人	委員
3番	佐久間孝光	委員	4番	長島邦夫	委員
5番	青柳賢治	委員	6番	吉場道雄	委員
7番	河井勝久	委員	8番	川口浩史	委員
9番	清水正之	委員	10番	松本美子	委員
11番	安藤欣男	委員	12番	渋谷登美子	委員
13番	畠山美幸	委員			

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大野敏行 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
主査	新井浩二

○大野敏行議長 皆さん、お集まりでございますので、始めさせていただきます。

初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の安藤欣男委員さんに臨時委員長をお願いいたします。

〔安藤欣男臨時委員長、委員長席に着席〕

◎開会の宣言

○安藤欣男臨時委員長 年長の私が委員長が互選されるまでの間、委員長の職務を行います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

(午後 2時38分)

◎委員長の互選

○安藤欣男臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長 指名推選の声がありましたので、委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長 ご異議なしと認めます。

委員長の選挙は、指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 畠山委員を推選します。

○安藤欣男臨時委員長 ただいま畠山美幸委員が委員長に指名されました。

ただいま指名されました畠山委員を委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、畠山美幸委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました畠山美幸委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

○畠山美幸委員長 ただいま推選いただきました畠山です。

皆様のご協力ですっかりと審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○安藤欣男臨時委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長を交代いたします。

〔畠山美幸委員長、委員長席に着席〕

○畠山美幸委員長 それでは、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎座席の指定

○畠山美幸委員長 座席の指定を行います。

座席は議席番号順に1番から13番とし、最終番席は委員長席といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、座席は議員番号順に1から12番とし、委員長席は最終番席とすることに決しました。

それでは、指定いたします。1番席、吉本秀二委員、2番席、森一人委員、3番席、佐久間孝光委員、4番席、長島邦夫委員、5番席、青柳賢治委員、6番席、吉場道雄委員、7番席、河井勝久委員、8番席、川口浩史委員、9番席、清水正之委員、10番席、松本美子委員、11番席、安藤欣男委員、12番席、渋谷登美子委員、13番席、畠山美幸です。

よろしく申し上げます。

◎副委員長の互選

○畠山美幸委員長 これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 指名推選との声がありましたので、副委員長の選挙は指名推選の方

法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

副委員長の選挙は、指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 安藤欣男委員をお願いします。

○畠山美幸委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 吉本委員を。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 森一人委員を。

○畠山美幸委員長 ただいま候補に安藤欣男委員、吉本秀二委員、森一人委員という名前が出たのですけれども、どうしましょうか。

安藤委員。

○安藤欣男委員 私は、まだ発言しなかったけど、この中に委員長も副委員長もやっていない方がいるのです。それはやっぱりみんなで行っている議会ですから、私は指名はされていないけど、川口委員にお願いしたらどうかなと思うのですけれども。

〔「指名推選って決まったんだから、3人が指名されたんだから、あとはもう同等だよ。」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 今、4人。

〔「いや、だって指名推選って言ってないじゃないですか」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 今は言っていないのですけれども、また手を挙げていますけれども、安藤委員……。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ただいま3名のお名前が出ましたので、安藤委員、吉本委員、森委員の3名の指名推選がございましたので、どのように……

○渋谷登美子委員 すみません、ちょっと、森委員に関して言えば、ちょっと文教厚生委員会の委員長で、いろいろ仕事をしているし、彼の今の状況を見ていると、厳しいかなというのが感じられるので、私はちょっと推選するのはいかがなものかと思って

いるのですが。

○清水正之委員 指名推選って決まったのだから、それで通せばいいではない。

○渋谷登美子委員 そうですね、わかりました。

○畠山美幸委員長 今、名前が挙がりました3名の方で、別室にて話し合っていたきたいと思います。

そうしましたら、202号室をお使ください。よろしく申し上げます。

休 憩 午後 2時47分

再 開 午後 2時49分

○畠山美幸委員長 それでは、始めさせていただきます。

いかようにして進めていきましょうか。

森一人委員。

○森 一人委員 先ほど予算特別委員会のほうで渋谷委員からいろいろ仕事抱えていて大丈夫ですかというお言葉をいただきましたが、何回もやっけていてなれていますので、立候補させていただきます。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

それでは、副委員長さんに森一人委員、よろしくお願いたします。

〔「お願いたします」と言う人あり〕

◎その他

○畠山美幸委員長 委員会の開催日につきましてお諮りいたします。

本委員会の開催は、3月13日、14日、16日及び17日の4日間といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開催は3月13日、14日、16日及び17日の4日間と決定いたしました。

次に、予算審査の順番についてお諮りいたします。

お手元に予算特別委員会平成29年度予算審査表をお配りいたしました。審査の順番は、配付した表のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 異議なしと認めます。

よって、審査の順番は配付した表のとおりといたします。

◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長 これにて委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時53分)

予算特別委員会

3月13日（月）午前9時30分開議

議題1 「議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（13名）

1番	吉本	秀二	委員	2番	森	一人	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	青柳	賢治	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	清水	正之	委員	10番	松本	美子	委員
11番	安藤	欣男	委員	12番	渋谷	登美子	委員
13番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大野敏行 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
主査	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實	副町長
中嶋	秀雄	総務課長
内田	恒雄	総務課庶務・人事担当副課長
前田	宗利	総務課財政契約担当副課長
金子	美都	総務課庶務・人事担当主席主査
青木	務	地域支援課長
伊藤	恵一郎	地域支援課地方創生推進室副課長兼 政策創生担当副課長
根岸	隆行	地域支援課人権・安心安全担当副課長
松浦	一高	地域支援課政策創生担当主査

山	岸	堅	護	税 務 課 長
田	畑		修	税務課課税担当副課長
大	島	真	弓	税務課収税担当副課長
木	村	公	正	税務課収税担当主席主査
金	子	明	夫	税務課課税担当主席主査
村	田		朗	町 民 課 長
賛	田	秀	男	町民課戸籍・住民担当副課長
太	田	淑	江	町民課保険・年金担当副課長
吉	田	信	子	町民課保険・年金担当主席主査
石	井		彰	健康いきいき課長
太	田	直	人	健康いきいき課社会福祉担当副課長
馬	橋		透	健康いきいき課健康管理担当副課長
竹	内	恵	美子	健康いきいき課健康管理担当主席主査
内	田	淳	也	健康いきいき課社会福祉担当主席主査
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
今	井	良	樹	会計課会計用度担当副課長
小	久	保	錦 一	教 育 長

◎委員長挨拶

○畠山美幸委員長 皆様、おはようございます。開会前に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

審査は本日から行いますが、慎重な審査をお願いいたします。

委員の皆様に申し上げます。質疑をする場合には、簡潔かつ明瞭な形でお願いいたします。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして、簡明な答弁、説明をお願いしたいと思います。

(午前 9時26分)

◎議長挨拶

○畠山美幸委員長 それでは、ここで大野議長にご出席をいただいておりますので、議長にご挨拶をいただきたいと思います。

大野議長、お願いいたします。

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。予算特別審査ということで、きょうから4日間、委員の皆様には大変お世話になります。1年を通して一番大事な審査になるかなというふうに思います。慎重かつ明瞭な形で審査をしていただければというふうに思います。

よろしく願いを申し上げます。

◎町長挨拶

○畠山美幸委員長 次に、岩澤町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○岩澤 勝町長 おはようございます。50周年を迎えまして、これからの50年、100年に向けての1年目ということで、事務局のほうでもそういう意識を持って予算を編成をさせていただきました。よろしくご審議をいただきまして、ご了解、ご指導をいただきますようによろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○畠山美幸委員長 ただいまの出席委員全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時28分)

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第17号 平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第18号 平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第19号 平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第20号 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び議案第21号 平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の予算審査表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、この委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。申し合わせのとおり、議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査表に基づき、課、局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。また、議案第17号 平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての

件から議案第21号 平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第21号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件から、議案第21号 平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の6議案につきまして、総括質疑をする委員は、3月14日の午後1時30分までに委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申し出がある場合は、原則許可をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、本日の審査を始めます。

◎議案第16号の質疑

○畠山美幸委員長 議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において、提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。

休 憩 午前 9時34分

再 開 午前 9時35分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 それでは、3点ほどお願いしたいと思います。

まず、初めに予算書のほうの90ページ、(2)の資産税賦課事業でありますけれども、その中でゴルフ場の鑑定評価、それからあとはシェイプファイル作成業務とありますけれども、これらについての内容をお伺いをいたしたいと思います。

それから、あと2点目といたしまして、固定資産税が今年度は5,000万弱ふえるというような当初予算になっておりますが、この5～6年の中では一番高水準になっておりますが、それに対する根拠といえますか、その辺はどうなっているのか。

それから、3点目といたしましては、2項道路の部分でセットバックをした部分、そこに対して所有権の移転がなされていないところもあろうかと思っておりますけれども、セットバックされたということは、実質的に自分の所有権というのは相当制約をされると思うのですけれども、そこに対する課税はなされているのかしていないのか、それだけお願いいたします。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

田畑副課長、答弁を求めます。

○田畑 修税務課課税担当副課長 それでは、一番最初のゴルフ場の鑑定とあとシェイプファイルの委託の関係ですけれども、ゴルフ場の鑑定評価、こちら、3年に1度の評価がえに伴いまして実施するものであります。2カ所を予定しております。これは例年3年に1回のときに、例年どおり3年、2カ所について行っております。

次のシェイプファイルの作成業務委託は、その下の使用料及び賃借料のほうにある機器の借上料のほうの139万4,000円の中に、固定資産評価システムの切りかえを計画しておりまして、そちらのシステムの切りかえに伴う、今現行にあります地籍システムのデータを移しかえるために、データの変換をするためのシェイプファイルというものなのですけれども、その業務委託料であります。

あと3番目にお話のありましたセットバックの関係ですが、基本的に個人の持ち物ですが、公道に利用するというので、ケース・バイ・ケースという場合もあります。一般的には非課税扱いにさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 2番目の質問につきまして答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、予算書ですと、16ページ、17ページになるかと思いません。

固定資産税でございますが、29年度、当初予算14億7,872万7,000円計上させていただきました。28年度の当初予算と比較いたしますと4,731万5,000円の増額でございます。佐久間委員ご指摘いただきましたとおり、大変実績と比較いたしましても、固定資産税非常に高い水準で計上させていただいております。

その理由でございますが、実は平成28年度、今年度におきましても、12月の議会において補正予算を提出させていただきました。そのときには、償却資産の分を7,500万円増額させて、当初予算から7,500万円増額させていただきまして、すみません、予算現額、28年度の現在の予算現額からいたしますと少し減っているというような形になるかと思えます。その28年度の補正をさせていただいた内容なのですが、町内で新しい工場あるいは建て替え等がございます、その分の償却資産が増額となりました。その結果、28年度と29年度の当初予算を比較いたしましても、償却資産については3,748万1,000円増額になっております。こういったことが、この固定資産税が増額した一つの要因でございます。

それから、3点目のセットバックについて追加してちょっとお答えをさせていただきます。副課長ご答弁申し上げましたとおり、基本、固定資産税は現況課税でございます。それから、もう一点、セットバックした部分については、分筆していただいた部分、この部分については現況を確認して、もし道路形態等、それは現況によるわけですけれども、大概分筆してあれば、道路形態というか、道路の形状をなしているというのが通常でございますので、そういったケースについては課税はしていないというような形でございます。

○畠山美幸委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 では、1点だけ再度確認させていただきます。

最後の2項道路の非課税のことですけれども、今あれだと分筆をしていくところのはっきりするので非課税だと。ただ、最初の答弁の中では非課税になっているところもあるようなところですので、分筆されていないで非課税になっているところは存在するのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 全てをちょっと把握しているということではございませんので、大変申しわけないのですが、恐らく分筆していない部分については、課税していないというようなところはないように思われます。ただ、これは確認してみないとわからないのですが、あとは先ほど申し上げましたとおり現況とか、あと課税分筆というような方法もありますので、そういったことでもしかすると対応しているような部分もあるかもしれません。

○畠山美幸委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 すみません、ちょっと不勉強で申しわけないのですが、最後の課税分筆というのは、どういう制度なのかちょっとだけお願いします。

○畠山美幸委員長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 固定資産税は現況課税が原則ですので、分筆をしていなくても、例えば極端な例言いますと、畑の中に建物が建ってしまっていて、その建物の敷地になってしまっているような部分、そういうような部分もあり得るということがございます。そういう場合は、これはその土地の所有者の方とご協力していただいてということになるかと思うのですが、正式な登記所に対して分筆の申告をして、分筆がなされなくても、その部分が確認ができれば、例えばその部分を宅地で課税するか、そういったことを行っているところはあるかと思えます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 16、17の個人町民税、法人町民税、これが下がっているわけですが、その理由を伺いたいと思います。法人は恐らく税率が下がったのが原因かなとは思っているのですが、一応内容を伺いたいと思います。

それから、個人町民税の中のふるさと納税による減収分というのは、計算はされているのか伺いたいと思います。

それと、復興税が今年は何人で幾らになるのかを伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 3点についての答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 1点目の個人住民税が減額している理由でございます。こちらに

については、所得割の部分が前年と、28年度と比較いたしまして985万3,000円減額いたしております。この内容でございますけれども、今川口委員がおっしゃったふるさと納税に係る部分なのですが、ふるさと納税を直接算出しているというところはございません。この個人住民税の当初予算の算出の仕方なのですが、28年度の実績をもとにいたしまして算出しております。

その中で、税額所得割額を算出する際に、住宅取得控除等ということで、控除額を算出された所得割の額から差し引いて、この所得割の額を出しているわけでございますが、この控除額が28年度の当初予算においては985万8,000円見込んでおりました。29年度については、1,393万5,000円見込みを立てております。控除額が400万円超えるぐらいちょっと高くなっておりますので、その分実際の所得割額は減少するというような形でございます。

その控除額の中に寄附金控除がございまして、こちらが28年度の当初予算の計上の際は114万1,000円でございます。29年度の当初予算の中では、約400万円見込んでおまして、その差額が280万ぐらいになるかと思っておりますけれども、そういった形で見込みは立てております。ただ、これ全部ふるさと納税ということではなくて、あくまで寄附金控除の内容ということでございます。

それから、復興税の関係ですが、均等割の人数が、見込んだ人数が8,814人ございまして、こちらに500円を掛けますと440万7,000円ということでございます。

続いて、町民法人税の減額の件でございますが、28年度に比較いたしまして732万2,000円の減額で計上をさせていただきました。町民法人税につきましても、今年度の実績をもとに積算をさせていただいております。特に法人税割のほうで減額がございました。29年度、1億2,326万3,000円計上させていただきましたが、前年と比較いたしますと591万7,000円の減額でございます。

この法人税割の減額の理由でございますが、実績をもとに見込みを立てました。法人税割については資本金等が1億円以下の法人については9.7%、資本金が1億円から10億円の企業については10.9%、資本金等が10億円を超える会社につきましても12.1%ということで、嵐山町は不均一課税をさせていただいております。この中で、資本金等が1億円を超え10億円以下の企業の実績が、28年度の予算等と比較いたしましても、余り伸びていなかったということがございまして、この部分を28年度の当初予算と比較して、29年度については80%ということで見込んで計上させていただいた

結果、法人税割が591万7,000円の減少となったものでございます。

それから、均等割も139万2,000円減少しております。この理由につきましては企業数はふえているのですが、均等割の額、こちらも資本金や従業員数によってそれぞれ違ってまいります。内容としますと、小規模な企業が会社数としてはふえているのですけれども、大きな企業がなくなったわけではなくて、従業員数等の変化によって50人を超えるか超えないかということで、均等割の額が違ってきますので、その辺の移動があった結果、均等割の額も減っているというような状況でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点聞きます。今の17ページの償却資産税の3億9,100万ということで、前年比で約3,800万ぐらい出ているわけです。今の課長の説明だと、この間本会議のときもちょっと説明があったような気がしましたけれども、細かく具体的に償却資産については、出てくるケースと形式的に出てくるケースがあるということであるかと思えますけれども、その辺のこの3億9,100万という課税をする根拠、それからしっかりと償却資産税として賦課をさせられるものだというようなことで、担当課としては捉えているかどうか、それが1点目と。

それから、51ページなのですが、滞納処分費ということで、滞納処分にかかる経費として納付されるものというのが、これ前年にはなかったのですが、載っています。これについては、具体的にはどのような税を滞納処分して、こういう形で雑入に上げてあるのか、この2点についてお尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 1点目の17ページ、固定資産税の償却資産の根拠ということで質問をいただきました。こちらの積算の方法でございますけれども、先日の本会議のときにもお答えを申し上げた部分でございますけれども、1月31日までに償却資産の所有者の方につきましては申告をいただいている状況でございます。その中で、それをでは直接本当であれば、この当初予算に反映できれば一番いいわけでございますけれども、もう時期的にそれはちょっと難しい状況です。そういったことから、前年の申告、あるいは課税している実績がございますので、それをもとに、償却資産は毎年償却してまいりますので、その償却した部分を計算して、こちらの償却資産の実際の

予算額に計上しているというような形でございます。

償却資産の賦課についてご質問をいただきました。青柳委員、今ご指摘いただいたとおり、償却資産の賦課については非常に難しい部分がございます。会社によっては大きな会社、工場になりますと、非常に多くの償却資産の申告がございまして、すみません、数えたことはないのですけれども、何千品目という1社で課税、償却資産申告がございました。これを一つ一つ確認するというのは、もうどこの市町村も多分できてない部分でございまして、ただ嵐山町では、この間もお答え申し上げましたけれども、524社だったと思いますけれども、500社を超える申告が出ていまして、それを1年間に一度に全部確認するというのもうこれは到底不可能なことではございますので、市町村によっては何年かかけてそれを調査して、現地調査も含めてやっているというようなところもございます。

ただ、嵐山町のような余り規模の大きくない自治体ですと、現実的に償却資産については、職員が専門でやっているわけではなくて、例えば家屋の課税と償却資産の課税を担当、これを両方やっているという実情がございまして。そういったことになると、なかなかそういったことにも着手できないというような現状がございまして。これは、小規模の市町村については、それぞれそういった課題を抱えているということではございます。

2点目につきましては、大島副課長よりご答弁申し上げます。

○畠山美幸委員長 大島副課長。

○大島真弓税務課収税担当副課長 滞納処分費について答えさせていただきます。

こちらは、不動産公売をするに当たりまして、不動産鑑定士さんのほうに鑑定をお願いいたします。その分の鑑定料と、あと公売するに当たりまして広告を出します。その広告料、両方を含めたものが滞納処分費ということで、公売された代金から滞納税額よりも先に納付するということになっておりますので、その分が歳入となります。ただ、公売が不成立となった場合は、この分は入ってはこないこととなります。

以上です。

○佐久間孝光委員 青柳委員。

○青柳賢治委員 まず1点目、この償却資産税がふえてきてくれているのは、税収全体の中で、落ち込んでいりながら上がるとありがたいことなのでしょうけれども、今担当課長からも説明があったように、例えば家屋を見に行くときに、それに付随するもの

を見てきたりとかということは何とかやれると。

それで1点、やっぱり肝心なものは、現場の中で新しくふえてきているものが2～3年あるわけです。そういったことへの多少なりの、どんなものが極端にふえてしまっているとかいうようなものの、現場に行ったりとかということではできているのかどうかということをお尋ねしておきたい。

それと、この滞納処分費については、そうすると今年は何らかの公売の予定があるというふうな形で捉えてよろしいのでしょうか、お願いいたします。

○畠山美幸委員長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 償却資産についての現場の確認でございますが、家屋調査に行った際に、家屋が新築されると家屋調査があるわけですがけれども、家屋調査に行った際に、例えば工場などの家屋調査に行った際に、償却資産の部分まで確認してくるということはできません。大きな建物になりますと、通常の建物は町の職員が評価に行っておりますけれども、大きな建物になりますと、県税事務所の家屋の担当の方をお願いして調査に行っているという状況でございます。また、建物の調査でもうかなりの時間がかかりますので、プラス償却資産までということには至っておりません。また、そのほかの現場についての償却資産についての確認についてもできていない状況でございます。

○畠山美幸委員長 2点目について。

大島副課長。

○大島真弓税務課収税担当副課長 お答えさせていただきます。

現在嵐山町では、不動産を差し押さえているケースが11件ございます。ただ、その中では分納していたり、あとまめに連絡を下さったりとかというお宅もあるのですが、実際こちらから何度交渉をかけても無反応だったり、全く納税の意識というか、ないような方とかは、やはり不動産を押しやっているだけでは先に進みませんので、そういうものに対して公売を29年度は考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 確かにもうそれだけで手いっぱい、手いっぱいということはよくわかるのだけれども、やはり賦課をしていく事務は嵐山町でやることだから、やはり大きなものとか、そういうことについては何らかの手だてをしていくような形もとっ

ていただけたらなということはお願ひしたいということです。

終わります。

○畠山美幸委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 2点ほどお聞きいたしますけれども、16、17ページで、軽自動車税なのですけれども、軽自動車税が前年比に比べて746万2,000円ほどふてきているのです。それで、これについても税制変えるのだと思うのですけれども、おおよそどのくらいの形で軽自動車がふえてくるのか、その積算の方法についてお聞きしたいと思います。

軽自動車というと小型車になってくるのですけれども、そういう面で行くとこの割合というのは、かなりふえてくるという可能性出てきているのでしょうか、そこをお聞きしておきたいと思います。

それから、もう一つ、たばこ税の関係ですけれども、たばこ税、ここ数年ずっと下がってきているわけです。かなりたばこ吸わない人たちがふえてきていると、あるいは町内でどのくらいたばこが買われているのかどうかちょっとわからないわけでありましてけれども、そこら辺も含めて何級のたばこがどういうふうになっているのかお聞きしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、1点目の軽自動車税についてお答えを申し上げます。

軽自動車税が全体的には平成28年度に比較いたしますと、746万2,000円増額させていただいております。こちらの主な原因は、先ほど河井委員がおっしゃったように、軽自動車の部分、この部分が29年度4,271万5,000円計上させていただきまして、28年度に比較して748万3,000円増額となっております。軽自動車税につきましても、今年度の実績をもとに積算しております。要因といたしましては、軽四輪等の自家用の乗用車台数の増加でございます。28年度当初予算4,050台見込んでおりました。29年度については、こちらが4,246台ということで196台の増でございます。台数の増加部分について、金額的には170万9,100円の増額でございます。

それから、もう一点、28年度に比較して大きな増額した部分が、重課税の部分がございまして、これは、初回登録から13年以上経過した軽自動車については、本来これまで7,200円だった税額が1万2,900円課税がされるということでございまして、この部分

が820台ございました。これは、28年度から既に制度としてはあったわけですが、この重課税の部分が28年度は何台あるかということが、当初予算計上する際には予測できなかったものですから、実際にはその分は28年度計上しておりませんで、29年度この部分が把握できるようになりましたので、820台重課税の部分を計上させていただいて、金額的に言いますと467万4,000円、こちらで増額しているということでございます。

軽自動車税の割合については、もう年々軽自動車の部分の割合が、特に軽四輪の乗用の部分の割合がどんどん中でも多くなっておりまして、原付ですとか小型特殊あるいは小型二輪、こういったところは年々減少しているような傾向でございます。

続いて、町たばこ税についてお答えを申し上げます。町たばこ税については、過去の経過から見ていきますと、本数については年々減少しております。全体的な本数で申し上げますと、平成29年、来年度、予算で見込みましたのが約2,000万本です。10年前の平成19年の実績を見ますと約4,000万本、本数で考えますと10年前から比べると2分の1ということです。

ただ、実際の税収を見ますと、29年度については1億761万8,000円計上させていただきました。19年度の実績を見ますと約1億3,300万でございます。税収から見ると約2,500万円、19.1%の減少ということでございまして、本数はかなり減っておりますが、税収はそれほど減っていないと。これは当然税率がどんどん上がっているというような状況がございますので、そういった形になっております。

それから、旧3級品とそれ以外の本数でございますが、旧3級品につきましては、来年度93万7,000本、29年度は見込んでおります。旧3級品以外については1,986万2,000本を見込んでおります。それぞれ28年度と比較いたしましても、本数的には減少を見込んでおります。

○畠山美幸委員長 ありますか、質問。

河井委員。

○河井勝久委員 では、軽自動車だけお聞きいたします。台数が明らかになってきたということで、そうすると今後は税収がますます伸びていくというか、ますますまでいくのかどうかわからないですけども、という考え方でよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 期待を込めてますます伸びていっていただきたいと思っていま

す。

○畠山美幸委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 17ページなのですが、個人町民税なのですけれども、今年度、配偶者控除や配偶者特別控除が見直しされますね。それから、所得900万以上の部分での控除が見直しされると。これは町税にどういうふうに影響が出てくるのですか。同時に、人口が減っているというのが嵐山町の状況で、納税義務者、均等割それぞれ、所得割の納税義務者がどの程度、今申告中だとは思いますが、どの程度の予測をされているのですか。それが1点です。

それから、軽自動車税なのですけれども、去年の4月から税率が変わって、7,200円がたしか1万800円だったと思ったのですが、今1万900幾らとかという話だったのですが、1万800円ではないのですね。そういう面では、それぞれの税額がちょっとわかかったら教えてもらいたいのです。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 1点目の控除対象配偶者と今回の税制改正がどの程度町民税に影響してくるかというご質問でございますが、今委員ご存じのとおり、法案が国会に提出されて審議されているところでございまして、その部分をこの29年度の当初予算に計上するという事は積算に入れていくということではできない状況でございまして、申告も今行っている真っ最中でございますので、なかなかその影響をどう判断するかということについてはできていない状況でございます。

それから、納税義務者につきましては、均等割の納税義務者については、29年度8,814人で見込ませていただきました。28年度の当初予算においては、8,547人で見込んでおります。それから、所得割については、納税義務者29年度7,941人で見込みまして、28年度は7,650人で見込んでいるという状況でございます。

続いて、軽自動車税の関係でございまして、先ほど申し上げました1万2,900円という税率については、最初に登録をしてから13年以上経過した軽自動車については、これまで7,200円だった税が1万2,900円ということで、加算して課税がされます。それから、1万800円については、平成27年4月1日以降に新規登録をされた軽自動車の乗用自家用、こちらが1万800円ということで課税がされております。

なお、登録して次の年度、先日の本会議においてもご議決いただきましたけれども、軽減がございます。それぞれ25%、50%、75%ということで、この1万800円についてはまた軽減がございますので、1年度分ではございますが、それに該当しているというような自動車もございます。25%軽減の軽自動車については8,100円、50%の軽自動車については5,400円、75%軽減の軽自動車については2,700円という税率になっております。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 個人町民税なのですけれども、どういふふうに見たらいいのかなというふうには思うのですが、均等割がふえていると、所得割もふえているということで、納税義務者そのものはふえているのだということなのですが、予算的には減額予算になっているということは、これは均等割がふえているということですから、個人の所得そのものが少なくなっているという見方でいいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 先ほど清水委員おっしゃったように、均等割がふえていて所得割が減っているということでございまして、予算を積算していく上でやった結果、積算していった結果、所得割が減っているという状況でございます。予算上の数字でございまして、なかなか個人の平均が、一人一人の平均がどうかということは数字的に出すのは難しいわけございまして、今年度の課税実績等をもとに積算をしてみますけれども、納税義務者については、実際はなかなか所得割の納税義務者の人数、一応積算はしておりますけれども、こちらを人数を出せというのはなかなか難しい面がございまして、あくまで総体的にどうなるかということで、納税義務者数を出しているというふうな状況でございます。そういったことから、平均的に所得がどうなるかというのは、予算上はなかなか申し上げるのは難しいという状況でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時30分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 それでは、65ページ、総務課のほうの一般職の給与等ということで、総務課のほうの給与対象が12名ということで、今までは予算計上は20名ということでなっていたのだと思うのですけれども、これは新しい機構改革がありますので、そういう中でのことなのかなと思うのですけれども、かなり大幅な人員が削減されていますので、それだけの人員を削減する中で、今までやっていた仕事をどうやって振り分けたのか、あるいはどういうふうな形で簡素化をすることによってこういうことが可能なのか、その辺のところをちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、あとは72ページ、これも（1）の一般職、給与のところですが、会計課職員と、これは前年度と変わらないかなと思うのですけれども、3名で、ただ給与のほうは300万弱ふえております。全体だと570万強ふえておりますので、その辺の人員体制についてちょっとお伺いをいたしたいと思います。

それから、あと86ページのこれは（4）の各種相談事業ですか、これは迷惑相談が……

○畠山美幸委員長 ごめんなさい。それ地域支援課になりますので。

○佐久間孝光委員 ごめんなさい。86ページのところは、（6）、町制の施行50周年記念のところ、これは報償費ということで、かなり前年度の13万5,000円からは増額されているのですが、委員の数が前は15名ということなのですが、15名の数がふえるのか、あるいはいろいろな活動がふえるのか、その辺の内容についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長 それでは、まず65ページの一般職給与の関係

の総務課職員の人数、こちらが昨年当初から比べて20人が12人と8名減という、この関係についてお答えをさせていただきます。

昨年度の当初予算でこちらの総務課職員等として計上させていただいております20名と、この12名の差でございますけれども、具体的に申しますと、再任用職員3名、昨年度、それからその再任用については今年が1名、そして総務課職員については同じ9名、昨年も今年も9名、それから育児休業中の職員、こちらは6名、昨年こちらに組んでおります。29年度は1名、それから町が給与を負担している派遣職員、これが1名、28年度、29年度はゼロ、そして病気休職中の職員が28、29、両方とも1名というこの差が20名と12名の差の中身でございます。

業務の削減云々という形でのご質問をいただいておりますが、そういったことも努力もしておりますが、具体的にこの人数の差ということにつきましては、そういった状況の差でございます。

それから、72ページ、会計課の職員の人数が変わらないかわりに、人件費の差が出ているということにつきましては、4月1日時点の人員の配置によって、その給与等が昨年度と今年変わってきているということが一番大きな要因、それからあとは給与改定等に伴う増、こういったものが金額の差になっているということでございます。

それから、87ページの町制施行50周年事業の報償費のご質問でございますけれども、こちらにつきましては中身としましては、式典を10月22日に予定させていただいておりますけれども、こちらの司会者ですとか、あとは今のところ具体的な中身は決まっておられませんけれども、講演等をいただくような場合には講演いただく方、講師の謝礼ですとか、そういったもろもろの報償費ということで、こちらの予算ということで組んでおります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 20、21ページの地方交付税が1,000万円ふえているわけですが、これは税務課のところで聞きました法人税の減額分が代替財源としてこの中には入っているという理解でよろしいのか伺いたいと思います。

それから、ふるさと納税は、これが私が聞きたいのは、入ってくる金より返礼品と税額の減収分でマイナスのほうが大きいわけです。そうでしたよね。そうではなかつ

た。ちょっとでは私の理解が悪かったら、今年ではどのぐらいの金額を見込んでいるのかを伺いたいと思います。減収分と返礼品を合わせてどのぐらいの利益があるのかをちょっと伺いたいと思います。

それから、71ページの平和事業なのですけれども、2年に1度ある程度の事業をやりたいということであったわけです。去年は削減された事業で、今年がその2年目に当たるわけです。これが、ところが昨年と同じ金額ということですので、どうしてやらなかったのか。しかも、50周年という記念の年ですので、これやらなかった理由を伺いたいと思います。

それから、84、85の入札の関係なのですけれども、町は電子入札を町内業者でもやっていてもらいたいということで、いろいろ指導、援助しているのだと思うのですけれども、この29年度どの程度まで広めていきたいというふうになっている予算なのか。金額が若干減っているの、進めるのかちょっとそこを心配でしたので、金額が減っていることとあわせて進められることをちょっと聞きたいと思います。

それから、次のページの50周年事業なのですけれども、大体こんな事業をやりたいということでは大まかな、グランドデザインというのちょっと違うかな、説明できるでしょうか。会場を借り上げるということで、会場をどこにするのかもあわせて伺いたいと思います。

それと、219ページの地方債の関係なのですけれども、当初では平成28年度末が70億4,000万円の見込みだったわけです。実際には、この前の補正で72億4,900万円であった。思うように減っていないとか、逆にふえてしまっているということで、今後の見通しとか、これきちんとした予算を見ているのか、ちょっと確認をしたいと思いますので、ふえても大丈夫なのかを伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 6点についての答弁をお願いいたします。

前田副課長。

○前田宗利総務課財政契約担当副課長 私のほうから、交付税の関係、あとふるさと納税の関係、あと電子入札の関係と公債費の関係について答弁させていただきます。

まず、最初に交付税でございますけれども、交付税につきましては来年度の見込みということで、交付税試算をさせていただきました。来年度の基準財政需要額でございますけれども、31億8,546万円ということで試算をさせていただきました。基準財

政収入額につきましては25億1,506万9,000円ということで、こちらも算定をさせていただきました。その差が交付税になるわけですが、その差が6億7,039万1,000円ということになるのですが、これはあくまでも28年度の算定でございまして、29年度につきましては、若干交付税が落ちるということで来ておりまして、おおむね1.6%減を見させていただきまして、今回の6億6,000万ということで普通交付税につきましては算定をさせていただいております。

続きまして、ふるさと納税の件でございまして、ふるさと納税につきましては、今年度、28年度につきましては400万円ほど歳入を予定で見いております。来年度につきましては、予算上1,000万円ということで予算を出させていただきました。この理由でございまして、ふるさと納税、今現在全国的に伸びているわけですが、嵐山町につきましても平成27年度から28年度の伸びが6倍伸びてございまして、28年度につきましてもいろいろな返礼品をふやしまして、27年度につきましては3品しかなかったものを、28年度につきましては10品目にしております。29年度につきましても、またさらに返礼品のほうを開拓をしていく予定でございまして。

そういった意味もありまして、6倍までといきませんが、おおむね2.5倍を見させていただきまして、1,000万ということで計上させていただきました。件数的には、平成28年度が96件を見っております。29年度につきましては、このおおむね2.5倍ということで260件ほど見させていただきました。そういったことでこの金額を、ふるさと納税の伸びということで計上させていただいております。

税の控除ということでございまして、28年度につきましてはおおむね300万ほどが税控除で減っているということでございまして、それと返礼品につきましては、嵐山町の場合には寄附金でいただいたものの約3割を返礼品として見させていただいております。大体この3割というのが寄附控除等ありまして、そういったものでしていくと、大体その3割ぐらいが寄附でいただくのと、その税のものと同程度なところで、3割をおおむね目安として返礼品計上してございまして、1,000万の3割ということで、大体300万ほどがふるさと納税の返礼品ということで、29年度は計上させていただいております。

続きまして、84ページ、85ページの入札の関係でございまして、入札の関係につきましては、予算が減少しておりますが、電子入札につきましては平成28年度からおおむね始めさせていただいております。29年度につきましても、さらに一般競争入札と指

名競争入札の工事及び委託につきましては県の電子申請を使いまして、町内業者等が指名入っている場合等につきましては、電子入札で29年についても行っていく予定でございます。

予算が減少した理由でございますけれども、こちらにつきましては平成30年が業者の新規の登録の時期でございまして、今年度、平成28年度は、その29年、30年の事業者登録のために臨時職員等を雇いまして入力作業をしておりました。その部分が若干ふえておまして、29年度につきましてはそれがなくなりますので、その分が減少するというところでございます。電子入札につきましては、28年、29年も引き続き行っていく予定でございます。

続きまして、公債費の関係でございまして、219ページでございまして、公債費につきましては、28年度当初と末が大分ふえたということでございました。今後の公債費の償還予定でございまして、実は平成29年度が元金償還金が2,000万ほどふえております。これ元金据え置き起債が結構、25年、26年とありまして、その分の元金の償還がふえてございます。一番ピークになりますのが平成29年度でございまして、ちょっとこれ決算ベースでございまして、ちょっと数字予算とは違ってきますけれども、29年度が7億800万ほどが元利償還の金額でございまして、それから徐々に減っていきまして、平成33年に5億円台になります。平成33年度に5億8,000万ほどの元利償還になる予定でございまして、ただ、若干これ29年度の起債もありますので、若干ふえるかもしれませんけれども、33年度で5億円台にいく見込みでございまして、ですので、今後につきましては、その減少分を借り入れるような形で財政のほうは見ていければというふうに考えております。

以上でございまして。

○畠山美幸委員長 次に、内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長 私のほうからは2点ほどお答えさせていただきます。

まず、71ページの平和事業の関係でございまして、今年度、29年度予算のほうで組んでいる予算の中身ですが、まず28年度は庁舎のロビーでのパネル展示という形で、ほとんど経費のかからない形の事業を行っております。29年度は、会場を借り受けてやるということを想定して、同じように展示受付業務委託料、これは必要になってくるかなということで、こちらのほうは同じ形で組ませていただいておりますが、具体的

な部分がまだ決まっておりません。必要に応じて今後補正等で予算をお願いするようなこともあろうかと思えます。そういう形の予算でございます。

それから、87ページの町制施行50周年事業の関係でございます。大まかな事業ということでございます。こちらの事業のほうに組んでいる予算の中身でございますけれども、まず大きく2つ、記念式典にかかわる部分の予算、それから負担金補助及び交付金で、記念事業実施団体補助金ということでございます。こちらは、町内の団体等に自主企画、自主運営で50周年記念の事業を実施していただく、それに対して町のほうで補助をしていくというような形の予算を組んでいるものでございます。式典等、先ほども補助金のところのお話をちらっとさせていただきましたが、まだ具体的などころが決まっておりませんが、会場は国立女性教育会館、こちらの講堂、研修棟を借りて実施するというような予定をしておるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 21ページの交付税の関係なのですけれども、この1,000万円の中には法人税の減額分は入っているのでしょうか。そこは確認できますか。その質問なのですけれども、もう一度伺います。

それから、ふるさと納税ですけれども、ちょっと私の認識が間違っていたのです。間違っていたというのは、もらう金より減収分のほうが大きいのかなって思っていたのですが、ちょっとそこをそうではないのだということらしいので、そこをちょっとご説明いただきたいのですけれども、どのぐらいの現状で利益になるのかを伺いたいと思います。

それから、71ページの平和事業なのですけれども、2年に1度ある程度の事業をやっていくという答弁だったわけです。今年は2年目であり、さらに50周年という記念の年でもありますので、ある程度の事業が行われるのだらうと私は思っていたのですが、今の説明でもほとんど同じだという説明ですから、これはどうしたものかと、どうしてこういうふうになったのかということも当然、今までの答弁と違うわけですから疑問に思ったわけです。どうして2年に1度、ある程度の大きな事業にしなかったのか伺いたいと思います。

電子入札、85ページ、次のページにあるのですけれども、今どの程度まで嵐山町の町内業者の方は利用しているのでしょうか。29年度は、例えば1割の業者が利用して

いると、2割まで高めたいとかという、そういう目標的なものは持ってこれに臨んでいるのだらうなって思っていますので、そこを伺いたいです。新年度は、この程度まで持っていきたいということで、それを再度伺いたいです。

50周年はわかりました。

それから、219ページの地方債の関係なのですが、そうすると今後は大きな地方債は起債をするという方向ではないと、今年度かなり少ないですけども、今年度って29年度、大体このくらいの額で今後は推移をしていきたいというふうに見ているのか伺いたいです。起債がこれふえてしまったら、また目標どおりにならないわけです。返済が何年据え置きかで変わりますけれども、平成33年に5億円台になるというこの見込みも立たなくなるわけですので、ちょっとこれからの見込みというものを伺いたいです。

○畠山美幸委員長 中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、交付税の算定について、法人税割の減収分を見込んでいるかというご質問でございました。先ほど副課長からご説明をさせていただきましたとおり、交付税に関しては個々具体的に一つ一つをなかなか分析して算定をするというのが非常に難しいでございます。今回の単位費用の一般質問でも、河井委員からもいただきました。こういった形で、単位費用や補正係数、こういったものがどうなるかというのは、今の段階では個々具体的には見えません。

そういったことで、町では地方財政計画、そういったものの交付税の29年度の動向、それから収入額や需要額に対する全体的な動向、こういったものを勘案して、概算的に積算をさせていただいていると。さらに、昨年度、28年度の実績等を勘案して予算編成を行っているというのが現状でございますので、法人税割のその部分を今回見て計算しているということではございませんので、そのようなご理解をお願いをしたいというふうに考えております。

それから、2点目のふるさと納税のことでございます。ちょっとふるさと納税、まず1点は、嵐山町にふるさと納税をしていただく方、この方の寄附額を1,000万と見ております。それに対する返礼品として、3割程度の返礼品を見ております。それに対する手数料も若干ございますが、その部分についても今回当初予算では返礼品等を増額させていただいております。1,000万円の寄附をいただいて、なおかつその返礼

品を送り、さらにその手数料を若干お支払いをすると、その差額分が町の収入ということになります。

それから、減税というところでございますけれども、これは嵐山町から他の市町村へ寄附をされた方、その方について町の住民税、所得税、これを減額をさせていただく、減免をさせていただくということで、この減免というのは嵐山町の住民が他の市町村へ寄附をされた方、その部分の減免ということになるわけでございまして、寄附をしていただいた方とは全く別の考え方になります。

そういったことで、ふるさと納税に関しては、今年度1,000万円の寄附をいただけるだろうと、それに対して返礼品を3割程度考えていると、その差額分がふるさと納税で嵐山町の寄附をしていただいた方の増額分、このような解釈でございます。そういったことをご理解いただければと思います。

それから、平和記念事業でございます。ご指摘のとおり、2年に1回程度考えて、大規模に考えてまいりますという答弁をさせていただいたところでございます。今年度、当初予算では前年度同額で計上させていただいております。副課長から申し上げましたように、まだ具体的な事業を検討しておりませんが、大変申しわけございませんが、今川口委員からお話のございましたように、本年度50周年事業、こういったことをございます。こういったことを念頭に置きながら、具体的などのような事業を行っていくか、今後さらにこれを検討させていただいて、そして50周年にふさわしいような平和の記念事業が行えるように検討してまいります。その段階で、補正で必要であればぜひ増額等もお願いをしたいということでございますので、そのようにご理解をいただければありがたいと思います。

それから、電子入札でございます。町内業者にどの程度まで浸透させるかということでご質問でございます。もちろん電子入札を導入しているのは嵐山町だけではなくて、埼玉県全体で実施しておりまして、町内業者でも特に工事関係の業者さん等については、全ての業者に電子入札をやれるようにしていただきたいということで、町では取り組んでおります。つまり電子入札の対象事業に該当する業者については、全ての業者が電子入札に対応できるように、それを目指しているのが今嵐山町の基本的な考え方でございます。

ただ、中にはやはりまだやり方等がわからないという業者さんもいらっしゃいますので、嵐山町の入札に関しては、そういった業者さんについても紙入札で電子入札の

際でもやっていただけるという対応を考えております。ただ、考え方とすると、電子入札が対応できるということは、嵐山町だけではなくて、埼玉県全体の入札に応じられるということになりますので、その辺をぜひ町と今後商工会等にもちょっとお話をさせていただいて、その業者の指導といたしましうか、育成、その辺に努めてまいりたいと、このように考えております。

最後に、地方債の考え方でございます。地方債については、基本的な考え方は借入れをふやしたくないというのは当然でございます。そして、今後の考え方といたしますと、まずは有利な地方債、いわゆる国庫補助の補助裏、あるいはその地方債の償還に関して基本的に交付税等に算入されるというもの、これを基本的に考えていきたいと。極力町の単独債等については、有利な補助金をいただいて、そしてその起債に関しても有利な交付税算入等がされるもの、これを中心に考えて、かつ基本的には起債をなるべくしないようにというのは、これは財政の基本でございますので、そのような方針で進めてまいりたいということでございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

吉本委員。

○吉本秀二委員 1点だけお伺いいたします。

215ページなのですがすけれども、級別の職員数の表なのですが、ここで3級が平成28年に3人だったのが平成29年は10人、4級が平成28年が52だったのが46、この数字についてちょっと説明していただきたいと思うのですがすけれども。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長 級別の職員数の差ということでございますけれども、ごらんになっていただくとおり、4級の人数というのがすごく多い形になっております。これは、そもそも採用の時期、このところに今いる職員の採用された時期というのがある程度固まった時期にたくさん採用した方が、ここにどうしてもとどまっているというような形で人数が多いのが4級というような状況でございます。一定の年数で、2級、3級までは昇格していくわけですが、4級につきましては嵐山町は主査試験を導入しておりますので、試験制でございます。また、4級から5級に上がる際も、これは副課長が5級ということで、副課長試験を導入しておりますので、そういった形での退職だとか、そういったことで副課長級がいなくなって上がるとか、

そういう幾つかの要因がございまして、それで変動していくというような形の数字が結果としてこのようにあらわれております。どうしても人数的には4級が、今の職員の構成からいきますと多いというのは、今後定期的にといいますか、計画的に採用していく中で、その構成のほうも改善をしていくというような形になろうかと思えますけれども、順次昇格等していった人数が変わっている状況でこういった人数になっているということでございます。

○畠山美幸委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 そうしますと、これは3級が3人から10人ということは、これ降級になっている人が何人かいるというような、そういう感じに受け取っていいのですか。

○畠山美幸委員長 中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

1級から2級、2級から3級、こちらについては級別の昇格、吉本委員ご存じのとおりだと思うのですが、昇格するための条件というのがございます。いわゆる在職年数です。それを満たした者、その者が2級から3級に上がるということで、この年に関しては28年1月1日現在と29年1月1日現在では、その昇格の対象者が多かったということで、人数的にふえているというふうにご理解をいただければと思います。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 69ページ、財政管理事業のところでございますけれども、この拡大分、今回は新公会計制度の財務書類の作成の支援業務ということでございます。昨年度の予算では、固定資産台帳改修するためのものができ上がっているのではないかと思いますけれども、この280万1,000円という支援業務があります。これで大体新公会計制度へ移行ができていけるのだというような捉え方でよろしいのかが1点です。

それと、先ほどから出てます87ページなのですが、記念事業の実施団体の補助金、説明ではイベント絡みで1団体10万円、さらには15団体ぐらいを予定しているというふうなことの予算の内容のようでございますが、これのやり方といいますか、具体的に担当課としてはどのような形で、例えば提案型事業のような形の申請みたいなのを受け付けてやっていくような予定なのか、今の時点でまだそこまで具体的に決まっていないということでは結構ですけれども、どのようなことを目指していく

事業にしていくのかというようなことについてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 2点につきまして答弁求めます。

前田副課長。

○前田宗利総務課財政契約担当副課長 それでは、69ページの拡大分ということで、新公会計制度の予算についてお答えをさせていただきます。

青柳委員さんがおっしゃいましたように、28年度の年度末で開始貸借対照表まで嵐山町としては作成ができるということでございます。この開始貸借対照表というのが、27年度末の決算ベースでの開始貸借対照表になります。固定資産台帳もできておりますので、固定資産台帳と27年の予算の決算に伴ういろんな移動、それをあわせて開始貸借対照表が28年度の末にできるということでございます。

29年度からの予算につきましては、その開始貸借対照表をまずベースに、28年度の取引等が始まりますので、一般会計につきましては単式ですけれども、それを複式簿記に取引を直して、そして28年度の決算が終わった状態での今後の財務諸表、貸借対照表、それに計算書等の財務4表をつくっていくことになります。そういったもの、当然複式簿記になりますので、そういったものが今の職員ではなかなか難しい点もありますから、そういった複式簿記へ移るところの支援ですとか、あとは財務諸表をつくったとしても、それを分析をして、町民の方にいろんな公表をしなければいけません。そういった公表をしていくような内容についての指導ですとか、あとはその後の単式を複式簿記にしていくルール、マニュアルというようなものも作成する、そういった業務をこの中でお願いをする予定でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 町制50周年事業の記念事業の実施団体の補助金の内容でございます。今青柳委員さんのほうからお話ございましたような内容で基本的には考えております。基本的な考え方というのは、先ほどもちょっとご説明を申し上げましたが、50周年というこの記念すべき嵐山町の年を町主体ではなくて町民の皆様方とともに記念イベント、あるいは何らかの新しい試みでもいいと思うのです。そういったものを実施していただいて、この50周年という今後の嵐山町をともに考えていく年になればいいなというのがこの内容でございます。

内容につきましては、基本的には大きく2つ考えておりました、まず一つは、既存の団体さんが毎年行っている事業、これにさらにこの補助金を有効に使っていただき、50周年という冠をつけていただいて、そして何らかの新しい企画を加えていただくと、そういった中で町民の参加も求めるということを企画していただいた場合にこの補助事業を使っていただく、そういった通常の事業プラスアルファの事業に使っていただくということも一つ。

それから、もう一つは、申し上げましたように、既存団体に限らず、新たな団体あるいはグループを設置をして、こういった事業、こういったイベントをやりたいというものに関しても、そういった企画提案をしていただいて、これを使っていただくということもありではないかな。

今現在この要綱を取りまとめております。この議会でご議決をいただいた後に、この要綱に基づいて既に既存の団体についてはお呼びかけをさせていただく。それから、町民全体に対しては要綱を公表をさせていただいて、そういったグループ、あるいはそういった団体、それを募集をさせていただいて有効に活用していただきたいと。

これは、今補助金のことを考えておりますが、ともにということで、この補助事業以外でも例えば町とこういったことをやってみたいとか、そのためには会場を、例えば嵐山町の役場の町民ホールを利用したいとか、広報に掲載してほしいとか、そういったところで、当然町と一緒にやれるものについてはやっていくということでございまして、その要綱を今作成中でございます。基本的な考え方はそのような考え方でおります。

よろしく願いいたします。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、新公会計制度のほうでございすけれども、一応28年度のやつができると、今回予算立てした280万1,000円というような予算でスムーズに流れていくのだよというような理解でよろしいのかどうか、その1点と。

あと、今の50周年記念事業も、29年の4月から3月までということを対象にした要綱になっていくのかということです。それで、例えば嵐山まつりなんかだと実行委員会形式みたいなありますよね。今の現時点では、そういうことは特に考えていらっしゃるのかどうかのだけれども、わかりましたらひとつお願いします。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

前田副課長。

○前田宗利総務課財政契約担当副課長 それでは、新公会計制度につきましてですが、先ほども申しましたように28年度の決算が終わりまして、29年度にはそういったもの内容について公表できるような形で進められるものと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 まず1点は、29年度を通してと、そのようなことで考えておりますので、そのどこの時点でやっていただくというのは、それぞれの団体の判断にお任せするというところでございます。

実行委員会形式を作成するかということでございますけれども、基本的にはこの補助制度については、それぞれの団体が自主的に実施をしていただくと、その中でその団体ごとに例えば実行委員会を設けるとか、それはやっていただければと思います。町は当然相談に応じて、町がすべきことはやらせていただくという形で考えております。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 非常に今、この後の50年の1年目になるわけでございますから、幅広くいろんな団体に声をかけていただいて、参加を募っていただくような形で進めていただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 20ページと21ページに、地方消費税交付金が出ていますが、これ一般財源と、それから社会保障財源それぞれ増額になっているのですけれども、この算出の方法というのを伺いたいと思います。

それから、50ページ、51ページで、電話交換事業が出ていますけれども、これは減額になってはいますが、すみません、補正を見ていないのでわからないのですけれども、これも減額されて……

〔「電話がないんだよね」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 すみません、75ページです。ごめんなさい、こっち見ていました。失礼しました。50ページ、51ページは七郷郵便局のほうでした、ごめんなさい。そしたら、やるつもりなかったのだけれども、50、51で、ではそれはいいです。電話交換

事業の体制について伺いたいと思います。

それから、211ページの中の先ほどの公債費の計算の方法というのは説明いただいています。常に地方債を起債するときに交付税に何%入ってきますというのは書かれていますけれども、今回の地方交付税の算出の中にそれは入っているのかどうか、どの程度入っていったいて、何件がどの程度入っているか、基準財政需要額と基準財政収入額の差ではそれは出てこないです。それについて伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 3点でよろしいですね。答弁求めます。

内田副課長。

○内田恒雄総務課庶務・人事担当副課長 まず、電話交換事業の関係でございます。電話交換事業でございますけれども、ダイヤルインの導入に伴いまして、代表電話の件数も減ってきているということもでございます。最終的には電話交換を廃止するというような方向性で動いておりましたが、4月から廃止する予定でおりましたが、既にちょっと臨時職員さんが急遽おやめになったということで、シフトを組むのが困難な状況になりまして、実は3月の8日の日から既に交換のほうを、今総務課の中に機械を、機械といいましても回線を移しまして、代表電話についてもこちらに移しております。その関係で臨時職員さんも、月曜から金曜まで1人体制の勤務という形で、サブの人をつけない形に既になっておりまして、当初予算もそういった形の予定で組まさせていただきますというふうなことでございます。

○畠山美幸委員長 前田副課長。

○前田宗利総務課財政契約担当副課長 私のほうから、地方消費税交付金の件と公債費の件、お答えさせていただきます。

地方消費税交付金の積算なのですけれども、こちらにつきましては前に県のほうから試算の表が来まして、それにもと予算を積算をさせていただいています。今年度につきましては、29年度の見込みにつきましては人口が1万8,341人で、従業者数が8,601ということで、29年度の推計額というのが現行分、要するに今までと同じ税の分が、予算でありましたけれども1億8,600万、それと引き上げ分ということで、社会保障財源として引き上げ分ということで1億1,600万というのが、県のほうから示された試算でございました。

続きまして、地方交付税の中に入っております公債費と地方交付税の需要の関係でございますが、先ほど申しましたのは需要額ということでございまして、今年度公債

費、需要額の中に算定をされています公債費が、事業費算定による公債費と、純粋な公債費算入による公債費があります。事業費算定による公債費の金額が、平成29年度ですと1億5,300万ほど見てございます。また、公債費としての算入額でございませけれども、こちらにつきましては3億3,700万ほど需要額として見ております。足しますと4億9,000万ほどが交付税算入の需要額として見ていることでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時21分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡明かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 2点ほどお聞きをしたいというふうに思いますが、最初に71ページ、広聴事業ということで載っておりますが、その金額が昨年に比べて半分でもないですけれども、大幅に下がっております。もともと9万円という昨年度の金額ですから、少々多くないわけですが、それで事業内容が町政モニター、町民の声のボックス、メールの意見募集、さまざまなものが広聴事業が載っているわけですが、逆に上げていくような項目ではないかなというふうに思うのですけれども、なぜ下げってしまうのか、下がってしまうのかお聞きをまずしたいというふうに思います。

それと、次が83ページです。一番下の交通指導員の運営事業でございますけれども、前々から私もこんなうわさを聞いてはいたのですが、なかなか難しいというか、ある程度専門的な知識も必要でしろうし、難しくてなり手がなかなか少ないのだというよう

な話を聞いていました。そういう時期において、多少なりとも減額されているわけですが、減額の理由をお聞きをしたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 それでは、私のほうから広聴事業につきましてお答えさせていただきます。

昨年度当初は、委員報償ということで9万円の計上させていただきました。本年の12月にこの町政モニター制度の大幅改正ということで、町政モニターの委員さんから集めて町政に関することを聞くという内容から、電子アンケートに対するものに変更というのを、本年12月議会で、平成28年度の12月議会で決めさせていただきました。それに基づきまして、地域商品券を500円を100の方に配るということでさせていただいて、本年度、平成29年度におきましても引き続きやっていくということでございます。これまでは10人のモニターさんから意見を聞くということから、100の方まで広げたということで、決して、金額は下がりましたけれども、内容、削減したというわけではなくて、より多くの方から幅広く聞くということで、今現在も募集しておりますし、多くの方から町政のことに対するアンケート、電子でもってやれるということで、今年度から、平成28年の12月から制度を変更してやっているとございませう。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、交通指導員の関係についてお答え申し上げます。

今年度多少減額となっておりますが、そこは保険料、交通指導員の保険料が減額となっておりますので、その分多少の減額となっておりますということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、モニターのほうの関係からお聞きをしますが、直接モニターさんが役所に来ていただくのではなくて、ネット等でアンケートを送り、そのお答えを送っていただくというタイプに変えていくと、これにするとより充実したものが得られるという考えではないかなというふうに思うのですが、私も経験があるから

わかりますけれども、直接役所に来ていただいて細かなことを聞くのと、アンケートに答えるようなタイプだと、多少入手のあれが変わってくるのではないかなというふうに思うのですが、そこら辺の考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

それと、交通指導員の関係なのですけれども、体制的にはでは変わらないということではよろしいのでしょうか、確認だけしておきたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の広聴事業でございます。現在町民の皆様方からご意見をいただく手段といたしましては、こちらに記載をさせていただいておるとおり、この町政モニター制度、あるいは町民の声ボックス、メールによる意見募集、あるいは直接窓口のほうにおいでをいただいてご意見を伺う、こういったいろんな手段を設けているわけでございます。従前、こちらの広聴事業につきましては、先ほど副課長のほうから答弁させていただきましたとおり、町政モニターさんということをお願いをした方に定期的に役場に足を運んでいただきご意見を伺っておりました。こちらの委員さんについては、なかなか人がかわらない、新しく募集をしても入って、参加をいただく方が少ない、こういった状況でございまして、いただく意見についてもちょっと固定化しているというところが若干あったかなというふうに思います。

そういったこともございまして、方式自体を改めさせていただき、より多くの方からいろんな角度からご意見をいただくということで、このような制度を設けたということでございます。こういった制度を変えたということは、やはり決まった方からということではなくて、多くの方からいろいろなご意見をいただきたい、こういった意味を込めて、制度を改めたということでございます。

2点目の交通指導員につきましては、実は昨年の3月末をもちましてお二人退任をされました。それに伴いまして、新たに2人の方をお願いをしたということでございます。実質的には28年と29年の体制については変わりはございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 では、1点だけお願いしたいのですけれども、広聴事業のほうですけれども、直接モニターさんを委員を決めて役所に集まってご意見聞くのと、それ以上

の10倍ぐらいの方からアンケート形式で形をとると。そちらのほうがいいのではないかというふうな、そちらのほうに寄っていきたいと、そういうふうなお話だったというふうに思いますけれども、やっぱりここの町政の懇談会等についても、もうほとんどやっていらっしゃらないというような状況です。やはり多少なりとも人に寄っていただいて来ていただく、その中でご意見が出ないとしても、やはりそういうふうな姿勢的なものというのは絶やさないうほうがいいというふうに思います。そんな感じを持っているのですが、最後にお聞きをしたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ただいま委員さんのほうからお話をいただいたとおり、やはり直接町民の皆様から声を伺う、これは大変重要なことだというふうに理解をしておるところでございます。今後機会を見て、これは町政懇談会ということに限らず、やはりいろんな形で皆さんから意見を伺う、こういった機会を設けていければというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 68、69ページになると思うのですが、電子自治体推進事業ですけれども、この拡大分の、町内公共施設ネットワークの運用管理、庁内グループウェアシステムの運用管理に関する経費ですけれども、具体的にはどのような形で行って、電子自治体に関してはなかなか外に見えてこないで、それをはっきり伺いたいと思います。

それから、78ページ、79ページになりますけれども、地域活性化事業がここに入っていますか、そのところですが、観光協会に補助金を交付して、実際に出ていらっしゃる方にもお会いしたわけですが、これは実際の動き方というのは、住民との対応というのは、これからどのような形で進めていくのか伺いたいと思います。

それから、77ページです。男女共同参画にかかわる冊子ですが、具体的にどのような形で進めていくのか伺いたいと思います。

それから、84ページ、85ページになります。部落解放同盟の埼玉県連合会嵐山支部の補助金ですが、もう何度も質問もしていますけれども、これは45万円の補助金の見

直しというふうに、補助金関係にかかわる見直しは全くしなかったのかどうか伺いたいと思います。

それから、97ページになると思うのですが、これ就業構造基本調査事業というのがありますけれども、これ具体的には非常におもしろいデータであると思うのですが、いつごろ町民に公表するという形はとらなくて、国からの単純なデータという形で町に来るといふ形なのか、かなりおもしろい数値になってくると思うのですが、それについてはどのような形で考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 以上、5点につきまして答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 それでは、私のほうからは、電子自治体推進事業の関係と地域活性化事業の関係と、男女共同参画の冊子との関係と就業構造調査の関係につきましてお答えさせていただきます。

電子自治体推進事業におきましては、こちらの予算に項目としてございますとおり、消耗品につきましてはカートリッジ等の購入でして、通信運搬費につきましては、役場と色々な施設を通信というか回線を通じていろいろなシステムを行っておりますので、そういう回線の費用を計上させております。また、公共施設にはワイファイがありますので、ワイファイの施設費用というのをさせていただいてます。

手数料につきましては、埼玉県と共同利用の電子申請サービスというのをしておりますので、そちらの費用の計上をさせていただいております。

電算委託料につきましては、嵐山町が庁内LANというふうに町の行政のほうでは言っておるのですけれども、いわゆるグループウェア等、あと色々なシステムを使うと情報を共有する、ワードやエクセルを保管する箇所が必要です。その共同の保管場所というのをつくっておる、その情報システムの共同というのをしております。また、今回新たに国のほうから求められている情報セキュリティの強化対策の保守等を県と町ともども行っておるところでございます。また、委託料としましては、追加してコンサルティング委託料というので、電子自治体総合コンサルティングというのを委託しております。

機器借上料につきましては、パソコンのリース料と、あとは機器のリース料というのをしております。

負担金につきましては、項目は計上しておりますので、説明は省かせていただいて

おります。

あと内容が違いましたら申しわけございません。

続きまして、地域活性化事業につきまして、町民との対応についてどうかということでございます。現在1月から地域活性化につきまして、町おこしディレクターを採用させていただいて、広く活動させていただいております。活動自体につきましては、特に団体や住民等の方と広く交流していただいて、情報提供や情報交換や、これからの新しい嵐山町に向けての活動を行っておりますので、住民との対応といいましても、個々に本当に1対1で話したり、そういう対応もしておりますので、引き続きそのような活動を行っていただくというのを考えております。

男女共同参画の冊子につきましては、これはヌエックさんに監修していただいて、企業用に向けて、働き方改革を国によって行っておりますけれども、そういうような冊子を企業向けにつくって、商工会を通じて配布しようというふうに今のところ考えているところです。内容について具体的なことはまだ決まっておりませんで、ヌエックさんとともに、働き方に対しての改革等の内容について載せようかなというふうに今構想上考えておるところでございます。

続きまして、就業構造調査につきましては、平成29年10月1日を基準に、就業や不就業の状態を明らかにするという国の調査でございますので、全国では900調査区で行います。特に情報については、ほかのものと同じように国が集計して、国の発表をもって行っていくということでございますので、嵐山町でどうのこうのということではなくて、国の例の統計の情報システムで公開していくという、そういうふうになっているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からは4点目の部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部への補助金につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、たびたび委員さんのほうからもご質問を頂戴をしているわけでございます。委員さんご案内のとおり、補助金につきましては庁内で補助金等適正化委員会、こういった委員会を組織をしまして、補助金の正当性、妥当性、金額等々をご審議をいただいているわけでございます。今年度もこちらの委員会において審議をいただき、その活動内容等々を見ていただき、来年度につきましても同額でとい

う形になりました。

その委員会の中でも見直しということも、見直すことのいかんについても議論があったところがございますが、今年につきましては昨年の12月の9日だったかと思えます。国におきまして部落差別の解消の推進に関する法律、こういった全く新しい法律ができました。この法律が制定された趣旨につきましては、いまだに部落問題に対する差別というものがあるのだと、こういったものに対して国を挙げて取り組んでいかなければならない、こういった理念法ではございますが、法律が制定されたわけでございます。こういった法が制定されたという意味を町としては受けとめ、29年度については同額でということで予算のほうを計上させていただいたところがございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 電子自治体の拡大分というのが、昨年の予算書に書いてある説明と余り変わらなくて、では28年度と29年度ではどこがどう違ってくるの、例えば公共施設との関係でも、スカイプを使って会議ができるようになるとか、そういった拡大分があるのか、もう少し住民に対してのかかわりの中で拡大分があってくるのかということが、電子自治体を進める中ではとても大きな課題だと思うのですが、実際にはこの拡大分というのは、公共施設との関係が1つか2つふえたとか、そういうことなのでしょう。でも、もともともう拡大分があるのではないかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それと、男女共同参画の企業向けということですから、嵐山町の企業全体に対して働いている方たちにその冊子を配布するという形になってくるのかどうか伺いたいと思います。

それと、あと部落解放同盟補助金のことですけれども、ほかの団体の補助金というのは10万円とか提案型とかいろいろ抑えてます。ですけれども、これは新しいことが始まるという形で、新しい法律が制定できたからといって、ここに部落解放同盟に関しては、1団体の補助金です。それについて、またなぜ見直しをしないという形になっていくの、私はこれが理解ができない形で、しかも総務課のほうの関係になりますけれども、住宅資金貸付金事業は多分恐らくもう全部終わったわけですが、見ていると、入ってこないという形になってますから、そうするとそういうふうな状況になっているのかかわらず、なおこのところで、ほかの事業に新たな事業を進めていくのと

ということではなくて、ここに同じ補助金を出していくということの、金額も変わらずに、しかもこれ使われ方というのを見ていますと、交通費ですとか、そういったことです。交通費に、飛行機代とかそういうふうな形でこの前も出されていましたが、こういった形が進まれていくということ、補助金適正化委員会では実際の内容自体について調査されたのかどうか、この問題結構大きいと思うのです。そのところについて伺いたいと思います。

それともう一つ、就業構造基本調査ですけれども、これ県の支出金で出てきていますが、具体的には、国支出金ではなくて県の支出金で出てきているので、県全体で調べていくのだと思っていたら、それ国の委託事業です。機関委任事務かどうかわからない、それで嵐山町でもこれはとてもおもしろいものだなと、なかなか仕事をしている人としていない人の流通がわからないわけですけれども、こういったものは調査しただけで、嵐山町の具体的な情報として活用することはできないのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 それでは、私のほうから電子自治体と男女共同参画と就業構造調査につきまして述べさせていただきます。

電子自治体推進事業の主な増額の今後につきましては、昨年議会でご審議いただいて導入しました自治体の情報セキュリティ強靱化の保守等が主なものでございまして、これにつきましては嵐山町も情報セキュリティ強化、メールの無害化、インターネットの仮想化、データ受け渡し化、ファイルの暗号化というのをさせていただきますが、埼玉県もそれに向けてセキュリティのクラウドというのをつくっていきます。それについて、負担金とあと委託料というのを払う必要がございまして、そちらのほうの主でございまして、特に何か新しいシステムを入れるとかというのはなくて、セキュリティの強靱化を図るとというのが主でございまして、新しくスカイプほどのこのという、そういうものではございませんで、強靱化のためだけのものがございます。

男女共同参画のものにつきましては、基本的には企業様向けのものを考えておりまして、働く人というか、企業さんの働き方についてもう一度考えていただければ

というのを今現在は考えておりました、今後女性教育会館と協議して監修していただきますので、その中でこうしたらいいよ、ああしたらいいよというのを協議いただきながら冊子をつくっていかうと思ひまして、基本的には今思っているのは、企業向け、企業の人事担当者とか、そういう方向けにこういふのどうですかというのをつくっていかうかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、就業構造調査につきましては、国の本当に調査でございますので、嵐山町が独自に調査するものではございません。先ほど言いましたとおり、埼玉県では900調査区でございますので、その中に嵐山町が幾つ入るかということで、嵐山町だけの調査ではなくて、全国的な調査でございますので、この中で嵐山町がどうこうというのは、できる範囲もありますし、できない範囲もあるかなと思ひますので、この中については今後国のほうが調査の内容を明らかにしてやっていくと思ひますので、それに基づきましてやっていくということだけでございまして、嵐山町独自で調査をすると、嵐山の中で住民に諮るとか、それにつきましては国のほうの統計の仕方にかかってきてしまうということでございます。

以上です。

○嵐山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、部落解放同盟の補助金につきましてお答えをさせていただきます。

委員さんご案内のとおり、提案型の補助金につきましては補助要綱を設けて、上限10万円という定めがございますが、こちらの補助金につきまして個別の要綱を設けておひまして、運動団体活動事業費補助金交付要綱、こういった交付要綱に基づきましてお出しをさせていただいておるものでございます。

対象となる事業費でございますが、講演会、研修会等の開催、あるいはそういったものへの参加、啓発資料の作成、団体運営費、こういったものが補助対象事業となるものでございます。この活動の内容につきましては、委員会の中には、本当細かい部分までは、そこまでは出しておひませんが、ご報告のほうはさせていただき、ご審議をいただいたところでございます。

以上です。

○嵐山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 それでは、男女共同参画にかかわる冊子なのですが、事業者に冊子

を配っただけでいいのかなという感じで、具体的にいえばもっと講演会とか、そういうふうな形で、研修に携わっていただくというふうな方を、こっちはして行って男女共同参画が進む、ここの嵐山町の役場もそうですけれども、全く男女共同参画は進んでいるようでちっとも進んでいないわけです。それと同じように、企業向けに関しても、そういったことが言えるかなと思うのですが、その点についてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

それから、部落解放同盟の補助金に関して、私も活動団体運動要綱がよくわかっていて話していて、なおかつこういうふうな状況になってきていて、そして研修は解放同盟が嵐山町でやっているということではなくて、研修を広く呼びかけて何かをやっているという実態は今までなく、全て町が実際に行ってます。そういうふうな形の中で、嵐山町でこういった45万円の補助金というのが必要だと思われる根拠というのを伺いたいのです。もう何年もこれやっているわけです。それで、なおかつ、これで新しい法律ができた。では、法制定をしなさいというふうな動きがあったらば、そして法制定されますよね。法制定された段階で、こういった形でまた嵐山町はこういった部落解放同盟に対しての嵐山支部です、嵐山支部に対して補助金を出して、同じ金額を変えないでやっていくという補助金適正化委員会の考え方自体はとてもおかしいかなと思うのですが、その点についてどのような、実際に本当にチェックをしたのかどうか伺いたいと思います。

それから、就業構造基本調査にかかわる問題ですけれども、これは国の公表事業としてとてもおもしろいと思うのです。ですけれども、嵐山町の部分というのは、国の事業であったとしても、それを活用して、どこかで公表していくというのは、私はすごくおもしろい状況、いろんな変化が50年目で見えてくるわけで、50周年で見えてくるわけでおもしろいかなって、こういうのをとてもおもしろいかなと思うのですけれども、その点についてはいかがなものでしょうか伺います。

○畠山美幸委員長 3点につきましての答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 それでは、私のほうから就業構造調査につきましてさせていただきます。

就業構造調査につきましても、町が使わないというわけではなくて、今総合戦略等をやったり、リーサスを使ったりいろいろ分析をして調査を施行しております。こう

いうものにつきましても、積極的に使って町の分析をして、今後どうしていくかというのには活用させていただこうというふうに考えているところでございます。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目の男女共同参画の関係でございます。こちらにつきましては、平成29年度からの5年間の新しい第3次のプランを作成をしたところでございます。その中でも基本的な課題ということで6つ掲げさせていただきました。その一番最初に掲げたものが、雇用環境や就労における男女共同参画、これは1番目に持ってきさせていただきました。というのは、やはり女性の社会進出、こういったものを進めていくことが今後の日本にとっては一番望ましいというふうに考えております。

そういった意味でも、やはり女性の就労の環境、そういったものをやはり現状よりも一段引き上げていく、こういったことから始めていく、こういったことは大切だと思います。そのために今年度、29年度については、企業の皆様方にこの男女共同参画というものを、もう一度考え直していただく、そういった機会に、まず29年度はしていきたい、このような思いから、このような予算を計上させていただいたというところでございます。

2点目の解放同盟の補助金でございます。こちらにつきましては、これまでも町のほうではこの補助金の金額については、何年かに1度見直してまいりました。直近でいえば、平成25年度に大きく見直させていただいたところでございます。町が進める部落差別の解消、同和問題について町が進めるに当たりまして、やはり運動団体との連携、こういったものが欠かせないというふうに考えております。そういった意味でも、こういった補助金については必要だというような判断をさせていただいたところでございます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、委員会の中ではそういった趣旨につきましてはご了解をいただいて、こういった形になっているというところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 3点お尋ねします。

71ページ、新規のデジタルサイネージの運営及びコンテンツの制作ですけれども、

手数料が21万6,000円、使用料が10万2,000円、駅に行くワクワク感があるみたいなものがある、本当にいいものだと思っているのです。これは、どのような運用の仕方というか、使い方というか、担当課としては考えていらっしゃるのか、この予算かけて、この点1点お尋ねしたい。

それと、163ページ、雨量計の購入、さらにはここに書いてございます。防災啓発用品の購入というようなことで、これも50周年を記念して事業として展開していくのかなと思いますけれども、この事業の内容、お尋ねします。

それと、次のページの165ページ、防災訓練事業、これ町制施行50周年記念事業として防災訓練を実施するための経費ということで50万予定をされておりますが、現段階でどのような事業にこの50万を充てていくというようなお考えでいらっしゃるのかお尋ねします。

以上、3点です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 私のほうから、情報発信事務事業につきまして説明させていただきます。

デジタルサイネージにつきましては、今現在は業者等に委託して平成27年度に行った工事の保守ということで行っております。来年度からは町が主体的になって発信をしていくということで、コンテンツの制作手数料と、サイネージの運営経費ということで使用料を計上させていただきました。運用方法につきましては、今までもそのようなのですが、町観光協会、商工会、または町の中にある史跡、博物館等々、町の中にある施設等のイベント等につきまして情報発信し、または町の歴史とか文化とか云々につきましても新たに発信していくよう、今までの契約では年3回程度の改修というふうになっておりましたけれども、今回は町が独自に行いますので、もうちょっと多目に柔軟に対応できるような運営方法を考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、防災対策事業の備品購入等についてお答えさせていただきます。

この雨量計の購入につきましては、近年ゲリラ豪雨、局地的豪雨や台風などが頻繁

に起こっておりますので、それらの雨量を計測することによって、役場の敷地内に雨量計を設置することによりまして、土砂災害などの避難勧告等の発令時に役に立つということでございまして、計上させていただきました。

続きまして、防災訓練についてですが、現段階では10月ごろ、秋の土曜日か日曜日を計画しております。地区につきましては、七郷防災会に協力をいただきまして、北部地区を現段階では予定しております。内容につきましては、まだ詳しくは決まっておらないのですが、実際には災害発生から避難、そして避難所の開設、それから避難所の運営といった実践的な訓練を考えております。防災フェア的な要素ではなくて、より実践的なものを今回は考えて、現段階では考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 まず、71ページですけれども、今まで3回ぐらいの改修というか、入れかえみたいなことになっているけれども、今度それが頻繁にやっていくということで、それに情報提供する団体名もおっしゃった。それは、やはり嵐山町の地域情報を積極的に発信していくのだというのだから、もう少し情報の捉え方というものを限定することなく、もう少し町民に幅広く広げていくというような姿勢が大事ではないかと私思うのだけれども、それについてちょっとお尋ねします。

それと、163ページの非常用の持ち出し袋の200万というのは、これはどういうふうに使われていくものなのか、その辺を2点お尋ねします。

○畠山美幸委員長 伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 情報発信事務事業につきましては、町民に広げてということでございますが、まさしくそのようないろんな方のご意見をいただきながら、より身近というか、みんなが見てもらえるようなサイネージのその辺について検討していきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、非常用持ち出し袋についてお答えいたします。

これは、災害時に持ち出す非常用の、災害用の非常用持ち出し袋を1,000円掛ける2,000世帯を見込んで計上させていただきました。中身につきましては、ただ袋それ

だけということではなくて、中身はまず現段階で考えられるのが、例えば中に缶に入ったパン、乾パンではないのですけれども、缶に入った柔らかいパンなのですけれども、それを1つ入れる。プラス何か災害時にはこういった行動をしましょうとか、そういったものを何か考えるきっかけになるようなものを中に入れたいというふうに考えています。この非常用持ち出し袋の補助によって、家庭の中でそういった災害時について話し合うきっかけになればというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 駅前のデジタルサイネージですけれども、やっぱり幅広くというのが私は、地域の区長さんの情報もあるし、きのうなんかはあそこで、嵐山のヌネックで行われたいうものもあります。ああいったところにいろんな団体が参加してきている。やっぱりそういったような公益性があるというのは難しいかもしれないけれども、なるべくだけ地域情報の発信だったか、取り上げていくような形がいいのかなというふうに私も考えます。それはそれで結構です。

今、最後の2,000世帯というのは、世帯数、どういうところからその2,000世帯というののはじき出されたのか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

こちらの非常用持ち出し袋の購入ですが、先ほど副課長のほうからご答弁申し上げましたが、この事業を行う目的としては、やはり町民の皆様により一層防災に対する意識を高めていただきたいと。そういった目的で、購入の一部補助という形で考えさせていただきました。予算上に際限ございますので、一部、全額ではなくて、1件当たり1,000円を補助させていただくと、そのような形で、全世帯ということで捉えれば一番よかったのですが、全世帯ではなく2,000世帯、こういったのをめどとして計上させていただいたところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時26分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き、地域支援課に関する部分の質疑を行います。どうぞ。

吉場委員。

○吉場道雄委員 1点お聞きします。

ページは86、87です。(4)の各種相談事業ですか、今回迷惑相談員の事業がなくなりましたけれども、それは件数が少ないからって聞いていたのですけれども、やはり件数が少ないからといっても何件かあったわけなのですけれども、何件かの相談はどのように、ここに書いてあるには、苦情だとか、意見、要望等というのは、行政相談とか、人権擁護委員とか、裁判官ですか、そのようなところへ相談するといったけれども、迷惑相談の今まで来たような相談はどのようなところで対応するのか、ちょっとお聞きします。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それではお答えいたします。

迷惑相談に関してですが、平成13年、14年の相談事業が始まった当初は、やはり相談件数が600件とか年間にありました。それが徐々に減ってきて、昨年ですと80数件になっております。そういうこともあって今回計上しておらないのですが、というのは各相談が、相談件数が減っておるといのは、各担当課のほうでそれぞれ、今までは何でもかんでもが迷惑相談、相談員さんのところに来ていたものが、徐々に各担当課で受ける体制が整ってきたというか、そういう意識が高まってきた。自分のところで受けるという意識が高まってきたということのあらわれではないのかなというふうに感じております。

ただ、今後は全部迷惑相談がゼロになるわけではないと思いますので、そういったものを今後どういうふうにもうまく適切な場所につないでいけるのかというところは、これから課題ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 町民はやはり来庁するのではなく、結構電話での相談があったみたい

なのですけれども、ある程度課のほうとしても、そういうようなことも少し対応してくれればと思うのですけれども、どうでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回この迷惑相談につきましては、予算のほうは計上しておらないのですが、形としては設置規則というものを町のほうで設けましてこれまでやってまいりました。ただ、そちらの規則のほうは、そのままに置いたままにしておいて、一旦来年度停止をして状況を見たいなというふうにまず思っているのが1点でございます。

相談件数についても、先ほど副課長のほうから答弁をさせていただいたとおり、設置当初の14年、15年に比べまして約10分の1程度に件数も減っているということもございまして、そのようにさせていただいたわけですが、やはり今後町民の皆様方からいただく相談については、役場全体でまず受けていくのだと、こういった職員が意識を持つということが一つ大事かなというふうに思っています。

設置当初よりも体制も整ってまいりました。例えば長寿生きがい課の中には、地域包括支援センターという組織ができて、高齢者の問題を中心に扱っています。そういったものがあったり、消費生活については体制も整っています。状況が変わってきた、こういったこともございます。受けられるものは町のほうで、町の職員全課の中で関係するところが受けていくと。必要に応じて専門の機関につないでいくと。その辺をきちんとやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 1点お伺いいたしますが、79ページで、地区集会所補助金。ふえている金額は幾らでもありませんけれども、この地区自治会、菅谷自治会館、根岸集会所の屋根工事、大蔵地区地区掲示板設置事業、この3つが上がっているのですが、この積算の根拠を、どんなことをやるのかお伺いしますが、かつまた時々地区掲示板というのが出てくるのですが、これ現在町内にこの事業というか、補助で設置した掲示板というのがどのくらいあるのですか。それを含めてお伺いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 それでは、地区集会所の関係につき、地区集会所等補助事業につきまして、ご説明させていただきます。

平成29年度計上させていただきましたのは、ここに予算書に書いてあるとおり、菅谷自治会館の屋根とエアコン修繕、根岸集会所、屋根修繕でございます。これにつきましては、各自治地区で予算見積もり等を行っていただいて、計上させていただいております。菅谷自治会館におきましては、既に昭和52年に建築されて築40年を経過して、雨漏りも数カ所あって、エアコンも壊れているということで、エアコン、屋根の修繕、屋根と雨どいと鼻隠しの工事とエアコンの修理工事をするのでございます。地区においては、補助金も全額行いません。半額でございますので、精査をして、必要なものについて計上していただいているものでございます。

根岸地区につきましても、昭和55年に建築して、もうかなり長い年月たっておりまして、屋根塗装も剥げてきており、劣化が厳しくなっていると。引き続きコミュニティーとして使いたいということで、こちらにつきましても、栈葺屋根の塗装と洗浄のみという、随分安く行いたいということで計上しております。

それぞれ菅谷自治会館におきましては、町の補助金額としては77万円。根岸地区につきましては、町の補助としては11万円というのを計上させていただいております。

区の掲示板におきましては、大蔵地区が、地区ごと、3地区、地区別につくっておるらしくて、毎年1基ずつ、3年間に分けてつくらせていただきたいということで、これも満額、10分の10ではございませんので、10万円に対して7万3,000円の補助を行っているところでございまして、大蔵地区3年目の来年度も引き続き1カ所を設置したいということでございます。ただ、掲示板が今全て幾つあるかというのは、町も掲示板把握をしておりませんので、それにつきましては申しわけございませんが、今手元に資料がない状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 自治会館というか集会所、それぞれ傷んできているということはわかりますが、今菅谷の関係はエアコンの修理も含めた、それは別なのですか。エアコンも含めて77万円という、要するに補助の枠がそうと。

2分の1ということで、今年がこういうことで、ほかにもうちのほうもというよう
なことの声は出ているのですか。ありましたら、お伺いします。

それから、この地区掲示板なのですが、しっかりしたものをつくるということは承
知しておりますが、ただ残念ながら何基があるかわからないということだと、補助出
しているわけですよ。どういうふうに使われているかというものの確認も当然必要で
すし、私は本来掲示板の設置というのは、ここはどこへつくるのだからちょっと、恐ら
く集会所か何かへつくるのだと思うのですが、これからごみ集積所とか、そうしたと
ころに簡易的な掲示板というものが、私は住民が、ごみはしょっちゅう持っていくわ
けですから、そういうのを使った広報というのが、回覧板よりかむしろいいのではな
いかと思うのですが、そういう考え方というのはしたこと、検討したことあるのです
か。その点をお聞きします。

○畠山美幸委員長 伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 菅谷自治会館の
修繕につきましては、エアコンを含んだ、エアコンの修理も含んで、町の補助金とし
て77万円というふうに計算していただいているところでございます。

地区の掲示板につきましては、資料がなくて今現在わからないのですけれども、補
助した件数はちょっと調べています。今現在資料がなくて申しわけございません。

ただ、現在大蔵地区で行っている掲示板につきましては、全て地区としてはごみ置
き場のところに掲示して、よく見に来てくれる方になるだけいろんな情報を出したい
ということが出てきておりますので、なるべく多くの方に来ていただく。集会所もも
ちろんそうでございますけれども、ごみ置き場等も考えて、もちろん地区の負担もゼ
ロではございませんので、いろいろ検討して、この場がいいだろうということを精査
した上で申請していただいているというふうに考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 1点補足で申し上げたいと思います。地区集会所の修繕につ
いての現在要望があるかというお話でございますが、やはり町内の集会所を見てみま
すと、昭和50年代あるいは60年代に建設をされたものが多く見受けられる状況でござ
います。やはり築30年、40年たつてまいりますと、屋根が傷んだりだとか、そういっ
たことがあろうかと思えます。せんだつても広野1区だったかと思えますが、区長さ

んのほうから、実はこんな状況なのだよというお話をいただいております、そういったことであれば、こういった助成の制度がございますということでご案内をさせていただきました。そういったお話をいただきましたら、できるだけ地域支援課としては予算のほうを確保して、修繕をしていただくような形で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 集会所の件はわかりました。

ただ、地区掲示板ですが、1基10万円ということで、もっと簡易的なもので掲示板の設置を各ごみ集積場に、何カ所、200カ所ぐらいあるのですか。全部ということはあれですから、各地区ごとにメイン的なところに簡易的な掲示板を設置して、町からの情報等の伝達とか、いろんな団体の掲示、宣伝というか、そうしたのも貼れるようなもので結構だと思うのですが、私は簡単なものでいいのかと思うのですが、今後検討する考え方はないのですか。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど掲示板については、10万円の積算だということで申し上げましたが、この掲示板につきましては、町のほうでこういった仕様でということで定めているものではございませんで、どのようなものをつくるかについては地区のほうで決定をいただいています。当然全額町から出るわけではございませんで、3分の1につきましては地区でご負担をいただくということがございますので、そのあたりは地域で検討いただいているのが現状でございます。

今委員さんのほうから、ごみ集積場に簡易的なものでやったらいかがというようなお話がございました。確かにそういった方法も一つあろうかなというふうに思います。今後何かの機会に、こういった方法もございますということで、ご案内をしていただければというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

吉本委員。

○吉本秀二委員 86、87ページの迷惑相談の関係で、またお尋ねしたいのですけれども、

28年度は4月から1月までに67件ということで大分減ってきているのですね。先ほどの説明ですと、それは各課のほうに分散して行って、そういう少なくなってきたのではないかというお話でしたけれども、それでしたら各課でカウントして、どのぐらいになるかということは把握されていますか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それではお答えいたします。

各課に分散して、各担当課でそれぞれ受けていただいた相談件数分につきましては、集計というか、把握はしておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 私、その辺が問題になるのではないかと考えているのです。相談、要望、意見、苦情、そういったものはどこかに集めて、それが活用されていないと意味がないわけなのです。ですから、その辺の施策を講じていかないと非常にまずいのではないかなと、このように考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

迷惑相談でございますが、こちらについては今要望、ご意見ということで、委員さんもお話をされましたが、趣旨としては困り事なのです。町民の皆様方が、何でも結構です。何かお困りのことがあったら、ぜひご相談をしてくださいという形で設けられているというふうに考えています。10数年こういった相談業務を行って行く中において、そういったものが一つ一つ解決ができてきたのかな、ある部分ではです。というものもございます。

先ほど私答弁させていただいた中で、各課の中で体制が整ってきたというふうに申し上げましたが、各課で、例えば今まで地域支援課で受けたものを各課で今受けているから減ったというだけでは当然ないというふうに思います。それは町民の側の状況も変わってきたというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 私、一つ考えますには、いろいろそういった高数字案件というものは

集積されて、きちんとコンピューターの中にでも入って、どこでも出せて、これがある管理職だったらどこでも見れると。それで特に問題のあるようなものだったら、どういうふうに処理されているのだろうか、そういったものまでがわかるような、そういうシステムにしていくべきではないかと私は思っているのです。なかなかそういったものを構築するとなると予算も絡んできますので、予算もなるべくかけないようなもので、手づくりのようなもので、コンピューター処理できるのではないかと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

町民の皆様方からいただいた、例えばご要望だとか、ご意見だとか、現在ではきょうもご答弁させていただきましたが、町民の声ボックスだとか、地域担当で区長さんにお伺いをしたときにご意見をいただいたとか、あるいはメールで意見を寄せていただいた。こういったものにつきましては、地域支援課のほうで取りまとめて、毎月の月初めに課長会議行っておりますので、その中で情報を共有し、こういったご要望に対してはそれぞれの関係する課で、このように対処しましたということを会議の中で報告等行っておりますので、ある程度情報共有はできているのかなというふうには考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 78、79ページの一番上ですけれども、子育て世帯等転入奨励金、これ3カ年で、数字間違っていなかったら結構なのですけれども、数字の確認です。33世帯103人が転入してきたということでよろしいのでしょうか。

それから、(10)の地方版総合戦略検証等事業ですが、これ平成28年度も検証を行っているわけです、予算とっていますから。平成28年度の検証は、この29年度に何か生かされているのかどうかを伺いたいと思います。

それから、その下の地域活性化事業ですが、このコーディネーターの方、広く町民と交流をしてもらおうという答弁だったわけです。移動時の事故等はどういうふうになっているのか。本人は530万円をもらって、もう終わりという関係なのでしょうか。雇用関係は結ばないということですので、事故の場合、どうするのかを伺いたいと思

います。

それから、その下の先ほどの地区集会所の件なのですが、町の予算とおっしゃっていただけですけども、去年は宝くじを利用して地区の改修を行うのだという答弁だったわけです。今年、それは使えないわけなのですか。ちょっと先ほどの答弁が気になったもので。

それから、その下のコミュニティ推進事業。減額が大きいなと思うのですが、理由を伺いたいと思います。

85ページの駅前輪場の関係なのですが、平成29年度には駅周辺整備計画ですか、これはできる見通しはないのでしょうか。予算ない、1カ所封鎖というので計画やめたということしか載っていないわけですので、先々の見通しの関係で伺いたいと思います。

それから、163ページの非常用持ち出し袋の関係なのですが、2,000世帯に配ると。当然今7,500ぐらいですか、世帯が。これ、どういうふうに2,000世帯を抽出して配るのか、それを伺いたいと思います。

復興税は29年度440万7,000円入るといふことなのですけども、私たちが払って、それを何に使われるのか、伺いたいと思います。

それから、三芳町でアスクリという倉庫が火事になって、12日間も鎮火しなかったということがあったわけです。嵐山町も倉庫が幾つかあるなと思って、そういうところが火事になった場合に、何日かかかってしまうと、もし同じ時期に、同時期に火事があったら、消防の手はとられてしまうわけですので、嵐山町の倉庫は消火体制は完全にという言い方あれだけでも、きちんとできているのかどうか。確認ができていますか。伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 9点にわたっての質問に答弁をお願いします。

答弁求めます。伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 それでは、私のほうから子育て世帯転入奨励と総合戦略の検証、地域活性化事業、集会所とコミュニティ推進事業につきまして、ご説明させていただきます。

転入奨励事業につきましては、委員ご指摘のとおり33世帯103件でございます。

総合戦略の検証事業でございます。これにつきましては、国のほうから毎年検証するように求められておまして、28年度一応検証というか、検証と進捗管理という考

えておるところでございます。29年度、千年の苑や、こちらのコミュニティーやら、地域活性化事業とか、めんこ61とか、ほかにもさまざまな学校の関係の事業とか、総合戦略に載っている事業について、このような形で行っておりますよ、目標数値はどうですよという検証を毎年毎年させていただくものでございます。

地域活性化事業につきまして、移動時の事故はどうかということでございます。ご報告のとおり、雇用関係にございませんので、全て自己責任ということでお願いしているところでございます。

集会所の予算でございますが、宝くじで集会所の改修というのは、昨年度の回答がどうかかわらないのですけれども、そういうのはなくて、宝くじで行ったのはコミュニティ推進事業で、川島地区に音響施設等を行った事業がありまして、それがありませんでしたので、それだと思います。

引き続きコミュニティ推進事業、この250万程度のマイナスというのは、昨年度宝くじで川島1区に音響施設を行いましたので、それが今年度は、29年度は、宝くじの申請がなかったことに伴いまして、減額ということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、非常用持ち出し袋についてお答えいたします。

この2,000世帯というのは、やはり全世帯7,000世帯ぐらいあるのですけれども、全世帯配布というのは予算的にも厳しいというところもございまして、広報等で周知を図りながら、ご希望されるところというのですか、希望する世帯を大体2,000世帯を上限という形で、現段階では見込んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 私からは、3点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の駅西口の駐輪場の関係でございます。委員さんご案内のとおり……

○畠山美幸委員長 東口。西口って言った、今……いいんだって。失礼しました。東口の質問だったのだけれども。

○青木 務地域支援課長 西でよろしい……。

○畠山美幸委員長 東口の質問。

〔何事か言う人あり〕

○青木 務地域支援課長 大変失礼しました。駅東の駐輪場の1カ所閉鎖に伴う今後の駐輪場の整備というご質問でよろしいわけですね。

○畠山美幸委員長 はい。

○青木 務地域支援課長 そちらに関しまして、現状駅の東の駐輪場2カ所になっているわけですが、現状では何とか自転車の収容はできているかなというような状況かというふうに思っています。先日も確認させていただきましたが、本当に整然と、倒れているものも本当に2～3台しかなくて、本当にきちんと入れていただいているなというふうに思いました。

ただ、駅の西口の駐輪場についてはかねてから課題としてあるわけでございます。民業として駐輪場を営んでいる方も、たしか4件ほどございます。そういった方たちの業との絡み。こういったものも、今後考えていかなければならないかというふうに思っています。今後につきましては、過日の議員全員協議会の場で若干ご説明をさせていただきましたが、駅の西側です、そちらについて整備をしていくのだと、こういったことを申し上げたわけですが、駅の西口の駐輪場につきましても、できればそういった計画の中に盛り込んでいけたらいいなというふうに考えているところでございます。

2点目の復興税の関係でございます。平成26年度から10年間の期間限定で始まった制度でございます。この財源につきましては、防災に対する強化に充てていくのだということをお願いしているものというふうに認識をしております。平成29年度に関しましては、嵐山町では例えば災害時の備蓄品、あるいは本日もご質問いただきました雨量計、あるいは今の非常用の持ち出し袋、あるいは自主防災組織の育成等々の経費にこういった財源を充てていきたいというふうに思っております。

最後に、3点目でございます。三芳町の火災の関係でございます。本当に今回の火災につきまして、大変これまではそうは例のないような特異な火災であったなというふうに認識をしておるわけですが、いつ何どきこういったものが嵐山町で起こらないとも限らないところでございます。嵐山町にある倉庫、倉庫というご質問でしたが、倉庫については当然のことながら国の定められた基準、こういったものを基準をクリアして建築をしているものというふうに認識をしておりますので、当然消火体制等整っているというような認識でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 地域活性化事業、コーディネーターとの関係なのですが、そうすると本人はそういうことを当然承諾の上の契約というのですか、雇用ではないというのですから、なっているわけです。これは、ちょっと私わからないのですけれども、法律上は問題ないということで、それは調べてあるわけなのですか。その上で自己責任だと、事故が起きた場合は。その点確認したいと思います。

それから、宝くじ、そうでした。コミュニティのほうでした。私のほうがちょっと混乱していて。

駅駐輪場の関係は、そうすると平成29年度では東口も含めて、西口もまだ具体的なものは出ていないわけですが、こういう計画になるということでの議論にも入れないのですか。計画ができるのももちろんのこと。議論にも入れないのかどうか、伺いたいと思います。

それから、163ページの持ち出し袋の関係なのですが、希望する世帯に配るというか、補助金出すということで、では希望者多かったらどうするのですかということに、当然そういう質問になるわけですが、多かった場合にどういふ抽選の方法をするのか、伺いたいと思います。

それから、嵐山町の倉庫の件なのですが、倉庫だけではない、今回は倉庫の件で異常に長かったわけで、普通の製造の会社ですと、あんなには長くないのではないかなって、前栃木県だったかな、ブリヂストンの会社が爆発事故を起こして、あれもそんなには長く、何日もということではなかったです。あんなでかい事故。たしか亡くなった方もいましたよ、あれは。今回は犠牲というか、けがをしたとか、そういう人はほとんどいなかった。ほとんどというか、ちょっと喉をやけどした程度の関係だけだったので、倉庫のほうが今まで盲点だったかなと思うのです。倉庫について、防災とか、消防関係をしている課として幾つあって、今後どうしようとか、きちんとあるものと思っていますって、それだと心もとないのではないかなとも思うのです。その辺の対応を私はやっていくべきだと思うのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 4点につきましての答弁を求めます。

伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 それでは、地域活性化事業の町おこしディレクターの関係で答えさせていただきます。

そもそもこちらにつきましては、嵐山町版地域おこし協力隊ということで行って、始めさせていただきました。地域おこし協力隊は、嵐山町は該当にならない地区なのですけれども、全国かなりの多くの方が働いているというか、活動していると言われています。そのものを参考にさせていただいて、その地区でもいろいろ形態はあるのですけれども、このように雇用関係なしでやっているところが大変多くございまして、そういうところも活動しているというのも参考にさせていただいて、今回の体制をとらせていただいているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 2点目、3点目につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、駅の駐輪場の関係でございしますが、予算にも計上してございませんので、平成29年度中の整備というのは考えてはおりません。ただし、先ほどもご答弁申し上げましたが、将来的な計画として、今考えておるのは、駅の西口にそういったものが整備できたらと、そういった議論を29年度に行っていきたい、このように考えております。

3点目の非常用の持ち出し袋でございします。私、ちょっと話はそれてしまうかもしれないのですが、よく地域で防災訓練をやりますとお声がけをいただいて、ぜひ見に来てくれよということでお話をいただきまして、そういった場にもお邪魔させていただくのです。そういったときに、住民の皆さんが、その地域の方々が避難をされてくるのですよ。避難をされてくるのですが、いでたちというのがいろいろでございまして、サンダル履きで来る方もいらっしゃいますし、あるいはきちんと身支度を整えて、リュックをしょって来る方もいらっしゃるわけです。その辺で、かなり意識の差というのはあるのだと思うのです。そういったところを少しでも埋めていこうな、こういった思いがありまして、今回こういった事業を29年度に限って行いたいというふうに思っております。

今委員さんがおっしゃるように、2,000超えてしまっただろうと、こういった状況になるほど、これが広く町民の皆様を受け入れていただければ、本当に大変うれしいなというふうに思います。そうなった場合には、当課としては補正予算をお願い

をして、町民の要望には応えていきたい、このように思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 三芳町の大火災、流通系の大手の火災。川口委員さんおっしゃられるように、何日も燃え続けて、大変社会的にも大きな影響がございました。ご心配いただいたとおりだと思います。仕組み上のお話をさせていただきますと、課長がご答弁申し上げましたけれども、規模が大きくなれば大きくなるほど、何か問題が起きたときの対策というのは非常にハードルが高くできておまして、消防法あるいは消防諸法に基づいて、屋内消火設備、屋外の消火設備、緊急的な連絡網ですとか、消防署とももちろんつながっているでしょうし、かなりの対策が講じられてできているものだというふうに思います。でも、一朝有事でああいうふうなことが起きると大変なことになるということでございまして、恐らく消防関係機関あるいは自治体も、今回の教訓にして新たな対策が出てくるのかなというふうに思います。

そのときには、嵐山町でもそのように対処をしたいと思いますけれども、今嵐山で一番大きいものをつくっているのは、小川一熊谷一秩父線の三ツ沼のところ。あれかなり大きな規模でございまして、町内の不動産会社さんがつくっていて、使うのは薬品の大手の流通センターと。薬局の大手と言ったほうがいいでしょうか、の流通センターというふうなことですけれども、あれも嵐山町役場に消防の面での協議はございませんでした。これは消防本部、比企広域消防本部に直接その消火設備等の協議がなされて建築が始まったものというふうに承知をしております。そのようなことでございまして、今後我々もアンテナを高くして、この状況を見守っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 79ページなのですけれども、同じような質問になってしまって申しわけないのですが、コーディネーターの雇用形態というか、先ほど伊藤さんのほうから、こういう雇用がふえているのだというふうな話があったのですけれども、今後こういう、どういう形態か、よくわからないのですけれども、そういう雇用形態というのが実際としてはふえていく可能性というのがあるのですか。どういう雇用形態になって

いるのでしょうか。今国そのものが雇用に対していろんな形態を、働き方の形態をしている中で、町としてはどういう雇用の形態をしているのか。今後そういう形態がふえていくのかどうかお聞きをしたいと。

それから、区の運営事業なのですが、現在の加入率というのはどのくらいになっているのでしょうか。全町民に知らせるといふ面での対応も含めてお聞きをしたいというふうに思います。

それから、自治会の関係なのですが、町の、全協で話があった公共施設等の総合管理計画との関係で、地域の集会所というものがこの計画の中というか、町が進める管理計画の中で、地域の集会所というのはいかなる位置づけになるのでしょうか。

以上ですが。

○畠山美幸委員長 3点につきまして、伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 それでは、町おこしディレクターの関係で説明させていただきます。

今回の雇用形態というか、雇用ではないのですが、それについては、この事業のみというふうに考えておきまして、というのはこの活動をするに当たって、いろいろ制約があるほうが活動しにくいのではないかと。例えば雇用してしまうと特別公務員とか、公務員になってしまうと、もうけもできないと、商売もできないと。そういうのについては、コーディネーターの方もいろいろ不便でないかというふうに思っておりました。よって、いろいろな活動をしていただくには、もちろん自分でもうけることもあるでしょうし、収入も出てくるでしょう。副業も多少はすることもあるかもしれません。そういうことを総合的に考えて、雇用関係なしで、委嘱という形でさせていただきます。よって、この事業のこの方のみというふうに今現在では考えているところでございまして、町に波及とか、そういうのは全然考えておりません。

続きまして、区の加入率につきましては、平成28年4月現在82.1%ということで把握しているところでございます。

続きまして、公共施設等整備管理計画につきましては、地域の集会所の関係でございますけれども、公共施設等整備管理計画につきましてはあくまでも町が所有している施設のみでつくっておりますので、地区所有のものにつきましては計画には入っておりません。ただ、地区におきましても、例えばたまたまですけれども、菅谷自治会館の改修におきましても、菅谷地区の方々につきましては相当長く議論をしていただい

て、直すのがいいのか、まだ使うのがいいのかというのを相当地区でも検討しているようでございます。そういうのも含めて、使い続けるところは長く使っていただくのですけれども、今後についてはさまざまな方面から地区として検討していただけるのではないかとこのように考えているところです。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 雇用形態なのですけれども、今回だけだということなのですけれども、そういう状況を考えると役場の勤務時間になってくるのかなというふうには思うのですけれども、これはそういうことではないのですか。結局労働時間そのものが規定されていないというか、成果主義みたいな感じに思えるのですけれども、そういう雇用というか、そういう方法なのですか。結局提案、勤務時間は決まらないのだと。見えてきて、夜の仕事、普通だと残業なんかでもなってくるわけでしょうけれども、そういう働き方ではないのですか。どういう働き方をするわけなのですか。

○畠山美幸委員長 1点について、伊藤副課長。

○伊藤恵一郎地域支援課地方創生推進室副課長兼政策創生担当副課長 町おこしディレクターさんの方につきましては、一応規則というか、をつくらせていただいて、おおむね週40時間は働いてくださいねという、そういうふうな規則というか、決まりをつけて、活動計画もつくっていただきますし、活動報告もしていただくというふうに、そういうふうにして勤務、勤務というか、活動内容を把握しながら事業を進めていくという状態でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 週40時間というのが相対の契約ということになるわけですね。伊藤さんのほうから事業を、当面これだけだという話なのですけれども、そういうものというのが今後ふえていくような、雇い方としてふえていくような方向なのでしょうか。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

ただいま副課長のほうからもご答弁をさせていただきましたとおり、今回の町おこしディレクターにつきましては、雇用形態という形ではなくてお願いをしています。考え方としては、一人親方でやっている方に対して、こんなことを町のほうでお願い

しますよ、こういった形なのかなというように私思うのですけれども、あくまでも今回については町のこういったこと、こういったことで成果を出してくださいというような形でお願いをしています。ただ、今後同じような形で、では町がどこかにお願いをしていくことがあるか。そういうふうに使われれば、なかなかそういったものは考えにくいのかなと。本当に今回の町おこしディレクター、本当に特別にという形でお考えいただいても結構なのかなというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。おおむね2時半まで。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 2時27分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 31ページなのですが、保険基盤安定負担分ですが、だんだん、だんだん上がってきているのですが、これどのような形で、税収の低い方です。県税の動き方が出ているのか、伺いたいと思うのです。31ページの、ごめんなさい、保険基盤安定分、保険者支援分のところなのですが、それで一定保険者数に応じて、保険税軽減の対象になって一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合が支援金として交付される、だんだんふえてきているのです。943万円、871万円、454万5,000円、その選出の基準を伺いたいと思います。

同じく37ページなのですが、今度これは保険基盤安定負担分がやはり毎年毎年ふえてきますけれども、これは保険税軽減者の方の実情として、28年度は6割軽減がどの

くらい、4割軽減がどのくらい、28年度の実績が出ていると思うのですけれども、29年度の予算の算出をお願いしたいと思います。

それから、33ページ、ごめんなさい、戻ってしまって。33ページで、マイナンバー通知カードなのですけれども、個人番号カードの発行予定、枚数予定というのをどの程度として積算されるのか、伺います。

○畠山美幸委員長 以上3点でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 それでは、私のほうから基盤安定負担金の関係2点、お答えをいたします。

最初に31ページ、保険基盤安定、保険者支援分負担金。こちらの増額の原因ですけれども、軽減対象者の増ということで、こちらが1人当たり平均保険料収納額に一定割合、先ほどの一定割合ということで、6割軽減世帯が15%、4割軽減世帯が14%、こちらが一定割合ですが、これを掛けまして、国庫支出金ですので、国からは2分の1の補助、県は4分の1の補助、町は4分の1の補助ということで、補助基本額を約1,880万円ということになりまして、その2分の1の額、こちらが943万5,000円。軽減対象者の増ということになります。

続きまして、37ページ。保険基盤安定負担金、こちらですけれども、予算の算出根拠ですが、こちらの負担金も対象者の増加ということで、前年よりふえた額で計上してございます。こちらにつきましては、医療分の均等割というものがあります。後期支援分の均等割、介護分の均等割、それと医療分の平等割という項目がございまして、それぞれの数字を計算するわけなのですけれども、今年度、6割軽減の方を医療分で見ますと、899人を予想しております。4割軽減につきましては、741人ということで積算をしております。後期支援分、そして後期支援分も同様な数字です。介護分につきましては、6割軽減を270人、4割軽減を161人としてそれぞれ計算した結果、こちらの2,150万7,000円という負担金の額が出てまいりました。

私のほうからは以上です。

○畠山美幸委員長 賛田副課長。

○賛田秀男町民課戸籍・住民担当副課長 33ページのマイナンバーカードの負担金に関

しまして、お答えいたします。

どのぐらいの枚数を予定されたのかという問い合わせなのですが、この178万6,000円につきましては、平成29年10月末に国のほうから閣議決定されたということで通知がありました。この金額は全体の補助金の約126億なのですが、それに全国の住民基本台帳人口分の嵐山分の人口を割って出した人口割になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 92、93ページなのですが、戸籍住民総務事業、住民基本台帳事務事業と減っているのです。これ人口減少と何か、戸籍事務事業も減っていますけれども、人口減少と……

○畠山美幸委員長 そうだ、入っていません。もう1回お願いします。93ページ。

○川口浩史委員 人口減少とこれ関係あるのか、1点目は。

それから、先ほど転入者奨励金のことで地域支援課で伺いましたけれども、これまた続けると。これ本当に効果があったのかどうか、ちょっと検証してみたいので、平成23、24、25年度における嵐山町への転入者の数、これを伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 では、2点につきまして。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 私のほうから2点お答えいたします。

92、93ページの戸籍住民総務事業と住基ネットワーク事業、失礼しました。戸籍事務事業、こちらの予算減の原因ですけれども……失礼しました。

戸籍住民総務事業、住民基本台帳事務事業、戸籍事務事業、こちら減になっております。戸籍住民総務事業の関係では、嘱託員1人分の数字でございます。(3)の住民基本台帳事務事業、こちらにつきましては改ざん防止用紙、これを28年度作成いたしました。29年度は作成予定がないために減をしております。戸籍事務事業ですけれども、こちら28年度にオリジナルの婚姻届、出生届を作成いたしました。こちらの原画依頼の謝礼、こちらの報償費を減にしております。あわせて印刷製本費の改ざん防止用紙、こちら先ほどの住民基本台帳と同様に減をしております。

続きまして、人口の関係ですが、平成23年4月1日から24年3月31日、23年度につ

きまして全転入者は706人です。24年度につきましては630人、25年度につきましては720人という状況です。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、この減額分は人口減とは関係のないことだということなのではないでしょうか。

それから、平成23、24、25年の転入者数が706人、630人、720人と。そうすると、ちょっとこれ総括でやったほうがいいので、33世帯で103人だと。こっちは3年間で。いいとは言えないわけです。何もしなくても、それ以上の数が来ているということになるわけですので。わかりました。ちょっと転入者の数はわかりましたので、人口減と関係ないのかどうかだけ、確認したいと思います。

○畠山美幸委員長 1点につきましての答弁求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えいたします。

先ほどの予算減の関係は、人口減とは特には影響しておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 よろしいですか。

○川口浩史委員 うん。

○畠山美幸委員長 いいですか。ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 29ページなのですけれども、戸籍住民基本台帳の手数料の関係ですが、こちらにつきましては、委託を受けた方たちが戸籍やこういった抄本や何かとりに来ていると思うのですが、この内訳を教えてください。まず1点です。

○畠山美幸委員長 以上、1点。

○松本美子委員 はい。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

贄田副課長。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長 28年度職務上請求件数なのですけれども、28年4月から29年2月までで、まだ3月はちょっと出てないのですけれども、住民票と戸籍に分けて、住民票のほうが県内と県外で分けました。県内が62件、県外が

73件、計135件。総発行件数が7,931件ですので、割合的には1.70%です。戸籍のほう
は、県内で62件、県外が115件、合計177件。総発行件数3,716件ですので、割合的に
は4.76%になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、圧倒的に委託を受けた方たちの手数料なんかが入って、
いろいろなものをとっていると。このとった先につきましての追跡というようなもの
もなさったことがありますでしょうか。なければならぬ結構です。

○畠山美幸委員長 賛田副課長。

○賛田秀男町民課戸籍・住民担当副課長 追跡等は行っておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、これは転売というようなことは持ってきているわけ
です。ですから、その点はしっかりと水際で止めていただかないと、それぞれ町民の皆
さん方にもご迷惑がかかることになります。ですから、あえて今回聞かせていただき
ますけれども、その辺マニュアル的なようなものもおありになって、しっかりそこで
水際で止めているのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁、マイクお願いします。

賛田副課長。

○賛田秀男町民課戸籍・住民担当副課長 1件1件、職務上請求ということで書類等を
確認し、しっかりやっているということで、疑義があるというときは、ちゃんと電話
して聞きましたりしていますので、大丈夫かと思えます。

以上です。

[何事か言う人あり]

○畠山美幸委員長 マニュアルについては、つくっているかどうかだよな。

賛田副課長。

○賛田秀男町民課戸籍・住民担当副課長 つくってあります。

○畠山美幸委員長 つくってあります。はい。ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 年金の関係なのですけれども、納付状況との関係でなので、わかるか

どうかちょっとわからないのですが、今度8月から受給資格が10年に短縮されます。全国だと40万近くが該当になるということなのですが、35ページの事務交付金が県から来ていると思うのですけれども、そういった受給資格が10年になる。そういうことで、新たに年金が受けられるという人の調査というのは、町ではやるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 1点についての答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 お答えします。

35ページの事務取扱交付金のところなのですけれども、これは、すみません、事務費交付金のところなのですけれども、562万7,000円というのは前年の実績を上げていますので、10年で対象者がふえる分は含んでいません。

それから、新たに年金の調査、年金がふえる方の調査というのは、特にこちらではやるような話は聞いてないので、ちょっと今確かにやるという答えはできないのですけれども、今現在はそういう話は出ていません。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 そうすると、40年納められるわけですから、それが10年間で受給資格が出てくるということになると思うのですけれども、それは社会保険庁あるいは社会保険事務所のほうで把握をするということで、町村が直接把握をするということではないのです。納付状況が以前は役場にあったのですが、今納付状況がないですから、把握がなかなか難しいかなとは思っているのですけれども、そういう面ではこの新たにできる受給資格者の把握というのはどこがやるのでしょうか。該当になる人に対しては、どういう形で通知が出てくるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

年金の給付の関係なのですけれども、そちらに関しては日本年金機構のほうから通知を出して、こちらのほうには特に何も連絡は来ないものですから、うちのほうは年金の納付の関係で事務をやっておりますので、ただ窓口にお客さんが来られて、年金もらえるかどうかという確認は常々年金事務所のほうに確認をして、手続は年金事務所のほうでやってくださいというご案内をしているような状況です。ですので、10年

というので該当になる方というのも、こちらにわからないということで来た場合には、年金事務所に確認をしてお答えするような形になると思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 ということは、個々の状況については役場ではわからないということになるのだと思うのです。今現在老齢基礎年金を、基礎年金をもらっている人というのは何人ぐらいいるのだから、わかりますか。

それから、これはもうわからないのだと思いますけれども、新たに受給権が出てくる人というのは、拡大された受給権が出てくるというのは何人ぐらい、おおよそ何人ぐらいいるかということも、わかるでしょうか。

○畠山美幸委員長 すぐ出ますか。わかりますか。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えいたします。

資料のほうが少し古いのですけれども、27年度の状況ですが、老齢年金の受給者が28年3月末現在141人という数字が出ております。老齢基礎年金につきましては4,974人。あと障害基礎年金と合わせまして、5,286件が受給権者というふうになっております。

2つ目の質問につきましては、現在わかっておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 113ページの後期高齢者医療保険事業で、ここで聞いたかったのは人間ドックの委託、要するに委託料の積算の根拠。それから、特に保養所の利用補助60万円、これは前年とほぼ変わらないという捉え方でいいのでしょうか。利用状況もあわせてお聞きできればと思いますけれども。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えいたします。

人間ドック委託料ですが、積算の根拠、28年度を79人と見ておりまして、来年度90人を見込んでおります。1人につき2万円。合計が180万円ということになっておりま

す。

続きまして、保養所利用補助金ですけれども、こちらにつきましては3,000円掛ける200人分を見ております。28年度と同額になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 その上の健康診査業務委託……

○畠山美幸委員長 それも聞いた。それも質問したっけ。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 そう。委託料ということでね。はい、では、それもお答えください。

○村田 朗町民課長 失礼いたしました。健康診査業務委託料555万円の関係ですが、27年度の実績に増加見込みを見まして、600人で計上しております。前年度が530人です。それに伴いまして、受診券の発送手数料あるいは健診等データ管理手数料、そのようなものが、人数がふえた分だけ若干上がっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 人間ドックも90人ということで人数をふやしているということで、これだと大体希望者はほとんどカバーできるという捉え方なのですか。

それから、健康診査、これは特定健診だと思ったのですが、間違いなのですか。それとは違う。そうなのでしょう。

特定健診が前年530人ということですが、これは各町村によって健診の項目が違ったりして、金額がそれぞればらばらなのです、特定健診の中身については。嵐山のやり方は基本的な項目を調査すればいいという捉え方なのでしょうけれども、金額が個人の負担がたしか900円か、安く特定健診にかかれるということで、考えているなというふうに思っているのですが、前年530人。たしか、なかなか12月までという期限もあるわけですが、それを超えてしまっているような人、あるいはその近くにいくと、個々にまたこういう受けてくださいという催促も出ているようですが、それに対する反応というのはどういうこと。別に、やっぱり催促することによって、受診率は上がっているということなのでしょうか。

それから、保養所の関係は、3,000円で200人分ということは、前年対比ほぼ前年と同じだということですので、わかりました。

2点だけお伺いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 私のほうから特定健診、この業務委託料の関係でお答えいたします。

こちらにつきましては、後期高齢者の関係でございまして、基本項目及び追加項目というのがあります。それで受けていただいております。中身のほうがそういう関係ですけれども、私のほうから以上です。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 それではお答えいたします。

2点目の勧奨をしてどうなるかというお話なのですが、後期のほうも年々受診率が上がっておりますので、恐らくそういうこと、勧奨した関係で、その年に受けられなくても、翌年に受けていただいたりということで、年々受診率が上がってきているような状況ですので、勧奨した意味があるのかなというふうに思っています。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 かつてはこの特定健診の受診率が非常に問題にされて、ペナルティー云々とあったわけですが、この受診率を上げるというのは、健康を把握するという意味では非常に大事なことです。ですから、これから受診率を上げる努力もお願いをしたいなと思うのですが、近隣の町村との比較というものは持っているのですか。嵐山はどのくらいの状況なのですか。

○畠山美幸委員長 答弁を求め……まだ質問ありますか。答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 受診率につきましてお答えいたします。

先日通知のほうで、各市町村のものが27年度と28年度の比較で届きました。数字的にはしっかりした数字を今ちょっとわからないのですが、昨年よりは上がっております……すみません、数字ですが、昨年、平成26年25.4%、平成27年29.2%、平成28年29.07%。すみません、28年分ですけれども、こちら今年の1月委託分までの数字でございまして、まだ確定はしていないのですが、途中経過ということでお願いいたします。

○畠山美幸委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時04分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは質疑をどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 25ページに健康増進センター使用料で、130件が予定されていますけれども、どのような感じの使われ方を予定しているのか、伺いたいと思います。

次、101ページです。障害者福祉施設等支援事業があるのですが、精神障害者小規模作業所運営費負担金というのが科目設定になっています。それは今後の予定があるのか。

それから、障害者福祉施設等支援事業9万2,000円なのですけれども、昨年度やっぱり科目設定だったのですけれども、これはだからそういうふうな形の意味で、小規模施設の運営費が出てくるのかなと思ったりするのですけれども、それから障害者生活支援事業、それ全体的に3,525万7,000円、これはすみません、103ページ、やっぱり103ページで失礼します。何か間違えたかな。すみません、さっきの101ページ、こっちが103ページですけれども。

103ページにあるのですけれども、相模原の障害のある人の殺傷事件での障害を持つ人の差別事件というのがあるわけなのですけれども、それに対応するような事業というのは、というかやり方というか、方法は、今後この予算の中では考えられているのかどうか、伺います。

それと、ちょっとすみません、予防接種事業なのですが……。

○畠山美幸委員長 何ページですか。

○渋谷登美子委員 これは、124、125になるのかな。それに関しては、予防接種医師委託料の減がありますけれども、高齢者のインフルエンザは逆に言えば補正で増になったわけですが、これの積算の基礎というのはどのような形になっているのか、伺います。

○畠山美幸委員長 以上4点についての答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをさせていただきます。

初めにP25ページです。健康増進センター使用料の関係でございます。こちらのほう、1階と2階の部屋を貸し出しをしているわけですが、使い方としてはエアロビクス、あるいは健康体操等を利用して、また2階の調理室等を使用しております。

続きまして、101ページでございます。障害者福祉施設等支援事業でございます、精神障害者小規模作業所運営費負担金、こちらのほうは科目設定ということで、今までないものですから一応1,000円、科目設定ということでさせていただきました。

それと、障害者福祉施設等支援事業補助金でございますけれども、こちらのほうは、生活ホームに行かれています方がございまして、こちらのほうを事業費として今回計上させていただいております。

続きまして、103ページの障害者生活支援事業の関係でございます。相模原の事件の関係はということでございますけれども、この生活支援事業の中では、特に相模原の関係というか、一応施設のほうで、各施設の単位でこちらのほう、昨年の事件以降いろいろ施設の整備だとか、そういった考え方、徹底を県からも各施設に通達をされているところだと思うので、特にこちらのほうの予算の中ではその関係は入ってございません。

私からは以上です。

○畠山美幸委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、124ページ、125ページの予防接種の委託料の積算についてご説明いたします。

積算にいたしましては、前々年度の実績をもとに計算しておりますが、今年度の実績も加味はしてるのですけれども、この予算計上する段階では前々年度の実績を参考

に積算しております。減っている関係なのですけれども、高齢者のインフルエンザ、こちらにつきまして自己負担金を1,000円から1,500円に値上げさせていただいて、その分が若干マイナス要素になっているかなと思われま。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 では、2点お聞きをしたいと思うのですけれども。

最初に、最初も後も123ページです。保健推進員の運営事業ということで、例年載っておりますが、たまたま昨日ある方がこの役を引き受けるかどうかということで私に聞かれたものですから、どんな内容なのですかと。というのは、今までだと保健推進員の事業内容はある程度その方も理解したのですが、内容が最近変わってきているということで、どんな内容なのですかと聞かれて、逆に私のほうがわからなくて、そのうちに、ではその方、男性なののですけれども、では引き受ける方向でしょうかというふうなことで、最後はそんなこと言っていましたですが、事業内容が変わってきたということを知っているのですけれども、内容を教えていただきたいと思いま。

それと、同じページなのですが、健康づくり事業の中で、健康長寿の埼玉モデル事業というのは前からあるのは知っております。それで、健康マイレージ事業というのが、その下部のほうで事業の負担金ということで載っております。例年、昨年もあったかどうかよくわからないのですけれども、よその町村ですとポイント制がついて、自己のポイントですから、それに上乗せして何かをいただけるとか、何かの特典があるとか、そんなようなことも聞いたのですが、嵐山町のこの事業についてお聞きをしたいというふうに思いま。

それと、その次のページなののですけれども、125ページですが、健康増進センターの管理事業が大幅に250万ほど下がっておりますけれども、何が下がったのかちょっとよくわからない、何をやらなくなったのかわからないのですが、その点を教えていただければというふうに思いま。

以上、3点。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをさせていただきます。

初めに123ページ、保健推進員の推進事業でございます。こちらのほう、特にまた変わった点ということはありませんで、各委員さんには自分の地区の人に健診の事業だとか、そういう幅広く周知をしていただくということ。また、うちのほうのそういったチラシ的なものもあるのですが、そういうがん検診等のチラシの配布とか、そういうのもお願いをしているところでございまして、また年に2回から3回会議がございまして、その中では保健推進員さん等に健康のそういった事業、運動等もあわせて実施をしていただいたりしていることでございます。

続きまして、125ページの健康増進センター管理事業の約250万減額になってございます。こちらのほうは、前年度工事請負費がございまして、火災報知機がちょっと古くなってきたために、全体工事としまして更新事業という形で、前年度250万という形で計上させていただいてまして、新年度にはこれは減少になってございます。

私からは以上です。

○畠山美幸委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、123ページの健康マイレージ事業についてご説明いたします。

こちらにつきましては、県のほうで今準備している事業でございまして、全県で募集を募りまして、その中で県が一括して事業を行うものであります。これにつきましては、各町村も先立って実施している市町村もあるのですが、嵐山町まだマイレージ関係やっていませんでしたので、県のほうで実施する事業に参加するという形で、こちらの予算につきましては負担金という形で計上させていただいております。

こちらにつきましては、29年度からとなっているのですが、今現在「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」というのをやっております、こちらのほうの兼ね合いもありますので、それからあともう一つ、長寿のほうで今やっているスタンプラリー的なものがあるのですが、そちらのほうの兼ね合いもありますので、実際に事業を始めるのは30年1月ぐらいから新規の募集をかけたいと思います。こちらのマイレージ事業につきましては、今プロジェクトのほうに参加している方をデータ送信するという形で、自動的に参加させていただくということで、12月までは、実際1月ぐらいまでですが、「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」が来年度ありますので、そちらの参加している方を優先的に、このマイレージ事業のほうに参加してもらうという形で、新規の募集は30年の1月からを考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 では、順にお聞きしたいのですけれども、最初に保健推進員ということなのでも、保健推進員というのは住民の方が思っているのは、よく料理教室を率先的に年に何回か開いているというふうにイメージが強いみたいなのです。私もそれが主だというふうに思っていたのですが、それが今はその方もおっしゃっていましたけれども、もうないみたいな感じなのだというふうなことなので、逆にわからないのだというようなことだったのです。また、なくなってしまったら、いい事業だったような気がするのですけれども、なくなった経緯も教えていただければというふうに思うのですけれども、その点だけお聞きをできればというふうに思います。

それと、マイレージ事業については新規の事業ということで、今まで埼玉健康長寿、埼玉モデルに参加していた人が、なおさら自己の啓発をアップするために、県が直接その方とやりとりをしてやるということなのでしょうか。とりあえずは。その再確認です。

最後については、増進センターについては結構です。2点だけ。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

馬橋副課長。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 保健推進員さんの事業の内容についてご説明いたします。

こちらにつきましては、ヘルスアップ事業ということで、ヘルスアップクッキングというのを地区ごとに今まで実施していたのですけれども、こちらのほう事業を続けて10年以上もたちまして、なおかつ「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」、こちらのほうで食事の関係も一緒に事業の中にメニューの中に入っていましたので、ダブるところがあるというところで、事業の見直しをしたというところで、このヘルスアップクッキングのほうはとりあえず地区ごとにやるのは今やめております。そのかわりに「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」のほうで、食事の関係も含めてやっているというところです。

続きまして、マイレージ事業の関係なのでも、こちらのほうは県が直接参加者とやりとりをするという内容に今のところなっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 いいですか。

○長島邦夫委員 いいですよ。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 122、123の健康づくりのことで今質問があったわけですが、この拡大分がそっくり金額の増額分になっているというふうに理解していいのでしょうか。そうしますと、どういうふうに拡大をされているのか。マイレージは、今新規だということなので、その分がかかっているのはわかるのですが、モデル事業のほうを人数ふやしたのかなと思いますけれども、この拡大分の内容を伺いたいと思います。

それから、その下の生活習慣病予防事業なのですが、こちらふやしていただいているわけですが、内容について伺いたいと思います。

それから、次の124、125ページの基本健康診査、がん検診、これはともに減っているのです。がん検診は国庫支出金も減らされていて、どういうことで減っているのですか。人数等に変更あるのかどうか、伺いたいと思います。

それから、126、127、不妊治療支援事業ですが、どういう方が対象で、人数について伺いたいと思います。

それから、今嵐山町では生活保護の方は何人いるのでしょうか。この中の予算にあるのですか。29年度、このくらいまで見ていますよというのがあったら、ちょっとその項目も示して人数お聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 5点につきまして、答弁求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

初めに、122、123ページ。私からは、生活習慣病予防事業の関係でございますけれども、こちらのほうは各種健診後の健康相談、あるいはヘルスアップクッキングという形で、骨粗鬆症の予防のためのそういったヘルスアップクッキング等の費用でございます。

続きまして、126ページの不妊治療費助成事業でございます。こちらのほうは新規事業という形になってございますけれども、既に県のほうでは不妊治療費助成という形ですと行っているのですが、町としては新年度からこちらのほうに上乘せ

という形なのですけれども、内容としましては不妊検査費用の助成という形で、奥さん、妻の年齢が43歳未満の方で、夫婦で検査をしていただくということになれば、2万円を助成をしますという形でございます。こちらは県から10分の10の助成がございます。2万円を60件見てございます。

それと、早期不妊治療費の助成という形で、こちらのほうも妻の年齢が43歳未満の方に1回10万円という形で助成をするものでございまして、県から助成が来る分というのは、35歳未満の方の分というのが2分の1県から助成が来るのですけれども、町として単独で35歳から43未満までも幅を広げまして、町単独で10万円を助成するという形でございます。こちらのほうが、不妊治療費のほうが3件ずつを見込んでございます。

私からは以上でございます。

○畠山美幸委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、122ページの拡大分のところの金額の説明をいたします。

こちらにつきましては、説明事業概要のところには、健康長寿埼玉モデル事業と健康マイレージ事業と書いてあるのですけれども、実際に金額の大きいものなのですけれども、電算委託料のところが増額になっております。こちらにつきましては、健康管理システムというのが入っているのですけれども、こちらのほうが5年リースというか、それが終了しまして、今年度新しいバージョンに寄せかえるための費用でございます。こちらにつきましては、どうしても導入費用ということで、ちょっと300万円ほどふえてしまうというところで、その分が大きく増額になっていると思われま。

続きまして、がん検診事業のところ、金額が減っているところなのですけれども、こちらにつきましても予防接種と同様、実績ベースで計算しております。毎年ちょっと多目に予算計上しておりましたが、実際に受診される方、受診率を厳格に見直して積算し直しました。

以上です。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、私のほうからは生活保護に関しまして答弁いたします。

29年1月末現在の情報になりますが、保護世帯数は163世帯、人員にしまして220名

ということで、埼玉県西部福祉事務所より情報をいただいております。

それから、町の予算でございますが、予算書ページ99ページ、(2)社会福祉総務事業、12役務費、こちらに手数料を計上しております。こちらにつきましては、生活保護費そのものは埼玉県が支給してございまして、町のほうで被保護者の方に対しまして、金種別で交付をしているわけなのですけれども、その際に埼玉県信用金庫さんのほうで両替にかかる手数料、こちらが別途かかるということになりましたので、昨年度補正をとりまして、今年度は当初から計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。そうすると、健康づくりの件です。123ページ。健康長寿埼玉モデル事業では、拡大された分はないという理解でよろしいのですか。多くは健康マイレージが新規に入ると電算システムが新バージョンになるので、その分がかかってしまう。その分が増額になっているという、そういうことでよろしいのでしょうか。

それから、生活習慣病の関係なのですが、骨粗鬆症などの関係ということでお話あったわけですが、ちょっと見ていくと、どうしてもこうなってしまうわけです。国保でどんな病気が上位にあるかということでは、こっちに書いてあるのだけれども、心臓とがんとあったわけですね。まさに生活習慣病そのものだなと思って、それが上位にあるなって、この前の補正のときに聞いて感じたのですけれども、そのことに関しての対応というのは、ここではされていないということよろしいのでしょうか。よろしいのでしょうかというのは変な話で、そっちはしていないのですかという、そういう聞き方のほうがいいな。ちょっとお聞きをしたいと思います。

がん検診なのですが、実績でこうだということであると仕方がないと思うのですが、がんもだからふえているわけです。全体は、死亡率の中では、医者にかかる中では、奇妙なことだなというふうに思います。もう少し検診をしっかりしていれば、医療費のほうも少なくて済むのかなとも思いますので、実績で仕方がないのですけれども、啓蒙啓発をしっかりやって、国保の医療費も下げていっていただきたいと思っておりますので、そちらで啓蒙啓発をしっかりやっていっていただきたいと思うのですが、ちょっとお考えがあれば伺いたいと思います。

それから、生活保護の関係なのですが、新しい年度をこのぐらいまでというのなかなかないのでしょうけれども、もしあればその人数、世帯、人数が全体としてふえていっている状況ですので、ちょっとその辺伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 生活習慣病予防事業の増額の関係をご説明いたします。

こちらにつきましては、先ほど課長が申したのですけれども、健診後の健康相談という事業がありまして、こちらのほうが課がちょっと分かれる関係もありますので、一遍にできる人数に限られるということで、回数をふやしております。その関係で、雇い上げの方の経費とかが若干増加しているという内容でございます。こちらにつきましては、特定保健指導に該当しない健診を受けた方で、少し数値が危ない方というのを対象に、こちらのほうで通知を出して、生活習慣について指導するというものがありますので、先ほどの委員さんのご質問のほうにありましたけれども、若干数値の悪い方でも、町のほうで入念に指導するという事業であります。

続きまして、122ページの健康づくり事業の拡大分なのですが、健康長寿埼玉モデル事業のほうの拡大分は継続者がふえますので、全体の参加者が3年目でふえるということで、そちらの方全員分をケアするというので、若干事業費の増額しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 石井健康いきいき課長、お願いします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをさせていただきます。

生活保護の関係でございますが、人数ということ、ちょっとはつきりした予想等、話がちょっとできないのですけれども、ここ最近ふえたり、減ったりということになっているのですけれども、以前は結構ふえていたことがあったのですけれども、最近はやっとふえたり、ちょっと減ったりという形で、そんなに極端にはなってございません。ただし、比企管内では嵐山町、保護の人数というのは多いほうでございます。ちょっと全体に占める割合というのが高いほうになってございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 啓蒙の件は誰が答弁しますか。がん検診の啓蒙についての答弁は。馬橋副課長。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 がん検診の啓蒙につきまして、ご説明いたします。

こちらにつきましては、こちらでリーフレット、パンフレット等を作成しまして、毎戸配布という形で、先ほどの保健推進員さんの事業のほうにもちょっと内容がかぶるのですが、保健推進員さんには毎戸配布ということで、各家に訪問していただいて、がん検診と特定健診の受診勧奨のチラシを配布していただくという事業をしております。

以上です。

○畠山美幸委員長 どうぞ、川口委員。

○川口浩史委員 生活習慣病の関係なのですが、どうしても縦割りだなというのを感じざるを得ないのです。国保で、ほとんど毎回聞いているのです。病気の上位は何ですかということ。そのときに心疾患、心臓病、がん、精神等々言われているわけで、そこが国保だけでやってはやっぱりなかなか難しいと思うのです。国保も財政が、会計が目いっぱいですから。そこをこちらでどれだけカバーできるかというのが私は大事ではないかなと思うのです。今のところ数値が危ない方ということに限られているということなのですが、もっともう少し全体的な予算をとって広めて、予防事業をしていっていただきたいというふうに思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えさせていただきます。

こちらとしても、また町民課とも連携をとりまして、こちら考えていければというふうに思っているのですが、また健康長寿モデル事業等で運動です、歩いていただくということ等も積極的に参加をしていただければいいかなというふうに思っておりますので、これからもこちらのほうを啓発していければなというふうに思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 ただいまのと重複するかもしれませんが、健康長寿埼玉モデル

事業の関係ですが、こちらにつきましては予定の参加者というものが最初いたと思います。ですけれども、継続のためにふえているということでございますが、それが1点です。

それと、やすらぎの利用の関係が13回までは無料ですよというようなことだったと思いますが、どのくらいの方たちが、これは利用なさったのでしょうか。

○畠山美幸委員長 ページ数は何……

○松本美子委員 123。

○畠山美幸委員長 123。

〔「やすらぎ」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 やすらぎのページ数は。

○松本美子委員 健康寿命の関係で、やすらぎの利用は無料……。

○畠山美幸委員長 はい。健康長寿の関係のことですね。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 はい。ほかに質問ありますか。それでよろしいですか。

答弁求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをさせていただきます。

123ページの健康長寿モデル事業の関係でございますけれども、今年度で3年目ということになるのですけれども、今まで継続者、1年目で、今年が2年目で継続している方が143人いまして、28年度の新規が95人という形で、合わせて238人で、2年目の28年度は行ってきたわけでございます。3年目、また新規に80人を募集予定をしてございまして、今までの継続者と合わせれば280人ぐらいを見込んでおりまして、事業を行っていくという形で考えております。

それとあと、やすらぎの13回無料の件でございますけれども、ちょっと今手元に資料がございませんけれども、失礼しました。やすらぎの人数の回数ですか、こちらのほうの把握というのが長寿生きがい課のほうで把握をしていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 やすらぎの利用が「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」で活用されているけれども、答弁は長寿生きがい課ということですね。ということです。

松本委員。

○松本美子委員 そうしましたら、基本ですと1日8,000歩以上というようなことで皆取り組んできたと思うのですけれども、これはクリアをして、検査をすれば、した結果、どのような結果があらわれているのでしょうか。

○畠山美幸委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 「健康寿命を延ばそう！！プロジェクト」についてご説明いたします。

こちらにつきましては、27年度、28年度、今2年目が終了したところなのですけれども、28年度につきましてはまだ検証中で正式な結果は出ておりません。27年度につきましては、約150人の方の結果は事業報告として上げておりますが、今2年分合わせてということでありまして、もう少しお待ちいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、28年度がまだ検証中ということであれば、27年度分だけでも結構ですけれども。

○畠山美幸委員長 決算ではないけれども聞いていいのですか。報告されていますので、この質問は決算の関係ですので、すいませんが、大丈夫です。結構です。結構ですではなくて、申しわけないですけれども。報告もされていました。

ほかに。青柳委員。

○青柳賢治委員 127ページの妊婦健康診査事業、これ今度子育て支援課に健康いきいき課から移っていくわけです。それで、ここのところの扱いといいますか、この辺の今までやってきた内容みたいなものが子育て支援課に移行することによって、何らか変わるところが出てくるのか、出てこないのか、お聞きしたいのが1点です。

それと、ページがちょっと下がりますけれども、117ページの子育て家庭がニーズ云々というのは、これはもうこども課ではないと回答ができないでしょうね。

○畠山美幸委員長 どこでしょう。

○青柳賢治委員 子育ての子ども・子育て支援事業計画のところですか。子育て家庭がニーズに合わせて云々というところはこども課ではないと答弁できないでしょう。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○青柳賢治委員 では、ここのところでお尋ねしておきますので、よろしくどうぞ。

○畠山美幸委員長 石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

127ページの妊婦健康診査関係でございますけれども、こちらのほうも予算的にもそんなに変わっていないのですけれども、事業的にも内容はそのまま引き継がれて、子育て支援課のほうでやっていただくということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 これは今までも行ってきているわけなのでしょうけれども、この時点の中で妊婦さんになれる方というと、母子手帳か何かもらいに来るのが初めてになるのかなと思いますけれども、そのところで、私が言いたいのは確認のだけれども、子供さんが生まれた後、どのような育て方したいとかというような、そういうようなものを聞き取るようなところは、この事業の中にあるのですかどうか。それをちょっとお聞かせいただきたい。

○畠山美幸委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 今のご質問について説明いたします。

妊婦健康診査事業の中には、今のご質問の内容は含まれていませんで、こちらにつきまして主に病院で妊婦さんが健診を年に13回まで受けられるのですけれども、すみません、14回まで受けられるのですけれども、その健診の委託料がほとんど入っております。

今、委員さんのご質問につきまして、妊婦さんについてケアなのですけれども、こちらにつきましてその1段上の母子保健事業、こちらのほうで妊婦訪問ですとか、それから産後のケアです、そちらのほうで、そちらの事業のほうで実施しております。29年度につきましては、ネウボラ、埼玉版ネウボラという形で、妊娠出産包括支援事業というのがありますので、そちらの準備に向けて事業拡大する内容になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、この母子保健事業というその事業の中に、お母さん方の将来の希望するようなことを聞くことが含まれているという理解でよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

馬橋副課長。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 はい、そのとおりでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 ページがよくわからないのですけれども、児童扶養手当の受給者数と、違うかもしれない、よくわからないのですけれども、特別児童扶養手当のもらっている人数がわかるでしょうか。

それと、ちょっと私の記憶が違っていたら申しわけないのですけれども、105ページの地域福祉人材育成事業、これ要綱を変えるというような話があったかと思うのですけれども、要綱は変わってるのですか、その2点ですけれども。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

初めの1点目ですけれども、児童扶養手当等はこども課のほうで実際行っているところでございます、こちらではちょっと人数的な資料はございません。

続きまして、2点目の105ページの地域福祉人材育成助成金の関係でございますけれども、特に要綱等変更はしてございません。こちらのほうは、事業所での勤務経験がない方が資格を取って勤務する方、あるいは今福祉施設に勤務をされていて資格を取った方等に5万円あるいは3万円という形で助成をしている事業でございます、特に内容的に変更ということはございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 3時47分)

予算特別委員会

3月14日（火）午前9時30分開議

議題1 「議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（13名）

1番	吉本	秀二	委員	2番	森	一人	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	青柳	賢治	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	清水	正之	委員	10番	松本	美子	委員
11番	安藤	欣男	委員	12番	渋谷	登美子	委員
13番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大野敏行 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
主査	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實	副町長
中嶋	秀雄	総務課長
前田	宗利	総務課財政契約担当副課長
山下	次男	長寿生きがい課長
岡野	富春	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近藤	久代	長寿生きがい課包括支援担当副課長
菅原	広子	長寿生きがい課包括支援担当主席主査
藤永	恵子	長寿生きがい課長寿生きがい担当主席主査
村上	伸二	文化スポーツ課長
萩原	政則	文化スポーツ課生涯学習担当副課長

強	瀬	明	良	文化スポーツ課交流センター所長	
内	田		勝	文化スポーツ課交流センター主幹	
永	島	宣	幸	文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長	
清	水	聡	行	文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館副課長	
内	田	富	恵	文化スポーツ課生涯学習担当主席主査	
吉	川	荘	司	文化スポーツ課交流センター担当主席主査	
植	木		弘	環境農政課長	
青	木	正	志	環境農政課みどり環境担当副課長	
杉	田	哲	男	環境農政課農業振興担当副課長	
千	野	政	昭	環境農政課みどり環境担当主席主査	
山	下	隆	志	企業支援課長	
小	輪	瀬	一	哉	企業支援課企業支援担当副課長
安	在	知	大	企業支援課企業支援担当主席主査	
菅	原	浩	行	まちづくり整備課長	
中	村		寧	まちづくり整備課管理建設担当副課長	
金	子	政	己	まちづくり整備課区画整理担当副課長	
久	保	雄	一	まちづくり整備課管理建設担当主席主査	
永	嶋		稔	まちづくり整備課区画整理担当主席主査	
深	澤	清	之	上下水道課長	
清	水	延	昭	上下水道課下水道担当副課長	
小	久	保	錦	一	教 育 長
藤	永	政	昭	教育委員会こども課長	
溝	上	智	恵	子	教育委員会こども課学校教育担当指導主事
佐	々	木	寿	志	教育委員会こども課学校教育担当指導主事
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課学校給食センター所長	
高	橋	喜	代	美	教育委員会こども課子育て支援担当副課長
奥	田	定	男	教育委員会こども課嵐山幼稚園長	
加	藤	憲	史	教育委員会こども課学校教育担当主席主査	
藤	野	美	佐	教育委員会こども課子育て支援担当主査	

植	木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務
新	井	孝	行	農業委員会事務次長
都	築	葉	子	農業委員会事務局主席主査

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時28分)

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告いたします。

昨日、地域支援課で安藤委員の質問の地区掲示板設置補助交付設置基数の回答書をお手元に配付しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第16号の質疑

○畠山美幸委員長 議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に健康いきいき課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対して簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは質疑をどうぞ。

吉本委員。

○吉本秀二委員 それでは私から2点質問させていただきます。

ページは108、109ページになります。3款1項10目の高齢者支援事業。これにつきましてはタクシー券の関係ですけれども、平成27年の統計を見ますと、町でいろいろ細かい資料を出していただきまして、対象者が2,162人おりまして、589の方が応募したと。それで全く使わない方が73人いらっしゃいまして、その方は全く使う意思はなかったので、そういったものは省きまして、使う意思のあった方の枚数から、使われた枚数、これをパーセントであらわすと54.8%ぐらいしか使われていないという状

況なのです。地区別に見ますと、北部が51.9%、中部が56.6%、南部が40%、むさし台が42.2%と、一部南部のほうは結構低いのですけれども、いずれにしても50%ちょっとという状況です。

それで26年の統計を見ましてもやはり51.3%、28年度は4月から1月まで見ますと908名使われているわけなのですけれども、あと2カ月で月に900枚ずつとしても27年度並みの実績しか出ないという状況なのです。こういうふうにして見ると非常に使い勝手が余りよくないのかなという中で、今回少し中身を変えられました。これにはどういった反省で、どういう目的を持って変えられたのか、それを一つ伺いたいと思います。

2番目は、108、109ページの高齢者の運転免許証の自主返納支援事業ですけれども、これにつきましては1月に4人返納されているのですけれども、その後2月はどのくらいの返納者があったのか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 2点。答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず初めに、108ページの高齢者外出支援事業ということでございます。これにつきましては、昨年まではデマンド交通事業というような名称でやっていたのですけれども、今実際にやっているのがデマンドとはちょっと嵐山町のやり方は違うのではないかということで、29年度につきましては高齢者外出支援事業ということで変えさせていただきますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

それから、改正の内容と目的というようなことでございますけれども、一応今まで23年の7月からですか、この事業は始めさせていただいていたのですけれども、それで途中25年でしょうか、少し改正をいたしまして現在に至っているということでございますが、先ほど委員さんおっしゃられましたように利用率といいましょうか、それが南部、北部というような地区についてはなかなか上がらないというようなことございまして、ずっと施行で来たわけですけれども、そういった中でうちのほうといたしましても、そういったとにかくふやしたいというようなことございまして、また今後高齢者の方がどんどん多くなっていくと予測されるという中で、制度をずっと維持していかなければならないというようなことございまして、ここで改正をさせていただきますのでございます。

それで内容といたしましては、今までの制度をほとんど、内容的にはそれを踏襲したような形で、若干補助の金額の部分ですとか枚数を変えさせていただいたというような形になるのですけれども、現行ですと初乗り分730円分、これを助成をしていたわけですが、1カ月当たり3枚ということで年間36枚の助成券を出させていたいただきました。来年からは、枚数につきましては年間最大で48枚、1カ月当たりにして4枚というふうなことでございます。こちらにつきましても、今まで1カ月に3枚というのは半端だったのですけれども、出かけたら帰ってくるというような形で、これを月当たり2回の外出というような形で計算しまして、48枚というような形にさせていただきます。

それから、助成のほうなのですけれども、1,000円までは500円の助成をさせていただく。タクシー運賃の総額が1,000円までは500円の助成。1,000円を超えたものにつきましても半額です。例えば1,200円でしたら600円、1,400円だったら700円というような形で半額を助成させていただきます。最大で1,000円までの助成というような形になります。今までもあったのですけれども、迎車の利用時につきましては、今までは迎車で初乗り料金分を超えていた場合は2枚まで利用ができたわけですが、その辺のところは、今度もし超えていた場合には最大で1,500円までの助成をさせていただくということで、券については1枚で使用するというような形になります。

対象者につきましては、今までと同じように運転免許証を有しない75歳以上の方、それとあとこの1月から3月までに自主返納という形でされた方につきましては、それを75歳未満でも対象としていきたいと思います。そういったようなことが今回の改正の内容というような形になってございます。

それから、自主返納の関係でございます。これにつきましては、1月は先ほど委員さんは4人の方とおっしゃられたと思うのですが、実際はこちらのほうとしましては1月が7人、それから2月が5人ということで、12人の方に2月までに交付しているという状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 そうしますと、1点目の関係なのですけれども、これはいろいろ交付されて使っている利用者の方のいろいろな意見を聞かれて改正されたものなのか、あるいはそういったものは聞いていないけれども、見ていてこういうところがちょっと

ふぐあいなので変えましたということなのか、その辺をお聞かせ願いたいのと、2点目の自主返納者の関係なのですけれども、これは年齢的にはどのような構成になっているのか、あるいは年齢と状態です。要するにもともと私はもう運転していないのでこういう制度があったのでたまたま利用して届け出たというものなのか、あるいは積極的にこういう制度があったのでは、この際考えて、今まではたまには運転していたのだけれども、返納してしまうかというような方が返納したのか、その辺の状況はわかるでしょうか。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

まず初めに、外出支援事業について改正するに当たって利用者の方の意見を聞いたかどうかというようなことですが、特にこれの改正についてのご意見というのは聞いてございませんが、今までのいろいろなご意見等もいただいた中でこれを参考にさせていただいた。

制度を変えるに当たっては、東松山市さん、それから前橋市さんのところでやっていますので、そういったところを参考にさせていただいてこの改正をさせていただいたということですが、主には前橋市さんのほうの内容が主な内容、前橋市さんがちょうど半額助成というような形でやっていますので、そちらのほうを取り入れたような形でさせていただいているという状況でございます。

それから、自主返納につきましては、年齢と状態等でございますが、年齢につきましては75歳未満の方が3人ほどいらっしゃいました、12人の中に。75歳以上の人も返納には対象となりますので、当然それ以外の方は75歳以上というようなことでございます。また、体の状態等についてなのですけれども、そういったところまではこちらのほうで把握はしてございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 わかりました。まず1点目なのですけれども、5割ぐらいしか使われていないような使用状況の中で1枚ふやされると、月に使う枚数を。それについては意味がわかりました。しかし、この制度になるともっと使い勝手がよくて使われるだろうということでされたと思うのですけれども、それが予算に反映されていないような気がするのです。前と余り変わらない予算になっているということなのですけれども

も、この辺はもっと期待感を持った予算づけをされたほうがよかったのかなというように思いましたのですけれども、これについていかがでしょうか。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

この予算になかなかこのことが反映していないのではないかということなのですが、こちらはこういう制度開設に当たりまして、一応今の制度で幾らで、それを新たな制度でやった場合にはどのくらいかかるかというようなことでちょっとシミュレーションしてみたのですけれども、それが予算編成の前の、今年については6月分の使用料といいたいでしょうか、助成が一番高かったのです。

その高い月を参考に、もしそれを申請に当てはめたらどのくらいの額になるだろうと。本当に単純にといいたいでしょうか、大ざっぱな形でしたのですけれども、それを12倍したような形で単純にしたところが700万円弱ぐらいの金額になったのです。ですので、最高で使った月がそういったようなものでしたので、それに若干の自然増ですとかいろいろなことを考えまして、この現予算の金額になってございまして、851万7,000円というような形の予算になっているのですけれども、これにつきましては昨年よりは90万5,000円ほど減っているのですけれども、そういったシミュレーションをしてみた中の金額よりは高目にといいたいでしょうか、計上させていただいたというようなことでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。今、川口さんが挙げたよね。

川口委員。

○川口浩史委員 106、107の在宅高齢者等日常生活支援事業、(5)ですけれども、使用料の中に緊急通報システム借上料が入っているのでしょうか。もしそれであれば、数とこの金額で幾らになるのか、伺いたいと思います。

それから、高齢者就業促進事業、シルバー人材センターへの補助金ですけれども、これは一般質問でしたっけ、今年の2月で会員が282人というふうに答えたのですか。そのときの意味がわからなくて数字だけちょっと記入しておいたのですけれども、その意味をちょっとお聞きしたいのと、会員が減っているということで、どんな対策を29年はとっていかようとしているのかを伺いたいと思います。それから、町長が今も会長でしたか、しているのかどうかを伺いたいと思います。

それから、次の108、109ページですけれども、先ほどの高齢者外出支援事業ですけれども、枚数がふえたということで、そういうことではあるのですが、どうして金額は減ってしまったのか、ちょっとこの関係が理解できないので、ご説明をお願いしたいと思います。

それと(12)の自主返納の関係なのですが、この金額では29年度は何人を見込んでいるのか。それと(10)と同じ枚数で70歳以上の方も4枚をもらえるのかどうか、内容をあわせて伺いたいと思います。

それから、110、111の地域密着型サービス等整備助成事業が廃止になっているのですけれども、廃止をした理由を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 以上、5点につきまして答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは順次お答えをさせていただきますが、緊急通報の関係につきましては副課長より説明させていただきます。

まず、高齢者就業促進事業でシルバー人材センターの会員数ということでございませぬけれども、今年のと申しますか、昨年度の状況ということでよろしいでしょうか。昨年度末。

〔何事か言う人あり〕

○山下次男長寿生きがい課長 すみません。今年ですと2月末です。その資料はあります。今年の2月末でございます。会員数は282人でございます。26と27で資料があるのですけれども、それは会員数ですと27年度の3月末で261人、26年度ですと257人ということでございまして、会員数につきましては減っている状況ではないのかなというふうに思っております。どんどんそういった会員の募集等もしていただいておりますので、減っている状況ではないということでございます。

それから、理事長につきましては町長がやっているのかということでございますけれども、そのとおりでございます。

それから、108ページの高齢者外出支援事業の関係ですけれども、枚数がふえて金額が減ったと、どういうことでしょうかということなのですけれども、これにつきましては先ほどの吉本委員の質問の中でも答えさせていただきましたが、一応シミュレーション等を、単純なのですけれども、させていただいたところが、先ほど申しましたように700万ぐらいで1年間かなと。自然増ですとかいろんな若干の、新たな制度

に変わるわけですのでわかりませんので、多少増とさせていただきますして、今年の金額というような形でさせていただきました。

それで実際減ってくるというのは、今までは初乗り料金で730円の場合は、それ以下であっても730円で済んでしまっていると個人の負担というのはなかったわけなのですけれども、新たな制度にしますと730円で終わっても230円は負担をしていただくということになるわけです。その分、若干こちらのほうの助成額が減るのですけれども、ただこれは枚数もふえましたし、今後500円から1,000円の範囲内で距離によって助成額が変わってくるということでございます。

今までは年間36枚ということで、最高でも730円の36枚ですので、2万6,280円、定額の補助といいましょうか、だったのですけれども、今度は年間で48枚でございます。その48枚を、例えば最低の500円の助成で使ったとしても2万4,000円の助成です、全部を使い切ったとき。最高でもし使った場合は、迎車利用時がある場合は、先ほど申しましたけれども、1,500円まで助成がききます。ですから1,500円、もしそれを迎車ありで使った場合、そうした場合は7万2,000円までの助成になります。ですから、個人の利用したあれによって助成額が変わってきますので、このシミュレーションをしたのは昨年の6月の1カ月分の使用料に対して新しい制度を使用したときにそういった金額が出ていたものですから、それで予算のほうは計上させていただいたというものでございます。とりあえず制度が変わるので、やってみないと実際の話はどれくらいの利用になるのかというのはちょっとわからないというような形でございます。

それから、自主返納は何人来年は見込んだかということでございますけれども、一応自主返納につきましては、一回自主返納をしていただいたときにタクシーの助成券は15枚でございます。それは年間いつ自主返納したか。年度内でしたら15枚は出るというような形になります。それで60人分で計上させていただいております。一応67万5,000円という計上ですけれども、平均しまして金額が定額ではございませんので、750円ぐらいかなということでの計算をして67万5,000円ということでございます。

それから、最後の地域密着型サービス等整備助成事業の廃止ということでございますけれども、この事業につきましては現在らんざん苑さんのほうでグループホームを建設されて、もう完成しているかなというふうに思っているのですけれども、これについての建設の補助金と、あと開設準備基金ということで補助をするためのものがございます。来年度につきましてはそういったものはございませんので、廃止という

ことになっているものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 私からは、在宅高齢者等日常生活支援事業の使用料についてお答えさせていただきます。

この使用料は、委員さんがおっしゃるとおり緊急通報システムの使用料を計上させていただきますものとなっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか、わかりました。それでシルバーの関係なのですけれども、町長が理事長をしているということで、なかなか見つからないのかなとは思のですが、町長自身のお考えを伺いたいと思うのです。いつまでもやるつもりはないのでしょうか、町長からちょっと答弁を求めたいと思います。

それから、高齢者の外出の関係なのですが、今聞いていますと2枚の使用が前は認められていたわけです。今度の場合はそれはだめだということなのですか。それを確認したいと思います。

それから、自主返納の関係ですけれども、1月7人、2月に5人と、どこに住んでいる方が返納したのか。農村部といますか、そちらの方は少ないのかなということをお伺いしていますので、それを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず初めに、シルバー人材センターの町長が理事長をどう考えるかということでございますけれども、これにつきましては、なつてはいけないといひましようか、そういった規定等もございませんので、町長が理事長をされていても特に問題はないのかなというふうに考えてございます。

それから外出支援、今までは2枚使用ができたけれども、今後はということでございます。これにつきましては先ほども申しましたが、今まではタクシー券を2枚一遍に使えたわけでございますけれども、今度は1枚でその金額分までは助成ができるということでございます。ですから、今まではそういうふうを迎えに来てもらって、迎

車を超えてしまって、2枚使ったときは1回で2枚使ってしまいますので、そういった使い方をしていきますと使える回数が減ってきてしまいます。ただ、今度は1枚で1,500円までが使えますので、48回分全部そういった利用をしても使えるというような形になってございます。最大で迎車利用があった場合には1,500円までの助成をさせていただくというような内容になっているものでございます。

自主返納の関係の地域につきましては、副課長のほうからお答えさせていただきます。

○畠山美幸委員長 岡野副課長。

○岡野富春長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、私のほうからは自主返納支援事業の交付した方の地区について申し上げます。

菅谷の方が1名、川島の方がお二人、志賀の方が6名、むさし台が1名、遠山の方が1名、杉山の方が1名、合計で12名です。

以上です。

○畠山美幸委員長 いいですか。ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけなのですけれども、107ページですが、毎年思うことなのですけれども、(6)の高齢者スポーツ促進事業ですけれども、書かれている細部につきましては、ゲートボール場の管理用の資材の支給するための経費ということで書かれていまして、これ以外は何か全然考えていないような、毎年そんなような予算化されていますが、こここのところの考え方をお聞きをいたします。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

高齢者のスポーツ促進事業の関係でございますけれども、これにつきましてはほかの委員さんからもそういったことでたしかご質問を受けたことがございまして、こちらのほう、今はゲートボール場の塩化カルシウムですか、それを冬場に使っていたというだけの予算なのですけれども、そういったご意見をいただいたときに、一応社会福祉協議会のほうにもお話ししまして、そういったことで何かそういった事業としてスポーツの関係でやってもらえるものがあるかなというところで、なかなかその辺もちょっと難しいものでございまして、向こうでは向こうとしてこちらのほうで助成金といいましょうか、補助金を出していろんな大会等もやられてるのですけれど

ども、そういったことの中でグラウンドゴルフとか、あと最近では輪投げなんかも何かやっているようでございますけれども、そういったものも今の補助の中で対応して実施をしていただいているということでございまして、新たなというのはなかなかちょっと今の時点では難しいということで、もしそういった何かありましたら委員さんのほうからも言っていただければありがたいかというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 実際のことなのですけども、高齢者のスポーツ促進ですからいろんなことが考えられるわけです。それで実情として、昔はゲートボールが主だったですけども、今はグラウンドゴルフがあり、またグループ内で、高齢者のスポーツというかどうかわかりませんが、昔、若いとき培ったもので何人か集まって高齢者になってもそのスポーツを楽しむというような傾向があります。でも、ごく全般的というか、グラウンドゴルフなんかは一部の高齢者のいわゆることぶき会、そういうところではその会のお金がなければ自分たちでその使用料を皆さんで集めて、その使用料を使っているという実情もあるようなことを聞きました。

それだと、こういうところのそういうものに使えないかというか、知らないだけのことであって、申請が来れば課のほうはそういうことがあるのだったらというふうなことでやるかもしれませんが、皆さんのところにそういうものが行っていないのではないですか。ご自分たちで出してやるのが当然ですぐらいの考え方ではなくて、高齢者の方がさらに元気よくなってもらうというふうなことを考えれば、そういうところにもう少し気を使っただいて、皆さんが集まりやすいようなことを考えたほうがいいのではないかなというふうに思いますが、お考えをもう一度お願いいたします。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今言われたようなことで、自分たちで使用料等もお支払いしているというようなこともあるのかなと思います。ただ、これに対しましてはなかなか高齢者だけに助成ということになりますと難しい面もあるのかなということもございますので、また今のスポーツ促進事業の中でできることといたしましうか、それも今後もまた検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは104ページになりますけれども、介護保険、やすらぎの関係なのですが、こちらはきのうもちょっと健康のほうで聞いてしまったのかな、それなので、こちらの長寿のほうだというお話だったのですけれども、町で埼玉のほうの関係でモデル地区になっておまして、そちらで1人当たりが13回ですか、無料だということ。それに一般の皆様が200円なり400円なりを出して、あそこでトレーニングを行っている。

そうなりますと、講座に入った方は無料、一般の方たちはお金がかかると。それは余りにも。どのような関係でそういうふうに行っているのでしょうかというようなお話を伺っていますので。だから、講座に入っただけで無料で13回までは使えますというふうなことはお話ししてありますけれども、もうちょっと具体的に教えていただければというふうに思っています。

それと、もう一点なのですけれども、109ページなのですが、在宅高齢者の短期入所事業というのがありまして、そちらは65歳ぐらい以上の非該当に介護保険がなった方が、一時的に養護されたり短期入所するというようなことが概要のほうには書いてありますけれども、実際にはこういうふう該当になって入所した人もおりますけれども、そこまでにいかないうちの何らかの方法というか、今年度はどんなふう考えていらっしゃるのか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず初めに、104ページのやすらぎの関係でございます。モデル事業、埼玉健康モデル事業ですか、いきいき課のほうでやっている事業については、入場料といいましようか、が無料で、ほかの方は払っているということですが、こちらにつきましては当初、27年度からですか、この事業が始まりまして、まだ始めるときにはどういったことでそういった参加者をふやすといいましようか、応募していただけるかというようなこともございまして、そこでやすらぎに器械があるからそれを使ってやっ

てくださいと。ただ、それだけではなかなか参加もしていただけないのかなと。特典として、そういった方についてはその器械を無料、やすらぎに入場料を払わずに入らせていただいて、そういった運動等をしていただくというようなことで始めさせていただいたものでございまして、この事業が終われば、また当然使うときには払っていただくので、そのときの特典というような形でさせていただいたものでございます。

今年度につきましても、2年目の事業ということで、また今年度も同様な対応をさせていただいたということでございます。一応来年が最後だと思えますけれども、来年度につきましてもそのような形で考えている予定でございます。

それから、短期入所事業の関係でございます。109ページです。実際は今の状況を見ますと、これにつきましては該当者は、これで入所した方というのはいらっしやらないということでございまして、こういった該当するような方がいた場合には対応させていただくということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 では、再質問させていただきましても、やすらぎの関係ですけれども、私先ほど講座内容に入った方については無料、あるいは一般の方はお金を払っていると。その辺で、利用率の関係が出てこないと利用者が困るというようなことで1年目にこれをやったと。だけれども、あそこで、お年寄りが集まるところで200円あるいは400円を払うのと、無料でさっさと来て器械かかっていくというのはギャップがあり過ぎることなのです。特にあそこは高齢者のための施設ですから、それなのにそういった講座内容の人たちだけが無料ということはどうしても納得がいかないと、そういうふうな話も出てますけれども、今年、29年、来年ですか、あと2年間はこのとおりでどうしても実施していかざるを得ないということですか。それと人がかなり集まってますよね、今回は。ですから、その辺の考え方を少し変えていったらいかがでしょうか。

それから、もう一点なのですけれども、高齢者の短期入所なのですけれども、把握ができていないというようなことなのですけれども、これは現実的に、ついこの間ですけれども、実際にありました。これがこんなふうになるまで置かないで、民生委員ですか、お近くの方ですか、いろいろな方がもう少し細かく見回りというのでしょうか、やって、男の方でしたからなかなかうまくスムーズに話も通らなかつたみたいでした

けれども、続けて2回ほど入院をなさっています。ですから、そういうところももうちょっと目を光らせて、しっかりと地域の人たちあるいは役職の人たちが見ていくべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうからは初めのやすらぎの関係でお答えさせていただきます。短期入所の関係につきましては近藤副課長のほうからお答えさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、高齢者が入る施設だからということでありますけれども、この事業につきましては当然高齢者の方も参加をされているわけでございます。それで3年というスパンの事業で行っておりますので、来年だけそのような形で料金をいただくといいたいでしょうか、そういったことにはちょっと今のところは考えていないという状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 私からは、短期入所の件につきましてお答えさせていただきます。

介護認定で非該当と認定された方につきましては、非該当であっても支援が必要な場合、今年度から始まりました総合事業におきまして訪問介護と通所介護が利用できるようになっておりますので、そういう該当者がいた場合はそちらのサービスをご利用していただくとともに、もしくはおたすけサービス等を利用していただいで生活していくのに困らないような形で支援をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 ちょっと3回目ですごくすみませんけれども、やすらぎの関係ですけれども、今年も来年もこんな形でやっていくのだということですが、そうするとそういう不満を持っている方についても、講座には入らなくてもその器械に、13回でも10回でもいいですけれども、無料ですとか何かの手当てというものは全然町は考えていかないのですか。あくまでもモデル地区になってやっている人だけのことで。

それだと、あそこに通っていく人たちももうほとんど少なくなってきました。そ

れにはシャワーも使えないということなのです。あそこで運動してしまっている人が多過ぎて。自分たちがやっても。そういったギャップもありますので、十二分に今後、方向が出ていますから仕方がないのですけれども、考えていける余地がありましたら検討していただければと思います。

○畠山美幸委員長 答弁は。

○松本美子委員 答弁はいいです。

それから、短期入所の関係なのですけれども、そうしますとお一人での生活ですから、通所なりおたすけサービスのいろいろな方法があるといっても、それをよく把握して理解をしていなかったら自分からはなかなかできないわけです。ですから、その手前にどんなふうな手助けを、周りの人、民生委員さんかわかりませんが、やっているのでしょうかとお尋ねしたのですが。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 高齢者の見守り事業につきましては、今年度民生委員さんも含めまして町内の企業の方とか事業者の方等にご協力をいただきまして、何か異変があったらばご連絡をいただくような状況になっておりまして、今ちょっと手元に件数はないのですけれども、今年度はそのようなご連絡が多くありまして、職員のほうでも対応をさせていただいているところです。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点お聞きいたします。

毎年やっていることなのでしょうけれども、106ページ、107ページの在宅の高齢者の支援事業のうち訪問理美容のサービスなのですけれども、金額的には幾らのことでもないのですけれども、床屋さんなり美容師さんなりがそれぞれ訪問してやる場合に、床屋さん、美容師さんは会員になっていて、その方が専門に行くような登録制になっているのですか。全ての嵐山町の床屋さんと美容師さんがいつでも連絡が受けられれば行くという方法になっているのでしょうか。

それで1人当たりの補助になっていくのだろうと思うのですけれども、利用する方は年何回ぐらい受けられるのでしょうか。毎回毎回一定の金額を、普通にいけば

2,000円から3,000円ぐらいの費用を床屋さんとか美容師さんにかかる場合には、美容師さんだともっとかかるのだらうと思うのですけれども、そういう形でいくとどのくらい費用を、個人的な負担をしながら、なおかつ補助が出ているのでしょうか。金額から見ると大変少ないような金額に感じるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

岡野副課長。

○岡野富春長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、私からお答えさせていただきます。

訪問理美容サービスですけれども、どこの床屋さんでもということではなくて、一応こちらと契約というか、提携させていただいた床屋さんのみが該当となります。

それと補助ですけれども、出張料1,000円を補助するというものでして、平成27年度の実績で申し上げますと、お二人で1回ずつ利用されているということで、今年度、28年度についてはお一人が1回だけ利用していただいているという、そういうような状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、例えば訪問の場合でもこれだけの数にしか利用されていないということでいくと、これらのことについては町はどういうふうな宣伝で利用してくださいとかというふうになっているのですか。その辺はどうなのでしょう。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

岡野副課長。

○岡野富春長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

広報等を利用して定期的に周知をしておりますが、なかなか全体に周知が行き届いていないところもあるかと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、わかりましたけれども、サービスを受ける方は男性なのですか、女性なのですか。その辺がわかりましたらお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 岡野副課長。

○岡野富春長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました実績で申し上げますと、男性の方のみとなっております。
以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点だけお聞きします。

109ページ、介護保険の総務事業でございますけれども、この事業は第7期の事業計画の策定を委託するわけですが、嵐山町として独自の事業というようなものがこの中に含まれてくるのか。今思うところの重点となる事業計画というようなものが何点かあると思うのです。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、第7期の介護保険事業の計画の策定の委託料ということでございまして、今の第6期の計画が29年度までで終了ということでございますので、29年度中に30年度からの3年間の計画を立てるというようなことになっているわけですが、町独自といいたいまいしょうか、その中で重要となるものはということでございますが、特に一番大きいのは町の保険給付費がどのぐらいになるのかというようなことが一番重要になりまして、それによって皆さんからいただく保険料というものが決まってくるので、その辺のことを現状をしっかりと捉えまして次の第7期の3年間の保険料というものを決めていかななくてはいけませんので、その辺が重要になってくるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 国の予算においても、間もなく介護保険の財源というのは倍に急速に膨らんでいくのだというものが出ています。やっぱり嵐山町も今の人口動態を見てみるとそれに近いようなものがあると思うのですが、そういった急激に変化していく姿に、第7期というのはある程度その辺が重点的になっていくのではないかと、いうふうに思われますけれども、それがある程度第7期で示していけるというような捉え方をしているのでしょうか。担当課長。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

これからますます高齢化ということで進んでいきますので、2025年問題等がございます。それまでは給付のほうもふえていくというような予想をしているわけですが、現実第6期の計画に予定をさせていただいた金額に対しますと、実際27、28年度と2年間が経過しているわけですが、その支出額については計画より下回った金額で支出になっている状況でございますので、来年度の29年度の予算につきましても、今までは計画上の額というような形で計上させていただいたわけですが、そうではなく、実際この2年間をやってきた実績に基づいてある程度金額を計上させていただいたこともございますので、大分低くなっているようなものもございます。

ですから、30年度以降の第7期でどれだけ急激にふえているかというのは、なかなかその辺が難しいわけではございますけれども、また基金等も今は1億8,000万ぐらいでしたでしょうか、ございますので、そういったものも活用しながら第7期のそういったものを当然決めていくような状況になると思いますので、その辺が重要となってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 2点お伺いいたします。

わからないところがあって申しわけないのですが、今度105ページ、やすらぎの関係ですが、今松本委員からもありましたけれども、やすらぎの利用者が大変ふえて、あそこの器具を使って助かりますという方が大分ふえています。そういう中で、今回減額をしている。44万7,000円。ただ、その方々が、特に夏なんかは、春でも秋でもですが、冬もそうか、汗をかく。それでシャワーが少ないのだけれどもという声がずっと前からあって、我々も話は町のほうにしているつもりでいるのですが、なかなか今回予算づけはしてありません。スペース的に見るとシャワーがつけられるのではないかというふうに思うのですが、その辺の捉え方はどうなのですか。今回予算づけは要望したけれども、無理だったということもあるのかどうか。その辺はお聞きしておきます。

利用者がふえてきて、本当に設置したかいがあって、インストラクターが丁寧に指

導しているということもあるのかもしれませんが。だから、リピーターがふえているので、それが健康づくりに役立っていますということなので、より充実したいなというふうに思っているのです。その辺をシャワーのことについてだけ1点お聞きします。

それから、今度デマンドが変わるということでございます。いろいろ説明はあったのですが、イメージ的に1,000円までは500円の補助だと。500円を超えたものについては自分で払ってもらいますと。迎車の分は1,500円までは利用できますということなのですが、使う側とすれば、この券はどういう形で出していくのか。1,500円までは迎車の分はいいですよということですよ。迎車が必要な地域の方には1,500円まで使える券を出すのか。その券の使い方が、年寄りですから、わかりやすい券を出してもらいたいのです。

それから、もう一点は、遠くの場合には、前回デマンドを改良したときに乗車はシェアでもいいですよと。近所の人と2人で乗ってもそれはオーケーだったのですが、今回はどういふような取り扱いになるのですか。そのところをちょっとお聞きします。説明するのに困るので。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、やすらぎの関係でございます。シャワーの数が少ないというようなことでございます。これまでも委員さんからもいただいていますし、利用者の方からもそういったことはいただいているのは確かでございます。ですが、お風呂場を廃止をいたしましてシャワーに切りかえたときの経緯というものがございまして、そのときに全然何もなくなってしまうというのも一つ考え方であったわけでございますけれども、ただトレーニング等をされている方もいらっしゃいますので、最低限のものだけをつけて改修していきましようというような形で、今現在の2基というものがついている状況でございます。来年度の要望したかということですが、そういったこともございましたので、とりあえず今の中では来年度については要望等はしてございません。当面は今の形で利用のお願いをしたいなというふうに考えております。

それから、108ページのデマンドの関係でございます。使い方でございますけれども、今まで迎車のあった場合は、迎車したときに730円を超えているような場合ですが、そのときには2枚利用ができたということでございます。これからは1枚で迎車分までを見られるというような形でございます。ですから、迎車で超えていま

すということであった場合にも、おりるときにお支払いをするときに券を1枚と、差額の料金があれば、料金といいますか、2分の1のあれですので、1,500円までの助成でございますので、最高は3,000円の料金がかかった場合1,500円を助成して、1,500円個人、2分の1の助成ということでございます。それ以上を超えてしまった場合には、その分は個人のまた負担、プラスになってくるというものでございまして、今までは先ほど申しましたが、2枚一遍に出してしまいますので、そうすると1回で2枚使ってしまいますので、使える回数等も36回、本当は1枚ずつ使っていけば使えるわけですが、2枚を出すとその分が減っていくわけです。今度は1枚で済みますので、48枚あれば48回分の利用ができるというような形で、その辺はよくなっているというふうに考えてございます。

それから、相乗りの関係でございますが、確かに今は2人、3人で乗った場合はそれぞれが1枚ずつ利用ができるというような形になってございました。新しい制度に見直しをしたときもその辺のところの検討はしましたが、確かにそういった形で利用できればいいのですけれども、いろいろな方法がありますと、運転手さんも高齢者の方が多いので、タクシー会社さんのほうからもなるべくわかりやすくしてくださいよというようなことがございました。ですから、今回につきましては相乗りは当面はできない。その中で1人誰かが使っていただくというような形で今は考えてございます。これもあくまでもまだ試行の段階でございますので、これをまたやっていった中でまたそういったこともあれば当然見直し等もしていくということもありますので、当面は使えないということをご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 今の答弁の中だと、やすらぎの関係ですが、トレーニングに来た人が汗をかいて、それでするのでシャワーを使いたいということが現実なのです。今まではお風呂だけで来た人がいたわけだけでも、シャワーだけで来るという人は、たまにいるかもしれませんが、ほとんどがトレーニングで汗をかいて、それで汗を流して帰りたいということだと思っております。確かに汗をかいてそのまま下着を取りかえて帰るとは思いますけれども、さっぱりして帰りたいという人が多いのだと思っておりますが、そういうことの関係でシャワーをふやしたらどうですかという捉え方なのです。その辺はちょっと確認を。使う層の関係をどういうふうに認識しているのかお伺いしたい

と思います。

それから、タクシーの関係ですが、今契約している嵐山駅に入っているタクシー会社、あるいは例えば東松山市とか小川町とかから帰りに乗るという人もいるのだと思うのだよ。そういう関係でタクシーを利用するわけですが、今までデマンドをやっていたのだからあれですが、タクシー会社に内容の変更がされるその説明はきちっとやっておいてもらわないと困ると思うのですが、その辺についてはどうなのですか。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

まずはやすらぎのシャワーの関係でございますが、確かに少ないのですけれども、何人かはシャワーだけで来る方もいらっしゃるそうです。そういうことは聞いております。大体がトレーニングをされた方が汗を流す用で使うというようなことだと思うのですけれども、これにつきましてもある程度終わって、帰る時間とかが一緒になってしまうと困るといいますでしょうか、混雑してしまいますので、その辺のところについてもいきいき課のほうにもお願いしまして、シャワーを浴びる方が多くいそうなときには、その前に、終了間際は混み合うのでなるべく浴びられる方は早く浴びてくださいというようなことも、一応お声がけをしてくださいというようなこともお話ししてございます。

それから、もし女性の方で使わない方がいらっしゃる場合は見ていただいて、利用者が見ているのではなくてトレーナーの方なんかにも見ていただいて、男性が一時的に女性用のほうも使って、そういったことも一つとして考えてくださいというようなこととお話をしてくださいということで、お話をさせていただいている状況でございますので、今はそれほど混んでいないのかなというふうに考えているところでございます。

それから、デマンド交通の関係でございますが、タクシー会社への変更の説明ということですが、これから3月の21日の日に今契約しています3社の方に来ていただきまして、大変内容等を説明させていただくというような予定になってございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 2点ばかりちょっとお聞きしたいのですが、嵐山町の中にひとり暮らしの世帯というのはどのくらい世帯数としているのですか。それが1点です。

それから、もう一つは、介護保険の第7期の策定があるということで、28年度末で具体的には支払準備基金がどのくらいの金額になるのですか。支払準備基金の金額が影響するのかなというふうに思うのですが、2点だけお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 2点につきましての答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 私のほうからは、第7期計画の関係につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

28年度末の基金の状況なのですけれども、ちょっと今資料がないのですが、たしか今現在では1億8,000幾らあったと思うのですけれども、それで28年の支払い状況といいましようか、先ほど申し上げましたが、保険給付費等の支払い状況を見ますと、本年度も繰越金が出るような見込みを今持っていて、決算、9月のときにはまた積み立てというような形で数千万円、多分できるような形になるのではないかと今見込んでいるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 私からは、嵐山町のひとり暮らしの人数についてお答えさせていただきます。

平成28年度の民生委員さんが実施しました社会調査によりますと、嵐山町の65歳以上のひとり暮らしは533名となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 まだ指していません。手を挙げてください。

清水委員。

○清水正之委員 第6期の計画と比べて支払準備基金については年度末現在で多くなっているのですか、少なくなっているのですか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

28年度末で計画等はどうかということでございますが、計画上でいきますと基金を

取り崩しながらやっていくというようなことになってございますので、当然、来年度予算については基金からの繰入金を見てございませんので、そういったことで残金といたしましょうか、残額が計画上よりは当然多くなっているというようなことでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を結びたいします。

ここで休憩いたします。

10時45分までといたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時44分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、文化スポーツ化に関する部分の質疑を行います。

説明員の皆様に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは質疑のほうをどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 2点ほどお伺いいたします。

198ページの(3)の図書館の管理事業の中で、これは多分人件費をとっているのだと思いますけれども、200万弱の増額になっておりますけれども、それについてちょっと説明していただきたいと思います。これは総務課のほうもちょっと関連はして、人件費がふえているものですから、その辺のところです。

それから、あとは204ページの(4)のスポーツ団体等補助事業の中で、選手派遣費補助金というのが実質廃止になっているような形になっているのですが、その辺のいきさつについて説明をしていただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 それでは、私のほうから2点お答えさせていただきます。

198ページ、図書館の管理事業の人件費の増額の分でございますが、昨年度から非常勤特別職で新たに図書館長を任命していただきました。ただ、昨年度は当初予算の段階では図書館長の報酬を計上しておりませんでしたので、去年は補正予算で対応させていただきましたけれども、今年度は新規という形で4月の分から入っておりますので、この分で204万円増額という形になっております。

続きまして、204ページの選手派遣費でございますが、こちらにつきましてはなくなったというわけではございませんで、実は28年度も基準を満たすような大会に派遣された方がいらっしゃらなかったということで、とりあえず予算措置ということで1,000円上げさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 それでは、予算上だとかいう形で最初の図書館長報酬ということで、今度はこういう形で明記されてくるということでいいか、確認だけさせていただきます。

それから、あとはもう一点のほうなのですけれども、これは今までは50万ぐらいの計上があったかなと思うのですけれども、ここのところでこういう形になってしまう。東京オリンピックもだんだん迫っている中で、また嵐山町としてもスポーツに非常に力を入れているというようなところからいくと、ちょっとこの辺はどうなのかなという感じがしますので、そういった経緯になった、結果になったということでもう一度説明をしていただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えさせていただきます。

1点目の図書館長の報酬につきましては、佐久間委員ご指摘のとおりでございます。

それと選手派遣費でございますが、嵐山町スポーツ振興基金運用基準の中で選手の派遣助成という項目がございます。ですので、そういう選手が嵐山町から出たという場合にはきちんと対応させていただきますので、金額自体は当初予算では1,000円だけのものですが、内容については振興を図っていくということで変わりはございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

吉本委員。

○吉本秀二委員 それでは、2点ほど質問させていただきます。

1点目は、25ページの13款1項1目の総務使用料で、南部交流センター使用料が85件で昨年比で30件ふえているのですけれども、使用料金がマイナスになっているということで、その理由をちょっとお伺いしたいと思います。

2点目は205ページ。これにつきましては、10款6項の2目体育施設費、11節で需用費がありますけれども、修繕費に135万1,000円が載せられているのですけれども、具体的にこの使い道というものはどういうふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

以上2点です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 それでは、25ページの南部交流センターの使用料の関係でございますが、ここに出ております85件という件数はあくまでも全ての申請件数ということで載せてあります。そして、その中には中学生以下の子供さんの利用等は免除ということにもなっております。そういう中で件数イコール金額ではございません。予算上は27年度の実績の数値を計上してございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 私のほうからは、修繕料135万1,000円を計上してございますが、こちらにつきましてはB&G海洋センターの水道管の修繕工事、こちらを計画しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 1点目につきましては了解しました。

2点目なのですけれども、B&Gも駐車場のところを見ますと白線等も相当消えてきてひどい状況になってきているのですけれども、そういったものは今回これの修繕費に載せられてこなかったのかと思ひまして、その点についてお伺いします。

○畠山美幸委員長 村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えさせていただきます。

B & G ももう建ててから30年もたっております。あちこち傷んでおりまして、特に水道関係に関しては近年漏水が多々起こっております。そういった関係で、今回に關しましては優先的に修繕するということで、水道管の修繕工事を上げさせていただきました。それ以外にもいろいろ不便な点はあるのですけれども、優先順位を考えてこれから今後修繕の検討はしていきたいと考えております。

○畠山美幸委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 いろいろ駐車場につきましては、他の市町村等からも子供たちもたくさん来ますし、いろいろ見られるわけですので、優先順位は少し早いほうがいいかなと思うのですけれども、これは答弁は要りません。要望としてお願いしたいと思いません。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 57ページの新規というふうになっております子ども大学の参加料というのが1万3,000円あります。これは、参加してくれる子供たちから参加費としてのものかもしれませんけれども、どのような内容で、徴収というか、雑入に上げてあるのか。

それと恐らくこの辺の、もう一点の197ページの放課後子ども教室の事業のところなので、この辺も今年も同じ予算で組まれておりますが、新年度に当たっては何か新しい事業展開、どのように考えていらっしゃるのか。

2点についてお尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 まず、新規事業で上がっております子ども大学参加料でございますが、子ども大学自体は昨年からは嵐山町のほうは参加させていただきました。これは県内で子ども大学を開催していない市町村がもう10自治体を切ったということで、何とか嵐山町でも対応しようということで、昨年度は交流センターの講座の中の一環として予算計上しておりましたが、29年度につきましては別途社会教育の中で新たに子ども大学の事業を計上いたしまして、歳入に關しましては参加料ということで、

そこで作業する、例えば去年は木工教室を行ったり東松山市の化石館に行ったりですとか、そういったところに行くときの実費分の参加料をいただくというものでございます。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 197ページの放課後こども教室ですが、こちらは県の補助金をいただきながら例年どおり実施していきたいということで考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、昨年から子ども大学というのに参加している自治体が少ないということで、いろいろな事業を展開してきたということなのですけども、この具体的な事業内容というのは、そうすると歳出のほうの中では今の放課後こども教室の中に該当してくるという捉え方なのですか。ちょっとそれがわからないので、説明をお願いいたします。

それと197ページの件については、とりあえず現況でも事業を行っているわけでしょうけれども、それぞれ各小学校の子供たちが対象になるわけなので、どの程度の小学生の募集を考えているのか、お尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 では、私のほうから子ども大学の歳出についてでございますが、195ページ、社会教育事業、こちらのほうでまず講師謝礼、報酬で2万1,000円がございます。それと、子ども大学の材料費ということで需用費に1万円、またバス見学等で行った際の入場料、高速代を考えて使用料及び賃借料で2万3,000円、こちらのほうを計上させていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 放課後こども教室の関係ですが、ここ数年、年間事業回数は23回程度と。そして、土日の行事もふやすようにといったご意見もございました。そういった中で28年度につきましては土日の行事が4回、平日の行

事が19回となっております。そして、現段階の登録児童数は菅谷小学校の児童さんが24人、志賀小の児童が3人、そして七小の子供も3人という形で事業展開を行っております。また、新年度になりましたら各学校に募集をかけて実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 歳出で出ています成人式、子ども大学等の全般を行うための経費ということでございますので、嵐山町の子供たちが学童に行ったり放課後児童教室に行ったりといういろんなパターンがあるわけでございますので、幅広く子供たちに呼びかけがあると思いますけれども、いろんな子供が参加できるように整えて進んでいていただきたいというふうに思います。

それと、放課後子ども教室については、開催場所が主にふれあい交流センターが多いかと思うのですが、ある程度、今七郷小学校の子供たちも3人ぐらいいると。今放課後の生活の形態というのも、いろんな学童に行く子もいたり、本当にさまざまなわけです。そういうことでは、この放課後子ども教室というのは一つの効果を、学童に行っていない子供たちにとっては非常に楽しみにしている教室でもあるように私は思っているのです。そういうことで、例えば南部の交流センターでやるだとか、あと北部の交流センターでやってみるとか、そういうような展開についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 ご指摘のようにふれあい交流センターだけでなくということですが、現実的に放課後子ども教室の子供たちと鎌形の老人会の方にお手伝いいただいて、サツマイモの苗を鎌形に植えたり、そしてその収穫をしたり、南部交流センターの近くの農地を使わせていただいているものですから、南部交流センターで集まって実際に畑に行くと。そして、去年は各地でノロウイルスとかいろいろあったのですが、鎌形の老人会と一緒に餅つき大会というのもやっております。場所は鎌形の南部交流センターを使わせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 81ページ、交流センター管理事業なのですが、今強瀬所長がおいでいただいているわけですが、ふれあい交流センター北部、南部あるわけですが、昨年改修して使い始めて、使い勝手がだいぶよくなって、特に私が申し上げたいのは北部交流センターなのですが、あそこが利用者がふえてきてイベントか何かも大変やっているというふうに見ているのです。ただ、あそこの管理が簡易局の方に見ていただいているということで、その辺は今の状況ですと来年度もいくのか。簡易局の方、それは承知しているのですが、官に借りに来て準備にきたりした人に対応もしなければならない。そうすると簡易局のほうが空になってしまうというような、こういうことも起こっているのですが、北部交流センターの位置づけというか、借りる人が随分ふえてきて、また活用方法もいろいろあると思うのです、部屋が幾つもあったりして。だから、私は北部にも職員が1人責任ある人がいてやっていくほうがいいのではないかなというふうに思っているのですが、使う回数というか、そうしたものはどう見ているのですか。今まで1年やってみて、29年はどういうふうな、28年度と同じようなやり方でいくということなのでしょうか。それをお聞きします。

○畠山美幸委員長 1点でよろしいですか、質問は。

○安藤欣男委員 これは所長が答えられなかったら副町長か何かで答えてもらわないと。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 北部の交流センターについては、今簡易局の関係も含めてどうしたらいいのだろうというようなお話ございました。担当のほうでもちょっと考えているのですが、簡易局というのかわりのところでやってもらえるようなところがないか、郵便局がそのところを自分で支局としてやっていく考えはないのか、JAはないのかというようなこととか、いろんなことも、それは簡易局のサイドで。そのところを独立採算としてこういうふうにやっていただく。そうでなかったらどうすると。最悪あそこがなくなってしまうというようなことも含めて。それうちのほうの嵐山町の施設としての交流センター、それを今より使いやすい状況、そして管理をしっかりと今までと同じようにさらにやっていくというようなことを考えたときにどうするというようなことが、これから先の50年に向けてのスタートになる

と思うのです。

それで、人も1人置いたらどうだというような話がございました。しっかり管理をするにはそういうことになると思うのです。それがこのところで、今国のほうで小規模自治体というのを、この後水道のほうで全協でお願いをするわけなのですが、いろんなものも含めて小規模自治体が自分のところで二本足で立っていけるようにするにはどうしたらいいのだということをしっかり計画を出して、それに沿っていけるような形をとりなさいというようなことが緊急に、このところ1年、2年、3年でやっていきなさいというようなことを言われています。

それで、特に言われているのが窓口業務とかを全部委託に出すと。それから、いろんな水道事業等については共同化を図っていくのだというようなことを、国のほうで指導が強くなってきております。そういうようなものも含めて嵐山町はどういう対応をとっていったら町民のサービスが落ちないで、行政としての責任が果たしていけるかということをしっかり考えていかないといけないと思います。ですので、大変大きな問題ですので、すぐどうする、こうするということはここで答弁できないのですが、そういうことを担当としては大きな課題として持っているというふうに答弁させていただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 大きな課題として捉えているということでございますから、研究をお願いしたいというふうに思います。ただ、簡易局もかなり使っている方もあったりしますので、その継続も利用の仕方や経過を見ながらということになると思いますが、十分ひとつ北部の住民に対する使いやすさという、北部の方々の拠点にもなっているということもご理解いただきながら検討いただければと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思うのです。

○畠山美幸委員長 答弁はよろしいですか。ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 使用料が23ページから27ページまでずっと出ているのですが、この中で使用料自体で見ると増減があるのです。それで、その中で例えば全体的に使用料が減のところもありますし、そうではなくて、例えばふれあい交流センターでしたら多少は減っているとか、北部も実は減っているのです。活動状況としてどのような形で捉えて、使用料でしか私たちは予算で見られないので、実際には活動状況

としてはふえているのか、ふやそうとしているのかどうかということ伺いたいのです。

それは、一つは交流センターの活動事業の報償費ですと、報償費は逆にいえば下がっているのです。団体というか、講師の費用だと思えるのですが、その部分は下がっていて、こういうふうな形ですので、皆さんが貸し館としての使用が多くて、そとてふれあい交流センターとしての事業というのがあるから逆に予算に出てこないとか、そういう形のことを1点として伺います。

それから、図書館費なのですが、図書館費、これ全体としては……

○畠山美幸委員長 何ページ。

○渋谷登美子委員 これは196、197になります。図書館の体制の変化があって、それが出てきていると思うのですが、今年度の体制としてはどのようなことを考えていらっしゃるのか。職員をまた入れるのか、臨職として館長さんを入れていくのか。そういうことです。

あともう一つ、劣化診断業務委託料が出ています。これはかなり図書館も傷んできているというような形、現実的にそういったものがあるのかどうか伺いたいのと、それから総合管理業務委託が出てきていて、今回から、もともとそうだったのかちょっと判断ができないのですが、総合管理業務委託でやっていくということはどういうことになっていくのか、伺いたいと思います。

交流センター事業として2点です。それから、図書館事業として全体的な体制の変化ついて、あと劣化診断業務委託なので、実際にどの部分が劣化していると判断されているのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 それでは、使用料の関係ですが、あくまでも予算計上でございますので、27年度の実績で予算のほうは歳入見積もりさせていただいております。そういった中で、使用料収入が余りふえていないとかというお話もあるのですが、上限が当然あるのですが、先ほどもお話ししたのですが、中学生以下の子供さんのご利用の場合は免除、あるいは町の事業の場合は免除ということになっています。実際の使用回数を拾った数字を見ますと、平成26年度4,367回、それから27年度4,331回。そして、今年度は4月から2月末の数字でございます。3,336回と、

回数は多少増減もあるのですが、ふれあいの場合は使用は非常に多いなど、うまく利用していただいているというふうに思っています。

それから、先ほどお話のありました報償費が減額になっているというお話でしたが、昨年の実績等々を踏まえて報償金の金額が若干減額になっていると。交流センターの講座としては、29年度も13講座を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

永島町立図書館長。

○永島宣幸文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 今2点だけ初めにお答え申し上げますけれども、本年度、平成28年度の職員の体制と平成29年度の職員の体制はほとんど同じ状況で進めさせていただければというふうに考えております。

それから、2点目でございますけれども、総合管理業務委託料でございますが、本年までは清掃委託料の中に総合管理業務委託料も含めて計上させていただいておりましたので、それを清掃委託料と別に総合管理業務委託料というのを立てさせていただいたところがございます。したがって、清掃委託料のほうが減となっております、総合管理業務委託料のほうに回させていただきます。

また、劣化診断業務委託料につきましては、副課長のほうから回答させていただきます。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館副課長 それでは、劣化診断についてご説明申し上げます。

先ほど渋谷委員さんからお話がありまして、平成11年に建設されましたが17年が経過しております。一部雨漏りが発生しておりまして、その雨漏りをしている場所につきましては、1階の嘱託員の控室というものがございまして、その部分と1階玄関の風除室、ここについては大きな雨漏りがしております。あと2階の開架ホールの西側の一部で、若干の雨漏りをしているような状況になっております。

業者さんに聞きますと、屋上の防水等についても最終的なモルタル仕上げをしているので、15年程度はもつような仕上がりになっているということなのですが、17年が経過しているということで、今回は主に防水に関しての診断をしていただくということで予定しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ふれあい交流センターのお答えだけだったのですけれども、使用料全体で見ているので、例えば総合運動場ですとふえていたり、それから玉中の体育館ですと減少になっていたり、そして菅谷のテニスコートですとすごく多くなっていたりするのですけれども、逆にいえばはっきり大人の人が使うところというのはふえているのです。ですけれども、そうではない部分というのは、運動自体というのですか、そういうふうなスポーツ団体自体もふえたり減ったりしているわけですけれども、そのところでの活動状況として使用料で判断するしかないのです、それはどのように29年度捉えられているのか、伺いたいと思います。

それと、図書館費ありがとうございます。それで図書館の劣化というのは、建物だけで器具というところまではいかないですか。図書館の視聴覚室なんかはとてもよいものがあるのだけれども、非常にぶれていたりとか、そういうふうなものは、なかなかそのところまでは今のところ予算がとれないというか、そのところまで指摘される方が、結構指摘しているつもりなのですが、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 使用料の関係でお答えさせていただきます。

こちらに関しましても、基本的には平成27年度の実績で数字を上げております。場所によっては増減があるのですが、例えば総合運動公園の使用料は290件から今回350件と上げさせていただいております。子供の団体等も入っているのですが、例えばグラウンドゴルフの団体等は非常にふえて、午前、午後とか2時間とかB&Gのグラウンドに来てやっていらっしゃる方々が今ふえていますので、そういう活動はふえているかと思っております。

それと、菅谷のテニスコートの使用料が大きく上がっているのは、件数的には昨年度と一緒に、ほぼ満杯、100%に近い状態です。今年度、人工芝の張りかえをさせていただいて、それで使用料を1時間100円から200円に変更させていただいたので、歳入のほうの額が大きくなっているという状況でございます。

それと、図書館の劣化の関係ですが、もちろん内部の機器等に関しても担当課として状況等は把握しております。その中で、当然できれば修繕という形もしたいところではあるのですが、実際17年がたって交換する部品はもう製作していないとか、そう

いうのもございますし、建物の雨漏りというのは全体的なことで利用者にもご迷惑をかけるので、まずそちらの判断をして、内部の映像関係ですとかその他のものに関しても、図書館のほうでどういう修繕がこの先で発生するかというリストはもう作成しております。その中で優先順位をつけて予算化していくという形にしていきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 よろしいですか。ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 194、195の社会教育事業、先ほど青柳委員さんからもご質問あったのですが、この金額が減になっているわけです、新しく子ども大学が入っていないながら。ちょっとそれをご説明いただきたいと思います。

それから、次のページの196、197の放課後こども教室、これも青柳委員さんと関連するのですが、七小が3人というのは、これ前に聞いたときにはゼロだったので喜ばしいことなのですが、それにしても志賀小も七小も3人だと。もっとふやすために努力するというのを前おっしゃっていたわけです。でも、結果はこういうことで、そんなにふえていないというところを見ますと、ふれあい交流センターだけでやるのはもう限界があるのではないかなと思うのです。七小も志賀小も、ふれあい交流センターほどの回数はなくてもいいと思いますけれども、向こうでもやっていくことが大事ではないかと思うのですけれども、それがもっと放課後こども教室に参加をしてもらう条件になるのではないかなと思うのですけれども、29年度の方針としてちょっとお考えを伺いたいと思います。

それから、図書館。次のページの190。館長さんは置いていくということで答弁あったわけですが、そうするともう館長は決まっているわけですか。もし差し支えなければお名前まで伺いたいと思いますけれども。

それと、(5)の図書館活動5万9,000円ですが、ふえている理由をちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 まず1点目、社会教育費が総額で減額になっている点につきましては、今年度まで実施しておりましたパソコン教室、こちらのほうが28年度

で終了するという事で大きな減額になっております。こちらにつきましては今までずっとお世話になってきたらんざんパソコン倶楽部さんのほうが解散されたということで、新年度は事業を行わないということでございます。

それと、放課後子ども教室のことに关しまして、以前にもお答えさせていただいたことがあるのですが、特に七郷小学校についてはふれあい塾というのをやっております。こちらは放課後の居場所づくりというだけでなく、人権教育も含めた学習ですとか縦割りの交流ですとか、そういった事業をやっておりますが、そちらのほうに七小の生徒さんの場合、非常にたくさんの方が参加していただいております。その関係でなかなか難しいところがあると思うのですが、志賀小に关しましては引き続き参加いただけるよう努力していきたいと考えております。

それと、図書館長でございますが、次のどなたかになっていただくように教育関係者の方をお願いしておりますが、まだ今の段階ではお名前を確定という形ではございませんので、差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 まだ答弁が。もう一つ。199ページ、(5)の図書館活動事業が増額になっていることの答弁。

清水副課長。

○清水聡行文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館副課長 それでは、お答えいたします。

ここで増額になっておりますのは報償費ということで、今図書館ではボランティアの方に活動いただいております。昨年から大きく映画上映ということで団体の方にご協力いただいたり、今年の1月から託児サービスというものを始めまして、2つの団体にご協力いただいております。そのほかにお話し会等各種事業でボランティアの方にご協力いただいております。そのほかにお話し会等各種事業でボランティアの方にご協力いただいております。その謝礼としてその分が増額しているということでご理解いただければと思います。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 放課後子ども教室なのですが、志賀小については参加の努力をしていますということは前からおっしゃっているわけです。それでも今3人でしょう。努力した結果が前と同程度であるわけですから、現状では無理があると思うのです。それぞれの学校で私は持ち回りでやっていくことが大事ではないかなと思うのですけれ

ども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、七小もふれあい塾と放課後こども教室、同じだというふうに捉えているわけなのですか。そうすると、この七小の3人というのはふれあい塾にも参加していてこっちにも参加しているという、そういう方なのですか。ちょっと捉え方を先に伺っておきます。放課後こども教室と同じものとして捉えているのかどうか。

○畠山美幸委員長 1点ですか。1点というか、放課後。

○川口浩史委員 志賀小の持ち回りについて……。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 放課後こども教室に関しましては学童ではございませんので、菅谷小の生徒たちも一旦うちに帰ってそれから交流センターに来てという形で、志賀小の場合でも志賀小から直接学校の中での施設に行つてという形ではございません。ですので、その辺は志賀小学校の校区の家庭環境等々、菅谷小学校の家庭教育等々いろいろあった上で、志賀小の参加者の方がなかなか家に帰ってそこから放課後こども教室にまで連れてきて、また迎えに来るとというのが困難な状況があるのではないかとということも考えられます。

それと、ふれあい塾と放課後こども教室、これは別のものであります。ふれあい塾は人権教育の一環として七小校区の子供たちが集まってやるものですので、やっている内容も放課後の子供の居場所づくりではなくて人権教育もやります。友達と仲よくする学習もあります。根本的な目的が違いますので、放課後こども教室とふれあい塾は違うものというふうに考えております。ですので、七郷小学校で放課後こども教室に参加している児童の皆さんは、ふれあい塾のほうには参加していないと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 結果が出ていけば、志賀小の場合、よく努力したなって思えるのですが、結果がこういうふうに出ていないわけです。そしたら、現状ではどうもだめだということにどうしてもなってしまうわけです。当面29年度はやるつもりはないみたいですから、どういうことで参加できないのか調査する必要があると思うのです、七小も含めて。いかがでしょうか、そのお考えについて。

○畠山美幸委員長 村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 その点につきましては、学校のほうと連携をとりまして、少しその辺の状況のほうをお聞きして、どういう状態で参加できない、または参加希望をなされないのかということについても、また学校のほうとお話しして情報を収集したいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、文化スポーツ課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入れかわりのみです。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時29分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境農政課及び上下水道課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 136ページの農業振興の関係なのですが、総務のほうの関係ですか、この中で以前は埼玉県農道推進協議会というのが負担金として5,000円上がっていたかと思うのですが、来年度は上がっていないのですが、それは廃止されたのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、あと言葉の使い方なのですが、そのページに地域六次産業化ということで、「6次産業化」の「6」というのが漢字で使われている場合と、それから数字で使われている場合が、139ページ、138ページのところも（6）だと六次産業ということで漢字で使われている。それから、139ページの上のほうと地域6次産業化ということで算用数字が使われている。何か使い分けがあるのかどうか。補助事業と本事業と分けているのか。その辺のところを確認させてください。

それから、あとは先ほどの136ページのところの(2)の農業者支援事業ですか、その中に千年の苑事業推進計画策定業務委託料というのが238万円計上されているのですが、それはどういう計画なのか。今年度の予算の中で、千年の苑づくり計画策定業務というのがあって、そちらのほうからも報告がなされたのですが、それとはどういうふうに違うのか。その辺だけちょっと説明をいただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 3点につきまして答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答え申し上げます。

農道推進協議会の負担金につきましては、こちらは廃止されましたので計上しておりません。

それから、地域6次産業化事業でございますが、大変申しわけございません。これは漢数字の六ではなくて算用数字の6のほうに統一をさせていただきたいと存じます。申しわけございません。

それから、農業者支援事業の千年の苑の事業の委託費でございますが、これにつきましては昨年度基本的な構想に係る部分の委託を行いました。その中でいろいろ調査等をしていただきまして、幾つかの提言をいただきました。今年度の新しい年度につきましては、その具体的な事業展開ということで、例えば商品開発ですとかラベンダーを通じた体験メニューですとか、あるいは公園のガイドの養成ですとか、さまざまな、さらにそれに伴う調査ですとか、そういった具体的な事業展開、戦略を考えての委託ということでございまして、昨年度からもう一步踏み込んだ事業展開というものを考えております。そのための委託料ということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 最初の2点についてはわかりました。

最後の千年の苑事業に関してですけれども、そうすると31年の本格的なオープンを見据えて、具体的な事業の運営の仕方、そういったものを具体的に計画をしていたいくような形になるということかと思うのですが、委員会としても扱っている部分もありますので、今年度からもかなりピッチを上げて、できるものはやっていったほうがいいのではないかというふうに提言もしておりますので、その辺の兼ね合いはどうでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

正式には平成31年オープンということで計画をさせていただいておりますが、もううわさが少しずつ広まって、見学者も29年度あたりから来られるのではないかとということで、30年には一応プレオープンというような形で試験的なオープンも考えております。それに合わせましてさまざまな事業を、メニューを用意して提供させていただくということで、そのための事業展開ということでございまして、昨年度は全体的な構想でございましたが、今回はそれぞれの個々の事業に対しての専門分野といえますか、そういう方面に専門家を交えた、あるいは事業のノウハウを持っている業者に個々に指導あるいは提言をいただくということで、それぞれに委託して事業を展開していきたいと、そういうことでございます。

○畠山美幸委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 こういうところをお願いをして計画の策定をしていただくというのは、ある意味で非常に意味のあることかなと思いますけれども、ただ嵐山町は嵐山町の抱えている問題ですとか、あるいはこういう強みがあるとかということとは地域によって随分違うと思うのです。だから、その辺のところをしっかりとこういう策定をしてくれるところに意見として申し上げて、ここのところは詳細な形での計画をぜひお願いしたいと。こういうところはちょっと弱い、ここのところはどうしたらいいのかと、そういう具体的なこちらからの要望も踏まえた計画にすることは可能なのかどうか、確認させてください。

○畠山美幸委員長 植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおりでございまして、そのように地域の強み、あるいは計画段階でするので弱みがどこにあるのか、それをどう克服していったらいいのかということで、嵐山町の地域の特色を生かした、この地域に合った事業展開ということでご指導いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

吉場委員。

○吉場道雄委員 2点ほどお伺いします。

先ほど佐久間委員が言った6次産業の関係なのですけれども、136から139の関係なのですけれども、片方は地域6次産業化推進事業ということで73万5,000円、こっちは補助金ということで11万6,000円なのですけれども、昨年よりか補助金のほうが20万ほど少なくなっているわけですし、昨年の補助金の関係はめんこ61ですか、あとブルーベリー、また梅ということで、商品開発ということで補助金がつけられていたのですけれども、今回の内容をお聞かせください。

また、その2つぐらい下の新規事業でらん丸塾運営費補助金ということで、これはハウレンソウなどの施設栽培を就農初期段階に始めようとする者に対し、町内の指導農家への研修、ハウス等の初期費用に対しての支援を行うための経費と書いてありますけれども、ハウス等の初期投資ですか、どのくらい見ているのか、ちょっと内容を教えてください。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、私のほうからは6次産業化の推進事業につきましてお答えを申し上げて、あとのほうのらん丸塾については副課長のほうから答弁をさせていただきます。

まず、6次産業化の事業が2つございます。農業者支援事業のほうの地域6次産業化推進事業補助金でございますが、こちらにつきましては新しい年度ではブルーベリーの6次産品化の推進を具体的に考えております。それから、米の食味のテスト、こちらのほうを一応予定をさせていただいておりまして、昨年度はこれに加えてそのほかにも事業展開できるのではないかとということで予定をさせていただいたのですが、現実的にちょっと無理があるということで、まだ具体的な展開までは至らないということで、今回はこれに絞った形でさせていただくとするものでございます。

それから、地域6次産業化推進事業のほうです。(6)のほうですが、こちらのほうにつきましては、今考えておりますのは小麦の農林61号を使っためんこ61の事業展開でございます。消耗品として上げさせていただいたのは、これは実際に小麦を使って商品開発等を町内の事業者等に展開をしていくというための消耗品類、それから印刷製本費としては、こちらのほうはチラシやポスター等をつくっていきたいという

ことで考えさせていただいているものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長 私のほうからは、担い手育成らん丸塾にしましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては委員ご指摘のとおり、ハウレンソウに特化した施設栽培に就農段階の初期投資に関しまして補助させていただくものでございます。内容といたしましては、らん丸塾の中で新規就農予定者等につきましてはの判定をやりたいという方についての塾の中で委員を定めさせていただきまして判定させていただきます。熱意であったりとかそういったものを参考にこの塾生としての認定をさせていただくと。認定が済んだ方に関しまして指導農家への研修ということで、こちらにつきましては指導農家への報償費のほうを予定させていただいてございます。それ以外につきましては、ハウレンソウのほうの栽培に係る種子代であったりですとかハウスの資材費等の補助、また塾生への保険料、そういったものを予定させていただいてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 6次産業のほうはわかりました。

らん丸塾のほうなのですけれども、新規就農でということなのですけれども、これ年齢は関係ないのですかということと、ここに新規事業でハウレンソウなどと書いてあります。などとかというのは、これ施設野菜でキュウリとかほかの野菜だとかイチゴだとかというのこれに見ているのか、それとあと町内の指導農家とありますけれども、そこをそういうような、ハウレンソウの農家はここにありますがけれども、もしイチゴだとか野菜なんかは嵐山町で主にここでやっている人は少ないと思うのですし、嵐山町の町外で研修したいというような人はどういう対応をしてくれるのか、教えてください。

○畠山美幸委員長 杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長 こちらのらん丸塾につきましては、今年度新規就農の方、ほかのそういった方につきましては他の事業の中で支援していくというふうな形を考えてございます。こちらのほうにつきましては、ハウレンソウに特化

した塾生のほうの募集ということで、嵐山町のほうに転入を促しながらこちらのほうで定住して就農していただくというふうな方を予定してございます。年齢制限につきましてでございますけれども、こちらにつきましては歳入のほうでもちょっと見させていただけますけれども、県等のこちらのほうの塾に該当する方につきましては、年齢要件としてそちらのほうの補助事業を活用しながら補助をいただいでいくと。基本的に、まだこの塾の中で健康状態であったりとかその方の熱意等によつての年齢というものに関しては、今現在何歳までというものに関しましてはこちらの塾全体としては考えてはございません。また、その方の熱意等も考慮するようかなという部分がございますので、ただ県のほうの補助をいただくに関しましては年齢制限がございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 この事業は本当に私もいい事業だと思っているし、新規就農を始める人もハウレンソウに限るとかと、こういうのだったらやってくる、多いと思うので、これから本当に頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○畠山美幸委員長 ほかに。

森委員。

○森 一人委員 1点だけお伺いします。

131ページの不法投棄物処理事業で増額されていますが、その増額について確認させていただきます。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

平成28年度も途中で補正予算で対応をお願いしたところでございますが、前年度といたしますか、本年度の実績に基づきまして計上させていただくものでございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点お尋ねします。

総務経済でも経済の活性化ということで、千年の苑事業については課長からある程度細かくお聞きしているところでございますけれども、予算でございますのでお尋ね

したいと思います。139ページ、千年の苑事業補助金ということで、ラベンダー、めんこというような形で2,994万5,000円。これは、拡大分のような形の事業になっていくわけですが、実際にこの補助金というのはかなりの、今年の場合は当然国庫支出金が1,497万2,000円ありますので、半分が町の負担みたいになりますけれども、具体的には推進協議会等の母体にこの補助金がおりていくのか。それともそれぞれいろんな課があってこの補助金の使い方をやっていくのか。その辺の流れというのはどういうふうになるものなのですか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答え申し上げたいと思います。

協議会のほうに一括して補助金として支出をしまして、協議会の中でさらに使途に応じて配分をしていくというものでございまして、ちなみに幾つか項目を申し上げますと、例えば土地の地権者の方にお支払いする小作料、それから植栽の手間賃、それから苗代あるいは散水や除草、剪定や切り込みの作業賃金、委託、それから防止柵等の安全対策、さらには協議会としての事業展開していく上での先進地等の視察研修、また会議等の委員報酬あるいは機械器具等の備品購入、消耗品、そういった関係の項目を予定させていただいております、協議会の内部で協議をしながら配分をまたさせていただくというものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 私たちの議会基本条例の9条関係ということで、このものをもらっているわけです。この4ページにも載っているわけですが、30年から33年にまでかけて補助金の歳出を予定しているわけです。同じ金額なのです。それで私も、総務経済で課長が説明してくれたように、なるべく嵐山町からいろいろな資源というもので協議するとか、やっていくという姿勢というのは本当に大事だと思っています。ですけれども、結構今言ったように協議会の中に2,994万5,000円というのが初年度だから行くかもしれない。来年度からは今度歳入がどうなるかわかりませんが、国からせつかくの思いでいただいていた補助金でありますし、1年を通して事業にかかわっていくのだろうと思うけれども、その辺の協議会にお金が出ていく、協議会から細部に分けるといって、そういう中で補助金が有効に生きていくかどうかと

か、例えば失敗するケースも出てくるでしょうけれども、そういうようなチェックみたいなものというのは担当課としてはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

先ほど細かい項目を申し上げましたけれども、協議会組織がございまして、町の環境農政課のほうが事務局になっている組織でございますが、こちらのほうにそれぞれの事業関係者等に加わっていただいております、各団体の長あるいは事務局長さん、そういった方に参加していただいております。町のほうでも事務局として参加させていただいております、この協議会で一々事業についてのチェックをしていくと。そういうことで協議会の会議等に諮って支出の内容についても検討していただく。それから、事業の結果についての検証をしていただくというやり方で当面は進めていくという計画でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 冒頭にさっき課長が今からある程度情報がいろいろと行って、見に来てくれている人もいようだというようなこともあります。そこの協議会の手だけで負えるような事業でないような気もするのです。本当に細かい情報を町民の皆様にも出したりとかしていかないと、一回行ったけれども、いいやということではなくて、その点だけは本当にご苦労があると思うけれども、本当にいい方向で成功できるような形で細かい情報も出しながら、インターネットでも何でもいいです。使って、こうだった、ああだった、悪いこと、いいことつけて出して行って、何とか成功のほうにつなげて行って、嵐山町の中でいろんなあれが受けられるように。そういう意味では、その場所だけではなくて、あそこは南部の一つのいろんな観光の川のまると再生事業から含めた、非常にいろいろな人が来てくれる場所でもあります。そういった点を含めて総合的な取り組みが必要だと思っておりますが、課長の見解が聞ければと思っております。

○畠山美幸委員長 植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおりでございます。新しい年度で、先ほど申し上げました幾つかの戦略的な展開を予定しておりますが、その中には観光ですとか旅行ですとか、そうい

った専門の業者等も含めてPRですとか、あるいは開園後の運営についての戦略をどうしていくかということについても、具体的に新しい年度で検討していく予定になっております。

この地域はこの施設だけで展開していくのではなくて、この地域の産業あるいは観光資源をどう生かしていくかということでの連携が当然必要になってくると思います。農業あるいは商工業といった関係との連携というのも必要になってくると思いますし、そういった意味で町を挙げての連携する戦略というものが必要になってくると思います。その中の一つの地域振興の拠点としてこの施設が位置づけられればというふうに考えておりますし、そのような事業展開ができるように早急にプランを練っていきたいというふうに考えております。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 では、質問させていただきます。

少し3点から4点あると思うのですが、まず最初に先ほども質問が出ましたが、130、131ページの不法投棄の関係について質問させていただきます。27年度の予算に対して去年は減って、減少していくのかと思ったら、また今年ふえてます。実績に基づいてということなのでお聞きするのですが、現状を見る限りでは非常に厳しい、マナーが悪いなというふうな感じを持っているのですが、まず現状をちょっとお聞きしたいというふうに思います。またもとへ戻ってしまったという。

2点目が138、139の、先ほども出ましたが、6次産業化の推進事業ですが、本年度は初年度ということもありますし、ゼロから73万5,000円ついたので、内容を見ましたら印刷製本費が主で、先ほどもありましたが、チラシ、ポスターの類だと。でも、これだけではなくて、この事業になったということはもとのものがあるわけでしょうから、ここまでは今年度は成し遂げたいというところがあるというふうに思うので、構想的なものもお聞きしたいと思います。

3点目は、その上の農業資金利子補給の関係なのですが、平成27年度が9万2,000円で、去年が33万3,000円で、今年は7,000円ということで、いろんな利子補給については認定農業者等にはいろいろあるかというふうに思うのですが、何でこんなに下がってきてしまうのか。必要とされていないのかどうか。そういう設備をしていないのかどうか。そこら辺をお聞きしたいというふうに思います。

4点目が158、159なのですが、自然緑地の管理活用事業です。その中に工事請負というふうに書かれてるのですが、下にモウモウ少年団というふうに書かれていますから、場所的には小千代山かななんて思ったりなんかしているのですけれども、場所からちょっとお聞きしたいというふうに思います。

以上、4点ですが、お願いいたします。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、私のほうからはまず1点目、2点目につきましてお答えをさせていただきます。

不法投棄の予算の増減でございますが、以前にも申し上げたかと思うのですけれども、これは一概に不法投棄の量とかそういうものではございませんで、内容によって処理をする手数料の単価が変わってまいります。そういう意味で、今回ふえているのは有料の単価の高いものがたまたま捨てられていたということございまして、そういう意味ではなかなか不法投棄の件数や量が減ったふえたというのが、必ずしも予算にそのとおりに反映はしてはこないというような現実がございます。そういう点をご理解いただければと思います。

それから、6次産業化の事業でございますけれども、こちらは先ほども申し上げましたように、今考えているのはめんこ61のうどんの事業の展開でございます。28年度では加速化交付金をいただきまして、自前の嵐山町産の小麦を使ったうどんを商品化するところまで、今試験的なものでございますが、試験的な商品化をするところまでこぎつけたところでございます。この小麦を、さらにどのような事業展開ができるかということも含めて、町内の飲食業者さんですとかいろいろな製造業の皆さんに働きかけを行いながら、どのような活用展開ができるかということについても、新たに協議会等をつくってその内容については進めていく予定でございます。

それから、この事業を広く町民、町内外に知っていただくということから、チラシやポスターを使ってPRを進めていきたいというのが今年度の計画でございます。いづれにしても、うどんについてはうどんの町嵐山と言われるような、めんこの町と言われるようなブランド力を高めていくという、そのためにも広報活動というのが重要になってくるかということで、今年度につきましては印刷製本費でポスター、チラシ等をつくらせていただくということでございます。事業展開についてはまだまだ

未知数の部分がありますけれども、うどんのみに限らずさまざまな展開がしていけるかと。それによって地消地産ということで嵐山の需給バランスを考えながら、嵐山の農家に広く農林61号の作付というものが広がっていくような展開になればというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長 私のほうからは、農業資金利子補給につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、平成28年度の当初につきましては、1農業法人、1農家さんのほうが農業経営基盤強化資金のほうの貸し付けの利子補給ということでさせていただいてございます。1法人につきましては28年度で償還が終了するというので、1農家の方の申請のみということで利子補給金額のほうが減額となっているものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 私のほうで、自然緑地管理活用事業の工事請負費の件に関してお答えさせていただきます。

場所は、先ほど委員さんのご指摘のとおり小千代山の雑木林になりまして、現在考えておりますのが直売所の裏にあります橋のかけかえです。あと2カ所看板がありますので、その看板がもう古くなってしまったので、立てかえる予定であります。

以上です。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですが休憩いたしたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 だって、まだいっぱいいるから。

再開は1時30分といたします。よろしくをお願いします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時26分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島委員の再質問からです。どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、3点ほど入っていきたいと思います。

一番最初に、質問順は最初と同じなのですが、不法投棄の関係ですけれども、件数ではなくて、処理料が高いようなものがふえていると、そのような答弁をいただきたいと思います。たまたまおととい、こういうものが、私たまたま日曜日だったですけれども、歩いていたらふだん不法投棄がされているところにまた大型なものがあつたものですから、後ろに座っている千野さんのところへ「こういう現状ですよ」と言ったら、「もうそのこと片づけました」というようなお話を聞いて、よかつたなというふうにしたのですが、確かに私なんかもちょっとのものだったら、バーベキュー場のほうへ持っていったりなんかしていたのですが、とても大型で片づけられない、そのような状況です。

やはり山林の荒廃があると、どうしても目の見えないところに捨てたがる人間の心理といいたいでしょうか、全然減る傾向にはないです。これについての文教のほうでも、ポイ捨ての条例をつくるということで、不法投棄についてはこれからかなり力を入れていかないと、町のイメージがどんどん、どんどん悪くなってしまうと。それには山林の整備を、これからその部分をお話したいと思いますが、そのようなことも気をつけていかななくてはならないかなというふうに思います。不法投棄の現状を私はそのように捉えているのですが、課のほうとしてはどのように捉えているか、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

2番目に、これは6次産業のことですけれども、大体理解できました。今年度はめんこ61ですか、そちらに力を入れていくということで、それに絞っていくということでございますけれども、将来的にはその中であつても、6次産業化の町の何かブランドたるものをつくっていくということには変わりないでしょうから、その点も力を入れていくということでございますけれども、めんこ61のあれについては、総務のほうでも特定事件に上げてやっておりますので、大体は理解をしているのですが、めんこ61のほかに課で今、今年で取り組んでいくというようなものが1つ、2つあつたら教えていただきたいというふうに思います。なければ結構ですけれども。

それと、一番最後の質問なのですけれども、小千代山の整備についてですけれども、これについては整備ではなくて、ここにあつている工事請負というのは整備ではなくて、橋だとか、看板の立てかえだということでございますので、それは了解しましたのですが、モウモウ少年団が中の整備については、下草刈り等をやっているかというふ

うにと思いますが、モウモウだけでも手がつけられない部分も、今までは他の団体が委託で出したようなときもあったかというふうにと思いますが、今年の状況についてお聞きをしたいというふうに思います。お願いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、不法投棄の問題でございますが、現状の認識ということですが、ご指摘のように山林の里山の荒廃というのが一つの原因になっているというのは事実かと思えます。目につきにくい、捨てやすい場所をなるべくつくらないということで、現状では里山・平地林再生事業という県の補助金をいただきまして、今年度から大々的に取り組んでいるところでございまして、道路に面したブッシュをなるべくつくらない。そして、ごみを捨てさせない。同時に、イノシシのねぐらや、それから里地と奥山の間の緩衝地帯をつくるということも含んでおりますけれども、不法投棄をさせないということも一つ、この里山・平地林再生事業で一つの成果が出るのではないかと期待しているところでございます。

それともう一つは、不法投棄がありますと、小さな証拠でもどなたが捨てたのか、その原因といいますか、原因者を突きとめる努力をするわけですけれども、たまたま領収書が入っていたりとか、個人の名前がわかる場合もございます。警察と協力してそういう追跡調査もしておりますけれども、多くの場合といいますか、ほとんど町民の方はいらっしゃらないと、町外からごみを捨てに来られるということがあるようでございますので、町外からわざわざ捨てに来た人が、あるいは通りかかってたまたま捨てやすい場所があるといけない、やはり最初にお答えした最初のお話に戻りますけれども、そういう場所をつくらない努力をしていく必要があろうかというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長 私のほうから、6次産業化のほうにつきましてお答えさせていただければと存じます。

課長の答弁の中で、うどんのほうのめんこのほうに力を入れていくということでございます。こちらのほうの消耗品ということで、小麦のほうの原材料費のほうを予算

化をしてございますので、今味菜工房等でも今までさとのそらでつくっていたまんじゅうを農林61号にかえての試作、商品化というのもしてございますので、農林61号に合った形での商品化、うどんに限らず、できればなというふうに関後としては進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 小千代山の整備なのですが、毎年モウモウ少年団のほうにご協力いただきまして、下草刈り等をやっているのですが、町のほうでも少ない予算の中で毎年度場所を変えながら、モウモウ少年団にやっていたところ以外のところを順次除草と伐採等を行っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 捨てやすいようなところをつくらないというような、これは大事なとかなというふうに思います。どうしても道路に面したところというのは、そういう傾向があります。私なんかも、随分気をつけて山の管理はしているつもりですけども、捨てられないようにガード的に手前側を伸ばしていると、わざとその奥に隠していくという方もいらして、随分しつこいなというふうに関うところですけども、やっぱりそういうことがないように管理をしていくというのは大事なことだというふうに思いますので、不法投棄だけではなくて、山林の管理ということで、民間の人とも協働してやっていただくようなことも必要かというふうに関うのですが、民間などの啓発について最後にお聞きしたいというふうに思います。

それと、2点目については結構です。一番最後についても結構です。1点だけお願いします。

○畠山美幸委員長 植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

先ほど里山・平地林再生事業を導入しているということをおし上げました。この里山・平地林再生事業につきましては、単に県から補助金をいただいて山をきれいにするというだけではなくて、一旦きれいにした場所を今後管理をしていくと。管理をしていくのは、基本的にはその所有者といいますが、土地の所有者、山林の所有者の役割といいますが、そういうふうに関位置づけられているものでございまして、事業を導

入するに当たって、十分そういった事業実施後の管理についてもお話を申し上げて、納得をいただいて実施しているということもございます。なるべくこの事業については、公益性の高い部分を優先してということで事業を実施しておりますので、今年度も事業、間もなく終わりますけれども、広報等を通じてこの事業のPR、そして成果についても周知を図っていきたい。そういう中で絡ませて不法投棄の防止、そういうものも啓発をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは2点ほど、すみませんが、お尋ねします。

ページ数で129ページになるのですけれども、地球温暖化防止事業につきまして、今年度の予算でいきますと128万円ほどの大幅な減額になっております。こちらにつきましては、太陽光発電あるいは高効率の給湯器の設置の補助ですけれども、どのようなものをどのくらい家庭用あるいは発電システム、高効率は何名ぐらいずつの予定を立てているのかお尋ねし、減額になった部分についてもお尋ねさせていただきます。

それから次のページ、131ページになりますけれども、空き家の利活用のモデル事業補助金も、これも半分になっているわけですが、こちらにつきましては利活用するために地域の交流の促進を図るため、あるいは改修等に必要な費用の補助をすることですけれども、補助率あるいは件数、どのくらいに考えているのかお尋ねします。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 私のほうで、最初の太陽光、地球温暖化防止事業の件についてお答えさせていただきます。

太陽光発電、高効率給湯器の設置の補助金なのですが、新年度は太陽光20件、ヒートポンプ16件を予定しております。これは、ここ数年に実績が予算を行っていなかったということで、それに合わせての減とさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、私は2番目の質問についてお答えを申し上げます。

空き家の対策モデル事業につきましては、平成28年度に予算化をしまして事業を実施すべく、区長さんですとか協議をさせていただきました。これも公益性の高いもので、地域の例えば集会所等に準ずるようなお年寄りのためのサロンですとか、そういった公益性の高い事業について導入を図っていきたいということで検討させていただきました。何件か相談を申し上げて協議をさせていただいたところですが、28年度については、合意までは至らなかったということがございました。

ただ、川島の空き家につきましては、空き家を更地にして何らかの活用をしたいということまでは合意ができたのですけれども、その後の具体的な活用のところまでは至っていないということで、この事業を使っただけなかったということがございました。

いろいろハードルが高いという部分もございますので、新年度につきましては50万円の予算を用意させていただきまして、目標としては1件の事業を何とか合意までこぎつけて、実施をさせていただければということで計画をしておるものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 地球温暖化防止の関係なのですけれども、太陽光が20件、あるいはヒートのほうが16件、それで予算のところまでは金額が満たなかったのもので、今年度は128万円を減額したという解釈でよろしかったのでしょうか、すみません。もう一度、すみませんね。

○畠山美幸委員長 減額した理由ですよね。

○松本美子委員 減額理由を先ほど聞いたのですけれども、少しちょっとはっきりわからなかったものですか。

○畠山美幸委員長 再度。

○松本美子委員 もう一度、申しわけないのですけれども。

〔「減額理由は言ってなかった」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 うん、言っていないよね、基数しか。

○松本美子委員 聞いたと思いましたよね。

○畠山美幸委員長 はい。

○松本美子委員 では、もう一度、すみませんね、減額理由をお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 まだもう1問あるのではないの、探しているから。

○松本美子委員 そうしますと、その次の空き家の関係なのですけれども、補助対象にまで至らなかったということで、なかなかハードルが高かったということですが、補助率に対しては上限はなく、今年度1件を50万円でいっているという答弁だったのだと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。確認です。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 すみませんでした。

29年度の予算は20件と16件ですが、28年度、まだ最終的な数字が出ていないのですが、ほぼ太陽光の申請につきましては20件、ヒートポンプだけでなく、ほかの潜熱回収等があるのですが、トータルでこの数字にさせていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 だから、予算が128万減っているわけなのですけれども、基数は減らしたのかどうなのかわからないのですけれども、何でこんなに減らしたのかというところをすみません。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 申しわけございませんでした。

この数年の実績を見させていただきまして、実績に合わせて減らさせていただきました。

○畠山美幸委員長 植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 空き家の対策モデル事業でございますが、先ほどもハードルが高いというお話を申し上げました。まず、地域で必要とされていること、それから空き家の程度にもよるかと思うのです。大きくリフォームやリノベーションが必要な物件であれば、やはり経費がかかります。それから、その後の維持管理をどのようにしていくか、これにも経費がかかりますし、誰がどのように負担していくのかということもあります。それから、物件をそもそもお持ちの底地の所有者の方の税対策ですとか、そういった面もございます。いろいろなハードルがございますので、そういった部分をまずクリアするということが必要になります。

ですから、空き家の活用については、公益性の高いもので使っていただきたいという希望がございますので、ほかにもいろいろな支援の制度があると思います。そういうものと抱き合わせて連携をしながら、まず物件を絞り込んでいくということが必要になってくると思います。

それから、補助率等につきましても、これはモデル事業でございますので、あえて柔軟に使えるように協議をしながら、どのような方法で使っていただくのがいいのかというのも、このモデル事業の中で見きわめていきたいということで、100%の補助になるのか、あるいは2分の1の補助になるのか、これは協議の中で相談をさせていただきながら決定をしていきたいというものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほか。

川口委員。

○川口浩史委員 128、129の(3)と(4)、審議会運営委員の額が減っているのですが、ちょっと理由を伺いたいと思います。

それから、次の130、131、一番上です、外来生物、アライグマ等だから、やっぱり今問題になっているのはイノシシなのだと思います。先日も一般質問でありましたから。それで、アライグマも相変わらずふえている状況というふうに理解してよろしいのでしょうか。もしわかったら、何頭ぐらいいるのか、イノシシも合わせて。それと、わなの数というのは幾つぐらいあるのか。それから、わなを仕掛けられる資格を持った人というのは何人ぐらいいるのか伺いたいと思います。

133ページの一番上の埼玉中部資源循環組合負担金、新年度は何をやるのか伺いたいと思います。

それから、(4)のごみ資源収集運搬事業なのですが、私のところに新聞が盗まれる、前に課長にもお話ししたのですけれども、盗まれるということで連絡がありまして、町はそのときの対応、そういったときの対応というのはしっかりできているのか、29年度はできるのか伺いたいと思います。

それから、次の135ページの農業委員会運営事業の女性農業委員負担金とあるのですけれども、負担金をどこかに払うわけですよ、これだとね。ちょっと内容を伺いたいと思います。

それから、137ページの千年の苑の関係なのですが、一番下のほうで工事請負費、

これ駐車場だという説明でした。何台分ぐらいを用意する予定なのか、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 以上。

○川口浩史委員 はい。

○畠山美幸委員長 以上、大きくは6点、答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答えを申し上げます。

まず、最初の質問についてお答え申し上げたいと思います。129ページの(3)、(4)の審議会等の減額でございますが、先日の補正予算のところでご指摘をいただいたように、諮問事項がなければ会議を開かないということで、審議会のほうは考えさせていただきます。

それから、ストップ温暖化推進委員会につきましては、渋谷委員からご指摘をいただいたとおり、新年度からはきちっとした形でやらせていただきたいと考えておりますので、これにつきましては今後補正等で予算措置をして、会議のほうもさせていただきます、報告をさせていただくことを考えております。そういうことで、一応予算科目設定だけをさせていただいたというふうにご理解をいただければと思います。

それから、2番目のアライグマ、外来生物でございますが、これは外来生物でございますので、アライグマだけを対象としたものでございます。外来の指定外来生物ということでアライグマが指定になっておりますので、これはアライグマの捕獲に限った予算でございます。イノシシ等のということになりますと、有害鳥獣捕獲というまた別の事業になりますので、こちらではアライグマの捕獲を考えているということでございまして、アライグマにつきましては、2月末時点で180頭を既に超えておりまして、数はほぼ年々横ばい状態を保っているというところでございます。捕獲数につきましても、ほぼ横ばい状態、増減はありますけれども、この程度の捕獲が続いているということでございます。

それから、イノシシにつきましては、別の事業でございますけれども、今免許を持たれている方が5人いらっしゃいます。お一人の方が扱えるわなについては30個までというふうに決まりがございまして。そのほかに、箱わなを10基、28年度で購入をさせていただきました。また、29年度におきましても、くくりわな等を購入していく予定でございます。イノシシについては、先日も渋谷委員の一般質問でもお答えしたとお

り、本年度につきましては今現在8頭の捕獲がございました。そのほか、猟期に猟師の方が個人で10頭捕獲されたという情報も聞いております。町外からも猟に来られますので、実数は正確には把握はしておりません。

それから、次の133ページの中部資源循環組合の負担金でございますけれども、こちらにつきましては、今年度は、昨年度建設検討委員会で建設基本計画を策定をいたしました。引き続き今年度も、その次の段階として設計ですとか、あるいは環境アセスですとか、幾つかの事業項目が予定されておりまして、これは嵐山町に割り当てられた負担金ということでございます。

それから、5番目の質問になりますか、農業委員会、135ページの女性農業委員負担金でございますが、こちらにつきましては農業委員会の比企地区の協議会、それから県の農業会議等で、女性農業委員を対象とした研修等がございます。そちらに参加するための負担金でございます。

そのほかの答弁につきましては、副課長のほうから申し上げます。

○畠山美幸委員長 杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長 私のほうからは、工事費につきましてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、課長のほうの答弁でお話をさせていただきましたけれども、千年の苑の事業区域の中に暫定的に農繁期、農作業等を実施する方々の従事者等の駐車場用地ということで、おおむね3,250平米のところを不陸整正、整地をいたしまして、仮設のほうの駐車場に使いたいということでの工事費を予定してございます。台数につきましては、おおむね100台程度を予定してございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 2番目の外来生物のわなの数なのですが、ちょっと正確な数は今ここには手元にはないのですが、50基程度でございます。

また、資格を持った方も更新をされまして、今正確な数字がなくて申しわけないのですが、90人以上いらっしゃいます。

また、新聞の抜き取りなのですが、対応ということで現在情報が来ましたら、地域支援の迷惑相談員であります三村さんに相談して、警察のほうに連絡をしていただき

まして、警察のほうで警戒等をしていただいております。新年度も同様と考えております。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 128、129の環境審議会運営事業、諮問事項は時々なくなるというか、ないということは通常のことというか、そういう年はよくあるという理解でよろしいのでしょうか。

それから、外来生物なのですけれども、次のページの、90人と今答弁があった。これは、アライグマのわなを仕掛けられる人が90人という理解でよろしいのですか。そうですか。アライグマに限れば、90人いればそれなりにいるなど。わなの数が50基、180頭ぐらい毎年捕まえられるということですから、そのくらいの数はいるのですか、常に。もっといるのでしょうか。わなの数が少ないなという感じをするのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

イノシシ、有害鳥獣はどこなのだろうな、ちょっと欄がわからないのですけれども……

〔「139ページ」と言う人あり〕

○川口浩史委員 139……

〔「137ページ」と言う人あり〕

○川口浩史委員 137。それで、わなの資格を持っている人が5人、ただ30個まで仕掛けられるということでは、150個まで仕掛けられるということで、数的には目いっぱい仕掛ければ、それなりの数になるのか、そうか。わなの資格を持っている人をもう少し養成する必要があるなと思ったのですけれども、ちょっとその考えだけを伺いたいと思います。

わなの数がちょっと少ないように感じるのですけれども、今の答弁では。このまま、一般質問でもイノシシがふえてしまったら大変だと、イノシシと一緒に歩くような風景ができてしまうという、決して非現実的なことではないと思うのです。思い切ったわなの数をふやすという考えについて、すべきだと思うのですけれども、考えを伺いたいと思います。

それだけだったかな。

○畠山美幸委員長 2点でいいのですか。

○川口浩史委員 はい、いいです。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、審議会につきましては、一般的に諮問事項がある場合に開催をするというのが基本でございます。

ストップ温暖化のこちらの事業につきましては、先ほど答弁したとおり、渋谷委員のご指摘のあったとおり対応させていただきたいと存じます。

それから、イノシシ、有害獣のまずアライグマでございますが、アライグマにつきましては、これは講習を受けた者が資格を有しますので、これは数もふえております。なかなかアライグマの頭数は減りませんが、50基持っているわなにつきましては、この資格を持った方に貸し出す、あるいは持った方に仕掛けていただくということで実施をしております、ほぼこの50基で、現状ではこの人数で50基で何とか使い回して、不足をするということは今生じておりません。必要に応じて、またふやしていくということも検討させていただきたいと思っております。

それから、有害獣のほうのイノシシにつきましては、こちらについては猟友会のほうをお願いをして実施をしているということでございまして、その人数が今5人ということでございます。

それから、現状の対策で大丈夫なのかというご指摘でございますが、これにつきましては、まず有害獣の被害があった部分については、わなを仕掛けて捕獲をするということと同時に、根本的な対策としてイノシシをふやさない、それから農地に近づかせない、ねぐらをつくらないということで、先ほども申し上げましたように、里山・平地林再生事業等を行って、ねぐらになるような場所を少しずつ排除をしていくという根本的な対策も同時に行っております、27年度まではなかなかその対策の効果が出ていざしませんでしたけれども、28年度にはきちんと効果が出てきているということでございまして、この効果がさらに大きな成果となりますように対策を続けていきたいというふうに考えています。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 (3)の環境審議会委員の関係なのですが、諮問事項がないというのは、これはよくあることなのでしょうか。もう一度、伺いたいと思っております。

それと、1つ落としてしまった、新聞の関係、133ページなのですが、最終的には警察のほうにということで、前はGPSのあれを入れて、それでどこに行ったのだということまでやったわけです。やっぱりそういうところまでしないと、警察云々って、朝早いですから、彼らの活動は。ちょっと捕まえるというのも余り聞いてもないので、やっぱりそういう町としての町独自の対策が必要ではないかなと思うのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 まず、審議会の諮問事項については、大きく計画を変更するとき、あるいは突発的な問題が生じたとき、審議会にお諮りをする必要があるときに開けるようにということで、予算の科目設定をさせていただいているということでございまして、あらかじめ諮問事項が予定されている場合には、ここに会議の回数に応じた予算化をさせていただくというものでございます。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 新聞の抜き取りなのですが、GPSというお話をいただきまして、何年か前にGPSを使った調査等もしているのですが、現在の抜き取りの情報が、抜き取られる場所というのがある程度、1つの場所ではなくていろんな場所にありまして、抜き取られるのも定期的ということはないと思うのですが、なかなか確定できない状況であります。現在GPSを使うとなると、なかなかその辺の確定が難しいというのが現状でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 先ほどから言われている県支出金の里山・平地林再生事業補助金ですけれども、これは1,500万ですけれども……

○畠山美幸委員長 ページ数をお願いします。

○渋谷登美子委員 43ページと140ページと141ページになります。これは、林業振興事業の伐採委託料ですけれども、これは里山・平地林再生事業補助金でのやりとりと考えますが、これについて先ほどの答弁だと、お話を聞いていますと、町民の方から公募したいのがあって、それからということですが、実際には対象地というの

がもう既にあって1,500万円という補助金が出ているのではないかなと思うのですけれども、それはどこになっていくのか伺いたいと思います。

それから、55ページの緑化事業交付金が75万3,000万から66万2,000円になっているのですけれども、減額されているのですけれども、これは実績によるものと考えていいのかどうかお尋ねいたします。

それから、先ほどの128、129ページの環境審議会の減とストップ温暖化審議委員会の減、これ環境審議会に関しては諮問事項がないからということですのでけれども、実際には環境基本条例というのは、循環型社会をつくるために環境をよくしていくための条例で、そして嵐山町ではこれだけのごみの動き方があるのに、これに対して町長が環境審議会に諮問しないということはどういうことなのか、まず伺いたいと思います。総括をもう1回やるかもしれませんけれども、これについては昨年度も実は質疑しているのです。それなのに出不出していない、今年度も出不出していないということは、29年度も出さないというのはどういうことなのか伺いたいと思うのです。これは、何も住民からの意見は一切聞かないよという形で進めていくから、こんな形になっていくのだと思うのですけれども。

それから、ストップ温暖化推進委員会ですけれども、これからこの予定で組んでいってらっしゃるということですのでけれども、実はホームページ見ました。そうしたら、これは役場庁舎の内容のCO₂等の策定だって、嵐山町のCO₂全体の把握ではないですよ。かつて埼玉県の中に市町村別のCO₂の排出量が断定的に、産業別から掲載されていたのですけれども、それが現在は、今きょう見たらなかったのです。非常に難しい状況になっているかなと思うのですけれども、でも車の移動とか、それから逆に言えば電気の関係の自動車がエコなものが入ってきてどのぐらい、これは自動車税です、自動車税の中で計算できるかなと思うのですが、そういったことをやるためには、かなり今までの実績値がないわけです。26年度から実際にはやっていかななくてはいけなくて、東京電力にお願いしたけれども、出さないという形になってきているのに、非常に嵐山町全体のCO₂の排出量を把握するというのは難しいと思うのですけれども、埼玉県のホームページを見ますと、2020年までに20%削減というふうになっていると思うのです。そうすると、嵐山町の今の削減目標がどの程度かわからないのだけれども、現在の少なくとも今の状況がわからなければ削減もできないわけで、そのためにいろんなことをやっていかなければいけなくて、循環型社会をつくるための条例です。

それについては、今の実績報告書もひどいなと思って、地球温暖化対策実行計画実績報告書というのですけれども、そうではない形のものにしていくために、どのように環境農政課はしていくのかひとつ伺いたいと思います。ですから、環境審議会に関しては、町長に伺いたいと思います。私は、これはちょっと幾ら何でも問題があり過ぎるかなと思っています。

すみません、それから128、129になりますか、空き家対策協議会の問題ですけれども、空き家等対策協議会で特定空き家の調査をする関係費が10万6,000円減額になっています。補正のときの質疑では、空き家は特定空き家になるものはないけれども、特定空き家と認定したものはないが、特定空き家に類似するようなものは10軒ぐらいあるということでした。私が実は嵐山町を結構歩いているので、これは特定空き家にしなければいけないのではないかなというものはあるのです。そうすると、実際に特定空き家の判定にされたのかどうか。空き家対策協議運営委員会で実際に判定をされたのかどうか。もし判定するのであれば、どのような状況で、こんなに10万円ぐらいのあれでできるのかなというのが一つあるのですけれども、開催予定としてはどのくらいなのか伺いたいと思います。

それから、外来生物対策なのですが、これは先ほど、何ページになるのですかね。

○畠山美幸委員長 137ページですね。

○渋谷登美子委員 137ですか。

○畠山美幸委員長 鳥獣ではないか。外来は……

○渋谷登美子委員 外来生物の、ごめんなさい、ありがとうございます。

○畠山美幸委員長 外来は131でした。

○渋谷登美子委員 131、そうか、これは同じところに書いてあったのか。

外来生物対策ですけれども、嘱託職員報酬が62万4,000円とあります。この嘱託職員の職務というのは一体何でしょう。これが実際にアライグマのわなを仕掛ける、わなというか、あれは箱です。仕掛けに行く方なのでしょうか。それを伺います。

それと、132、133ですけれども、ごみ資源運搬業務7,574万円、財源内訳の中の600万円ですか、これは紙、アルミ缶の売却代金になっているのか。ごみ資源運搬業務というのは、今後の埼玉中部資源循環組合では、結局嵐山町のごみも運ばなくてはならないと思うのですが、これについての話し合いというのはなされていくのかどうか、29年度やっていくのかどうか、そろそろやらなくてはいけない時期に来ていると思うので

すが、もしこのままやるにしたらです、その点について伺いたいと思います。

もう一つ、これは137、139になると思うのですが、千年の苑事業ですけれども、観光客の集客を募るときに、観光客の集客というのは、ターゲットによっていろんな計画があると思うのですけれども、どこら辺に嵐山町は置いているのか。特にラベンダーだと、熟年の女性がとても多いと思うのです。熟年の女性が多いということは、車椅子が入っていくような状況にもしなくてはいけないというふうな形になってくると思うのですが、それが農地で可能かどうかというのがあろうと思うのですが、ターゲットはどういうふうにとってきているのか。そこによって作り方も違ってくると思うので、その点について伺います。

有害鳥獣捕獲委託料が71万5,000円ですけれども、これが猟友会の会員さんが5人で、狩猟免許を持った方が5人で、そして30頭は1人がとれるということでした。そういうお話です。イノシシ対策なのですが、これは一般質問でもやっているからなのですけれども、課長の話だと、農業被害のみの対策としてできるということでした。ですけれども、これは鳥獣被害防止特措法というのがありまして、それによりますと現場に最も近い行政機関である市町村が中心になって、さまざまな被害防止のための総合的な取り組みを主体的に行うことを支援することを内容とするというもので、農林水産大臣が被害防止対策の基本指針を作成して、それに従って市町村が被害防止計画を作成するというふうな形になっています。

この被害防止計画では、当面の間様子を見てくださいということで、町長は猟友会の方にわなを仕掛けてイノシシをしとめるという形で進めるという形をずっとお話しなさっているのですけれども、実際には里山・平地林事業でそれをやっていくこともできるし、でも実際にやっていくとすると、私は一般質問での答弁は、余りに実情に応じていないなと思って、実際に嵐山町全体の被害計画というのを立てて、そして被害防止計画を立てて、その後どのような形で、そのこのところは全体にイノシシが空白にしていくとかいうふうな形のものをつくっていかなければ、被害はすごく、観光事業の中にラベンダーの千年の苑なんてすぐそばです、イノシシが出ていると考えるのですけれども、そういった形のことを有害鳥獣捕獲委託料のほかに、そういったことが実際の問題として29年度にやられないと、この有害鳥獣捕獲委託料というのは余り意味のないものになってくると思うのですが、その点について伺います。

140、141ページ、多面的機能支援事業というのが、若干ですけれども、22万2,000円

出てきています。増額になっています。これはどのような形で多面的機能支援事業として行っていくのか伺いたいと思います。これは、農業整備で沼とかそういう形ではないですね。それについて伺います。

それから、156、157です。これは都市下水路の管理ですけれども、都市下水路管理事業ですけれども、28年度は都市下水路管渠内状況調査があって、それが減額されたわけですけれども、このようなものはほかになくて、そして都市下水路の管理事業というのは、清掃したり、マンホールのふたをかえたりするわけですけれども、29年度は実際にはどのようなことを行われるのか伺います。

○畠山美幸委員長 全部で11項目になると思いますけれども、答弁をよろしく願いいたします。誰が手を挙げている。

町長、すみません。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、審議会について答弁しなさいということですので、さっきも議会のほうで話がありましたけれども、審議会は要望、要求というか、諮問があって会議を開かせていただいているという状況です。そして、現在条例に沿って報告をしなさいということで、これを町民に報告をするのをやりましたと。それで、この間示した1枚の紙ありましたけれども、それによって報告を毎年やっている。そして、1つ欠けてしまったのが、その同じ紙が議会事務局に届けばよかったのです。そうすると、議会に報告したことになるわけなのです。しかし、それが届かなかった。それなので、これからそういうことのないようにいたしますよ。

それで、報告をした中で、条例で決まっている内容を粛々とやっていて、報告をしていて、それでその中に特にどういふことをどうしなさいと、こういうことをこうしましょうというようなことというのは起きていない。ですから、諮問をしないで、今決められたことを粛々とやっている。そういう状況で今は進んでいるということでございます。ですので、改めて決められた内容をどこかを何かやらないとか、何かが特別できたとか、そしてこういうことをやりましょうとか、やったらいいでしょうというような事態が発生したら、諮問をやりますということですが、そこまですっていないという状況でございますので、報告をしたとおりにやらせていただいている。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、里山・平地林再生事業でございますが、これにつきましては公募をして場所を決めるのではなくて、こちらのほうで公益性の高い部分を優先して、あるいはイノシシの被害がある周辺部分ですとか、そういったところをピンポイントでこちらから選ばせていただきまして、優先順位をつけて、そしてその所有者の方、町民の方に合意をいただく形で、年度ごとの計画をさせていただいているということでございます。

続きまして、ストップ温暖化のこちらの数値等の根拠ということでございますが、大変お恥ずかしいのですけれども、おっしゃるとおりもとなる数値というのがなかなか得づらい、得がたいと、県のほうもなかなか数値を公表できない、東電も提供できないということがございまして、数値を把握することが難しいということで、今現状では町の公共施設等のデータを、数値を公表させていただいているところでございまして、その削減目標につきましても、この条例ができたときに、当初どれだけあって、それをどういうふうにとということが、今はつきり事務局も承知していないところもあるのですが、2011年からの10年間で15%削減するという目標は、この計画の中で示しております。これがどういうことなのか、また先日のご指摘を受けて今精査をしているところでございますので、今後どういう形でその数値を把握していったらいいのか、そしてどのように公表していったらいいのか、また十分に検討させていただいて、実施をしていきたいというふうに考えております。

それから次に、空き家対策協議会でございますが、こちらのほうでは特定空き家の対象となるものを先日は10軒ぐらい、10軒に満たないのではないかというお話を申し上げました。これは実態として、仮にまず前提として、周辺の住民の方にどれだけご迷惑になっているか、実際に被害が生じているかということが一つの目安になりますので、山林の中にぽつんと残された廃屋が今にも崩れそうだということであっても、それは特定空き家にはならないという認識でございます。ですから、今現状で判定をした事例があるかということですが、まだ今のところございません。あくまでも、これから区長会等で、各地区の区長さん等にもお願いするところですが、その地域の実態がどうなっているか、そういうところからまず進めていって、これはどうしても地域の住民が困っているので、特定空き家として検討をしてもらいたいというような被害の届け出も、情報も寄せていただく。こちらが積極的に把握しようと思っても、町内450軒以上の空き家がありますので、それがどのように変わっていくかということについては、地域の協力も得ながら対象を絞り込んでいく。そして、判定をす

る必要があれば、判定をしていくということで、今現在はそのような形で、新年度には地域への協力の呼びかけというものも含めて進めていきたいということで、今現在判定をする予定となっている物件はございません。

次に、外来生物の囑託員の職務でございますが、この囑託員は週に2回、仕掛けたわなの見回り、そして餌の取りかえ、それからかかっていたという報告があれば、その回収、処分をしていただいているということでございます。

それから、千年の苑の来場客の集客の熟年の女性はどうかということでございますけれども、ターゲットをどうするかということでございますが、本年度委託をして実施したところでは、嵐山町を含む周辺の市町村の人口ですとか交通等を勘案して、約20万人の潜在的な能力があるだろうというような結論を一つはいただきました。それも一つの目安になろうかと思いますが、嵐山町の場合ですと、東武鉄道が通っておりますので、東武鉄道をたどっていきますと、東京都心ですとか、あるいは京浜地帯、横浜のほうまで路線が延びておりますので、これは今後どういう方に来ていただけるか、それを絞り込んでいく作業、先ほど29年度で新たに委託事業を組むと申し上げましたけれども、その中でどういうターゲットを絞り込んでいくか、そのためにどういうPRの戦略が必要かということも含めて、29年度に改めて詳細については検討をさせていただき予定となっております。

それから、有害鳥獣捕獲のイノシシ対策でございますけれども、農業被害ということで有害鳥獣捕獲を実施させていただいております。当面は様子を見させていただきたいという答弁を町長のほうから申し上げましたけれども、これは決して座して傍観をするということではございませんで、実績、現に対策の実行効果があらわれてきておりますので、その方向性は間違っていないというふうに、そういう認識でございます。ですから、現在対策効果を上げつつある対策について、もう少しその方向を見守っていただきたいということでございますので、そのようにご理解をいただければと思います。

それから、多面的でございますが、こちらにつきましては今現在町内の土地改良区、組合等が9つございます。28年度に2地区ふえましたということで、若干の増額がございます。それから、どのような形でということでございますが、その土地改良区に属している農家の皆さん、そしてその地域の区民の皆さん、あるいは小中学校等に呼びかけて、その地域で農業者の担い手、農業人口がますます減少していく中で、地域

の農村環境、例えば水路ですとか、農道ですとか、ため池ですとか、そういったものが維持していくのが大変難しいということで、これは農業者以外の力もおかりして、それを維持していきましょうというような、そういう趣旨でございます。

私からは以上で、残りのものにつきましては、副課長のほうからお答え申し上げます。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 私のほうでは、2番目の緑地事業の項の交付金の関係をまず最初にお答えさせていただきたいと思えます。

この事業は、例年どおりの事業を予定しておりますが、県の緑化推進委員会よりこの事業は家庭の緑の募金等で実施しておりますその募金額が年々下がってきておりまして、内示額が減少しているために減となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、まだごみの7番が残っています。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 すみませんでした。

132、133の収集運搬の収入なのですが、先ほど渋谷委員のお答えでお話したように、この収入のほうは紙と衣類等の収入であります。

また、中部との話し合いは現在も行ってございまして、収集運搬に関しては現在中部に持っていく車両等の数の積算をするための数字をつくって出しているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 それと、都市下水道。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 都市下水道でございますけれども、委託料といたしまして大沼、山王沼都市下水道敷地内の清掃委託を予定しておりまして、賃借料といたしまして、菅谷56号線、雨水雑排水管理設地の賃貸の料金を計上しております。また、工事請負費として、老朽化による危険性の高いマンホールふたの交換工事3カ所を予定しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 環境審議会なのですけども、町長が環境に関しては一切問題がないとすると、考えていないとして、環境問題に関して諮問することがないわけです。ところが、私などはこれは非常に大きな問題であるというふうに考えています。中部資源循環組合を町長が決定していて、では本当にそれでいいのか、CO₂の削減はできないのではないかとかいうふうな形で、今までのやってきていたストップ温暖化条例でやってきたのは、循環型社会をつくるという形でした。ですけども、これは循環型社会をつくるのとは全く違う形で町が動いている。そうすると、これはストップ温暖化条例は、環境基本条例第3条に基づいてやっているものですから、そうすると嵐山町自体が環境問題としては、今ここでできることをやるよという形ではなくて、では今後の50年を見据えて環境問題をどう考えるかということに、このごみ問題が大きく位置づけるわけですけども、この環境問題に関して町民に諮問をしていかないというふうな形で今後もそれをし続けていくという、29年度はそれをそういうふうな形でやっていくというふうなことになるのですけれども、そういうふうな形で私は考えますが、それでよろしいでしょうか。

それともう一つ、すみません、先に町長が言われたから、そう言われたのでそう言いましたけれども、140ページ、141ページですけども、本年度の対象地というのはもう既に決まっているのか、これからイノシシの問題と、それから不法投棄の問題も兼ね合わせてそういった用地を選定して、そして住民の方と合意した場所をやっていくのか伺いたいと思います。まだ決まっていないということなのかということです。

それから次、ストップ温暖化推進委員会の話ですけども、これは先ほども言いましたけれども、町長は全く理解していません。言っていることも理解していないし、この実績報告書というのは紙1枚出して、議会はこういったものとは違うものを求めている、嵐山町全体のCO₂の量をできるものなら公表してくださいという形なのだけれども、これは嵐山庁舎内のCO₂の削減量だけなのです。それだと難しいので、これに関して言えば嵐山町にある7企業ですか、大きな企業、明星食品とか、エコ計画とか、いろいろ行って、そこでCO₂を排出している量が環境省に提出されています。それも含めてやっていくというのが温暖化のCO₂の削減なのです。そういったことが全くなされていないので、それを言っているのです。町長は、そのところは紙切れ1枚を議会に出しませんでしたよというふうな問題ではなくて、とても大きな問題で、そのことについてもう一回、これから環境農政課では精査してやっ

てくださるということなので、何回ぐらい、いつぐらいからストップ温暖化推進委員会は開催することができるかどうか伺いたいと思います。

それと、空き家対策の協議会のことで、特定空き家は認定していないということでした。でも、この前の補正予算では特定空き家はありませぬということでした。だから、認定していないのとありませぬは、答弁としては全く違ふものです。議会報告会で区長さんなんかと話をしていると、お話を聞くと、とても空き家で困っているというのがやっぱり何件か出てくるのですよ。そうすると、そういったものを特定空き家として環境農政課が把握しなくてははいけないと思うのですが、そういった部門というのは今現在というか、この体制の中でできているのかどうか伺いたいと思います。

それと、ごみ資源運搬業務に関してですけれども、これはもう車両のことなどは業者と話し合いをしているということなのですよね。事業者と話をしていて、車両についての話とかいうのがあったのですが、これも一般質問でやったら、全くしていないというご答弁でご回答があったのです。こういうふうな形ではなくて、もう少ししっかりした情報を出していただくということが、今回29年度は特に環境農政に関してはやっていただきたいのですが、やっていただけますでしょうか、伺います。

それと、どうでしょうか、有害鳥獣に関しては、今現在の状況で見守るということとは、状況でいいということでお話だったわけなのですけれども、私としてはもう少し、私としてというか、嵐山町全体を見ますと、今の状況で1年間に少なくとも5～6頭産んで、そして2～3頭は亡くなるから、3倍ぐらいには倍々でふえていくわけなのですけれども、捕獲は3倍では済まないから、現状維持というふうな形にはなつてこないかなと思うので、やっぱり嵐山町の中に入ってこないようにするとか、そういうすみ分けをする線引きを早くしたほうがいいと思うのですが、被害防止計画を作成なのですけれども、被害防止計画は相変わらずですか。わなをかけてイノシシをとるところで進んでいくのかどうか伺いたいと思います。だって、猟師さんはいないので、そんなに。それなのに、そんなことができるというふうな楽観的なところはどこから出てくるのか伺いたいと思います。

それから、ごめんなさい、ばらばらになつてしょうがないのですけれども、千年の苑補助事業に関しては、集客の対象なども今回やっていくということなのですけれども、ラベンダーという性質上、ラベンダーだけだったら本当に熟年の女性が中心で、どんなに20万人ぐらいの方がいらっしゃるとしても、どう考えてもなと思つて、熟年

の女性はそんなにしょっちゅうラベンダー畑には行かないわねと思ってしまうのですが、それなりの仕掛けがないといけないと思うのですが、これはどうなのかなと。それで、実際にそこのところを委託するわけです。委託先というのは、そういったことも含めた事業計画ができる場所に委託するというところでよろしいのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 7問につきまして、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、審議会につきましては、全く問題がないということではございませんで、これは計画的に条例に基づいて幾つかの計画を立案して、その計画に沿って進めていくということでございまして、例えば地球温暖化対策実行計画については26年4月に策定をし、これは26年から30年というスパンで計画をしているものでございまして、その計画が終われば次の計画に移るときに、またその計画の実績についての検証等を行って、計画の見直しをするということでございますので、その都度審議会にお諮りをしてやっていくと。それから、突発的な大きな事故等があって、計画を変更せざるを得ないようなとき、必要が生じたとき等については、随時審議会を開催できるように用意をさせていただいているというものでございます。

それから次に、ストップ温暖化の実績等につきましては、先ほども申し上げましたように、現状では町全体のCO₂の量を出すのがなかなか難しいということがございますので、先ほども申し上げましたように、十分にその方法等について精査をさせていただき、検討をさせていただいた上で報告ができるような形をとって、会議を開かせていただきたいと思います。

それから、空き家の協議会でございますが、こちらにつきましては、空き家対策協議会で特定空き家の判定もしていくということでございます。協議会のメンバー以外にも、判定のために必要な専門家等が必要であれば、その都度招聘をしてやっていくということでございますが、まだまだ空き家の対策については周知が不十分という面がございます。これは、大変事務局でも反省しなければいけないところでございますが、区長さん等から苦情、近所の空き家で困っているのだというようなご意見は事務局にも多々いただいておりますが、それすなわちそれが特定空き家ということではございませんので、十分にこれから区長さん方にも、特定空き家についての認識につい

では周知をしていく必要があるかと思うのですが、法に示された、あるいは基準に示された特定空き家の条件というのをどのように満たしていけば、嵐山町の場合には特定空き家になるのかというのは、具体的にはその都度協議会を開いて、そこで決定をしていきたいと。それから、条例でも緊急安全措置というのが講じられるようになっておりまして、役場の中にも担当する関係課長等で構成する庁内対策連絡調整会議というものを設けておりますので、そちらのほうでも空き家対策協議会にかける前に、十分に検討させていただきたいと存じます。

次に、千年の苑の集客でございますけれども、熟年の女性が多いだろうというのは当然予想されるところでございます。そのための仕掛けが必要だということでございまして、本年度の委託事業の中にはそういった専門家をお願いをするという部分もございまして、しっかりとご意見を賜りまして、新年度で検討させていただきたいと思っております。

それから、有害鳥獣捕獲のイノシシ対策でございますが、対症療法的に出てきたものを捕まえるというだけでなく、先ほども申しましたように里山・平地林再生事業等では、これはねぐらをつくらない、それから里地と奥山の間に緩衝地帯を設けて、イノシシにはぜひ奥山のほうに帰っていただいて、人間の生活をしている里地にはおりてこないようにしていただくということが一つ大事かと思っております。そのような対策も既に講じておりますので、始めておりますので、その方向性というのは先ほど申し上げましたように間違っていないという認識でおりますので、29年度につきましても、今進めて用意をさせている対策をとりあえず続けていくという予定でございます。

私からは以上でございます。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

杉田副課長。

○杉田哲男環境農政課農業振興担当副課長 私のほうから、里地・里山の再生事業につきましてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、委員ご指摘のとおりの予算1,620万円ということで、用地等につきましては公共性の高い部分ということで、28年度につきましては川のまると再生等々で整備をしています大平山等の遊歩道の隣接地であったり、またイノシシのねぐらになっている竹林のほうを、町の職員等々、また地域のイノシシの目撃情報

等を参考にしながら調査をさせていただいているものでございます。予算規模といたしましては、おおむね下草刈り等で2.4ヘクタール、竹林につきましては0.8ヘクタール、枯損木等の伐採等につきましては約500本程度を予算として見させていただいております。これから用地の選定につきましては、当然28年度事業でやったところの隣接地で要望等も来ているところもでございます。そういったものもエリアを把握しながら、公共性の高い部分を優先的に実施をしていくというふうな予定をしております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 私のほうからは、ごみ収集の関係につきましてお答えさせていただきます。

先ほど私のほうの回答で、渋谷委員さんのほうで誤解をいただいたかと思うのですが、収集運搬の事業所を含めての打ち合わせというのはまだ行っておりません。実際今集計等をしているのが、ごみ量とごみの車両の台数、それが実際細かく1日ごとの台数が中部に入ったときにどのくらいになるかという集計を今しているところでございます。また、そのほかの問題点につきまして、議会等でも遅いというご指摘をいただいているのですが、中間保管場所、積みかえ場所等を含めた検討のほうは、今月実施する予定でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

55分までとしたいと思います。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時54分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再々質問から渋谷委員さん、どうぞ。

○渋谷登美子委員 環境審議会とストップ温暖化推進委員会ですけれども、嵐山町の環境基本計画は環境基本計画兼ストップ温暖化計画になっているのです。それで、環境基本計画兼ストップ温暖化計画で問題があるというふうになると、普通は環境審議会を開かなくてはいけないのですけれども、町長に伺いますけれども、従来というか、

この前の補正の質疑のときに出された平成26年度、27年度実施報告というのは、従来の平成何年かにやめたISOに基づく嵐山町内のCO₂の削減の報告であって、ストップ温暖化推進委員会が報告を受けなくてはいけないものと全く違うものであるということを確認していただけますでしょうか。ここのところが違っていると、全てのことが違ってくるので。

そして、環境審議会とストップ温暖化推進委員会とは違うものなのですけれども、計画は環境基本計画兼ストップ温暖化計画というふうに嵐山町はつくってしまったのです。これは議会がつくったのではなくて、行政側がつくってしまったのです。なので、そのところが微妙に兼ね合っていて、環境審議会はある程度の問題があったら、諮問事項がある、ないにもかかわらず、町長が諮問したくなくてもやっぱりやらなくてはいけない部分があるのですけれども、その点の問題です。

それで、私は特に問題だなと思っているのは、嵐山町は循環型社会を目指すというふうな形になっているのに、循環型社会ではない形にごみ処理が進んでいることに関して環境審議会を全く開催していない、それで進めていって、町民の意見は全く聞いていないで進めているということに問題があると思っているのですが、だから環境審議会ではなくて、ごめんなさい、ストップ温暖化推進委員会での報告事項と条例が求めている報告事項とは全く違うものであるということの認識に立たれて、そして議会に報告されていないということを改めて確認したいと思うのですが、そのことははっきりさせていきたいと思います。

○畠山美幸委員長 その1点でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい、いいです。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

青木副課長。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 お答えいたします。

先ほど来お話をさせていただいている件なのですが、環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画を作成するとき、渋谷委員さんのほうで言われました嵐山町全体のCO₂の排出量というのを把握するのはとても困難であるということで、現在もその状況は変わっておりません。

ただ、計画策定時に目標値を設定するに当たり、公共施設のCO₂の削減目標等をストップ温暖化の推進計画に目標として設定しました。その目標に対する実績を今回

町長のほうに報告したことを、こちらとして嵐山町ストップ温暖化条例の実績報告と読み違えていたというのですか、とらせていただいて報告にかえたということでさせていただいていたので、その辺はまだ渋谷委員さんの言うような条例と計画の多少のそごはあると考えております。

また、ホームページ等の実績報告をしているということで、先ほど来おっしゃっている件なのですが、その件に関しては地球温暖化対策実行計画の数字です、目標等の数字、I S Oの公共施設等のCO₂の削減量等をアップしておりましたので、その辺もまたちょっと回答が後手後手になってしまった原因ではないかと思えます。今後その辺をはっきりして、今できる推進計画に対する実績報告をアップするとともに、課長も先ほど言いましたように、計画の温暖化の審議会等を開けるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、環境農政課及び上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入れかわりだけです。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時02分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 144ページの(4)です、地域商業等活力創出支援事業でありますけれども、この内容についてちょっとお伺いをいたしたいと思えます。これは、中心市街地等商業活性化というのが今までありましたけれども、それとは違う事業内容なのか、あるいは構成メンバーなのか、その辺のところを確認させてください。

それから、あとはその下の企業誘致事業でありますけれども、859万増額になっていますが、どういうことを見越してそういった増額の予算を組まれたのかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長 それでは、地域商業等活力創出支援事業についてご説明申し上げます。

この事業につきましては、佐久間委員さんおっしゃられたとおり、従前の中心市街地等商業活性化支援事業でございまして、こちらの内容をネーミングを新たにしまして事業を実施すると。内容につきましては、朝市、さくらまつり、街路美化事業、レンタルボックス事業、これら従来の事業に加えまして、空き店舗対策の補助事業を推進委員会のほうに実施をしていただけたらなというふうに考えております。なお、詳細につきましては、推進委員と協議をいたしまして、詰めて実施をしていけたらいいなというふうに考えております。

続きまして、企業誘致事業なのですけれども、金額の増の理由ということですが、平成28年度まで明星食品株式会社さん、あと太陽インキ製造株式会社さん、この2社を対象といたしまして、工場の増設部分につきまして条例に基づきまして奨励金のほうを交付をしてみたわけですが、明星食品さんの増設が、従前第3工場の増設ということで平成28年度対象になっていたわけなのですけれども、新たに第2工場の増設につきましても完了したということで、こちらのほうが対象になって増となっているという状況になっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 そうしましたら、地域商業等のというほうですけれども、名前が変わったということで、新たな事業としては空き家の関係です。構成メンバーはどのようなのでしょうか。そのところをもう一度確認をさせてください。

それから、あとは企業誘致のほうですけれども、そうすると今明星と太陽インキさんという名前が出ましたけれども、明星に関しては第2工場、第3工場、第2工場も含めた形での支援になるというようなことで増額をされたという認識でよろしいでし

ようか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長 それでは、お答えのほうをさせていただきます。

地域商業等活力創出推進委員会につきましては、メンバーにつきましては従前の中心市街地等商業活性化推進委員会とほぼ同じという構成になろうかと考えております。

企業誘致の関係なのですけれども、委員さんおっしゃるとおりで、その増額分について新たに対象となったという考え方でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 では、最初のだけちょっと再質問をさせていただきますけれども、今までも中心市街地のほうはかなり長い年月をかけてやってきた。その中で、全く成果が出ていないということではないのですが、なかなか本来あるべき事業と結びつかないようなところがあった。そういう中で、町のコーディネーターだとか、そういった新たな人を設けてスタートするわけでありますので、そういった方向性で動き出すときに、また同じような構成メンバーでこういった形でやっていくことに関しては、何か議論はなされたのでしょうか。

○畠山美幸委員長 小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長 それでは、お答えいたします。

新たに町おこしディレクターさん、活動を始めていますけれども、メンバーにつきましてはまた実施主体である推進委員会と協議を行いまして詰めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 続いて、今の質問をまた続けますが、地域商業等活性化創出支援事業、まず今の議論の中から発展させていくのですが、当初の活性化委員会のメンバーというのは、それぞれ意欲的なものがありました。私もここ何年か住んでいて、またそれ

のところ、そのメンバーではないですが、話を聞くところがあるわけですが、商工会の役員会の中で。従前たる幾つか事業をやっていますけれども、それを継承していくだけの考えしか持っていないのです、正直言って。新しいものを創造していくようなものがないと、やっぱりこのお金そのものが死んでしまうようなところも私はあるように思います。

課のほうとしては、同じ事業をずっと続けていただいて、それなりの成果が上がっているのでしょうかけれども、新しいディレクターさん等も入って、これから活性化していくかというふうに思いますが、それについてどのようにお考えか。今までの事業だけでいいのかどうか、そこら辺のところをもっと、ディレクターに頼るだけではなくて新しいもの、今言ったように空き店舗については、それは新しい事業でございすけれども、朝市だとか何々だとかというのはもうそろそろ切り離して、そういうものはそういう事業者さんでやっていただいくような感じで、違うものも考えていったほうがいいのかなというふうに思うのですけれども、その点をちょっとお聞きしたいと思いますが、1点だけです。

○畠山美幸委員長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

長島委員さんおっしゃいますように、今回地域活力活性化事業、地域商業等活力創出支援事業でございすけれども、今回先般の補正予算で計上させていただきましたけれども、来る4月以降、新たに拠点施設も着工されると、そこを皮切りに駅前広場等々も含めた形での活性化ということを狙って、町のほうも力を入れていくという中で、今回事業名も新たにしまして、この事業を始めさせていただくわけなのですけれども、当初私どものほうでも空き店舗の関係につきましては、これは必須ではないかということで予定はさせていただいております。従来から行っております朝市ですとか夕市、そしてさくらまつり、特産品、街路美化事業等があるわけでございますけれども、こちらに関しましては新年度入りしましたら、関係する方にお集まりいただきまして、新たにこれからどうしよう、駅を中心にこんなふうに活性化になるということを中心に協議をしていただいて、方向性を見出させていただくというふうに私どものほうでは考えているところでございます。

その中で従来どおりのというふうなことが出ましたら、町のほうとしましてはもうちょっと踏み込んだというふうなことで意見をさせていただくというふうなことも考

えているところでございますけれども、一旦は協議をしていただいて、今までの反省点も含めまして話し合いを持っていただく、その結果を出していただいて進んでいくというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 いいお考えだと思いますよ。やはり事業を継続するのも、それは大事なことですけれども、継続するのは継続しても、やっぱり今の体制というか、中心市街地の活性化の中に守られたようなあれではなくて、それは独自にやっていただくもの、できるものもありますので、新たなものをに入れていって、考えていって、何が商工会としては今必要なのか、そういうのを考えていただけるような場所を設定するのも課の役目だというふうに思いますので、いろんな提言はなさったほうがいいと思います。お答えは今と同じだというふうに思いますので、答弁については結構です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 132、133ページの労働諸費、労働総務事業で、若干金額が、予算が上がっているのです。理由を伺いたいと思います。

それから、142、143ページの花見台工業団地管理センター、これは減額になっているのですけれども、理由を伺いたいと思います。

その下の子育て高齢者応援リフォーム補助事業、これは金額は同じだと、内容面でも同じなのかどうか伺いたいと思います。

それから、147ページになるかなと思うのですけれどもね、観光施設等管理事業、学校橋のところのバーベキュー場、河原、あそこに土日はたくさん車がキャンピングカーを中心に泊まるわけです。あの人たちを対象にした何か施策というものを考えていったほうがいいかなと思ったのですけれども、町ではどういうふうに考えているか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 4点につきまして答弁を求めます。

小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長 それではお答えいたします。

138ページの労働総務費の関係ですけれども……

○畠山美幸委員長 違う、132ページ。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長 失礼しました。132、133ページですね、失礼いたしました。労働総務事業の関係なのですが、金額が若干増になっていると、この理由なのですけれども、連合埼玉の比企地域協議会の負担金が、昨年度4万円だったものが5万6,000円ということで増となっております。理由につきましては、連合埼玉の負担金につきましては、均等割と人員割ということで内訳が分かれておりまして、この人員割が増になったということで増額という内容となっております。

続きまして、142ページ、143ページの花見台工業団地管理センターの管理事業の関係なのですが、こちらにつきましては平成28年度に電源の設備の交換工事、耐用年数が大分来てしまったということで、開閉器及びケーブルの交換工事を実施をさせていただいております。こちらのほうが、29年度につきましてはもう実施する必要がないということで減額となっております。

また、その下の段の子育て高齢者応援リフォーム補助事業なのですが、この補助事業の内容につきましては、補助率100分の10、限度額20万円、町内業者施工の場合には補助額に25%プラスするという内容で、内容につきましては前年度と変更はございません。同じ内容で実施をさせていただこうと考えております。

私のほうからは以上です。

○畠山美幸委員長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうからは147ページに該当するかなと思います。ご質問の学校橋河原の関係につきましてお答えをさせていただきます。

学校橋河原の部分でございますけれども、近年、年々と特に金曜の夜から土曜、日曜にかけて、車で来られてキャンプで泊まりにいらっしゃる方が大分ふえてまいりました。この関係につきまして、来ていらっしゃる方に話を伺いますと、どうやら都市部の河川敷ですとかバーベキュー場等、どうしても規制がされてしまってキャンプを楽しめる場所がないというふうなことで、かなり都市部からいらしている方がいらっしゃるようでございます。この関係につきましては、観光協会さんとこの後になりますけれども、学校橋河原の運営にかかわる部分を協議させていただいて、通常冬の時期はシーズンオフという形をとっておりますけれども、その辺をこれから、お客さんかなりおりますので、協議をして、特に営業に関する部分をどうしていかうかというふうなことで、この後詰めさせていただくという予定でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 132、133の労働総務事業なのですけれども、町長はこのお金は後々廃止をしたいということを述べていたわけです。だけれども、こうやって逆にふえてしまっているというのは、いよいよ廃止の判断をするときではないかなと思うのですけれども、伺いたいと思います。

子育てリフォームなのですけれども、142、143の、これは決算で聞いたときに、7件あって、1件が取り下げ、したがって6件の利用がこの事業があったという答弁だったわけです。ちゃんと載っているのですけれども。6件だとどうなのだろう。どうなのだろうというか、利用としてはやっぱり少ないわけで、町内業者の育成にもなるわけですから、もう少し枠を広げるような内容にしていくべきではないかなと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

それから146、147、学校橋河原の件ですけれども、せっかく来ていただいて、本当にありがたいわけです。ただ、現在無料で泊まっているわけですので、その辺何らかの収入が得られる方法をぜひこれはご検討いただきたいというふうに思います。これは結構です。

○畠山美幸委員長 では、2点につきましての答弁をお願いします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 連合埼玉の件についてお答えをさせていただきます。

これは、今委員さんおっしゃるように前からの課題になっております。それで、郡の町村会でも、これは共通の問題として話し合いが進められておりますけれども、連合埼玉の加盟人数といいますか、嵐山町は少ないのですけれども、そのほかのところ大変まだ多いところがあるのです、東松山市等をはじめ。そういうところを一概にというようなところまでいかないということで、関係者、団体と話をしながら、話を詰めてきているということでございますので、もう少々お時間をいただければなというふうに思います。委員さんおっしゃるように、このままでということではなく進んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、リフォームの補助の関係につきましてお答えをさせていただきます。

このリフォーム補助の関係でございますけれども、28年度からリニューアルをいた

しましてスタートをさせていただいておりますけれども、28年度分、途中で増額の補正を委員さんおっしゃいますようお願いをしたところでございます。今回当初予定で、この額でスタートしたいというふうなことでお願いをさせていただきわけでございますけれども、前年度のスタート時点と今回同じ金額をとらせていただいております。リニューアルしまして2年目に入りました。ぜひともご理解いただきまして、これにてスタートが切れればというところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 いいですか。ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 145ページです、地域活力創出拠点の整備事業、この場所の土地の借上料なのですが、一応聞いているところで150平米だというようなところでございますけれども、何年契約ぐらいのものの賃貸借みたいになっているのか。4万2,000円という金額も、私から思ってもちょっと金額が低いのではないかというように思われるところがあるのですが、この辺についてはいかがなものなんでしょうか。

○畠山美幸委員長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

145ページの土地の借上料というふうなことで、地域活力創出拠点の用地の借上料でございます。今回4万2,000円という額を上げさせていただいております。こちらにつきましては150平米、単価的には276円という単価でございます。この単価につきましては、東武鉄道本社さんとの協議によりまして、今現在も協議をさせていただいておりますけれども、協議の冒頭に、協議のベースになる金額に関しましては、駐輪場を今現在地域支援のほうで借りておりまして、そちらのほうベースになると。余りかけ離れた額という協議にはならないと、ほぼ同等なというふうなお言葉をいただいております。それをもとに今回上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、この4万2,000円の根拠というのは、今借りている駐輪場の地代に相当してくると。そして、今約束でこれは、年数としては何年契約くらいにとりあえず予定されたのですか。

○畠山美幸委員長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

契約年数に関しましては、この後の協議によりまして、町のほうとすると長い年月というふうなことになるわけでございますけれども、協議の上、決定されるということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 町としてもそこにいろいろな交付金を使った場所ができていくわけでございますので、やっぱり相手さんも企業では、民間でございますから、しっかりとやはり約定といいますか、今後の展開もあると思うのですけれども、150平米で足りるのか、いや、それではもっと足りないぞというようなことも含めて、やはりある程度長い視点に立った進め方というか、やっていっていただきたいということで結構です、これで。

○畠山美幸委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 2点ほど質問させていただきます。

144、145の5目の企業誘致事業のうちの企業奨励金の関係でありますけれども、企業誘致というのは、町にとっては大事な一つでありますけれども、今29年度に向かってどのような形で企業誘致が図られているのでしょうか。何社かそういうのが出てきているのかどうかと思うわけですが。

それから、川島地区のかつて明星のところに行くだろうという話もあったところについても、その後一向に進んでいないような感じもするし、都市計画道路も進んでいないような感じがするわけでありましてけれども、そこら辺等の働きかけも、全てこの中に入ってきてやられているのでしょうか。そこをお聞きしておきたいと思います。

それから、もう一点は、次のページの146ページ、川のまるごと再生事業です。これがもう全て終了したわけでありましてけれども、これが今後管理、これは相当いろんな管理が必要になってくるのだらうと思うのですけれども、管理についてはその上段にあります2目の観光施設管理事業のうちの13節の中にこれの管理が入ってきているのでしょうか。そこら辺のところをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

145ページの企業奨励金等々の関係でございます。奨励金に関しましては、先ほど副課長のほうからお答え申し上げたとおりでございますけれども、今現在企業誘致に関しましては、昨年来、昨年度といたしますか、28年度分で、県の企業局さん等と打ち合わせをさせていただきながら、町のほうは独自に業務等を発注をしてというふうなことで、県企業局さんのほうと順次協議をしながら進めているところでございます。そちらに関しましては、主に花見台の拡張を予定している部分を中心でございます。

ご質問にございました明星さんの裏手に当たる部分、過去に移転に伴ってというふうなお話ございましたけれども、そして都市計画道路が関連する部分でございますけれども、こちらも昨年度企業局との打ち合わせを経まして、都市計画道路の線形を企業局さんの意見を聞きながら決めたというふうな経緯もございます。というふうなことで、今現在都市計画道路の進捗に合わせてというふうな形に、こちらの川島地区については進捗が図れるのではないかとというふうなところにいるところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長 それでは、私のほうから146ページ、147ページの川のまるごと再生事業に絡んだ施設の管理に部分につきまして答弁させていただきます。

委員さんおっしゃるとおりでございます。せっかく再生事業でつくられた施設がその後の管理いかんによっては死んでしまう、整備した意味がなくなってしまうということにもなりかねますので、管理のほうはきちんとやっていきたいという考えを持っております。管理事業の浄化槽の保守管理委託料、または清掃委託料の中には、新しく整備を実施しております遠山地区の観光駐車場、トイレの浄化槽の管理委託料、もしくは清掃委託料も含まれております。遺漏のないように実施をしていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。以上です。

○畠山美幸委員長 河井委員。

○河井勝久委員 企業誘致の関係で、今県の企業局ともいろいろと協議をしながら進められているということでありまして、都市計画道路の関係につきましては、ま

ちづくり整備の関係とも絡んでくるのだらうと思うのですけれども、工業団地の関係も、例えば完全に企業もそこに入ってくるような状況にまでされて、今あそこのあいているところだと思うのですけれども、そこら辺もどういうふうに、例えばどんな企業を誘致したいのかというのもあるだらうと思うのですけれども、どんな進め方をしているのかお聞きしておきたいと思います。

それから、川のまるごと再生事業の関係について、もう既に先ほども副課長のほうからお話ありましたけれども、洪水や何かによってはかなり変わってきてしまうこともあるだらうと思いますし、そういう面ではいろんなことで気を使っていかないと、やっぱり観光客が離れていくような可能性も出てくるような状況も感じるのですけれども、それらを含めると、かなり気を使ってやっぱり観光客を呼べるような形をとっていかねばならないだらうと思うのですけれども、そこら辺も考えながら進めているのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、企業奨励の関係につきましてお答えさせていただきます。

28年度に基盤を推進するのに当たりまして、産業団地の予備調査業務というものを発注させていただきました。それとあわせて産業団地の適地選定図書作成業務、それとインターランプ関係になりますけれども、インター周辺地区の現況測量というふうな3つの業務をやらさせていただきました。この中で、予備調査業務の中で、まず既存の花見台に今稼働をしている会社さん全てに、増設等の希望のアンケートもとらせていただいております。その中で、既存の工業団地の中からは、2社から増設をしたいという申し出がございました。

それと、従来から窓口でも、嵐山町のほうに会社を計画しているという相談も行っております。こちらのほうでは、今現在のところ11社の相談を受けております。いろいろと業種で申し上げますと、物流業で探していらっしゃる方がやはり多いわけでございますけれども、中にはやはり工場、製造工場という部分もございます。今回、花見台の拡張の予定地区に関しまして計画を、企業局さんと相談をしながら、宅盤等を幾つぐらいにしようか、面積はどのぐらいにしようかという相談もさせていただいております。それに関しましては、申し出のあった会社さんの希望されている規模、面積を当てはめる形で、今現在計画をさせていただいているところでございます。そう

いったこともございまして、順次こちらのほうは進めさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長 それでは、観光施設の管理事業の関係につきましてお答えさせていただきます。

河井委員さんおっしゃるとおりで、お客さん、やっぱりできたトイレも清潔に保たないとリピーターといいますか、2度目、3度目は来ていただけないと考えております。今現在ある嵐山渓谷バーベキュー場も、あれほどお客さんがたくさんいらっやっていたというの、設備が整っている、清潔なトイレがあるということも大きな理由の一つと考えております。同じようにでき上がった新しく整備されました遠山の観光トイレにつきましても、きれいだなとお客さんに思ってもらえるような管理をしていければなと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○畠山美由紀委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 1点お伺いします。

145ページ、嵐山まつりの運営事業で30万増額がされているのですが、嵐山まつり、申すまでもなく実行委員会方式でございますが、30万アップした中身というか、これが50周年に関して何か企画的なものがあるのか、それをあわせてお伺いしておきますが。

○畠山美幸委員長 小輪瀬副課長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業支援担当副課長 それでは、144ページ、145ページの嵐山まつり運営事業につきましてお答えさせていただきます。

委員さんおっしゃるとおりで、平成29年度につきましては町制施行50周年ということで、嵐山まつりも第36回嵐山まつりを11月5日の日曜日に、ヌエック、史跡の博物館等を実施をしていこうということで進めております。50周年に合わせて特別に、正式には実行委員会に諮って決定をして進めていくわけですけれども、一応今のところ事務局の原案なのですけれども、町民の方に嵐山町の50周年について、おめでとう、ありがとう、またこれからの50年の嵐山町に向けて自分の心意気も含めて何かメッセ

ージを述べていただくような催し物ができたらいいなというふうに今のところは考えております。そのメッセージも、大きい声でメッセージを述べていただいて、その音量をはかって、あくまで原案なのですけども、そのような催しができたらいいなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 それで30万円では随分高いけれども、やはり今年は50周年だなという何かやっぱりせっかくの、嵐山まつりの長い歴史があるわけなので、30万ということですが、何かもっとこれから補正でもして、もう少し大きなものもやったらどうですか。それは何かやっぱりあつというものをやってもらえればと思いますけれども、わかりました。

○畠山美幸委員長 ほかに。

○安藤欣男委員 答弁してくれなと町長に言ったって、それは無理なもの。いいや、時間がないから。

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、企業支援課に関する質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

55分までといたします。

休 憩 午後 3時45分

再 開 午後 3時54分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして、簡潔かつ明徴な答弁、説明をよろしく願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 それではまず150ページ、(3)の生活道路整備事業でありますけれども、こちらのほうで土地購入費150万、それから物件補償費960万、これ物件補償費のほうがちよっと金額が高いので、この内容をちよっと説明をしていただけたらと思

います。

あとは、もう一点が156ページ、平沢土地区画整理事業、こちらのほうも2,173万円増額になっております。もう一つの東原のほうは、もう清算ついたということではなくて、このほうの1億5,000万の内訳を再度お伺いをいたしたいと思っております。また、増額は何で増額されたのか、お伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、まず150ページ、151ページの生活道路整備事業の土地購入費、物件移転補償費の関係で、物件移転補償費のほうが高い、その辺の理由ということでございますが、こちらにつきましては現地のほうにございます各敷地の工作物、塀ですとか生け垣ですとか、それからあとは電柱、これが結構大きな金額になるのかな。土地につきましては、生活道路の用地買収ということでございますので、買収単価のほうは皆さん協力していただくということで低目に抑えさせていただいておりますので、その辺の関係で補償費のほうが高くなるということでございます。

それから、156ページ、157ページ、平沢の土地区画整理事業の1億5,000万円、こちらのほうの概要ということでございますが、こちらにつきましては、平沢土地区画整理事業におきましては平成28年度、本年度から区画整理事業の整備がほぼ既成いたしましたので、そちらのほうのでき上がりの確認の測量を始めてございます。29年度につきましては、その2年目ということで、そちらがおよそ2,400万円ほど、それから借入金、こちらの借り入れの元金の返済、こちらが一番大きい額になってしまいますけれども、1億1,300万ほど支出をします。それからあとは利子、それから雑工事、あとは事務費、それとあとは事業が進んでいく中で、皆さん土地の相続であったりとか、そういったものの関係で、若干仮換地の修正等が生じてきますので、そういったものの処理を、換地の修正等の処理をするといったものが主な事業でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 1点目はわかりました。

2点目のほうの平澤のほうなのですけれども、そうすると測量のほうは平成30年で

完了すると。そうすると、それ以降は増額の金額はこの中から落ちてくるのかなと思いますけど、それでよろしいかどうか。

それとあとは、もう一点の借入の額に相当する1億3,000万円ですが、これのほうはその後も続くのかどうか、確認させてください。

○畠山美幸委員長 菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

まず、測量の関係でございますが、こちらにつきましては測量自体は30年度で完了いたしますが、その後今度は換地の計画をつくったりとか、登記をするための手続をしたりとか、そういった事業はまだ残ってございますので、金額的にはその金額単純に下がるということではなくて、それのかわりにまたほかの事業を進めていくということになります。

それから、借入金につきましては、現在1億7,200万ほどの借り入れの残金がございますので、来年度で返し切るということで今予定を立てているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 31ページです、開発許可の申請手数料、これが新しく今度町のほうに移譲されてくるわけでございますが、今までの実績の中で75件ということを用意しているようでございます。手数料としてはこのくらいの金額が予定されるのかもしれませんが、ここに係るところの担当課としての負担といえますか、課の中で専従うというか、1人つくのか2人つくのかという形になるのですけれども、どのようなこれについては仕事ぶりというか、なるのか。それが1点です。

それと、あとは155ページ、武蔵嵐山駅の東西連絡通路の駅前広場管理事業で、清掃委託料285万でございます。この清掃委託料というのは月1回ぐらいの清掃、いや、毎日と言ったかな、どの程度の契約内容というか、どこからどこまで清掃委託の範囲に入っているのか、285万で。その点をお尋ねしたいと思います。

それとあと、もう一点、161ページ、武蔵嵐山の管理活用事業ということで、7日ですか、除草委託料、町名の発祥地の嵐山溪谷の遊歩道の維持管理ということでございますが、これが倍額というか約40万ぐらいほど前期からふえております。これに関してはやる面積がふえて、それだけ必要だというようなことになるのかどうか。

3点についてお尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 すみません、最初に31ページの開発許可にかかわる権限移譲の関係で人的な負担はどうかということについて、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。

開発許可の権限移譲が29年度からということで、こちらについてはまちづくり整備課のほうに位置づけをさせていただくということになります。その人員の配置でございますけれども、今現在予定をしておりますといいましょうか、これから人事異動の今詰めを行っているところですが、少なくとも県からの派遣を1名、副参事という形をお願いをさせていただきます。それから、この関係につきましては2年間、1年ずつ職員を派遣をさせていただいて、この受け入れ態勢を整備してきたということでございまして、県からの派遣が1名、それから県に派遣をした職員の2名、この3名については少なくともこの人員配置を行ってまいりたいと。それプラスアルファにつきましては、今人事異動のところを詰めているところでございますので、それによってということになります。そういうことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、まず155ページの清掃業務の関係でございますが、連絡通路につきましては毎日清掃、通路の毎日清掃とトイレなんかの毎日清掃と、それから定期清掃ということで、機械を使って洗剤を使ってする定期清掃が月に1遍、毎日清掃につきましては、手で雑巾ですとかほうきですとか、そういったもので日常の清掃をするというような形での業務委託になってございます。

それから、161ページの武蔵嵐山の活用事業の関係でございますが、こちらにつきましては、本年度整備が済んだ場所が少しふえた部分がございますのと、今年度の実績から考慮いたしまして、若干ふやしたということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 1点目の件につきましては、派遣をされた職員が2人、それから県の

ほうから副参事ということで、今回技官のいう形で迎える事になりますけれども、副参事の方に頼るところがないというような形の捉え方になるのでしょうか。それとも、平均的に仕事がこなしていけるのだというような、総務課ではどのようにお考えになるか、その辺でちょっと確認させてください。

それと、東西の連絡通路のところなのですけれども、これはずっと委託料的には変わっていないと思うのですよ、金額は。それで私もちょっと時々思うのだけれども、駅の両サイドにいろいろな嵐山の写真が掲示されているではないですか。そして、通路をおりてきて、出口のところの光っているところ、あれがあるではないですか、ロープみたいなの伝わっていくところの。

○畠山美幸委員長 手すり、手すりではなくて。

○青柳賢治委員 手すり、手すりの部分、そういう手すりの部分が、どっちも東の西もそうなのだけれども、意外とほこりがすごく汚れているのだ。それで、そういうことは、もうそこに含まれていないのかなと。実際掃除やっていて、ここ汚れているなどというふうな気持ちがなくては掃除にならないと思うのだけれども、その点がちょっといつも俺、どこまでやられているのかなというのが、確認しておきたいのです。

それと、あと面積がふえた部分の100万ですけれども、これもせっかく町名の発祥の地だというようなことであるわけなので、できるだけこの辺も少し50年を機に、町名の発祥の地の碑でも見てみようぜというようなことで、少し呼びかけをした町民全員参加のような形の、そこを初めて知る人もいるかもしれませんけれども、こういうことをやっているということの一つ見せるような企画があってもいいのではないかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○畠山美幸委員長 中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 まず、開発許可の人事の関係でございますけれども、県から開発許可関係でお願いをしておりますのは、県でいえば主査クラスで事務担当がこちらにおいでいただくと。副参事と申し上げましたのは、町の受け入れ態勢として副参事という立場で受け入れをさせていただきたいということでございます。技官とはまた別の方がおいでになるということでございます。

それで、その開発許可の事務に関しては、嵐山町初めてこれを受けさせていただくということでございますので、その副参事の方を中心に開発事務の関係についてはお願いをしたいという考え方でございます。

○畠山美幸委員長 菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それではまず、連絡通路の清掃の件についてお話をさせていただきます。

以前にも同じようなご指摘を受けた、窓の棧がちょっと汚れているのではないかと、それをご指摘をいただきました。その件につきましては、受けた業者のほうに窓のほうについてもよく気をつけてくれということでお話をさせていただきました。今回につきましても同様な形で、またお話をさせていただきます、皆さんに気持ちよく使っていただけるように、またお気づきの点がありましたら、遠慮なくまたお伝えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、嵐山溪谷のほうの除草の関係でございますが、こちらにつきましては観光の部分と、それからまちづくり全体でしていく部分で、商工観光ですとか、あとは農政のほうとか、こういった関係部局のほうとその辺についてはちょっとご相談をしてみようかなというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 ちょっと私も総括で今の機構改革を含めたことやりたいと思ったものですから、ここでお聞きしたのですけれども、そうするとちょっと確認になりますけれども、我々は組織の機構の表の中では、技官が県から1人来るというような捉え方でいたわけですけれども、そのほかにこの今の事務の関係で副参事が1人派遣されてくるという捉え方でいいのかどうか、ちょっとここだけ確認させていただきます。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お尋ねのとおりでございます、県からは技官という立場で、これは技術職でございます。技術職の方を派遣をお願いしてございます。この技官につきましては、県とのパイプ役、それから技術的ないわゆる事業部門での総合的な指導、そして今現在町が抱えております企業誘致、あるいは都市計画道路の整備、あるいは情報発信拠点の駅東、西中心を開発といいたいまいしょうか、周辺整備、こういったことを含めて国、県、そして町との連携をさらに深めていく、そして技術的な指導もいただくということで、技術職をこれを技官として派遣をお願いしてございます。

それとは別に、開発許可の関係でこれを受けるに当たっての指導、これをお願いす

るために派遣をお願いしているということで、2名の派遣をお願いしているところでございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 151の、先ほどの生活道路の関係なのですが、これ下の幹線道路もそうなのですが、減額になっているのは、要望がないから減額で済んだのか伺いたいと思います。

それから、次の152、153の道路照明灯が減額になってはいますが、理由を伺いたいのと、その下の道路照明灯施設設置事業で、これは防犯モデル地区における道路照明灯設置事業等とあるわけです。この防犯モデル地区に指定されると、道路照明灯がある数が設置をされるという理解でよろしいのでしょうか。

それから、156、157、区画整備の東原なのですが、これはそうすると整備のほうは終了したという理解でよろしいのでしょうか。今販売状況がどのくらいかもあわせて伺いたいと思います。

それから、158、159の都市公園の関係でいいかなと思うのですが、駅西の公園があります。あそこ時々夏場通ると、かなり草が生えた状態で、芝生もちょっと負けてしまっている状況があると思うのですが、草刈りが年あれだと1回ぐらいしかしていないのかな。もう少し回数ふやさないか、子供たちも遊べないかと思っているのですが、回数は29年度ふやせるのか伺いたいのと、あと駐車場が前とめられていた場所が、今鎖張ってありますけれども、あそこは開く予定はないのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

まず、151ページの生活道路の減額の件でございますが、こちらにつきましては年度計画で各路線を割り振ってございますので、業務量が減ったということではなくて、今年度、29年度実施する路線の規模に合わせて金額がそのような金額になったということでご理解いただければと思います。

それから、153ページの道路照明灯設置管理事業、こちらの減額でございますが、こちらにつきましてはLED化の効果だというふうに理解してございます。

それから、道路照明灯の設置事業の関係でございますが、防犯モデル地区における照明灯の設置事業ということで、こちらにつきまして、防犯モデル地区になったら防犯灯がつくかということでございますが、こちらにつきましては地域支援課の事業でございますが、防犯モデル地区ということで各行政区のほうで、その防犯モデル地区に手を挙げていただいた地区が、各地区を点検をしていただいて、その点検の結果で照明灯が必要かどうかということを検討していただく中で、必要だということであれば、一応今予定をしているのは5基分予定をさせていただきます。特に防犯モデル地区で街路灯ではないほかの部分で必要だということであれば、それは防犯灯がそこで必ずつくということではございません。

それから、159ページ、都市公園の駅西口の公園の関係でございますが、こちらにつきましては、まず除草というか、草刈りの回数につきましては、状況に応じてできるだけ皆さんに使っていただきやすいように、それは対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、駐車場につきましては、以前使っていた駐車場のかわりに公園の整備、それから、嵐丸ひろばの整備に合わせまして駐車場のほうを整備させていただきます。ご利用していただく方につきましては、そちらの駐車場をご利用していただきたいと。そちら、今まで使った駐車場につきましては、近隣の方の環境に配慮いたしまして、事業等があったり、それからあとは清掃業者等が入るなどの特定の人間が利用するという形の駐車場ということで考えてございます。

それから、すみません、順番が前後してしまいましたが、157ページの東原土地区画整備事業の関係でございますが、残事業を精査いたしまして現在の繰越金、見込んでいる繰越金で来年度事業のほうが実施できるという見込みでございますので、29年度につきましては助成金の支出がないということでございます。それから、東原土地区画整備事業につきましては、予定をされていた一般保留地については、全て売却済みとなっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 あと、幹線道路に関しまして150ページ、生活道路と幹線道路もおっしゃった。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 同じことか。

○菅原浩行まちづくり整備課長　そうです、今年見込んだ事業がということでございます。

○畠山美幸委員長　すみません、はい、どうぞ。いいですか、ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長　質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休　　憩　午後　４時１７分

再　　開　午後　４時１９分

○畠山美幸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は教育委員会こども課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは質疑をどうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員　それでは、２点だけお伺いしたいと思います。

まず、190ページ、こちらのほうは、幼稚園のほうの関係ですけれども、一般職員給与も含めてそうなのですが、こちらのほうで人件費のほうは、これ臨職のほうは少し減っているのでしょうか。これは、一般職として育休をとっていた職員の方が復活したということで、こちらのほうが減ったという考え方でよろしいかどうか。

それから、２点目は208ページ、209ページ、給食センターの調理等の業務委託料、これがかかなり大幅に1,700万ぐらいですか、増額になっていると思うのですが、その辺の理由についてお伺いをしたいと思います。

○畠山美幸委員長　答弁求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長　それでは、お答えさせていただきます。

最初の幼稚園の人件費、臨時職員の賃金の関係でございますが、今現在、今年度２人の正職員が育休入っております、今月２人復帰、末に復帰するのですが、４月はその分臨時職員さんの採用が減るということで、減額になっているということでござ

います。

続きまして、給食センターの調理業務委託料の増額の件でございますが、今契約をしている業者さん、3年の長期契約をしておりました。今年度をもちましてその契約のほうが満了になるということで、一度随意契約をしておりますので、新たにまた入札なりして、業者選定しなくてはいけない中で、今回プロポーザル方式によりましてまた業者選定のほうさせていただきました。その業者選定をさせていただいた中で、プロポーザルを実施をした結果、採用候補となった業者さんの金額というのがこの金額になってくるというようなことでございます。以前と比べればちょっと高くはなっておりますけれども、一応選定方法としてはプロポーザルによりまして決めさせていただいております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 1点目でございますけれども、そうすると幼稚園のほうの職員体制というのは、さらに充実した形で園児たちが安心して教育を受けられるという認識でよろしいのかどうか。

それから、2点目のほうですけれども、3年契約終わってプロポの形で選定をしたということですが、どういうところがよくて、これだけの増額にもかかわらず、ここの企業が選定をされたのか、お伺いしたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それではお答えさせていただきます。

最初に幼稚園のほうの関係なのですが、委員さんおっしゃるとおり、充実今後できるかなというふうには思っております。

続きまして、センターのほうの業務委託契約の関係ですが、プロポーザルやったのですけれども、まず審査員は8人で審査員をしております。採点のほうも、まず選定のやり方といいますか、につきましては、まず最初に書類のほう、提案をしていた書類のほうで審査をしております。それに基づきまして、その後にヒアリング、いわゆるプロポーザルをやって、ヒアリングをやって、そのヒアリングの結果というのも評価をしております。その2つの点の評価の結果が、全ての審査員が、今回契約をさせていただく業者さんが全てにおいてもうすぐれているという判断になりました。

た。評価の中では、当然その見積金額というのも評価に入っておりまして、全体の30%だったと思うのですが、その辺の割合で、実際金額のほうというのも審査の対象にはしたのですけれども、それをもってでも衛生面、安全面、そういったものをかなりすぐれている業者だということで、そちらの高いほうの業者に結果的には選定になったということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 佐久間委員。

○佐久間孝光委員 2点目のほうだけ再質問させていただきます。

8名の審査の方で、最初書類選考、その書類選考の段階で、何社の企業さんが入札というか、そのあれに参加したのか。あとヒアリングの段階では、同じ企業さんが全員ヒアリングを受けたのか。それとあと、どこがよかったのかというのが、今安全面だとかそういうの、ちょっと抽象的にありましたけれども、特にここはほかのところに比べて非常によかったというような評価、これは金額がそんなに変わらなければ、そこまであれかなと思うのですけれども、やっぱり金額がここまで変わるということは、それなりにきちんとした理由づけがいただければ一番説明するにはありがたいなというふうに思いますので、その辺のところもうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それではお答えさせていただきます。

まず、業者の参加数なのですが、これは8社指名をさせていただいております。この8社につきましては、嵐山町に業者登録をされている業者のうち、全会社を調べまして、給食業務かなりやっていますという実績のある会社、そういったものを選定して8社を選定しております。

その8社の中で、まずヒアリングをやりますという、提案書も出させていただくことになるわけなのですが、まず参加する、しない、そこから実際8社のうち6社が最終的には辞退という形になってしまっております。その6社の辞退の理由としましては、最近ちょっと和歌山だったと思うのですが、食中毒を起こしてしまった業者がありまして、大手の業者だったのですが、食中毒を起こしてしまったばかりなので、ちょっと今回は辞退したいというのが1件、また他で契約がちょっとつい最近決まったとかなので、これ以上ちょっと人材の確保が難しいという形の業者さんが2件、その他

3件が通常の人材の確保が難しいと、今の状態ではちょっと厳しいということで、合計6社が辞退をされまして、2社で実際プロポーザルをやっております、ヒアリングをやっております。

2社でやりました結果なのですが、まず採点の項目といたしますか、内容なのですが、ちょっと長くなってしまいかもしれませんが、まず学校給食の基本的な考え方ということで6項目、調理業務運営の基本方針、実施体制そういったもの、あとは町との連携について、これは給食センターや栄養士さんとの連携を含めたものでございます。3つ目に、調理業務従事者に対する指揮監督について、4つ目に受託後における業務改善に対しての考え方、5つ目に食育の推進について、応募事業者が関与することが可能な提案、6番目に効率的な業務運営について独自の考え方というものを求めて、提案書のほうを出していただいております。

次に、衛生管理に関する考え方ということで5項目、1つ目、衛生管理に関する考え方、2つ目、衛生管理体制について、3つ目、衛生検査について、4つ目、報告、連絡、責任体制、これは調理現場のチェックや指導方法等を含めたものでございます。5つ目に、自社に衛生管理マニュアル、こういったものを求めております。

続きまして、各種緊急時対応、これについても5つの項目を定めまして、各種緊急時、危機管理の考え方と具体的な対応、業務履行が不可能になった場合の対応、緊急時の町との連絡体制、事故による教育委員会、または第三者への補償について、すみません、4項目です。

続きまして、調理従事者等の配置計画ということで4項目、人員配置の考え方、組織体制、人員配置計画、従事者の代員確保体制、欠員補充、業務開始に向けた業務引き継ぎ方針改正、そういった4点でございます。

続きまして、調理従事者等の教育と研修、これにつきましても4項目で、調理技術に対する教育及び研修、安全、衛生管理に対する教育及び研修、年間の研修計画及び改正、委託事業開始までに行う従事者習熟に関する計画、内容。

続きまして、想定される課題と対応についてもまとめまして、これは2項目なのですけれども、受託するに当たって想定される課題と対応、2つ目が受託後に想定される課題と対応、あとは独自事業者のアピールをしてくださいと。あとは、受託の実績というものを出していただきたいということで、このような内容で、まず提案書を出していただきまして、プロポーザル、ヒアリングを実際行っております。全てのかな

りの項目、27項目にわたって審査をしたわけなのですが、全ての点において、今回ちょっと契約をさせていただき業者さん、全て8人の方が点数上回ったというような状況でございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 35ページの理科の支援員を配置というのは、これ何人配置されているのでしょうか、配置するのでしょうかというか、されるのでしょうか。

それから、43ページに新規で埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金、これはあるのですけれども、これどこに出ているのかがちょっとわからなくて教えていただきたいのと、内容を教えていただきたいと思います。

それから、長くなるからやめる。118、119、保育所の関係なのですけれども、25人が待機児童になるということで、そのうち近隣の自治体に23人が入れたという理解でよろしいのですか。2人がまだ待機になっているという、そういうことなのですか。ちょっとこの前一般質問があつて急いでメモしたので、そこをちょっと伺います。

それから、家庭保育室は今何軒あるのでしょうか、その下の。それを伺いたいと思います。

168、169、奨学資金貸し付けの事業が減額になっていますけれども、理由を伺いたいと思います。

それから、次の170、171、学校のIT推進事業で、ちょっと最近あれなのです、子供たちの目の影響が心配されるというのが何か報道がありました。その辺は担当課としてどういうふうにお考えになっているのか伺いたいと思います。

それから、(17)の新規事業で、その上が16か、16、17について、これはどういう経緯でこの事業を導入しようとしたのか。町長からの発案でされたのか、PTAからこういう要望があつたとか、保護者というか、PTA同じかな、先生からの要望があつてこういう事業を始めたのか伺いたいと思います。

それから、学習支援教室検討委員会、これが廃止になっていますけれども、廃止の理由を。そしてその下の学年費の関係、これを廃止した理由を伺いたいと思います。

それと、ちょっと多くて申しわけありません。各学校の要保護、準要保護の人数を伺いたいと思います。

それと、先ほどの給食センターの関係なのですが、調理員は今までの人数と新しくなる人数というのは変更があるのですか。今までの人数と新しい人数、それから同じ業者が決まったのかどうかを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。11項目あったと思います。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、順次お答えさせていただきたいと思えます。

まず、最初の理科支援員の人数でよろしかったかなと思うのですが、1名でございます。

続きまして、新規事業、これどこに出ているのかということと、内容はということだったかと思うのです。まず内容のほうから、すみません、ご説明させていただこうと思います。これにつきましては、認定こども園ということで、1号認定にかかわる部分になるのですが、この認定こども園というのは、東松山市にあります東松幼稚園というところがこの認定こども園になっております。そこに行っているお子さんに対しての補助の関係になりまして、国のほうで公定価格の72.5%、国は補助しますということで、残りの27.5%は町なりで対応するということなのですが、県のほうがその27.5%のうちの半分補助しますよということで、県のほうからの補助ということで27.5%分を計上しているものでございます。場所につきましては、193ページに。1目幼稚園教育振興事業というのが193ページ、ちょっと下のほうになると思うのですが、子供のための教育給付地域型保育費負担金というのが127万2,000円というのがあると思うのですが、その部分に当たります。

すみません、続きまして119ページ、待機児童の25人というのが23人減ったのかというようなお話だったかと思うのですが、一般質問で答弁させていただいたのは、29年度の待機児童があの現在では25人になる予定ですということでございます。現在は、ちょっと1人減って24人までにはなったのですが、24人が待機児童という形になります。

家庭保育室の関係につきましては、後でちょっと副課長のほうから答弁させていただきます。

続きまして、169ページの奨学資金の貸し付け金額の減額の件でございますが、これは委員報酬のほうで、前回より9,000円ほど減額させていただいておりまして、こ

れは委員さん1人報償を出さなくていい、学校長の分を減額させていただいております。

続きまして171ページ、IT関係で子供さんの目の影響というのはどう考えているかというようなご質問だったかと思うのですが、最近そういった目のほうは、視力の低下だとかそういったものが心配だというようなニュース、新聞等でも出ていたかなとは思いますが、これにつきましては今後町で整備するに当たりまして、何らかの形で目に対しての考慮をして、考えていければいいのかなというふうには思っております。

続きまして、検定受検料補助事業、学習支援教室の運営事業、この辺の導入の経緯ということだったと思いますが、これにつきましては、最後に小中学校の学年費の補助事業を廃止した理由というところも絡んでくるのですが、これを廃止した事業費分を子供の学力の向上にその辺を充てたいということで、いろいろ学力向上に関して検討した結果、こういった検定ですとか学習支援とかというのをやっていこうというような話になったものでございます。

続きまして、学習支援教室の検討委員会の廃止につきましては、今回学習支援教室の運営事業というものを予定いたしましたので、一定の方向性が1回出たということで、来年度に関しましてはやらないでいいのかなということで、今回は削らせていただいております。

続きまして、要保護と準要保護の人数でございますけれども、まずこれはあれですか、学年別とか全体とか、その辺の内訳は、人数の内訳は詳細のほうがよろしいでしょうか、学校ごととか。

○川口浩史委員 学校別で。

○藤永政昭教育委員会こども課長 学校、いいですか。

では、まず要保護のほうから、まず菅谷小学校が10人、七郷小学校はゼロ、志賀小学校2人、小学校合計12人です。続きまして、菅谷中学校が7、玉ノ岡中学校が3、合計10名です。

続きまして、準要保護ですが、菅谷小学校60人、七郷小学校8、志賀小学校17、合計87名でございます。続きまして、菅谷中学校が37、玉ノ岡中学校が14、合計51名でございます。

あと、最後に給食の調理員の人数なのですが、現在13名もしくは14人体制でやって

いるのですが、人数的にはほとんど変わらないと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 高橋副課長。

○高橋喜代美教育委員会こども課子育て支援担当副課長 それでは、私から1点、119ページの家庭保育室につきましてお答えをさせていただきます。

家庭保育室につきましては、嵐山町には現在ございません。近隣で滑川町に1園家庭保育室がございます、そちらを利用するお子さんがいますので、それに対する補助金を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○藤永政昭教育委員会こども課長 すみません、答弁漏れが。

○畠山美幸委員長 藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 すみません、答弁漏れがありました。給食の受託業者なのですが、現在の業者と同じかどうかということで、今回は業者のほうが変わります。

以上でございます。すみませんでした。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 理科、これはやっているのでしょうか、各学校にそれぞれ回って、過不足なく回ってやっているという理解でよろしいのでしょうか。理科の配置員です。ちょっと確認したいと思います。

それから、保育所の関係ですが、118、119ですけれども、24人で、そうすると近隣自治体にこのうち何人入れるようになったのか、まだ交渉中なのか。正確な人数というのは、ここでは出せないわけなんでしょうか。それを伺いたと思います。

それから、170、171の子供の目の関係ですが、ぜひ検討していただきたいと思うのです。特に子供の中で、スポーツをこれからやっていきたいという子供がいれば、当然目というのは大変大切なものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、16、17、私18もちょっと後でお願いしたいと思うのですけれども、学力の向上に充てたい、小中学校の学年費を廃止した分をこっちに充てたいというのが、ちょっとこの意義づけというのがよくわからないのです。学年費のほうは、もう役割を終えたということでこっちを廃止して、余ったからこっちに充てようということでは

ないですよ。ここにありますがけれども、余り深い理由は書いていないので、もう少し深い理由があるのかなと思っております。

内容的なものをちょっと教えていただきたいのです。検定の受検料補助というのは、これは英語か、これは英語でいいですというか、全児童ですよ、学年、中学生は生徒だね。英語をこれやろうとした、特化したのは何か、それを伺いたいのと、17、学習支援教室事業は、国語の、国語ではないのか、数学、算数を中心に少人数学級をやっていききたい。国語はどこかなかったのだけ、なかったのか。

〔「171ページです」と言うあり〕

○川口浩史委員 171に載っている、国語が、この事業のね、そうですね。

それで、嵐山の児童、生徒、児童か、中学生もいます、国語が結構嵐山低いとかって町長の報告ではあったのではなかったのですか。

〔「小学生」と言うあり〕

○川口浩史委員 それは今回入っている。日本語検定。

では、ちょっと国語が私の頭の中にあっただので、平均的なところから何点ぐらい嵐山の子供たち低いのですか。ちょっとそれを伺いたいのと、算数、数学についても、どのくらい低いのか、だから高めなくてはいけないのだというものになったのだと思うのです。ちょっとそこを伺いたいと思います。

学年費は役割を終えた、貧困がなくなったということで、これ廃止したのか伺いたいと思います。

それから、給食センターなのですが、今度業者かわるということなのですか。13人でこの金額、前2,600万円ぐらいですから、ちょっと今計算していないですけども、1人当たりになるとそんなに高くないですよ。4,300万円になって、ある程度まともな収入が得られるようになったと、これが、そういう判断もあるのでしょうか。企業側が上げてきたというだけではなくて、その辺の社会的に見て、このくらいの収入が得られないとまずいなという、そういう判断もあるのかどうかを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、順次お答えさせていただきたいと思ます。

まず、最初の理科支援員の関係の、各学校でやっているのかというようなご質問だったかと思うのですが、この理科支援員につきましては、七郷小学校においてやっております。この七郷小学校におきましては、教職員の絶対数が少ないものですから、なかなか補佐に回る教職員がいないものですから、それに伴いまして七郷小学校には支援員を配置しているということになります。

2番目は、また後ほど高橋副課長のほうから答弁させていただきます。

3番目に、子供のIT環境、目の考慮をぜひお願いしたいということで、これはもうぜひ委員さんおっしゃるとおり、考慮していきたいというふうには思っております。

続きまして、4番目の学年費の関係だったかなと思うのですが、役割が終わったというよりは、学年費の補助自体をこども医療費の窓口払いを廃止にしないかわりに代替事業ということで行った事業でございますので、役割が終わったという感覚ではなくて、廃止に伴いまして、では学年費の補助にかわるもの、何か学力向上に向けて何かできないのかということで考えていったような形になります。

続きまして、英語検定学習支援教室、そういった関係のお答えなのですが、まず英語検定を今回補助するという形なのですが、これ中学校、全員対象なのですが、これは英検も受ける子、受けない子というのも常に、今でもそうですけれども、いらっしゃるのですが、受ける子に対しては全て補助しましょうということで考えておまして、小学校5、6年生の日本語検定につきましては、全員受けてもらいたいということで、全員受けてくださいという形であります。そういった内容でございます。

また、英語に関しましては、小学校のほうでも必修化というのがもう間近になってきましたので、そういう点では英語力を高めてもらうためにはこういったものを挑戦するに当たりましては、英語のほうの勉強のほうもしていただければという思いがあります。

続きまして、国語とか算数の点数的なものがあつたと思うのですが、学力テストの結果を今ちょっと持っていないので、具体的何点ぐらい全国より低いのかというのはちょっとわかりませんが、結局国語力が学力テストの結果では全国平均よりも下回っておりますものですから、国語力、国語の水準が低いということで、その日本語検定というのを受けていただきながら、国語力を高めていってほしいというような狙いといいますか、内容で日本語検定をしていただければという内容で予算要求させていただいてやっていただこうということでございます。

最後すみません、給食センターの関係、賃金関係だったかと思うのですが、今調理業務というのですか、そういった業界さんは、どこの会社に聞いても人員募集かけてもなかなか人が集まらないというのが、ここ数年聞いております。その中で、やっぱり賃金を上げないと、なかなか人も集まってくれないという話もよく聞いております。そういった意味では、賃金のほうはそれなりの賃金で、会社のほうは見積もってきていると思いますので、そういった意味では今までの安い金額よりは、多分1人当たりの賃金というのは高くなるのかなという想定はできます。

また、今回請け負った会社は、社員、臨時職員に対してもそうなのですが、厚生的な面でもかなり力を入れている会社でございまして、社会保険から何から、みんなそういうもの全て対応して、会社のほうやめないで自社ですずっと定年まで勤めてもらいたいという、そういうような残ってもらえるような待遇をしながら進めているということにして、人材的な賃金面も含めまして、プレゼンですとか提案書を見る限りでは、全然問題ないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 高橋副課長。

○高橋喜代美教育委員会こども課子育て支援担当副課長 私からは、待機児童の件につきましてお答えをさせていただきます。

待機児童でございますが、24人の待機児童ということでございますが、このうち何人近隣に入れる見込みがあるかということでございますが、今のところ24人のうち、お一人どうしてもご自身の希望している町外の保育園入りたいというご家庭があるのですが、そちらにつきましては、その希望の園がもう定員を超えた人数をとってしまっているのでもう入れないということで、そのご家庭につきましては、今後どうするかについて、ご家庭内で検討するというところでございます。

そのご家庭を除いて23件につきましては、11件のうちがパートで月99時間以下の労働時間、また12件につきましてはお母さんが求職活動中ということで、実際にまだお仕事についていないという方になりますので、短い時間でお勤めをしている方につきましては、一時預かりなり、ご家庭で見ると、どうにか何とかやっていただいただけそうな感じです。求職活動の方につきましては、本来でしたら保育園に入れて仕事を探していただきたいところではございますが、ちょっと今それがかなわないような状況でございます。

待機児童にかかわらず、近隣市町村に頼んでおります委託児童の人数につきまして、29年4月で小川町に5人、滑川町に8人、ときがわ町に6人、鳩山町に1人、寄居町に2人、東松山市に2人の24人の児童を町外で委託して見ていただく予定でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 すみません、ちょっと1つ、英語検定の関係で、ちょっとつけ加えたいと思います。日本語検定のほうは、一応検定料を全額補助するのですが、英語検定につきましては、検定料の半額での補助という形を考えております。先ほどちょっと半額という話をしていませんでしたので、半額ということでお願いしたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 保育所の118、119の小川町に5人、滑川町に8人、これ足していくと、今まで入れている数も含めての人数なのですか。ちょっと新しい29年度から入れる人数だけちょっとお願いしたいのです。

そうするといないのか、11件の12件で23件が仕事についていなかったりするわけですから、23人が。1人の子供さんは、そして行きたいところはもういっぱいだと。そうすると、入れないでこのままいってしまうということになるわけなのですか。

ぜひ近隣市町村のあきがあるのでしたら、そこをお話強めていただいてやっていただきたいと思うのです。ちょっとその11件はまだ入ろうと本人のほうがあれば入れることはできるわけなのですか、保育園に。それを近隣なり、家庭保育室なりで本人がよければ、入れていていただきたいと思うのですけれども、ちょっとお考え伺いたいと思います。

それから、170、171の学力の向上、これはそうすると学校の先生からこういう方向でやったほうが良いよということでやり出すわけではないということではないのですか。ちょっとこれ確認ですので。町長か教育長が考え出したことだということで、あるという理解でよろしいのですか。ちょっとそこを確認したいと思います。

それから、(18)の適正化規模運営事業なのですけれども、ちょっと最後になってしまって、2回目質問したのですけれども、委員の人数と回数をちょっと伺いたいので

と、委員の選定について、3回目ですので全部しゃべってしまいますけれども、町長は昨年の選挙でも統合ということを出しているわけですから、町長の気持ちをそんたくした委員であると、当然これは統合という結論になってしまうと思うのです。結果的に、結果的にというか、町長の意向をそんたく、しんしゃく、どっちでもいいのですけれども、しない人が議論をして、そういう結果になったというのであれば、私は非常にその重みは違うなというふうに思うので、できるだけ町長の意向をそんたく、しんしゃくしない委員を選定していただきたいと思うのですけれども、その辺は可能でしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町長がというようなことで、いろんなところに話が出てきますので、基本的なことだけをお話をさせておいていただきたいと思います。

学年費、そして今度の新規事業の話が出ているわけですが、いずれにしても一番もとなるのは財源なのです。それで、窓口払いをお願いをしたというのは、協力をしていただく中で一手間かけて財源を生み出す、これを全町のご父兄の皆さんがご協力をいただいて、財源を生み出してくれたのです。その財源を何に使ったらいいんだろうと、関係の部局に話を聞いて、学年費というような形で使うのが一番使いやすい、いろんな面でいいのではないだろうかということで学年費というのが出てきたわけです。

それで、今回その学年費をというのを私のほうから言いました。これ何で言ったかといったら、医療費をみんなで考えていこうということで、窓口払いをやる、一旦払いながら医療費というものを考えていただくということで始めたわけですが、ところどころで報告をしていますけれども、医療費というのが年々以前にも増してふえてきている。ですから、使いやすい形で医療費を、医療にかかわっていただくというの、これいい話なのですけれども、医療費自体はどんどん上がってきている。ですので、当初始めたような状況になくなってきたということが、ご理解をいただきたいと思うのです。ですので、窓口払いというのは、何で始めたのだというのを、くどくなりますけれども、もう一度考えていただいて、そういうことはもうないのだということで、窓口払いではなくて学年費というものを今回やめさせていただいた。

それで、違ったことに取り組むというのは、これは教育委員会内部で以前から学力

の向上ですとかいろんな中での話の中で、話が出てきているわけですが、予算ができなくて協力とか応援ができなかったものが、今回こういう形で出てきたということでございます。

あとのところはお願いします。

○畠山美幸委員長 高橋副課長。

○高橋喜代美教育委員会子ども課子育て支援担当副課長 それでは、待機児童につきまして、再度答弁させていただきます。

先ほど私のほうからお伝えしました町外児童は、全体の人数でございましたので、今年度町外に何人委託できたかということでございますが、今年度は4月1日からの新規申し込みが117件ございました。そのうち、町外に委託できた児童は3名でございます。小川町に1人、ときがわ町に1人、寄居町に1人でございます。

117名の申し込みを受けまして、児童福祉審議会を経て町内に77人、町外に3人、町内の地域型保育所に4人、また取り下げが2人おまして、その時点では31名の待機児童ということでございましたが、その後内定者やたいよう保育所、地域型保育にさらに入所が決まりまして、決まった中には町外の保育園、小川町に1人、あと町外の幼稚園に行ったお子様もいます。そうしたことで、最終的には今24人の待機児童ということになっております。

この中からさらに町外に行けるかということも質問であると思いますが、保護者の方からご希望があれば協議をして町外のほうに受け入れをお願いしたいと思っておりますが、町外の保育所ももうかなりいっぱいございまして、受け入れをお願いしても可能かどうかということはちょっとわからない状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤永子ども課長。

○藤永政昭教育委員会子ども課長 それでは、最後の適正化の委員会の人数だとか、こういった方を選定をするのかというご質問だと思うのですが、今現在20人程度の委員さん、20人以内といたしますか、を考えておまして、今回予算のほうは15人分を計上させていただいております。20人のうちの報酬は要らない方も出てくるという考え方もありまして、とりあえず15人分の報酬費という形で見させていただいております。

委員さんの選定につきましては、今現在全く白紙の状態ではございますが、こういった検討委員会をやっている市町村の事例をちょっと調べさせていただいた中では、

組織という中でまず学識経験者、小中学校の教職員、幼稚園の代表の方とか市民の方で、町ですと町民の方です、一般の町民の保護者、学校の保護者の方、またはあと一般公募、そういった方と長崎県の対馬市というところでは、議員さんにも入ってもらっているようです。また、保育園の代表の方、あとは自治会の代表の方、そういった方から大体組織というのは、要綱だとか規則で定めておりますので、そういった方々からちょっと考えていければいいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 167ページですけれども、教育委員会事務局の総務事業です。これは、去年の予算書だとスクールソーシャルワーカーとかスクールパートナーとか細かく載っていたのです。臨時職員が今年これ約600万ほど比較増減になっている部分がふえている気がしますが、その辺のところの29年度の拡充されていくという捉え方ができるのかどうか、それが1点と。

それと先ほど川口委員からも出ていますけれども、学習頻度に応じた少人数クラスの学力向上、この新しい新規の事業ですけれども、ある程度町長からも答弁もらいましたけれども、その中にさっきやっぱり要保護とか準要保護とかという人数が、かなりこれいました。そういったことへの何らかの配慮というものが考えられているかどうかということ。そういった子供たちを対象にしていくというのは、捉え方というのは、この中にあるのかどうか、お尋ねしたいです。

以上2点です。

○畠山美幸委員長 藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、臨時職員の賃金がかかなりふえているというご質問なのですが、29年度臨時職員さんで予定しているのが、代用教員の方を1名、日本語の指導員教員というのを菅谷小学校と菅谷中学校に各1名ずつ、学習生活指導支援員を菅谷小学校で3名、菅谷中学校で2名、特別支援学級の補助員として菅谷小学校で1人、七郷小学校で1人、志賀小学校で1人、菅谷中学校で2人、玉ノ岡中学校で2人、また欠員補充といいますが、これは4月1日から始業式始まるまでのおおむね1週間程度の期間なのですが、その方の賃金も1週間見ております。また、スクールソーシャルワーカー1名、スク

ールパートナーも2名、そのほか学校の司書、図書館の整備の関係の学校の司書さん、そういった方を計上しております。今回学習生活指導支援員さんが、どうしても子供の関係で、増しなればいけないような事情と、特別支援学級のほうでも、そういった子がふえたということで、配置人数がふえたということに基づきまして、賃金のほうはふえているということでございます。

続きまして、学習支援教室の対象というのが要保護、準要保護、いわゆる貧困世帯といえますか、そういう方の考慮はされているかというようなご質問だったかと思うのですが、これは貧困対策という形で始めているわけではございませんので、小学校3、4年生と、中学校3年生という対象で考えていますが、誰でも希望者は参加できるような方法を考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、2点目の件ですけれども、この30人学級というに限られてきます、少人数だから。やはり私もそれどういうふうに、学力の向上ということにつなげていくことは本当に大事なのだと思うのですけれども、むしろ優秀な子が行きたいと言ったときは、ではどうなのかとか、その辺のところというのは、要するに学校サイドのほうで少し授業の進みが3年生になったから難しくなったので、ちょっとなかなかついていけないところあるよというような、学校側からの指導みたいなもので動いていくような形になるのか、それとも個人の自発的に手を挙げて、俺やりたいよというようなことの、そういったところがかなえていけるものなのか、どんなものなのか。

○畠山美幸委員長 藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 今回、今4月に入ってから、こういった委託事業という形で発注をして、できれば7月下旬ぐらい、夏休みに入るころぐらいから始められればいいかなというふうには思っているのですけれども、これにつきましては別に優秀だとか勉強ができないとか、そういうの全く関係なく、こういった学習支援教室というの開催しますよということで募集をかけまして、そこに参加したいという子供さんに対して支援をしていくというような内容でございます。

少人数制ということで、一応学力もある程度分けてグループ学習的な形でやればいいのかと、その子供たちの能力に応じた指導ができればいいのかなというふうには

は思っております。これによりまして、一応勉強する意欲と申しますか、学習面に対しての向上心と申しますか、そういったものが芽生えて、より勉強をしていただけるようなきっかけになればいいなというふうには思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 やっぱりその辺のところは、十分保護者の方もいらっしゃるのでしょうけれども、見てもらいたい人、それから必要な人とか出てくると思うので、その辺はかなり大事なことになっているのではないかと。親の考え方とか意見もあるだろうし、だから例えば30人ではちょっと人数多いよというようなことも、多くなったりするようなことも考えられるかと思うのです。そういうようなことについては、今の段階でどんなに考えていらっしゃるのか。

○畠山美幸委員長 藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 少人数制と申しますと、例えば一学年で30人の希望があったとすれば、例えばですけれども、5～6人のグループをつくりまして、5人だったら6クラスというか、6班と申しますか、そういった形になると思うのですけれども、そういった形で少人数というのは5～6人程度の人数を考えていますので、これが20人で30人とか40人でも、ある程度そういったグループ、少人数で学力に応じた指導をしていきたいと、していただくというような内容を考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 今もちょっと質問に出ていましたが、170、171ページの学校の適正規模の検討委員会についてのことでございますけれども、参考資料の中に委員数等も書かれていました。それで、選任についても今白紙だということでございますけれども、期間的なものは検討委員会でこれから成り行きになるかというふうに思いますけれども、大体おおむねどのくらいを期間を考えてこの答えを出す予定でいるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それと、188、189ページなのですけれども、上から2番目の中学校の施設の改修事業ということで載っております。どこの中学校かもわからないのですが、その内容を自分が思っていることもあるのですが、内容をお聞きしたいと思います。

以上、2点。

○畠山美幸委員長 藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 まず、適正化の検討委員会と申しますか、その辺の期間なのですが、来年度一応検討委員会を始めまして、先ほど委員さんもおっしゃられたように成り行きというのが、多分どういふふうになっていくかというのは、こちらでも今の段階ではちょっと想定はできませんので、まず最初は適正規模というのがどういふことなのか、そういったものの資料を提示をしながら、説明をさせていただいて、そういった形から始めて、一応検討の方向を考えていただこうかなというふうには思っておりますので、1年で終わるのか、2年かかってしまうのかというのは、申しわけありませんが、ちょっと今の段階では、始めてみないと状況がわからないというのが私の今の考え方でございます。

2点目の189ページ、中学校の改修事業、修繕料の関係だと思っておりますが、これにつきましては、ともに消火設備の点検に伴いまして、ちょっとふぐあいがあるという結果報告書いただきまして、菅谷中学校では屋内消火栓設備、玉ノ岡中学校では屋内消火栓設備と誘導灯と防排煙制御設備というのが、ちょっとふぐあいがあるという報告書が出てきましたので、その辺の対応をする修繕料でございまして。

以上でございまして。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 では1点だけ、最初の質問ですけれども、一旦始めると、この結果というのは、もう住民の方が非常に関心が多いと思うのです。それで、いつ出るのか、いつ出るのかというふうなこともあるでしょうし、途中の経過を発表できるかどうかはわからないとは思いますが、私なんかとすれば、途中の経過もどんな方が選任をされて、どういうときに会議をなされたか、その内容的なものについては、話せるかどうかわかりませんが、そういうごく初歩的な、初歩的というか、簡易的な途中経過というのも必要かなというふうにするのですけれども、考えをお伺いします。

○畠山美幸委員長 藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 途中経過的な報告と申しますと、今でいうと会議をやった会議録、これをホームページの掲載とかが一番手っ取り早いのかなと、場合によっては広報紙等にでも掲載することも、そのときの事情というか状況にもよります

けれども、そういった形でご報告はできるかなというふうには考えます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 児童扶養手当と特別児童扶養手当の人数をちょっとお聞きをしておきたいと思うのです。

それから、ちょっと参考に教育長さんにお聞きしたいのですが、来年すぐそうなると、18年にはなるのだろうかという思うのですが、英語の外国語活動が小学校3年から始まると、5年、6年から教科になってくるということなのですが、そういう面では、そうした教員を採用していくというのは必須になってくるのかなというふうに思うのですが、小学校だと採用の条件として英語というのっていないのだと思うのですが、国は小学3年から英語活動を進めていくのだと、5年、6年について教科にしていくのだという方向性を出しているのですが、教員の採用というか確保というか、今は英語ができる小学校教諭というの少ないだろうと思うのですが、その辺の確保というのはして、準備をしていく必要があるのだと思うのですが、ちょっと考え方をお聞きをしておきたいと思うのですが。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

高橋副課長。

○高橋喜代美教育委員会こども課子育て支援担当副課長 それでは、最初に児童扶養手当と特別児童扶養手当の人数につきましてお答えさせていただきます。

児童扶養手当につきましては、154人の受給者が登録されております。そのうち、所得制限により停止されている方が23名おりますので、現在受給されて給付を受けている方は131人です。また、特別児童扶養手当につきましては、28人の方が登録をされておまして、所得制限にかかる支給停止が2人で、現在受給されている方が26人でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 小久保教育長。

○小久保錦一教育長 既に新聞等、またマスコミでも、小学校学習指導要領の全面実習が東京オリンピックの32年度、2020年に全面実施になります。その前倒し、つまりその前もう既に事前に道徳はもう来年度教科書採用になりますから、そういう中でこの

英語学習については、現在は6年生については、5年生も折によってはもらうのですけれども、菅谷中学校、玉ノ岡中学校の英語の先生が小学校のほうへ行きまして、T Tで行っています。しかし、小学校の先生の中にも、ここに溝上指導主事おりますけれども、七小の時には英語やっていました。できる先生とできない先生がいます。ということはどういうことかということ、小学校は英語の先生になるために入っているわけではないのです。国が少し焦っているわけです。グローバル化時代で英語は大事だと。しかし、受け皿は整っていないのに、入れようということに無理があります。

私ども嵐山町といたしましては、町のご協力、また町長の考えもありまして、ご承知の小中一貫教育を行っているわけです。その中に、さっき言った理科とか外国語、社会の先生を中学に入れておいて、小学校とALT、現在導入していますALTと一緒にTTを行っています。これからも小学校の先生1人で、日本人が1人で英語をやることはありません。

そこで、とりあえず今問題になっているのは、小学校3年生、時数にはないわけです。今の時間割では、とても入れる時間がないのです。そうすると、どういうことになるかといいますと、例えば考えられる方法は、土曜日を1日授業日にするという方法でその時間を生み出すか、または毎時間、毎日毎日モジュールというのですけれども、15分ずつラジオ放送では十分英会話とかありますけれども、そういうのが各小学校で組めるかどうか。しかし、教える先生が十分いなければ組めないわけですので、そこで本町では今後これらについて完全実施の平成32年度までには、これ整えていきたいという考え持っています。

その一つとしては、昨年度既に小学校の先生とALTと中学の英語の先生で、どういうふうに小学校の授業をやったらいいかという研修会を夏休みに3日、集中ございました。これからも多分来年度の夏も、そういった研修をしながら、できるだけ多く小学校の先生にも英語になじんでいただくよう配慮していきたいと思っております。なお、新年度の人事でも、特に英語の先生については、中学のほうに充実して導入いたしまして、そしてできるだけ小学校のほうへ行っていただく。今菅谷中学校は、もう4年目になりますけれども、絶えず菅谷小のほうへ行って、菅谷中の先生が菅谷小のほうへ行ってやっております。しかし、完璧ではないと思います。

これから、先ほどの英語検定等もございましたけれども、英語が楽しく、そして好きになり、そして外国人と英語が話せるような、また将来嵐山町に観光においていた

だいた方たちが、嵐山の町をイントロデュースできるような児童生徒を育てていきたいというのが、教育委員会の考え方でございます。それには、やはり小中一貫を一層充実しながら、特に英語の先生を多く入れるような形をとりあえずやっていながら、将来国は多分小学校専科の英語の先生が入れると思います。そうでなければ無理です。だから、大学等で小学校で英語を教えるのだという、そういう履修をした方が、それぞれの小学校に配置されると、そういうふうになれば、なおベターだという、しかしこれには時間がかかると私は思います。その間、どうしたらいいかと考えますと、例えば中学校を退職された、定年退職された方で、英語がべらべらの先生を、例えば導入して、その方に小学校へ入ってもらってやる方法も考えられるのではないかなと、そういったことも今後検討しながら、町と協議しながら、充実した英語活動をしていきたいと思っています。いずれにいたしましても、29年度、30年度、31年度の3年間の間に、これを調整しながら、完全実施に向けていきたいと、こういう考えであります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 ちょっと職員、教員の確保が大変かなとは思うのです。これを実施するに当たって、国は年間35時間以上確保しなさいという方針を出しているわけです。そういう面では、3年生以上が35時間以上確保するのだという話なのですけれども、そういう面では3年、少なくとも5年生、6年生については、教科としていくのだということでは、教員の確保というのは、英語のできる教員の確保というのは、来年、再来年、この2カ年ぐらいで確保するめどをつけるということが必要になってくるのかなとは思うのですけれども、その辺で中高一貫で十分対応ができるという見通しを持っているのですか。

○畠山美幸委員長 小久保教育長。

○小久保錦一教育長 中高一貫教育は、英語教育だけではないのです。一応嵐山町は中高一貫の……

○畠山美幸委員長 小中。

○小久保錦一教育長 ごめんなさい、小中一貫でとりあえずここ数年3人の先生、嵐山独自で入れてくれているわけです。これは比企郡内、ほかの市町村ではやっていません。ここにお金をかけていただいているわけです。有効に今の段階では理科とか社会

とか英語とか専門の教科の先生を入れて、小学校と連動しているのです。これは小中一貫なのです。しかし、今清水委員のご質問は大事な質問でありまして、この小学校の5年、6年の英語の授業で時間を入れなくてはならないわけです。これはこれから検討していくのです。

国もやれって出していますけれども、案がないのです、まだ。そこで、埼玉県も多分教育委員会が来年度はこれに対しての研修会をやるわけなのです。夏季休業中に。そして、どういういわゆるカリキュラムをつくったらいいかということを検討してほしいということで、すぐ来年度というわけにいきませんので、それぞれの学校の特質ということではありませんけれども、入れなくてはならない時間なのですから、これは県、国と連携しながら、町もやっていくという形で、今後考えていく時間割だと思っております。

ただ、市町村によってやはりALTを、私どもは今後もう1人ALTを欲しいのです。そうすれば、小学校専門のALTが入れば、これはかなり楽になると思います。そのALTが導入できる、できないは、やはりお金にかかわることでございますので、今後これは検討しながら、無理のない段階で考えていただければありがたい、こんなふうに教員のほうでは指示しています。

以上です。

○畠山美幸委員長 よろしいですか。あと何名の方が質疑。

ここで1回休憩とります。10分程度。

40分からといたしたいと思います。

休 憩 午後 5時29分

再 開 午後 5時37分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 学習支援室の委託料が1,160……

○畠山美幸委員長 ページ数をお願いします。

○渋谷登美子委員 170、171です。民間委託になっていますけれども、この委託先というのは具体的にどのような形で選択していくのか。大きな金額なので、どういうふう

な形でやっていくのか、これ伺いたいと思います。

それから、やっぱり170、171になるのかな、臨時職員賃金が、ごめんなさい、これは各学校のところなのですけれども、小学校の臨時職員賃金が各学校34万4,000円、そして菅谷中もそうなのですけれども、玉ノ岡が32万2,000円で、この臨時職員賃金はどういうふうな形で、業務内容に見合っただけの賃金なのか、非常に厳しい状況にあると聞いているのですが、それについて伺います。

それから、180、181になりますけれども、小学校施設改修費、これ全然上がっていないもんなのですが。菅谷小学校のプールの指導については、どういうふうに考えていくのか。昨年になりますか、志賀小学校のプールを見たとき、これは私だったら自分の子供はこのプールには、プール指導は断りたいなと思ったのです。それでそのときに七小にでも学校にバスで移動して、そしてプール指導したほうがいいのではないかなというふうに感じたのですが、それは実際に7月ぐらいの話だったのですけれどもね、文教厚生委員会に行ったときに。それはほかの人が納得ができなかったらしいので、要望には入ってないのですけれども、今年は菅谷小学校のプール指導は、少なくともあの形ではやっていけないだろうな、今の現状ではやるのは非常に難しいのではないかなというのは、既に広報、議会報の中にその写真を出していますので、どういう状況になっているかというの、ある程度の親御さんが知っています。これはちょっと問題と思うのですが、そのやり方に、今後どういうふうにしていくのか伺いたいと思います。

それと、先ほど各学校の要保護児童と準要保護児童が出されたのです。全部で160人になります。それって、嵐山町ではどのくらいの割合になりますか。ちょっと全体の割合と、それとの中で、シングルマザーの数はどのくらいいらっしゃるのか、伺いたいと思います。ほとんどシングルマザーかなと思うのですけれども。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは1点目から、学習支援教室の業者の選定ですか、そういった形の質問だと思うのですが、一応来年度になりましたら、プロポーザル方式、そういった学習支援をやっていただけるような業者さんをちょっと選定をいたしまして、プロポーザル方式でやればいいのかというふうには、今現在私のほうでは思っております。単に入札ですと、安く落とされて、余りいい指導ができた

いような業者さんだったりとかという危険性がありますので、プロポーザル等をやりまして、その業者の学習支援、どういうふうにしていくかというのはよく聞いて、その中で選定できればいいのかなというふうには思っております。

続きまして、臨時職員の各学校の賃金の関係でございませけれども、これは各学校の臨時職員の賃金は、給食の配膳員さんの賃金になっております。この給食の配膳員さんの賃金のほかに、今交通費出していますので、交通費というのは別に出してございまして、玉中の方々も距離で交通費、若干変わってきますので、そこの差だけだと思っております。

続きまして、小学校の施設改修事業に絡んでの志賀小のプールはどのように考えていくのかというようなお話だったかと思っております。これにつきましては、志賀小のプールのほうも、今の菅谷小学校と同様に、改修をしていければということで、一度はちょっと提案のほうも予算計上等もさせていただいたのですけれども、今回でも出しておりますように、一応学校の適正規模の検討委員会の結果を待って、どのような形になるか、それによってどこまで志賀小学校のプールをやっていくかとかというのは、ちょっと検討できればいいかなと思っております。また、今例えば今年の夏、プールをやるに当たりまして、安全面で支障があるようなことにつきましては、修繕をしていかななくては行けないかなとは思っております。

続きまして、要保護と準要保護の割合でございませけれども、これパーセンテージでよろしいですか。例えば要保護で菅谷小学校は全体の2.4%、七郷小学校は要保護ゼロですので、志賀小学校は0.9%、小学校全体では1.6%、続きまして、菅谷中学校は3%、3.0です。玉ノ岡中は1.6%、全体で2.4%です。

続きまして、準要保護です。菅谷小学校が14.8%、七郷小が8.4%、志賀小が7.5%、小学校全体で11.7%です。続きまして中学校、菅谷中学校が15.8%、玉ノ岡中が7.6%、中学校全体で12.2%でございませ。

要保護全体では、小中合わせて1.9%、準要保護全体では11.9%、また学校別に要保護、準要保護合わせたパーセンテージでいきますと、菅谷小学校が17.2%、七郷小が8.4%、志賀小が8.3%、小学校全体で13.3%、菅谷中学校が18.8%、玉ノ岡中が9.2%、全体で14.6%、小中全部合わせて要保護、準要保護の割合が13.8%でございませ。

以上でございませ。

○畠山美幸委員長 あとシングルマザー。

○藤永政昭教育委員会こども課長 すみません、シングルマザーの関係なのですが、すみません、ちょっと今手元に資料がないものですから、具体的に何人いるかというのはちょっとわかんないのですけれども、すみません。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 学習支援室ですけれども、そうするといわゆる塾を行っているようなところのプロポーザルを行っていくということになります。それで各学校を非常に、例えばふれあい交流センターでもそうですけれども、放課後子ども教室でも七小と志賀小は来れない、菅谷小は近くだったから、それってできているわけですけれども、各学校でやっていく体制になってくのか、どういった体制で行っていくのか伺いたいと思います。

これちょっと塾でプロポーザルというの思わなかったので、具体的に言えばもう少しシルバーの中で、教員を退職した方とか、そういった方を中心にやっていくとか、そんな感覚でこれを見ていたので、なかなか練馬かどっかでやっていますけれども、そんな感じを嵐山町がとるということで、これにはちょっと驚いたのですけれども、それ具体的な形を伺いたいと思います。

それと、臨時職員賃金では、これ用務員さんというのは、この中で位置づけがないですよ。今見ていてあれっと思って、全部臨時職員賃金できているなと思ったのですが、用務員さんはそうするとこの中では、学校管理費の中の職員給料とか、給料ではないですね、どこに入っているのか伺いたいと思います。

それと、志賀小学校のプール指導について、夏どうするかというのがかなり近い課題だと思うのですけれども、これ私は本当に適正化で考えている以前に、学校でバスを1台借りるかなんかして、子供を送り出すというふうな形をしていかないと、今の形で安全面というのは、水質の安全面は大丈夫というふうな感じは多分あると思うのです。ですけれども、あれ見た感じで、見た感じというか、中に入った感じで、子供が足が痛いというふうに言う子と言わない子といるかもしれないのですけれども、いかがなものかなと思うのですけれども、それはそのままにしておくのか、緊急対応が必要なものだと思っているのですが、それについて伺いたいと思います。

それと次、要保護、準要保護ですと、菅谷小が17.2%という形で菅谷中が18.8%といますと、私も本当に子供の貧困率というのは、私のやり方というのは、ほかに今

数字が出てこないで、要保護、準要保護で考えているのですけれども、菅小と菅中に関しては、日本の平均よりも高いですね。そのところをどういうふうに考えていくかというので、学年費の廃止というのを、私は問題かなというふうに思っているのですが、そこについては町長は学年費は医療費の窓口払いが廃止した結果なので、それでよいというふうな形でそのまま通されるのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、また順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、塾の関係なのですが、場所ですとか体制とかというのは、このプロポーザルをやるときにうちのほうでどういった形でできるとかという、そういったものも検討して、その内容で業者さんのほうでどういった指導ができるかという形でやっていただこうかなと思っておりますので、今現在こういう形でという定まったものはないのです。場所というのも、どこでやったらいいのかというのも、ちょっとこれからすぐ検討、新年度に入ってから検討してみようかなとは思っていますけれども、ちょっとその辺につきましては、体制につきましては現在はまだ定まっておりませんので、よく検討して、発注の手続をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、用務員さんの臨時職員の賃金の関係なのですが、予算書の167ページ、(3)の教育委員会事務局総務事業の7番の賃金2,151万6,000円、先ほどいろんな日本語指導教員さんですとか、学習支援員さんだとか、その臨時職員賃金の中に学校用務員さんの賃金は含まれております。臨職さんは七郷小学校と志賀小の2校だけです。2校分のお2人分がここに臨職さんの賃金は入っております。

続きまして、プールの対応関係なのですが、これにつきましては状態が悪いというのは、私も承知しております。ですので、学校のほうも当然、いつもこの辺ちょっとこういう状況なのだけれどもということで、その場その場いろいろ修繕等は重ねてきてはおるのですけれども、今回もそういった形で危険なところというのは、当然修繕をしていくという形になろうかとは思っています。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 要保護、準要保護に関連して学年費の話ございました。もう既にご案内のとおり、学年費というのは要保護、準要保護と違って関係なしに、全体に分けて

いるわけです。そして、渋谷さんおっしゃるように、菅谷の中学校とか小学校が17%と、確かに高いかもしれないけれども、そういうものに学年費というので、そういう形のほうがいいのだろうか。事務局同士で検討していただいて、勉強したい、塾行きたい、だけれども行けないというようなことであれば、そういった向学心のある子供たちが行けるような形のを町で考えたらどうだろうというのが、今度のあれです。

それでそのところに、要保護と準要保護の人だけ集まってくださいというわけにはいかないわけです。ですので、希望がある人には出ていただく。それにはどれぐらいどうなるだろう。人数も全くわからない。それに、今もう既に自分で塾に行っているとかという子もいるのでしょうから、そういう人たちはどうなるというのをほかのところでもちょっと話を聞いてみると、なかなか今行っているところは変わらないところが多いようだ、市町村が始めても、というような話もある。いろんなことがあるのだけれども、ただ何としても行けない子供たち、勉強がしたい子供たち、そういうものを何としても嵐山町では、どうにかできないだろうかというのが、学年費のかわりにこういうようなこと。そして、その子供たち受け皿をこれからつくっていかう。それには、今やろうとしていることがベストかどうかわかりませんが、担当のところでもいろいろ検討を加えていただいて、一番いいと思えるような方向に、だんだん近づけていっていただくということだと思います。学年費については、そういうような考え方。

それから、一番さっきも言ったように、学年費というの、何で学年費が始まったのだというのを、もう一回皆さんで考えていただきたいと思うのです。医療費をみんなが頑張ってくれて、意識をしてくれて、それで生み出したのだ。その生み出したものをどう使うかというので、担当のほうでこういう形がいいだろうというので、これ始まったわけですので、そのところがもうそういう状況でない、医療費は使いやすいような形で使っていただいているので、だんだん上がってきてしまっている。ですので、そのところから生み出したもので使うという考え方は、もう違うのではないかなということ、学年費については。

それと、格差というようなことをおっしゃいますけれども、そういうものを考えてやるのだと、こういう形のほうがいいのではないだろうかということ。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 学級支援室運営委託料、この中でプロポーザルでやっていくという、

まだ全然何も決まっていないのですね、そうすると。学校単位でやっていくか、それからどこでやっていくかということも決まっていなくて、それで1,116万8,000円という算出は、どのような形で出されているのですか。私これがちょっとびっくりしているのですけれども、この算出が出てきた基礎というのは、時間給でやっていくのか、そういうふうな形もあるでしょうし、この金額3年間です。3年間これをこういうふうな形でやっていく、算出の基礎というのはどこにあったのか伺います。大体どのくらいの子供を小学校3、4年生と中学校3年生ですか、それをどのくらい、どの時間でどこの場所でやっていくか、その算出の基礎がなくて、こういったことができるということ自体が、私は問題が大きいかなと思うのですけれども、その点について伺います。

臨時職員の賃金なのですからけれども、これ事業契約というのですか、用務員さんと学校給食員さんの賃金の契約状況というのは、実際に事務状況と、それから実際の賃金というの、すごく丁寧に話し合いをなされて、それがなされているものなのか、非常に過重労働であるというふうに聞いています。重労働であるというふうには聞いているのです。座っているような仕事ではなくて、常に動いていなくてはいけない仕事なのでという形で聞いているのですが、七小と志賀小とおっしゃいましたっけ、臨時職員でやっているの。あとは職員として配置されているということですか、それともいないということなのですか、それを伺います。

それから、志賀小学校のプールについては、私は、藤永課長はあれを見ていらっしゃるのですよね、プールの底というのを。プールの底というのを見ていて、それが修繕や何かの形で、今年度の夏休みに対応できるって私思いません。あれは、相当しっかりした施設改修をするか、そうではなかったら、統合するかしないと、無理なプールの底です。ステンレスか鉄か何かわからないですけれども、それがさびてさびが上がってきている状況で、そこに当たると子供の足が痛いというふうな話なのです。普通だったらステンレスなのだけれども、それは鉄なのですか、あれ。そのところの問題があって、志賀小学校での水泳指導を今年度はどうするかというふうに聞いていて、そしてもしどっか別の学校に行くのであるのなら、歩いていける場所に行くか、子供たちが志賀小学校から授業のたびに歩いていくといたらできないですから、そうするとバスを借りてやっていくとか、そういうふうな形をせざるを得ないと思うのですけれども、私はそこら辺までかなり深刻だと思うのですけれども、嵐山町の学習関

係、教育委員会さんはそういうふうには、今の嵐山町の志賀小学校のプールの底というのを、そういうふうには捉えないということなのですか。その点について伺います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、学習支援教室の費用の予算の算出でございますが、先ほどはこれから決めていきたいというふうには言っていますけれども、とはいえ予算をお願いするにはある程度のやはり基本的なものもないといけなんものですから、一応今考えているのはどこか1カ所、例えばふれあい交流センターですとか、そういうところで借りられればいいのかなど。あとは場所、時間的には土曜日、その辺をちょっと考えております。また、人数というのは、何度も募集をかけてご案内をして、どれだけの方が参加したという子供がいるかわかりませんが、全体の児童生徒数の、全体といっても小学校3、4と中学3年生ですけれども、大体4分の1の25%ぐらいの参加率で考えて、算出のほうはさせていただいております。今後どうなるかというのはちょっとわかりませんが、一応そんなような形での算出でやっております。

続きまして、2番目の用務員さん、これはその他3校は正職員が入っております。今の用務員さんに関しましては、定年退職後には臨時職員さんをお願いしているという状況がございまして、今現在は3人はまだ正職員で動いております。

また、3番目のプールの関係なのですが、渋谷委員さんおっしゃるとおり、状況は悪いことは私も承知しております。プールの底、これは鋼製のプールですので、さびがある、出てきたりとかというのは、当然見えていますから、普通に水を張ってもさびているというのは、もう一目瞭然わかりますので、そういった意味では、プールの底が多少侵食されているといえますか、そういったことも認識はしております。

その中で、ここ数年、学校側ともちょっとその辺の対応についてはいろいろ協議はしてきているのですけれども、なかなかかなり高額、塗装の塗りかえだとかそういったものも結構な金額をするものですから、なかなかちょっと全体的な修繕というのはできないではいるのですけれども、本当にプールサイドも含めて、ここ数年では危険だということは、学校のほうと相談して、ではここはもう応急に修繕しましょうということで、そういった危険の解除的なものはやってきているのですけれども、ただ全体的にかなり老朽化といえますか、そういった形にはなっているのは、委員さんお

っしゃるとおりだと思いますので、今年度は今年度でまた運営をするに当たりましては、学校側とよく協議をしながら、ここは直したほうがいい、修繕したほうがいいというところがまたあれば、そこも対応しながらやっていければというふうに思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑がないようですので、教育委員会こども課に関する部分の終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 6時02分)

予算特別委員会

3月16日（木）午前9時30分開議

議題1 「議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（13名）

1番	吉本	秀二	委員	2番	森	一人	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	青柳	賢治	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	清水	正之	委員	10番	松本	美子	委員
11番	安藤	欣男	委員	12番	渋谷	登美子	委員
13番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大野敏行 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
主査	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實副町	長
中嶋	秀雄	総務課長
青木	務	地域支援課長
山岸	堅護	税務課長
村田	朗	町民課長
石井	彰	健康いきいき課長
山下	次男	長寿生きがい課長
村上	伸二	文化スポーツ課長
植木	弘	環境農政課長
山下	隆志	企業支援課長

菅	原	浩	行	まちづくり整備課長	
深	澤	清	之	上下水道課長	
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長	
小	久	保	錦	一	教 育 長
藤	永	政	昭	教育委員会こども課長	

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時26分)

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本日渋谷委員より一般会計予算案について修正案が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに審査に入ります。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了いたしております。

本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、5名であります。

最初に、第8番委員、川口浩史委員、次に第12番委員、渋谷登美子委員、次に第5番委員、青柳賢治委員、次に第4番委員、長島邦夫委員、最後に第9番委員、清水正之委員の順で行います。

それでは、川口浩史委員からどうぞ。

○川口浩史委員 私は、5点にわたって総括をしたいと思えます。

第1点目は、学年費補助廃止についてであります。町長は、窓口払いを続けている関係で財源が生み出され、それを学年費補助につくったと。これが、窓口払いが廃止になったので、これをやることをやめたということでありました。私は、導入動機はともあれ、この施策というのはもう大変今の時代になかったものだというふうに思う

のです。今一番必要な事業の一つであるというふうに思っておりました。子供の6人に1人が貧困者だと言われておりまして、東京の足立区では前にもお話ししましたが、保護者の所得、公共料金の支払い状況、虫歯の有無、子供の健康状態、食生活、それからさらにパートナーとの関係、ここまで聞き出して貧困の対策を立てているというふうな方向でぜひ嵐山町もして欲しいなと思っていたのですが、少なくともこの貧困者への対策に嵐山町はなっているなど。いわば嵐山方式をむしろやめるのではなくて、全国に広める必要があるなというふうな方向で思っていたわけですが、それを廃止したわけですが、町長の貧困対策、この貧困者への認識について、まず伺いたいと思います。

それから、2番目として、町長は「日本一の教育の町”嵐山”の実現」ということを打ち出しました。教育関係のところでお聞きをしておりますところに、どうも町長の考えの中に、学力の向上が唯一という感じを受けてならないのです。結局これは、学力テストを気にした施策を今後もとっていくのではないかなというふうな方向で思っているわけですが、学力向上を目指すことが、この「日本一の教育の町”嵐山”」になるのかどうか伺いたいと思います。

3番目に、保育園の待機者ゼロへの方向。これ一般質問でもあったわけですが、私もお聞きをしておきたいと。方向性を持って進んでいただきたいと思っておりますので、お聞きをいたします。

4番目に、子育て世帯転入奨励金。これはお聞きをしましたら、事業が始まった平成26年から28年、103人が転入をしてきたということです。これが全転入者にどのくらい影響をしているのか。その前の3年間、平成23年から25年までの間の転入者の数をお聞きしましたら、まず平成23年度が706人、24年度630人、25年度720人でした。事業が始まった26年度678人、27年度754人、28年度653人ということで、103人を3年で割れば、1年34人ですから、そんなに大きな数字にもとまらないわけですが、3桁の中に2桁の人数ですから、ならないのは理解しながらも、それでも大きな影響を、動機づけとなる事業ではないように思われます。ただ、この世帯への何かの対策は私は必要だと思っております。ただ、この事業が転入を奨励する事業になっているかということ、そうではないのではないかということ、皆さんのお考えを伺いたいと思っております。

それから最後に、施政方針のつくり方なのですが、今まで町長は、今まで町

長はというか、過去5～6年ですか、5年ぐらいですか。総合振興計画にのっとったつくり方をしていたわけです。それが今回、突如として町長の選挙公約のつくり方に変わってしまったということで、あれっ、これはどういうことなのだろうと思った次第です。国の場合は立憲主義、日本国憲法の範囲内でしか事業を行うことができないわけです、安倍総理は。町長は、自治基本条例がまだ嵐山町できていませんから、そうした場合、総合振興計画の方針の範囲内、そこに限られると思うのです。それを越えたことがこれから自由にやられてしまうなと思ひまして、このつくり方について伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 最初、1番についてお答えをさせていただきます。

学年費の補助についてのご質問でございました。貧困者への何というのでしょうか、対策というような認識で委員さんはいらっしゃるようですけれども、貧困者への対策ということで始めたわけではありませんので、ちょっとそういう認識では私のほうとは違って来るかなという感じはいたします。

2番目、教育の町”嵐山”、何を指すのかということですが、先日も一般質問で佐久間議員さん、森議員さんからも質問をいただきました。お答えしたとおりでございまして、教育の目的に沿って進めていく。そして、それには教本にもあるように、変えてはいけない部分というのが、人格の完成、不易の部分、そして特に不易流行と申しますけれども、流行の部分、変わる部分というか変える部分というか、その部分というのは、先日も申しましたように、激変する社会に生き抜く力をつくる基礎教育、これを狙いとするというふうに、この教育の目的は考えていますと申し述べさせていただきます。そのようにお話をさせていただきたいと思ひます。

あと、5番についてお答えさせていただきます。基本方針が総合振興計画の1番、2番ということで、史伝のような順番あったわけですけれども、ちょっと変わってきているよ、今の話でございまして。私としましては、一番狙いというのは、町民の皆さんにいかに周知ができるか、わかっていただけるか、理解が進めていただけるかということが第一でございまして。ほかの市町村での施政方針、県の、そして国の施政方針も、報じられるものは目は通すものはあります。それらを参考にして、今年度進めていくべき事業について、町民の皆さんにご理解がいただきやすいような、そしてご理

解していただける方法というのはどういうのがいいのかということで考えて、今年度行わせていただいたということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、3番につきましてお答えさせていただきます。

待機者ゼロへの方向性についてということでございますけれども、今回の青柳議員さんの一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、平成27年度より今待機児童が出てきてしまっているという現状でございます。その間、嵐山若草保育園及び来年度より東昌第二保育園の増改築に伴いまして定員の増ですとか、あとは太陽インキさんの事業所保育、この辺の地域型の枠、嵐山町としての枠を5人いただいて、その辺の対応というのも進めてきたところでございますが、平成29年度もなおまだ待機児童が出てしまっているというような現状でございます。今年度も近隣の市町村の保育所の関係の空き状況だとか、その辺の調整を図りまして、待機児童一人でも減らせるような努力はずっとしてきております。

その中で、来年度25人程度の待機児童が出るということでお答えをさせていただきました。ここに来て若干名入れる可能性があるとか、そういったことで数名少し減らせるような状況もちょっと見えてきているところではございますが、それにしてもまだ20人以上待機児童が出ているような現状でございます。今後につきましても、近隣市町村、そういったところと調整を図りながら、待機児童一人でも減らせるような、そういった体制を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からは4点目の子育て世帯等転入奨励金の事業につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

委員さんのご質問の中にもございましたが、当該事業につきましては、事業開始をいたしました平成26年度から平成28年度まで、この間33世帯の方が制度をご利用いただき、合計で103名の方が嵐山町に転入をしていただきました。さきの畠山議員さんの一般質問の中でもご答弁をさせていただきましたが、今回この制度をご利用された方からいただいたアンケートでは、約2割の方が「この制度があることが嵐山町の転

居につながった」というふうにお答えをいただいております。この結果についてどのように捉えるかというのは、意見が分かれるところかもしれませんが、地域支援課といたしましては、やはり一定の効果があったものというふうに捉えているところがございます。

今、少子高齢化ということが言われて久しいわけですが、嵐山町においては今後ますますこの少子高齢化が進んでいくというふうに思われます。そういった中であって、この嵐山町への新たな人の流れをつくる、こういったことは大変重要なことだというふうに考えております。その一つの施策として当該事業、子育て世帯等転入奨励事業です、これは大きな意義があるのではないかと考え、予算のほうに計上させていただきます次第でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 1番、学年費の関係なのですが、貧困対策で始めたわけではないと町長おっしゃったわけですが、施政方針の中と青柳委員さんが質疑していたのかな、予算委員会で。そこでも答えていたのですけれども、子供たちが安心して、ちょっと持ってくるのを忘れてしまったのですけれども、勉学に励むことができるようになりますと、そういったことを町長は答えているのです。安心して勉学に励む、これが私は貧困対策ではないかなと思うのです。ですから、それを廃止してしまって、だから認識の違いというか、町長はそういうことで始めたわけですから、やっぱりこれがだんだん、だんだん認識が薄れてきてしまったのでしょうか、この5年間の間に。何か次に始めたいと、何かを打ち出したいということが浮かんだのかもしれませんが、始まりはそうなのです。そういうふうに答えているのですから。

やっぱりそういう点での初めに戻っていただいて、そのお考えでもう一度そこに立ち返っていただいて、このことをお考えいただきたいと思うのです。ぜひこれは続けていくようにしていただきたいと思うのですけれども、町長が貧困対策ではないと言ったのではなくて、施政方針並びに質疑の中でそういうふうに答えておりますので、貧困対策を十分感じさせる答弁を町長自身がしていますので、この貧困対策についての考え、学年費補助廃止を撤回について、ちょっとというか、また伺いたいと思います。

それから、日本一の教育の関係なのですけれども、そうすると学力向上を目指す

いうことは、学力テストを気にしたことではないということによろしいのですか。ちょっとそこを確認したいと思うのです。

それで町長は、でも実際にやろうとしているのは検定の受検料補助、これはまだいかなとは思うのですけれども、次の学習支援教室運営事業、これは全員ではないでしょう。どういうふうに公平感を持ってやれるのですか。一部の人の子供たちの学力を高めるといっただけですから、これがいい方法なのか。しかも、1,000万円を超える金額がここにかかってくると、今の学年費の補助よりも高くなってしまうと。これはいかなものかなと私は思わざるを得ないのです。この方向は、学力向上を目指す、町長自身がおっしゃったことです。学力テストを気にした方向ではないかなというふうに思います。これが人格の完成になっていくのかということをきちんと見ていく必要があると思うのです。

前にもお話ししましたけれども、これ文部省の時代からだったか、のときのものなのですけれども、人格の完成とは真理と正義を愛することだと。個人の価値を尊ぶことだと。勤労と責任を重んじることだと。そうした人間の備えるあらゆる能力をできる限り、しかも調和的に発展させる力、力というか、これが人格の完成だと、学問というか教育の目指す方向だということ。これが一部の人たち、一部の子供たちだけになってしまっただけは、これはまずいのではないですか。これをあわせて伺いたいと思います。

それから、町長が生き抜く力と、ちょっと一般質問でも言われたのか覚えていなかったのですけれども、生き抜く力というのを学校では今どういうふうに教えているかわからないのですけれども、単純にただ生き抜く力だけだと言ったのでは、これはだめです。私、小檜山博さんという作家がいるのですけれども、その方が生きる力3点について語っていたのです。なるほどなと思ったのですけれども、ちょっと今記憶の中なので、要は人と、相手とうまくやれるか、協力、協働ができるか、自分の感情を抑えられるか、協力、協働と感情と、もう一点何かあったのですけれども、そういうことが生きる力になるのではないかということ提起していたのですけれども、なるほどなと思って聞いておりました。それが、この日本一の教育の中にどう生かされていくのか。町長の方針の中にないわけです。ただ生き抜く力と、生きる力ということをおっしゃっているだけでは私は進まないと思います。町長おっしゃったので、このことについてもご答弁いただきたい、そして学力テストの関係についてご答弁いた

だきたいと思います。

3点目の保育園の関係なのですけれども、努力は認めます。ただ、保護者にとっては子供を預けたいと、だけれども預けられないというのは、これは困ったことです。町民要望をいかに実現していくかということの方向性を持っていかないと私はいけないと思うのです。前はゼロだったのに、これがいつまで続くか、そういう問題はあると思います。あると思いますが、やはり町民からの要望には応えていく姿勢をとっていただきたいと思うのです。当面は経験者傍らに当たっていただいて、家庭保育室を開いていただく、そういった対策をぜひ強めていっていただきたいと思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

4番目の子育て世帯転入奨励金、意義があるものだということでおっしゃったのですけれども、しかも2割の方がそういうことでおっしゃったと。33世帯のうちの2割になるのですか。6世帯、7世帯ということです。そういうことからいっても、これが5割を超えてくると、なるほどなというふうに思うのですけれども、5割というか、もっと多くだ。7～8割になると思います。だけれども2割ですから、大きなインパクトを持ったインセンティブを、動機づけになったものではないと、そう見ざるを得ないのではないのですか。いつも皆さんが制度を見ていくときに、そうした見方をするのではないのですか、皆さん自身が。一度決めたことだからまだ続けますよでは、やはりまずいというか、何らかの子育て世帯に対する手当てというのは私は必要だと思います。でも、これが奨励金になっていないというのが現実なのですから、これにかえたものを私は実施していくべきだというふうに思うのですけれども、ご答弁をお願いします。

施政方針の関係なのですけれども、他町というか、他の市町村、県もこういう方向だということであったわけですが、1回目の質問でも申しましたように、町長というか、首長は何でもやれるわけではないのです。安倍総理も何でもやれるわけではない。これは日本国憲法の枠内でしかできないわけです。嵐山町にすれば、自治基本条例ができて、その枠内での実施ということになると思いますが、できていない現状では議会の承認も得ている総合振興計画、これにのっとった形で予算を計上し、実施していくべきだというふうに思うのです。いかに周知してもらえるかというのは、今まで周知がなかったということではないと思います。町長の答弁からもないわけですから、今までどおりで私はやっていっていただきたいと思うのですけれども、再度

答弁をお願いいたします。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 1番についてお答えをさせていただきます。

貧困6人に1人言われています。マスコミ報道、新聞、テレビ等によく出るわけです。それで、その状況の中で私もそれを承知をしております。しかし、委員さん、これをどういうふうに理解するか。ちょっと進学率、60年前の1956年なのですけども、60年前には大学の進学率が7.8%、短大が2.1%、足して9.9%。進学者が18歳の人口の10人に1人、大学に限ると12人に1人。それが30年前に移ってきますと、1986年、昭和61年、大学が23.6、短大が11.1、専修学校が13.9、合計すると48.6、約50%近くになる。

それから、もう一つ、高校卒業後の進学者の割合というのが出ていたのですが、60年前は10人に1人が進学、30年前は2人に1人が進学、昨年は5人に4人が進学。それで、4年制大学の進学に限りますと、60年前は先ほど言ったように12人に1人、30年前が4人に1人、昨年は2人に1人。そして、今の高校生の親の時代には、4人に1人が大卒だった。それが、現在では2人に1人。そして去年も、今年のまだ正式なのは出ていないようですけども、高校の進学率というのは、今限りなく100%に近くなってきている。こういうような状況のわけです、日本の国の状況の中は。

ですから、この貧困、そしてそれによって勉学の機会が奪われるとか、向学心はあるのだけれども、できないとかいうのというのは、今の国の制度の要保護、準要保護をはじめとするこのセーフティーネット、こういうものが効果的に働いているのではないかなというふうに思うのです。ただ、6人に1人、こう言われていますので、それが完璧になっていて全く問題ないよというふうには私も思っていません。しかし、実際高校進学率が、義務教育でない高校に100%近く進学ができるというこの現実というのは、国策の憲法25条で書かれているようなものが、辛うじてクリアされているのではないかなというふうに思うのです。

その上で各市町村、嵐山町は、貧困対策というものをどこまでやるべきなのかというのは、議論があるところだと思うのです。それで、きのうもちょっと話しましたが、この学年費というのは、全てのご父兄のところ、子供さんのところに行っていたわけです。それで、委員さんおっしゃるように格差とかいうような形ですと、も

っと細かいという、ピンポイントな形がとれると、なおいいのかなというような感じがするのです。ですので、この学年費というのは、そういった形で出していたのではなくて、それは学校で使うものに、いろんな意味で大勢の皆さんが医療費を考えているということと生み出したお金ですから、みんなで使っていただくのがよからうという皆さんの判断だったと思うのです。ですので、貧困対策ではないと。

それと、もう一つは今言ったように、貧困の状態というのは6人に1人とされていますけれども、進学率を見ると、こういう状況が一面にはあるということで、嵐山町ではこの1番の学年費廃止についてのご質問には、計画どおり進めさせていただきたいというふうに思っています。

日本一の教育の町、2番の問題ですけれども、委員さんおっしゃった前段の部分です。人格の完成。今おっしゃったのは、教育基本法の旧法のところに書いてあるあれだと思うのです。そのとおりなのです。これは、だから人格の完成の中に入る部分なのです。それはしっかりやるべきだと。これは流行の不易の部分、変えてはいけない部分、これはしっかりずっと続けていくべきだという部分というのは、人格の完成の部分で、委員さんおっしゃったとおりの内容のものをしっかり進めていかなければいけない。

しかし、この流行の部分で今激変する社会と、こういうふうに言われていますけれども、ではどこまでどうなのだいというようなことだってあったわけですが、それがだんだん、だんだんおぼろげながら、激変する社会が現実味が出てきているような状況があると思うのです。というのは、IT革命を中心として、いろんな形のものが今までと変わってきている、変わっていきそうだと、それでももうこういう方向が出ているというような形に大変大きくなってきていると思うのです。そういう大きな変わり目、例えば大学生がアルバイトをします。コンビニに行きます。ファストフードに行きますというようなところにアルバイト行くわけですが、こういうところのアルバイトというのは、いつまで仕事があるだろう。今はやっぱりその時代まで来ていると思うのです。もう実際問題、コンビニの中で何もしないで、品物だけ持って箱に入れてバシャッとやると、もうお金を出さなくて、そのまま袋に入ったものが出てくるというような状況だと。電車の改札口の切符切りの人数と同じように、いつの間にかいなくなっている。そういうような状況というのがいろんなところで出てくる。

そうしてくると、どういう状況になるのだろうか。今ある仕事がなくなってしまう。なくなるということはどうなのだろう。新しい仕事が出てくるかもしれない。そういうものが出てくる。何が出てくるかわからない。そういうものに不易流行の部分では対応できるような基礎教育というのは、これから求められるのではないかというふうに思うのです。ですので、激変する社会というのは、そういったもうそこまで来ているかもしれないような社会に対応できる基礎基本の教育というのを、やっぱり今考えてやっていくべきではないだろうか。これが教育の2つの目標、一つが不易の部分、それから流行の部分は、そののところをしっかりとやっていくべきだというふうに考えております。ですので、学力の向上が、この部分が当たるとかということですが、そういうものを含めて、流行の部分に対応できる生きる力を養ってほしい、そういうふうに考えています。

5番については、町民への周知が大きな目標だと話をさせていただきました。それで、総振の枠を出してしまっているのではないかというお話ですけれども、嵐山町で行う仕事というのは、法治国家の日本国ですので、その中の自治体ですので、法に背いたことをやっていくということは許されないこと。まして議会のご承認をいただくわけですので、そんなことはいかないと思うのですけれども、そういう中であって総振の順番どおりにやったらいいのではないかというような話ですけれども、それももう一度考えて、次回のときにはそのほうが町民の人たちが理解がしやすいのか、周知がより徹底できるのかということを検討して、対応をしていきたいというふうに思います。今年のとおりやるとか何をどうするとかということではなくて、周知を徹底することが目的ですので、委員さんおっしゃるようなことも、もう一度しっかり考えて対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 4番目の奨励金について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この奨励金につきましては、ご案内のように嵐山町に人口減、少子高齢化、これにどう対応をするのか。嵐山町ではプロジェクトチームをつかって、職員から提案を受けて、その中から、幾つもの提案の中から精査をして、嵐山としてはこの事業をやってみようということを取り組み始めた事業でございます。私も、川口委員さんいろいろ

ろ分析をされていますけれども、私なりに分析をしてみました。埼玉県では、先月埼玉新聞に、埼玉県の人口の動態は二極化が生じていると、こういうことで大きく記事が出ていました。それは、埼玉県この5年間、まだ東京と同じように東京一極集中の影響が出ておまして、全体では1%人口がまだ埼玉県としては伸びていると。でも、この中で二極化というのは、県南で4%増加して、県北で2.4%減少していると。特に秩父地域が4%の減少、比企郡が4.3%の減少、こういうふうな数字も出ておりました。

比企郡の嵐山町や、あるいは比企郡はどうなっているのかなということで、私なりに調べてみました。そうしますと、嵐山町はこの5年間で2.9%の人口の減でございました。比企郡の全体の平均というのは4.3%、今減ということで申し上げましたけれども、一番人口減が進んでいるのがときがわ町7.5%の減、次が吉見町6.9%の減、鳩山町6.3%の減、川島町が6.1%の減、小川町が5.3%の減。滑川町は5%伸びていますので、滑川町も入れても比企郡の人口減というのは4.3%の減。その中であって、嵐山町は2.9%の減で抑えられていると。

これはどういうことかなというふうなことで、その内容も見てみました。今青木課長から、この3年間に103人転入があつて、そのうちの2割はこの制度があつたから転入してきたのだと、こういうことだということなのです。それはそのとおりだと思うのですが、この26年から28年の社会増減、転入、転出を差し引いた社会増減は嵐山町は14人の、平均でです、3カ年平均で1年当たり14人増加をしています。その3年前です。定住促進が始まる3年前は、1年平均で24人減少しているのです。ですから、客観的に見れば、この施策を始める前と始めた後では、社会増においてそういう数字が出ていると。嵐山町が人口減っているというのは、これは自然減の関係なのです。出生と死亡の差です。これによって人口減が進んでいるということです。

そうしますと、嵐山町がこれから取り組まなければならない課題というのは、今まで取り組んできたものをさらにパワーアップさせると。そのところが大事になってくるわけなのです。ですから、今までやってきたことに成果が出ているというふうに考えておるわけでございまして、引き続きこの制度を続けさせていただきたいと。ただ、これだけではなくて、今まではパンフレットをつくったり、あるいはホームページで発信をしたり、あるいはバーベキュー場ですとか東京にパンフレット等を持っていったり、そういうことで取り組んできたのですけれども、それ以上にやっていかな

くてはならないなと思うこともあるわけなのです。今までの動きではなくて、さらにパワーアップして取り組んでいくにはどうしていったらいいか。嵐山町が座して人口減を待つのではなくて、嵐山町も打ち出していくと。外に打ち出して行って、さまざまな機会を通じて嵐山町のよさ、嵐山町の住みよさ、そういったところを発信をして、人口減に歯どめをかけたいと、このように考えております。ぜひご理解をいただいて、引き続きご指導をいただければと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 私のほうからは、保育園の待機児童の関係についてお答えさせていただきます。

川口委員さんご質問のときにおっしゃったとおり、実際町民の要望に関しましては、当然我々職員については町民の要望に応えるような、そういった日常、そういったことで仕事に励んでいるということでございまして、当然我々担当課としましても、この町民の要望に応えるように考えてはきております。

先ほど質問でありました家庭保育室等の対策という言葉も出ましたけれども、今回29年度の保育所の入所希望の結果が出たときも、担当レベルではこういった家庭保育室、そういったことでも何かできないかなとか、そういったような今後進められないかとか、そういったことは考えております。今後も家庭保育室だけではなく、一人でも待機児童の減少につながるような、そういった対策ができるようなものは考えながら、検討しながら実施していきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 学年費の関係なのですけれども、大学に60年前と、今は大分もう行くようになったという、こういう説明でした。それで、先日NHKで「見えない貧困」という特集をやっていたのですけれども、ご存じですか。携帯はむしろ貧困者の家庭の子供のほうが持っている、そういう結果が出ました。あとは何だったかな。だけれども、家へ帰ればもう食べるものもなく暮らしているという実態をNHKが放送していたのですけれども、目には見えない実態が、我々の目に見えないのが今の貧困なのだと思うのです。ですから、足立区のように調査をしないとわからないと思うの

です。私自身だってわからないのですから、貧困の実態ということでは。一般的に言われているわけですから、私も嵐山町町民だって決してその数から外れていないだろうなというふうに思っているだけのことで。

今のセーフティーネット、憲法25条が掲げているこれがなかなか不十分なわけです。生活保護も160万人だったか。しかし、実際の捕捉率を見てみたら、その倍はいるというふうに言われているわけです。あなたはその対象ではないなんて、ほかの家族のことで親戚のこと、そういうことを理由にして受け付けをしていかないということの、そういう実情があるわけです。生活実態はもう生活保護並みなのですけれども、親戚がどうだ、兄弟がどうだということで追い返しているという実態があって、それでも160万人という過去最高の生活保護者になっているわけですから、これは質問の中でも私聞きましたけれども、答弁で嵐山町は生活保護者は多いというふうに答弁があったわけですから、当然全体として見ての貧困者というのが、生活保護者はそれなりに対応されているからいいのですけれども、そこに行かない人たちの貧困者というのはやっぱりいる、多いだろうなと、多いというふうに考えざるを得ないのです。今の憲法だけでは、その人たちへの対応ができていない。その人たちへの対応の一つが、学年費だったと思うのです。この嵐山方式を私は全国に広めるべきだというふうに思います。そのためにも、町長どうですか。もう一度お考えいただいて、続けていっていただきたいと思うのですけれども、3回目、再度伺いたいと思います。

2番目の日本一の教育の関係なのですけれども、人格の完成の部分というのを、ここが不易の部分だと。それは本当にそうだと思います。今度の新しい施策が人格の完成とは、そうするとここは関係ないと。要は激変社会に対応した子供たちをいかにつくっていくかというか、そういう施策のもとに今回あるのだということであるわけですか。日本は今、大学でも基礎研究が十分されていないということで、今はノーベル賞をもらう研究者が毎年のように出ていますけれども、将来それがなくなっていくだろうと危惧する学者もいるわけです。基礎研究をやめて、すぐもうかるもの、分野に研究が進むと。そこに企業もお金くれるので、大学もどうしてもそこに行かざるを得ないという実態があるというふうに聞いているわけなのですけれども、同じ方法を自治体がやってはやっぱり私はまずいだろうなと思います。

基本の部分を十分に勉強させていく、伸びる子だけ伸ばすということではなくて、全体のレベルを上げていくということで、学校の中に少人数学級をつくっていくとい

うことで、30人であれば15人の学級をつくって、もっと学びやすい環境をつくる。これは、私は賛成です。でも、今度新しくふれあいでやるということでは、それは一部の伸びる子だけを伸ばすという施策ですから、それはまずいのではないのですかというのを申し上げたいと思います。いかがですか。これ川島町もやっておりますけれども、こういう施策にはいかなないようにしていただきたいと思うのです。もう一度伺いたいと思います。

5番目、ちょっと町長の答弁の順で、施政方針の関係では、そうですか。今後どうするか考えたいということでありました。ただ、法治国家だと、議会の了承というか議決も必要だと。だから、勝手なことではできないのだということでおっしゃっていたわけですが、少なくとも今の議会では、町長が出せば何でも賛成です。通ります。そんな議会になってしまっています。私も本当にこれはまずいと思います。ほかの自治体などではそんなに多くはないですけども、反対をするということがあるので、それがもう全くないわけですから、残念ながら町長がおっしゃる議会のことに関しては、これは通らないなというふうに思います。でも、今後考えていただくということですので、ぜひもとに戻してやっていただくようにお願いします。これはいいです。

保育園の関係なのですが、家庭保育園も考えているということですので、ぜひ具体的なことでないと町民は納得しませんので、次の年にはなくなるように、待機者ゼロと言えるようにやっていっていただきたいというふうに思います。

子育て世帯の関係なのですが、嵐山が減少率が低いということで、しかもこの事業を始めた3カ年は14人増加で、その前が24人の減だということで、減少を入れた数だと思うのですが、私が示したのは単純に転入してくる、これ転入奨励金ですから、それがあった3年となかった3年の違いはどのくらいあるのかを見てみた場合に、そんなにないなというのが、それを示したわけなのです。嵐山のよさを発信するということでは、ぜひやっていただきたいと思います。人口減は、お互いに知恵を出し合って食いとめていかなければならない問題ですから。ただ、この施策が奨励金に値するものには十分にはなっていないということで、これにかわるものを考えていく必要があるのではないかなと思うのです。しつこいですが、再度答弁をお願いします。

○畠山美幸委員長 3点について答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 1点目、学年費の件ですけれども、見えない貧困についてのお話でございました。いじめにもそのような感じがする部分があるのですけれども、見えないというか、把握がつかないような状況をどう対応をするのかというのは、今大きな課題だと思います、両方とも。それで、そのこのところに、例えば見えない貧困をどう捉えるというのか、確認をするのかというのも非常に難しいことなのです。ですので、大きな感じの要保護、準要保護というような形になるわけです。それで、そのこのところに希望者が申し込むというような形になると思うのです。

それで、今回そういうようなものも幾分含めてという、それが課外授業、そういうのは何やっているのだよと、参加する人としらない人とおかしいよというお話ありましたけれども、自由な参加で勉強したいというような子供たちは、そのこのところに誰でも参加をしてもらおうと。そして、一つに言われているのが、その見えない貧困がどうかわかりませんが、塾に行きたいという希望があっても、行けない子がいるのではないかと、習い事をしたいようなことがあっても、できない子がいるのではないかと、かいうようなのがこの見えない部分なのですけれども、そういうものも含めて希望者が参加をしてもらおう、勉強したいという人に参加をしてもらおう、そういうものをこのところで始めたいなというふうに予算要求、お願いをしたわけです。

ですので、この見えない部分については、これからもしっかり関心を持って取り組んでいかないといけないと思いますけれども、おっしゃるようにこの右から3番目の人が見えない貧困なのだよとか、左側がそうなのですよということがないわけで、わからないわけですので、これからいろんなところに気配りをして、そしてこういうようなことがないように、誰もが楽しく勉強できる環境づくりをつくっていききたい。嵐山町ではそういうようなことを一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、もう一つ。2番目の日本一の件ですけれども、今も話しましたけれども、不易の部分については、委員さんご理解、ご了解のようですけれども、その流行の部分というのがおかしいのではないかとということですが、委員さんご承知のとおり、このこのところで学習指導要領というのが何年ぶりに大きく変わるわけです。これは紛れもなくこの激変する社会に対応する子供たちを育てていこうと。そして、しかもこれがOECDの10何カ国ですか、国際教育テスト、これらの中で日本の教育

の欠けている部分、ちょっと足りない部分というのは、もう指摘をずっとされてきたわけですが、そういうものを文科省でも今度しっかりこのところで直していこうということで、今度のこの指導要領を新しく大きく変えてきたわけですが、そういうものを中心にして学校現場で、教育委員会ですっきり取り組んでいただきたいというふうに思っています。これが教育の町、学力向上を目指す、その不易でなくて、流行の部分の主たる部分になると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

5番はご理解をいただけたようですので、以上でございます。

○畠山美幸委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 川口委員さんと現状の認識、この危機意識は全く同じだというお話でございました。とすると、我々今何をなすべきかと、こういうことになるわけですが、嵐山町が今取り組み始めている一番重要なことは、総合戦略をつくりましたので、この総合戦略を着実に推進していく。この問題は、ただこの奨励金の施策だけやっていけば、人口減に歯どめがかかるというものではないというふうに思います。嵐山町が飛び込む施策、あらゆる施策を総動員をして、今この時代に対応していかなければならないというふうに考えております。

昨年この総合戦略をつくったときに、嵐山町の住みやすさという町民から聞いたのです。たしか私の記憶ですけれども78%、町民の方がこの嵐山町の自然が好きだ、さまざまなことを、嵐山のよさを認識をされて、意識をされて、この町に住み続けたい、そういう定住志向が78%あったと。ちょうど同じ時期に、埼玉大学が埼玉県の住みやすさ、定住の意識調査をやったのです。これも記憶ですけれども、全体で7割がちょっと、埼玉県全体です、欠けていたというふうに記憶しています。そういうものと比べると、嵐山のよさというのはいっぱいあるのだと思うのです。このよさをいかに宣伝をして、知っていただいて、外から嵐山町に住んでいただく、子育てに来ていただく、嵐山町で働いていただく、そういうふうにどう仕掛けていくかということになるわけですが、パワーアップしてというふうに先ほど申しあげましたけれども、今までは情報発信、嵐山でこういうのをやっているよというふうなことで、情報発信が中心でございました。それ以上に今後は移住、定住イベントというのも県が中心になって始めることになりました。そういったところに出かけていたり、あるいは空き家の情報、いかにこの空き家に、社会の公共財として外から空き家に住んでいただくか、これも大事な施策だというふうに思います。嵐山町に都内から来られて、旦那

さんは農業をしながら、奥さんは東京へお勤めに行くと、そんな距離でございます、嵐山町は。そういった嵐山町のよさを今後も大いに発信をして、人口の減少に歯どめをかけたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

10時45分までといたしたいと思います。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時42分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは10項目、質問項目ありますので、時間かかりますが、申しわけないですが、この当初予算が余りにちょっと問題があり過ぎるなということがありまして、ちょっとかなりと思うのですけれども、まず最初に……

〔「簡潔に」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 簡潔に言うと、わかりません。嵐山町の教育の目的と目標、先ほど川口さんのところで聞きましたけれども、改めて伺います。

そして次、2番目です。嵐山町の子供の幸せ感と学力向上はどのような関係にあるかというふうに捉えているのか伺います。その中で、町民の格差拡大が広がってきています、嵐山町の場合は。子供の貧困対策、それと学年費補助削除の影響をどのように考えているのか伺いたいと思います。

これは、子供の貧困と直接かかわらないようなお話でしたけれども、3人、4人子供がおりますと、学年費というのはとても大きいのです。1人の子供さんだったら大したことないですけれども、給食費もそうですけれども、学年費は本当に大きいです。中学生と小学生、そして高校生などいましたら、かなり金額が高くなってきますよね。教育費の負担というのはすごく大きいものですから、日本全体でもこれだけ、OECD諸国の中でも日本が非常に教育費の負担が高いので、家庭の中で。それをどのように考えていって、それで私が、川口さんはとても先進的な施策だと思っていると言われていましたけれども、私も憲法26条における義務教育の無償化に通じるとても重要な施策で、本当に嵐山町からいろんなところに波及させていかななくてはならないような施策だと思っています、これはかなり公教育にかかわる人たちから実は注目されてい

ました。それが全くなくなるということが、今後どういう影響をほかの市町村に及ぶかということも含めて伺います。

3番目です。今後の人権政策について伺います。たまたま部落解放同盟の補助金のことを質疑しましたら、新しい同和問題にかかわる新法が制定されたということです。私、その新法の内容についてはわかっていないのですが、補助金にかかわるような内容とはかなり違うのではないかなと思いますので、その点について伺います。

そして、4番目です。29年度の埼玉版ネウボラの構築について伺いたいと思います。これは、今年から始まるのですか、嵐山町は。機構改革で、そのときにどこまでできるかということです。

それから、5番目。予防接種で、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、3歳児の年間の接種回数と、その効果と、その副反応対策を伺います。何度も聞きますけれども、結構重要なことなので、余りに厚生省の施策が薬剤にかかわるものが大きいので、また医師への負担、予防接種代金がとても高いので、ここは問題かなと思っています。

6番目です。若い世代の流出。特に若い女性の流出を防ぐ方法としての子育て支援策の考え方を伺います。これは、若い女性が少なくなるということが、いろいろな過疎化の市町村がなくなる危機にあることの原因です。そういうふうに言われています。それで、若い世代の流出について、防ぐ方法として子育て支援の考え方を伺います。

7番目です。これは、私も本当にどうしたらいいものだろうと思ったのですが、埼玉県からの職員派遣2名を予定していますが、嵐山町が希望する人材が派遣されてくる可能性の実現性について伺うのですが、今の広報やいろいろなところで見ますと、1人の方は技官です。そして、もう一人の方は何か開発許可にかかわる方らしいので、それはどこに、ポジションになるのかわからないのですが、埼玉県のところで調べてみますと、環境農政課にかかわる部署、環境農政課と企業支援課とまちづくり整備課と上下水道課を統括するのが技官という人です。環境農政課に能する部署の人は環境部と農林部の人、企業支援課にかかわる部署の人は県民生活部と産業労働部と企業局の人です。まちづくり整備課に関する部署の人は県土木整備部の人と都市整備部の人、そして上下水道課に関する部署というのは企業局と下水道局の人ですよ。それを全て賄われる人というのは部長クラスになると思うのですが、こういうふうな県の派遣要綱があるのですが、県の派遣要綱では、ここになるのかな、どこになるのかな。私もこんなことがあるのかなと思ったのですが、

それぞれの経験と……ちょっと待ってください。ちょっと出しますけれども、まとめていたのですけれども、すみません。資格と技術を持っている人が派遣されるのです。そうではないと職員派遣はできないのです。そういうふうな県の職員の派遣要綱があります。

そうしますと、県の職員の派遣要綱に、従事する職務に必要な経験及び能力を有する者というのがあるのですけれども、これが県の職員の派遣の資格なのです、市町村への。これだけのものを持った人というのが埼玉県の中にいるのか。そして、それを県職として派遣させることができるとすると、それは非常にポストの高い位置にいる方で、基本的には嵐山町のような弱小の町に、人口がすごく少ないところで、これからも過疎化が進んでいくようなところに来るようなタイプの方ではなくて、むしろ国に派遣して、国から国の状況を得る。そうではなければ、今後発展するさいたま市とか川越市とか、そういったところに派遣するような方を嵐山町に派遣していただくことになるわけですけれども、技官という方はです。実際にそういう方がいるのかどうか。これはかなり大きな問題だなと思っているのです。

そして、こういうふうな課長さんたちがいますけれども、この課長さんたちの上をまとめなくてはいけないわけですから、それだけの知識と技術を持った人がいらっしゃるのかどうか、県に。そして、それは県との派遣条項の、もう既に協議書を提携しているはずですが、その協議書の提携がないとできないわけです。契約書というのですか、2年間の中で。そして、どこにどういうふうな部門で、どういう資格を持って、経験があるからその人を派遣するというのを私ずっと調べてみたら、ないのです。そういうふうな形のものがあるわけで、そしてその方が実際に派遣される実現性があるのか。

そして、それだけの給与を嵐山町は何年間払うのですか。ここだと、埼玉県だと2年間ですか。2年間と書いてあったように思うのですけれども、これがなかなか見つからなくて、総務課にきょういただいたのですけれども、ずっと調べていたのですけれども、埼玉県ではなくてほかの県にはあったのですけれども、埼玉県のものはないのです、たまたま。それで、けさ伺ってやっていたのですけれども、そういうふうな協定を既に結んでいるとしたら、その協定書をぜひ皆さんのところに見せていただきたいです。これだけの人材を県が派遣するというのは大変なことなのです。私たち、ほかの会社の民間の方たちと話してみたのですけれども、民間の人たちでこうい

うふうなところに、大きな部署に重要ポストの人を派遣してくるということは通常あり得ないから、物すごくおかしな話になってくるのではないかというふうなのが皆さんの考え方なのです。いろんな人と相談してみて、これおかしいなと思っていたので、そう思いました。

そして、嵐山町では、県の派遣があったことを覚えています。インター対策課に1人県の方が来ていたように思います。そういうふうな場合は、インターをつくるためですから、目的があって、そういった業務をなさる方、そういうふうな方たちを派遣してきたのだなと、派遣をお願いしたのだなというのは、かつて20年ぐらい前です。そういったことはあったと思います。

それから、今でしたら、中部資源循環組合に県の職員が派遣されています。そういうふうなことは、ある程度そういうふうな廃棄物処理にかかわる方が来るのだろうと思うのですが、この技官というのは、今ここにいらっしゃる方、4人の課長さんを統合して、その4人の課長さんの持っている知識をさらにまとめてやる方ですよ。そのことについて、とても重要な問題だと思っているのです。伺いたいと思います。

それで、それによって嵐山町の職員体制の影響です。そして人件費、かなり高額な人件費になると思うのです。恐らく部長クラスの方しか派遣、部長クラスよりもちょっと上ではないのですか。部長だったら幾つもの部に分かれて、埼玉県だったら幾つかの部に分かれているその部をさらに経験した人ですから、そんな人を派遣できるような状況に埼玉県があるのかどうか分からないのです。

この技官というのは、県と協議書を、もう既に協議をしていらっしゃると思って、4月1日からの話ですから。もし出していただけるのだったら、この県との協議書というのですか、その書式がわからないのであれなのですけれども、それがまだいただいていないので、ほかのところだったらあったのです。ほかのところだったらこういうふうな形でという書式も出ていて、こういったものがあるなと思ったのですけれども、そのことを出していただきたいと思います。

多分1人は1,000万クラスのものを出して、そして1人は都市計画の開発許可にかかわるものになるから、やっぱり嵐山町の全部の課を統合したというのですか、そういうふうな形の職員の方だから、やっぱり課長クラスとか、そういうふうな形の方になってくると思うのですが、そうすると埼玉県の課長クラスの方はどのくらいの給与

をお支払いするのか伺いたいと思います。しつこいかもしれませんが、これはとても重要なことなので、今後の嵐山町の職員体制にすごく大きな影響を与えます。伺います。

それで、次行きます。大変なことです。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 渋谷委員さん、同じことの質問を2度、3度繰り返しておりますので……。

○渋谷登美子委員 わかりました。でも、これだけのことを言わないと……

○畠山美幸委員長 簡潔にお願いしたいと思います。

○渋谷登美子委員 多分わからないなと思って。

○畠山美幸委員長 協定書のことも2度目でした。

○渋谷登美子委員 わかりました。でも、これが本当にどれだけ大変なことかということを委員の人たちわからないといけないので言っています。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 もう少し整理して言ってください。お願いします。

○渋谷登美子委員 大変なことなのですよ、これは。

○畠山美幸委員長 はい、どうぞ。

○渋谷登美子委員 次、行きます。

有害鳥獣対策と外来生物対策の違いを伺います。そして、イノシシの捕獲、過去3年間の銃と箱わなとくくりわな別の捕獲頭数と、29年度の目標数と達成手法を伺います。

そして、8番目です。アライグマの捕獲。過去3年間の箱わなによる捕獲頭数と、29年度の目標数と達成の手法を伺います。

9番目です。今後の50年間の人口減少対応策として、嵐山町の政策と循環型社会形成のための環境の関係を伺いますけれども、公共管理施設計画の中ですと、2060年で人口が1万2,650人です。合計特殊出生率は1.80。実際にそういうことはあり得ないだろうなというふうに考えていますけれども、その中で、環境施策としての課題というのは重要な問題になってくると思いますので伺います。

それから、10番目です。町政への住民参画のあり方。これは、今までの当初予算を見て、これはちょっと問題があり過ぎるかなと思ったのは、住民にお願いするところ

の部分の委員会は予算がつけてあります。でも、住民から意見を聞くというものはないです。特に区長制度のあり方ですけれども、区長制度は条例が2年間になっているから、区長さんは2年間でお願ひしますというのを議員の人たちも一般質問していました。ですけれども、実際に各区の状況を見ていると、そういうふうな状況になり得ないのに、なり得ないというか、かなり苦勞をしているのにこういったことをやっていく。住民の意見は聞こうとはせず、区長さんにお願ひするとか、それから保健推進委員とか、そういった環境推進委員を、要するに町からのお願ひすることをやっていて、自治基本条例は制定しないというふうな形で今なっていますから、そうするとこの住民意見の聴取の仕方というのですか、住民参加は全く今の段階ではできない形になった当初予算だと思っていますので、その点について伺います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 それでは、私のほうから1、2についてお答えさせていただきます。

1についてでございますが、渋谷委員ご承知だと思いますが、先ほどから話題になっておりました教育基本法の中で、教育の目的また目標が述べられております。先ほど町長の答弁にも不易の部分、それから流行の部分等がその中に入れられているのですけれども、これに基づいて嵐山町の教育の目的及び目標を掲げております。それはどういうことかということ、国がこういう一つの目的及び理念を出しているわけですから、埼玉県教育委員会がこれに基づいて、ここ3年間の26、27、28年と、この教育基本法に基づいて、埼玉県教育行政重点施策の最重要課題というのを3つ掲げているわけです。それに嵐山も一つ取り上げているのですが、その一つが確かな学力の育成なのです。

確かな学力の育成というのは、学力の向上に必ずしもかかわるわけではありません。確かな学力の育成。2つ目が、グローバル化に対応する人材の育成。ここに嵐山町は力を入れております。それから3番目が、社会的に自立する力の育成。この3つの大きな最重要課題を県が指針として出している。それに基づいて、さらに教育行政重点施策を県は5つ出しています。それを嵐山も引き続き、この5つを重点施策にしまして、現在教育の目標を進めておるところです。

その1点として、先ほど申し上げましたグローバル化に対応する人材の育成という

ところに視点を26年度から当てまして、時々話題になります嵐山町人材育成教育ビジョン、これを26年度から立ち上げ、今年度で3年目を迎えたところでございます。この嵐山町人材育成教育ビジョンは、それぞれの小中学校で何をやったかということで、先日各小中学校から、今年の教育ビジョンのやった内容についてご報告をいただいております。今のところ答弁する時間があれば述べたいと思うのですが、それぞれの小中学校がこのビジョンに対してのいい考え方、また取り組んでいること、課題等がまとめられてありました。

そういった中で、先ほど目的、目標を言いましたけれども、この中に皆さんご存じのとおり、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度」。今、国際社会が揺れております。また隣の国、いろいろな国とのいろいろな中で日本のトップも今、いろいろな面に対応しているところでございますけれども、まさしく流行に入るかなど。これらをどこまで子供たちに態度を養われるかというのは、大変教育の大事なところでございまして、現在起きている社会情勢も入れながら、新しい指導要領では新聞等を使って授業をなささいと、こういう要求も出ておるわけです。表現力を養い、そして自分の考えを述べる、こういったアクティブラーニングを導入する。これは新しい流行でございまして。

そういった中で、嵐山は現在それに進めているところでございます。その中で、先ほどから話題になっております総合戦略、また昨年度作成、今年度早々でき上がりました嵐山町教育大綱、これらを嵐山町が長い間町民憲章、これをもとにして教育大綱を作成し、そして嵐山の教育を一層充実するよう努めているところでございます。これらが現在、嵐山が進めている目的及び目標になるかと思えます。

2点目でございますが、ちょっと渋谷委員さんに質問したいのですけれども、町民の格差拡大というのは、町民の何の格差拡大なのですか。

○渋谷登美子委員 所得の問題。

○小久保錦一教育長 所得ですね。所得でいいですね。はい、わかりました。

それで、2についてお答えさせていただきます。子供の幸せ感と学力向上、どのような関係性、これは新しい、私には聞きなれていない言葉ではないのですけれども、これらに対して学校とどういふふうに取り組んできたかというのは、全くありません。それで、実は先ほどから学力調査等が話題になっておりますので、子供一人一

人の幸せ感には、当然個人差があると思います。家庭環境、教育環境、いろいろな状況下で。だから、個人差があるのです、間違いなく。これも、だから貧困もその一つかもしれません。この個人差を、それでは教育の中にどう生かすかというところは非常に難しいのですけれども、そこで今年度埼玉県の学力・学習状況調査の結果を広報でも公表いたしましたけれども、これは一人一人の個人の伸び率を見るテストが主体であって、平均点がいいとか悪いとかよりは、一人一人がどう伸びたかという、そういうテストが主体なのです。だから、経年変化と前から言っていますけれども、小学校4年から中3までの間でどのように伸びたか、どこが伸びなかったかというのを調査するのです。

きのう中学校の卒業式がございまして、今両中学校から公立高校または私立高校に進路先の状況をきょうじゅうにまとまるのですけれども、それらを見ますと、ほとんど100%に近い子が進学です。私立に行く子もちろんおります。何%はまだちょっと出ておりませんが、そういった中でこの学力・学習状況調査の中で、子供の幸せ感につながると思われる2つの指標を実は調べてみました。どういうことかという、「自分にはよいところがあると思いますか」という質問項目があるのです、その学力・学習状況調査の中に。これは大事なのです。それから、「将来の夢や目標を持っていますか」というのもあるのです。

これが今渋谷委員さんが言われているのに少し関係があるのかなというふうに私なりに判断いたしまして、それですと調べてみましたら、国語等の教科、算数等もあるのですが、学力または学力の伸び等の関係について見てみますと、自分にはよいところがあると思っている児童生徒のほうが、そう思っていない児童生徒よりも学力は高く、学力の伸び率が上がっているのです。これは、いろんな教科見ていたのですけれども、ほぼ関連性があります。これは、今後あなたのうちは貧困の家庭ですということではなくて、この子はなぜ社会がいいのか、理科が、算数が得意なのかというのは、一人一人を担当、学校でやっぱり検証する。今それに町内の小中学校は力を入れています。私自身、個人的には平均でどこの学校がいいとか悪いというのは、余り効果ないと思っています。一人一人の子供がどう伸びるか、伸びたかということなのです。

私は、きのう1校はもう既に来ているのですけれども、かなり希望どおりの学校に進学できたと、こういうふうに校長先生から言われました。もちろん落ちた子もいま

す。落ちた子もいますけれども、その子たちは落ちたときにどうしたらいいかということで併願しておりまして、そこへ合格しましたと。だから、こっちへやりますと。ある学校は、学校の中で第1と第2があるのだそうです。ある学校の科を希望したが、だめだったのだけれども、第2のほうへ受かったと。それでも本人は満足ですと。だから、つまりそういった流れの中でそう思っていない児童生徒がどのくらいいるかというのも、また大事なことなのです。だから、学力は伸びているという傾向がある子供は、将来の夢や目標を持っている子も全く同じだと、こういうデータが出てきたのです。

私は関心を持ちまして、これは公表することではないのですが、一人一人と親と面談するときに、そういった形を今後、嵐山はやっていく必要があるのではないかなと。私は、進路状況は昨年も大変よかったと思っていますけれども、今年もまずまずの成果だったなというふうに個人的には捉えています。中学校の先生がどう捉えているかわかりませんが、それらを今後検証していきたいと。変な事件があったときの検証ではなくて、やはり町長も学力に力を入れてくれているわけですから、それに対してどういう方法がいいかというのは、これからやはり将来的には委員会を開いて考えていくことですから、まずやってみないとわかりません。やれば反省が出ます。いい点も出ます。嵐山も平均的には全国のレベルより低いです。しかし、個々の学校でいうと、レベルが高いところもあるのです。だから、そういうことを考えると、やっぱりよかった子には頑張ったね、うまくいかなかった子は、では来年5年生、6年になったらここ頑張れよと。これがやっぱり教師、学校の仕事ではないのでしょうか。それが教育委員会と連動して一緒になって考えていく、こういう方向を持っていくことがこの関連性に対しての私の見解でございます。

なお、本年度私どもは、家庭が収入が多いとか少ないとか、子供のうちは貧困家庭だとか、そういう視点で教育をしておりません。これも今後考えていかなければいけないかなとは思いますが、そういう視点ではなく、やはり教育の機会均等、公平公正から見ますと、教育の機会均等、同じようにやはり与えていきたい。先ほどの町長の答弁にもありましたですけれども、勉強してみたい、私は学力はここがよくない、僕は理科が悪いから理科を教えてください、そういう希望が出たら、ではそこに教えてあげよう。これも一つの方法でございます。

ただ、今のところ私どもは、そういった中で本年度、学年費のことで今話題になっ

ておりますけれども、半額になってしまったわけですから、校長先生から担任へ、保護者に通知等を出しながら、なぜ半額になったかという理由を示して、総会のときでも話したり、いろいろやった結果、どうしてこういうふうにかットされてしまったとか、そういった不満の声は学校には上がってきていませんと。教育委員会にもそのことで個人的に名前を挙げて、あるいは匿名で電話はいただいております。ということは、理解をいただいているのかなというふうに私どもは捉えております。そこで、これから義務教育の中で、貧困だから、貧困でないからという、そういう視点ではなく、先ほど申しましたとおりの形で教育を推進していくことに、これからも邁進していきたいと。

なお、学年費補助のことで学校と、こんなことはどうかと今考えを持っています。それはどういうことかということ、今までかかった学年費は何に使って、これはもうちょっと精選できないのかということなのです。今までどおり何度も出ていたから何度もではなくて、例えば私は教師の負担があるかもしれませんけれども、例えば学習ドリル。算数、国語、それぞれの学年で算数ドリルというのを、先生方がこれだけは覚えてもらいたいよと。例えば学力調査でできなかったような問題もちゃんとドリルにつくって、これだけは何回も何回もやろうよとか、そういった学習ドリルみたいなものをできればいいかなと。それが学年費の、ドリルもかなりこれにお金はかかっていると思います。それぞれの学年が国社数理英でドリル使っていますから。その部分を、何か先生方の負担にならないところでできないかというのを一つ考えております。これは、町内小学校3校で連携してやってみる方法もあるだろうと。それから、中学校2校で教科ごとに集まってやってもらおうと。これはどういうときにやるかということ、やっぱり夏季休業中とか春季とか、そういうときに時間を先生方に使ってやれる教科までやってみようかなという考えを持っておりますが、どこまでできるかわかりません。

また、例えば嵐山幼稚園でお世話になったときに、嵐山幼稚園はできるだけシンプルにお金をかけないで、いろいろなこれから小学校、中学校それぞれ上がっていくときにお金はかかるから、できるだけ服装もシンプルでいこうというのでやってきました。今でもそうです。しかし、お金はかかります。やっぱり教育費はかかるのです。だから、そういったものも保護者の方とも連携しながら、配慮していく必要があるかなというふうに考えております。一応委員さんの質問に対しては十分ではない

かと思えますけれども、考えを述べさせていただきます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からは3点目の今後の人権政策についてお答えをさせていただきますと存じます。

これまで町では、差別のない住みよいまちづくりを目指しまして、人権問題に関する研修会、啓発事業、相談事業、学校における人権教育などを行ってまいりましたが、いまだに人権問題が全て解消されたとは言えない状況でございます。また、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、こうした人権問題に加えまして、近年ではインターネットを利用した人権侵害、こういった新たな問題も引き起こされているような状況でございます。

今後の人権政策につきましては、町の総合振興計画並びにこの総合振興計画に基づきまして定めています嵐山町の人権施策基本方針、こういったものに基づきまして町民の一人一人が理解を深め、互いに人権を尊重する地域社会、こういったものが構成されるよう学校、家庭、地域における人権教育、啓発活動、こういったものに引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

4番のネウボラについてお答えをいたします。子育て世代包括支援センター、通称埼玉版ネウボラであります。妊娠、出産、育児のさまざまな相談にワンストップで応じ、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を担うものであります。国では、平成32年度末までに全国展開を目指すことにしておりますが、県の計画では平成31年度末までに県内全市町村で設置することになっております。

町では、今までにおいても乳幼児健診、予防接種事業等のほかにも、近隣市町村でもやっていない出産の1カ月前までの妊婦訪問実施、出産後2カ月時電話相談等も行ってありますが、今後町においても子育て世代包括支援センター設置に向け検討してまいります。

○畠山美幸委員長 続いて。

○石井 彰健康いきいき課長 続きまして、5の予防接種についてお答えをいたします。

小児予防接種の標準的な年間の接種回数であります。ゼロ歳児で15回から16回、1歳児で7回、2歳児はございません。3歳児が2回となっております。効果といたしましては、ワクチンの種類により異なりますが、疾病の流行の防止や、感染症による患者の発生等を抑制しております。

副反対応策につきましては、予防接種後に重い副反応の疑いがあった場合には、報告制度に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告することになっております。その後、健康被害等があった場合は、嵐山町予防接種健康被害調査委員会を設置して調査検討を行うことになっております。また、国の審議会において因果関係が認められた場合には、健康被害救済制度に基づく救済の対象となります。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 私からは、6番の子育て支援策の考え方につきましてお答えさせていただきます。

主な支援策といたしましては、延長保育等の多様な保育ですとか放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、これ嵐丸ひろばになりますけれども、それと一時預かり、そういったものと、レピまたはファミリーサポート制度、そういったものを今町のほうでは支援策として実施をしております。

そのほか、流出をしないということで考えますと、小児医療の充実をすとか、そういったものも考えられるのかな、また安全かつ安心して子供を育てられるような環境整備、そういったものも必要なのかなというふうに考えております。

今後につきましても、今現在待機児童が話題になってお話をさせていただいておりますけれども、この解消に向けて進めていくこと、または来年度になりましたら、子育て世代包括支援センターの設置に向けての検討というのも29年度からはしていく予定になっておりますので、そういったことで支援策としてできるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうから、県職員の派遣についてお答えをさせていただきます。

県職員の派遣については、委員ご質問のとおり2名の派遣をお願いをしております。

す。そして、町といたしましてもこの県からの派遣を受けるということは、非常に重要な事業といえるでしょうか、大変職員にとっても有効であるというふうに考えております。特に委員からもご質問がありましたとおり、2人の職員については、1名については技官として県の技術職。県でいえば、こちらから希望したのは主幹クラスということで、技師を希望をいたしております。

これについては、要望の理由でございますけれども、町から申請をしております。この要望の町の業務としては技術系部局、主に土木の業務に関し、複数の課に対し横断的に職員の指導、監督を行う業務であると。こういった職員派遣をお願いしたいと。そして、派遣を受けたい期間としては2年間。派遣を必要とする具体的な理由といたしまして当町で挙げましたのは、今後都市計画道路の整備、工業団地の拡張、武蔵嵐山駅周辺整備など、町の重要な事業を進めたいと考えている。

一方、これらの各種事業を進める上で、重要な役割を担う技術系職員については、管理職や管理職に続く年代の職員が少なく、技術系職員を育成する体制が現在不十分な状況となっている。このため、工事や業務委託等に関する設計、積算、施工管理、検査事務等、一連の業務において、管理職を含めた全職員の指導、育成体制を充実したいと考えておりますという理由に基づいて派遣を受けたい職員に対する希望は、管理職を含め技術職員全体の育成を希望することから、特に施工管理や検査事務に精通し、指導的な立場を担う職員を希望いたしますということでお願いをさせていただきました。

これについては、委員のほうからもございましたように、こういった主幹クラス、それに準ずる職員の技師というのは、県としても非常に中心的な立場で事業を行っている。しかも、こういった職員派遣というのは各市町村から非常に多く出されておまして、県としては非常にこういった職員を出すのは厳しいというお話でございました。そういった中で、町といたしましては申請自体は正式には市町村課から来るのですけれども、これを待っていたのではこういった職員の派遣というのは到底無理だということで、こちらといたしましては年度の7月ぐらいからお願いに上がり、町の実情を説明を申し上げ、ぜひこういった職員派遣についてご配慮いただけないかということで、町長、副町長のほうからもお話をいただいたり、担当のほうで、私のほうでも何度か協議に伺って、そして何とか嵐山町の実情をよくわかったので、県としてもそういった職員を派遣するように考えておりますという答えをいただいたというこ

ろでございます。

協定書ということでお話がございましたけれども、まだ協定書は結んでおりません。まだ県としても職員派遣の正式な選定といたしましうか、その最終選定は終わっているとは思いますが、まだ具体的なこの職員という話は来ておりませんので、町の意に沿う職員を派遣するということでの回答はいただいているというものでございます。

それから、もう一点の開発関係の職員につきましては、こちらについては都市計画法に規定されている開発許可申請の受理及びその許可等に関する事務、監督、処分等に関する事務について、県でいえば主査級の職員、嵐山町での受け入れ態勢は副参事、6級職、課長相当職という形をお願いをしております、こちらについても2年間ということで、この具体的な理由としては、開発許可事務の移譲を受ける予定、極めて専門性の高い事務であるため、豊富な知識、経験を有する職員の配置が、町の組織体制において重要となっている。早期に安定した開発許可制度の運用を図るべく、貴県からの職員派遣を望むということでお願いをしております、こちらについても都市計画部になりますが、こちらとは数度の協議にわたって、町の意に沿う職員配置を派遣をしていただけるということでの回答はいただいております。こちらについても、まだ職員名まではこちらに来ておりませんので、最終的な協定というところにはまだいっていないというものでございます。

それから、人件費の関係でございます。29年度の人件費につきましては、この県の職員の派遣2名、こちらの職員の人件費は、まだ対象の人が正式決定をしておりますので、概算ということで6級職、それから技官については7級職、そちらの最高号給を今予算計上をさせていただいております。その金額についてなのですが、この2名で給料といわゆる手当、期末勤勉、管理職手当、こういったものを含めて約1,600万ということで、概算で計上をしております。

29年度の職員全体の人件費をちょっと申し上げますと、29年度はふえておりますが、その主な内容としては、育児休暇をとっている職員が4人復帰をいたします。それから、衛生組合等に派遣をして、そちらで給料を持っている職員、これが2名帰庁いたします。こういった人件費もふえておりますが、それを除いての増減を申し上げますと、退職の職員が5人おります。それが減額の理由になります。それから、育児休業に入る職員が今現状1人おります。それから、県の派遣の2名の約1,600万、それか

ら任期つき職員の今5人を考えておりますが、それがやっぱり約1,600万、それから新採用職員、それから再任用の職員、こういった増減を含めて、この増減額が約380万の増になるというものでございます。こういった中で委員ご質問いただきましたけれども、非常に厳しい人材の中で、県からそういった町の求める人材を派遣していただけるというのは、非常にある意味では幸運なことだというふうに考えております。この職員に対して、ぜひ嵐山町全体技術力の向上、それから今後のさまざまな事業への取り組みに、大いに効果的な指導をしていただけるものというふうに期待しているところでございます。

○畠山美幸委員長 質問8、9につきまして答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、まず質問8についてお答え申し上げます。

有害鳥獣対策と特定外来生物対策の違いでございますが、有害鳥獣捕獲につきましては、農業被害に対する対策であり、特定外来生物対策は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を受けて、県が定めました埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくものであるということでございます。

お尋ねのイノシシの捕獲につきましては、平成27年度までは捕獲実績がございません。平成28年度は、箱わなで3頭、くくりわなで5頭の捕獲がございました。平成29年度の捕獲の手法につきましては、銃による捕獲を4月から5月と8月から10月の2回に、それぞれ2カ月間を計画しております。箱わな及びくくりわなにつきましては、被害状況に応じてほぼ通年実施できるよう計画をいたします。捕獲の目標頭数は、平成28年度の実績に基づきまして、銃、箱わな、合わせまして30頭を予定いたします。

次に、アライグマの箱わなによる捕獲については、平成26年度が185頭、27年度が125頭、28年度は2月末の時点で172頭の実績がございました。29年度におきましても、被害状況に応じて引き続き箱わなを設置し、平成28年度実績と同程度の目標頭数を予定をいたします。

続きまして、質問9に移らせていただきます。まず、今後の50年間の人口減少対応策としての嵐山町の政策であります。全国的な動向を踏まえ、人口減少が避けられないという前提に立てば、嵐山町のとるべき政策の基本は、行政施策とその運営をより効率化するための広域行政の枠組みによる取り組みをより一層推進することになるかと存じます。特にごみ処理や資源の再生利用などにおいては、現在でも広

域的枠組みで取り組んでいるところをごさいます、これによりまして効率的な対応が図れる部分があるかと存じます。

次に、循環型社会形成のための環境の課題でございますが、嵐山町環境基本計画、県ストップ温暖化地域推進計画で示されておりますとおり、ごみの減量化推進と資源の再生利用の推進、この2点が挙げられるかと考えております。まず、ごみの減量化につきましては、近年の実績を見ますと、ほぼ横ばい状態でございます。可燃ごみに関しては、近隣市町村の実績値を見る限り、嵐山町と大きく変わらない傾向がうかがえます。この状況を乗り越えた次のステップとして、どのような効果的対策ができるのか、今後の課題になってくるかと考えます。

次に、資源の再生利用につきましては、例えば現在進めている埼玉中部資源循環組合のごみ焼却熱を回収利用する発電等は、現時点では費用対効果の面で最良の方法であると考えますが、将来的にはプラスチックごみのマテリアルリサイクルの一層の推進など、よりよき方法の選択、採用に向けての技術的研究とコスト削減の環境づくりが課題になってくると認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 10番目の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、住民参画のあり方、区長制度、こちらにつきましてお答えをさせていただきます。

町では、これまで町民の町政への参加を推進をするために、審議会等の委員について公募制度、こういったものを採用したり、あるいはいろんな計画、重要な施策、こういったものについてパブリックコメント、アンケート方式、こういったもので町民の方より意見をいただくなどして、町民の意思を施策に反映させるということに努めてまいっているところでございます。また、職員が直接地域に何う地域担当制度、こういったものを実施することによりまして、職員がより身近な存在として直接かわりを持つようにしてまいりました。

また、行政区の区長さんにあつては、その設置の目的といたしましては、町と住民との間を円滑にし、町政の進展と住民福祉の向上を図ると、こういった目的が規定されているわけでございます。まちづくりの原点ともいえます地域コミュニティの醸成に対しまして、区長の役割というのはますます高まってきているものと考えており

ます。こうしたことでございますので、引き続き区長さんとの連携、さらに深めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、嵐山町の教育の目標なのですが、いろいろ話していただきましたが、昨日菅谷中学校の卒業式がありました。非常になかなかすごいなと思って見ていたのですが、それは教育長さんも副町長さんもいらして、多分町長さんは玉ノ岡のほうにいらしたので、玉ノ岡がどんなふうな状況だったかわからないのですが、私はあの合唱がとてもすごいなと思いました。

こういう本が出ているのです。「ハーバード大学では「音楽」で人を育てる」というので、アメリカのほうでは先進的な有名大学では、ほとんど音楽を大学の教育課程の中にある程度単位として入れているらしいのです。今の状況ですと、日本のどうか状況というのは、本当はこういう形でもいいと、今の教育目標でもいいと思うのですが、基本的になぜ音楽は人を育てるかというふうにすると、人との関係性をつくっていくのです。音楽というのは、そのところでの技術的なものもすごく習得が必要なのですが、そういったものをやっているのです。ほとんどハーバード大学では半分以上の人が何らかの楽器が使える。それが基本的な部分だと。

それは、こういうふうな話をする予定ではなかったのですが、いろいろな教育の目的とか目標をお話ししていただいたので、今の嵐山町の教育の目的とか目標というのは、やっぱり学力向上が、今の中ではです、予算の中では、学力向上が中心になっていて、そして、でも一人一人の確かな自己肯定感をつくっていくというのは子供の幸せ感になっていくのですけれども、そういうふうなところでの、ごめんなさい、1番で言っていきますと、嵐山町の教育の目的と目標というのは、嵐山町独自の特色のある教育の目標とか目的というのは、どういうふうなところに持っていか。国のことにプラスしてどのようなところに持っていか、私は町長に伺いたいと思いますし、ふれあい演奏会を見ていても、これはなかなか、生涯学習の部分でとても豊かなものもあるし、すごく企画もよかったなというふうに、企画力もあると思っていて、いいなと思うのですが、そういったふうなところで、嵐山町の義務教育ではないです。全体の教育です。教育の目的と目標をどういうふうに掲げていくのか伺いたいと思います。私は、関係性をつくっていくこと、関係性をつくっていく力、それが

ら考える力をつくっていくというのが一番大切だと思いますので、その点について伺いたいと思います。

2番目ですけれども、嵐山町での子供の幸せ感と学力の向上のような関係性にあるかというのは、日本では幸福度というのは余り重要視されていないのですけれども、スイスとか先進諸国では、人がどんなふうに幸福感を感じるかというのはとても重要なのです。幸福感を感じるかというところに、おもしろいなと思った調査があるのですけれども、いかにその時代の政治に参加していくか。それがとても幸福感を感じる場所の一つの指標になるみたいで、スイスなんかはやっぱり直接政治ですから、すごく高いのです。ドイツなんかもそんなところもある。アメリカなんかもあるのですけれども、そういったところに今、日本の子供たちが置かれているかどうかということです。そういうふうな関係性をどういうふうにしてつくっていくか。そこのそういった視点がもともと日本にはないので、そこのところは、これからのアクティブラーニングにとってはとても重要なところで、そこのところで教育改革が行われていくわけです。自分の学力をどういうふうにしてつくっていくか。そこの点について伺いたいと思います。

特に日本国憲法26条です。そこでは、義務教育は本来無償なのです。それで、無償の中でやっているのだけれども、なぜだかわからないけれども、無償ではない。そして、フィンランドなんかとか北欧諸国はほとんど無償です。その無償に対して一步近づくために、私は学年費というのはとても重要だと思っていまして、今のやり方だと個別の人たちに上げていくというのが学年費のやり方です。ですけれども、本来ならば学校教育で使う教材とかには全部公費でやっていかななくてはいけないわけです。それをそういうふうな形に変えてきているのが、日本が、国がそういうふうな政策をとっていないから、公教育としてやっていかななくてはいけないわけです。

だから、学力調査、学力の問題というのが、学年費を削除することが問題点があって、そして学力の貧困対策として学年費というのの補助がなくなってくるというのは、その問題にあるのですけれども、所得の格差拡大と学年費の補助削除というのは非常に密接にありまして、今やっぱり所得の高い人が学力が高いというか、ほとんど1,000万クラスの人が、大学名で言ってはしようがないのですけれども、所得の1,000万クラスの人がほとんど東大に入っていくというのは、もう有名です。そして、そういうふうな形でやっていて、先ほどの町長の話だと、大学の進学率は60年前は何%だと

言っていますけれども、そういうふうな形だけれども、実際には日本の大学生の学力というのは、うんと低下しているというふうに言われています。そうすると、学力をつくるときに、こういった公的な保障があって、安心さを、お金を払わなくていいということの、無償であるということは、学校に行くことにお金がかからないということです。

そういったものを嵐山町ではどうやってつくっていくのか。今の状況だと、これはなかなか難しいです。これですけれども、嵐山の場合は準要保護と要保護で見ていくと、本当にすごいなと思ったのですけれども、菅谷小学校が総計で17.2%、そして菅谷中学校が総計で18%で、ほとんど19%ですから、きのうも卒業式を見ていて、ああ、この中で5人に1人が要保護、準要保護の中でやっているのだなというふうにご供たちの卒業式を見ていたのですけれども、そういった中で学年費がなくなってきていて、そして子供たちも苦勞をしながら、多分親御さん、すごく苦勞なさっていると思うのです、いろんなところで。そういったものがなくなってきたときの子供たちの自己肯定感というのですか、それはなかなか難しい問題があると思うのです。

今、日本の子供たちが一番自己肯定感がないのです、OECD先進諸国の中でも、統計を見ていると。そういうふうな自己肯定感を上げていくために、学年費補助というのですか、本当は公教育無償でなくてはいけないのだけれども、公教育無償の状況になっていないから、嵐山町が先進的というのですか、やっていくことを、わざわざそれを外してしまったということの問題点があるのですが、そういうふうな考え方については、もう考え方のチェンジです、町長の。町の政策のチェンジをしていかなくてはいけない時代になっているのだけれども、あえてやめてしまったということの問題点です。

そして、それが学年費の学習支援費になっていくわけですからけれども、そのほうがいだろうという形になっていくわけですからけれども、私は中学校3年生の場合は、塾というのは仕方がない部分もあるのかなと思うのですけれども、小学生の場合は学校応援団ですか、学校応援団の人たちに子供たちが本を読むのを聞いてもらうとか、算数のドリルを1日に1ページやってもらうのを見てもらうとかそういった形で、そのほうが子供たちも大人との関係性がつくれていって、周りとの関係性、子供たちのかかわりのつくり方もできていって、そういったほうがずっと効果があると思うのですが、そして無償であるということが、無償に近づいていくということがとても重要なこと

だと思えるのですけれども、その点について伺いたいと思います。

何しろ学校の学年費を出したとしても、不足している部分があって、そして修学旅行や楽器や算数セットや引き出しや学校給食費、制服、体操着、自転車などは全部自分持ちなのです。それは、本来ならば学校教育は無償であるという、義務教育です、今。今の段階、義務教育は無償なのですけれども、長くて申しわけないです。しつこくて。でも、それがとても大切なことなので言っているのです、そのことについて町長の考え方をチェンジしなくてはいけないと思うのです。それを伺いたいと思います。

いろいろありますけれども、これ以上言うと、3回目に言いますけれども、いろいろな資料があります。その中で、嵐山町はどういうふうな位置づけになるかということを考えてやっていかななくてはいけないと思います。

しつこいと言われながら、これだけの知識と情報が余りお持ちでないので言うのです。それから次、3番目です。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 私ではないです。皆さんです。町長とあれです。町長、行政側です。それは……。

○畠山美幸委員長 次に行ってください。

○渋谷登美子委員 こういうふうな形で言わせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に行ってください。次の問題に行ってください。

○渋谷登美子委員 3番目です。人権政策についてです。では、今の嵐山町の人権政策の中で、福島の問題とか沖縄の問題って入ってきていないです。それに、部落解放同盟の嵐山支部の補助金はどうかかわってくるのですか、嵐山町の人権政策に。その問題が大きくて、その点を伺いたいと思います。議員がいるからといって、これをそのまま続けていっていいものかどうか分からないのです。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 次に行きます。埼玉版ネウボラの構築というのはわかったのですが、ゼロ歳児ですと自宅が94名で、そして町内保育園が18名で、その中で待機児童がいるわけです。本来ならば、私自身はゼロ歳児に関しては母乳というか、母乳を飲む人たちですので、本来ならばです。お母さんと一緒に生活していくということを推進していったほうがいいのだと思うのです。ですけれども、今の状況の中ではそういうふうな形があって、フィンランドでは少なくとも10カ月までは、ネウボラという名

前をつけたフィンランドです。フィンランドでは10カ月まではお母さんと子供は自宅で過ごすということが当たり前になっているのです。その中で、あと3歳児まではそれを選べるようになっていて、子ども手当というのを支給していくわけなのですが、今の日本の国の動きの中では、ゼロ歳児保育をもっとやってくださいという動きがあって、そういうふうな形の情報が入っていないです。でも、本来ならば母乳育児の子供さん、お母さんが赤ちゃんを、おっぱいを飲む人が保育園に行くというのは、とても大変なことだと私自身は思うのです。それについての埼玉版ネウボラということではなくて、嵐山町のネウボラとして、嵐山町のネウボラといたらいいのかどうかかわからないのですけれども、そういった施策としてどのような形をとっていくか。

そして、お母さんたちと話していくと、本当に子供を預ける場所が、遊ばせる場所がないというところがとても大きいです。そこら辺をどういうふうにして意見聴取していくか。これはまた別のところにもかかわってくるのですけれども、その点について伺いたいと思います。

予防接種時なのですけれども、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、3歳児の接種回数というの、やっぱりちょっとびっくりしたのですけれども、ゼロ歳児で10回から15回ぐらいの反応が、予防接種するわけですが、私、予防接種した段階で、まだ成長、赤ちゃんが多分首もすわっていない段階で予防接種したら、その子が何かあったとしても、それが予防接種の副反応であるか、それから自身の持っている身体的な特徴であるのかが見当がつかないかなと思うのです。てんかん発作なんかも、そういうふうな時期に起きたりするお子さんもいらっしゃるし、そここのところの可能性というのですか、今までこんなにしていなかったものをする必要が、国が求めているからなのですけれども、そこについてどのように考えていくのか伺いたいと思います。

今まで副反応対策に関しては、ちょっとすぐ名前が出てこなくなったのですけれども、それで対応するからと言ってはいますけれども、今の状況だとほとんど申請しても対応できないし、これが副反応の状況かどうかというのを親御さんが判断することができないし、医者も判断することができない状況になっているのですけれども、それについての認識が町側がないというか、予防接種をする接種者のほうにないといけないのですけれども、その点についてはどのようにお考えになっているのか伺います。

それで、若い世代の流出、特に若い女性の流出を防ぐ方法としての子育て支援策の考え方で、区長制度のところでも話が出てきましたけれども、教育長さんがおっしゃ

っていました。学年費に関して学校では何の意見もない、問題も指摘されていないというふうにおっしゃっているのですけれども、私が若い女性たちと話をする、そもそも自分の声を出すということに関して、非常に嵐山町の土地柄として意見を出すことに対してちゅうちょする、自分の名前を出すことに関してちゅうちょするというのがとても多いのです。そういうふうな状況の中で、若い女性の意見が出せないような風潮があります。それをどうやってやっていくかなのですけれども、その点について伺いたいと思います。若い女性が出ていくということが嵐山町の問題なのです。その点について伺いたいと思います。

それから、埼玉県からの県職員の派遣を2名ということですが、もう3月の15日ですか、きょう16日です。3月の16日になって、たしか多分都市計画の開発許可にかかわるものに関しては、市町村に権限移譲された、嵐山町に権限移譲されたので、そういったふうな形の職員派遣は可能なのかなと思うのですけれども、多分技官という人に関しては私は難しいのではないかなと思っているのですけれども、それでそれを出してくるというのは、県職の中でも相当の人事異動とか、そういったものがないといけなくて、その点について可能性として本当にあるのかどうか伺いたいと思うのです。

さまざまな条件が必要であって、実際に1,600万、1,700～1,800万では済まないだろうなと思っているのです、部長クラスの人たちというので。さらに資格、経験があった人というのは、埼玉県の職員の中にどのぐらいいらっしゃるのですか。全部の課を通じたような経験のある方というのは、どのぐらいいらっしゃるかご存じでこのことをやっていらっしゃると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

それと、もう一つ。県のほうの派遣職員が、県から市町村に派遣された職員の感想というのが、これは出ていたのですけれども、こういうふうに出ているのです。これは主査級というのですか、という形なのですから、「役場職員がやりたがらない仕事を押しつけられた」とか、それで「特殊な仕事をやらされている」。それから、「役場業務の全体を見て、市町村行政を広く勉強させてもらうという形で職員を本来派遣させるのだけれども、そうではない形で派遣が来ているので非常に問題が多い」と言っていて、そして役場職員の派遣された職員の方は、「既に持っているネットワークを活用して、役場職員みずからがやったほうが仕事がスムーズに進むのではないか」というふうな形を持っているのだけれども、なぜか県庁の職員のほうが力があるとい

うふうな形で市町村が思っているのですが、そういうふうな形で派遣をするというふうな形になってくるようなのですが、私も本当にこういうふうな形ではないほうがいいなというふうに思っているのです。開発許可に関してはある程度仕方がないのかなと思ってはいたのですけれども、技官というのはどうなのですか。本当にこれが、県職員が派遣できることがどうか伺いたいと思います。

次、これが7番だったから8番です。アライグマとイノシシの件ですけれども、イノシシでは来年度は、29年度は30頭、そしてアライグマは172頭という形ですと、そうするとやっぱり私はイノシシに関して捕獲するというふうな形でない方法がいいなと思っているのですけれども、30頭だとやっぱり間に合わないです。どんどんイノシシがふえていきますから、今28年度8頭いた年と、そうすると少なくともその後ろには何頭ぐらいいると考えられるか伺いたいと思います。アライグマに関しても、28年度172頭捕獲したということですが、その後ろにはどのぐらい外来生物としてアライグマがいるか。そして、その生態系を、嵐山町の生態系を壊していると考えられるか伺いたいと思います。

9番目としての今後の50年間の人口減少対策としてのごみ処理としては、行政施策としては広域的な対応をするということで、中部資源循環にやってくるのがいいというふうな形で考えていらっしゃるかもしれませんが、これで本当に広域的な対応で人口減少に対応してやっていけると考えていらっしゃるのか、それで収集運搬費がどのぐらいかかるかまだ現状で出ていない中で、しかもCO₂の削減とは全くかわりがなく遠距離に運ぶわけです。循環型社会にはなっていないです。その点についてどうお考えなのか。

特に生ごみ資源化と剪定枝までそっちに行って燃やすとして、さらにプラスチックを加えて燃やすわけです。そうすると、今現在日本では環境ホルモンの問題というものは出てきていないわけですが、ダイオキシンはとりあえず抑えることができるという形になってはいますが、こういった形で循環型社会が可能なのですか。生ごみ資源化というのがそっちではできてなくて、それにプラスチックを入れてやっていく。これが今の嵐山町の政策です、今後の50年間の。そういった形で嵐山町の環境課題が解決できるのかどうか伺いたいと思います。

10番目です。町政の住民参画のあり方として、地域担当制をとっているから、地区の区長さんとかのお話は聞けますけれども、いわゆる地域別の担当制はあるけれども、

課題別のものというのにはありますが、その課題別の住民の参画というのとはどのようになさっていくのか伺いたいと思います。特に地域コミュニティーです。これだけ地域コミュニティーが崩れていこうとしている中で、自治制度としての区長制度は、私は単純に行政の仕事を区長さんをお願いしている、それで環境推進委員さんをお願いしているというふうな形になっていて、では本当に自治会、区の問題というのとはそちらに上げていくことが、道路の問題とかそういうふうなものだとできるかもしれないけれども、人間関係性の問題とか、そういったことというのか、それから若い人が意見を出す場所がないよというふうなところまでいかないわけです。そういった問題に対して、今の区長制度のあり方、今後も区長さん条例を2年間でやっていくということは、私は不可能であるというふうに考えているのですけれども、これはそのまま続けていくのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですが、休憩いたします。

再開を1時30分といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時24分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁のほうからお願いいたします。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 1番の教育の目的及び目標に関して……

〔「マイク入っている」と言う人あり〕

○小久保錦一教育長 失礼いたしました。

先ほど渋谷委員の質問の中に、嵐山の教育の目的の中に、目的というのでしょうか、目標の中に音楽なんか大変よかったという発言ございまして、大変これはありがたいと思います。私も同感です。つまり志賀小学校もうまいし、七小もうまいのです。そうするとやっぱり玉ノ岡、さらに中学で完成するわけです。菅谷小もいいです。音楽会、全部参加したわけではないのですけれども、例えば菅中を例にすると、3クラスこれやりますとどこが一番だかわからないそうです。クレームがついてしまうのです、やっぱりいろいろ見方が違うから。そのくらい接戦しているということは、音楽に対する関心、また意欲、またクラスが一致団結になる。ピアノ弾く子はピアノ弾くなり、

また生きがいを持ってやるわけです。だから、教育の中に、2学期でございませけれども、音楽会をやって盛り上げているというのは、両中学校での目標の一つに入っています。

音楽は、歌を歌うこと、聞くこと、弾くこと、全て感性にかかわりまして、心豊かな児童生徒の育成に役立っていると思います。それを、こういう目標の重きの中に入れてありませんけれども、一つ的手段としてこれは教育に欠かせないことだということで、今後も一層充実していくよう指導してまいりたいと思っております。

そこで、これは28年度の第2回の定例会だったでしょうか、佐久間議員から嵐山町の教育大綱についてご質問がございました。その中で、答弁をした中で、今後教育大綱を生かして、クラスで、全校または教室でその文を朗読してみたらという発言をさせていただきました。その後、やはり嵐山憲章、町民憲章がいろんな場面で、皆さんご存じのとおり、町でも行っていただいておりますし、しかし学校ではなかなかそういう機会がないということで、この嵐山町の町民憲章と、それから人材育成、教育ビジョン等を合体した教育大綱を参考にして「嵐山町児童生徒の目標」というのをつくりました。これは、平成28年の11月30日に最終決定です。町長さんにも最後に見ていただき、一部修正いただきましたですけれども、ちょっとこの5つを読み上げたいと思います。最初のほうは全て嵐山町の町民憲章です。

嵐山町児童生徒の目標。一、自然を守り、環境を整え、緑と清流を愛する人を目指します。一、文化を高め、スポーツに親しみ、世界に羽ばたくグローバルな人を目指します。一、仕事を愛し、働くことに誇りを持ち、豊かに生きる人を目指します。一、年寄りを敬い、技術心を身につけ、たくましく生きる人を目指します。一、決まりを守り、共に助け合い命を大切に人を目指します。

この5つを嵐山町の児童生徒の目標という形で、折に触れてクラスで、また全校で言い合うもいいのではないかとということで、既に12月からこれを実施、実践しております。これを額に入れて一応掲げてあるのですけれども、全てこれは強制ではありません。学校の主体性に任ずということで校長会等でも了解いただき、これについては約3カ月練りました。最終的には無理のない言葉、わかりやすい言葉、事件もありましたから、命を大切にという言葉も入れさせていただきました、これ町長さんの強いご意向がございまして、いいことだろうということで、この5つを一応大きな目標ではないのですけれども、児童生徒の目標ということで、学校でも今年度から朗読していくと

いうことで進んでおります。

以上、連絡させていただきました。

○畠山美幸委員長 次に答弁、2番、安藤副町長。

○安藤 實副町長 3番目の嵐山支部の補助金についてお答えをさせていただきます。

29年度の各補助金につきましては、補助金の適正化委員会を開催をいたしまして、補助金が補助要綱にのっとって適正に執行されたかどうか、そういったことを中心に調査、審議をいたしました。その中で、嵐山支部の補助金については、特に過去の執行状況、領収書等も確認をして、適正に執行されたかどうか重点的に調査をしました。その結果、いずれも適正に執行されていると、補助金の要綱に基づいてしっかり執行されているということが確認をできまして、前年度と同額の金額を予算に計上した次第です。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 私のほうからは、4番目につきましてお答えさせていただきます。

渋谷委員さんの質問にありましたように、ゼロ歳児、これは母乳で育てるのがいいというお話ありましたですけれども、私も同感でございます、個人的にはゼロ、1、2歳児ぐらいまではお母さんが育てるのが一番いいのかなというふうにも思っております。現状は、ゼロ歳から保育所に預けて働きたいという方が多いのが今の現状かなと思います。

また、ゼロ歳児の子供の遊び場、これにつきましてご質問があったかと思うのですが、今現在こども課のほうでゼロ歳児に対しての遊び場的なものにつきましては嵐丸ひろば、これはゼロ歳児も受け入れておりますので、そういった場所があるということと、あとレピ、今年度やっていますレピ、これにつきましても年齢制限ないレピというのも平成27年度につきましては44回、そういったレピが開催されまして、ゼロ歳児の参加というのが165名でございます。また、今年度はあと4回ちょっと残しておりますですけれども、61回開催しまして、ゼロ歳児の参加が167名の参加をいただいております。レピも毎週1回程度開催でございますけれども、遊び場としては嵐丸ひろばとレピ、そういったことになるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 石井健康いきいき課長、4番ですね。

〔「5番」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 失礼しました、5番です。

○石井 彰健康いきいき課長 5番についてお答えをいたします。

予防接種の回数についてですが、予防接種法に基づきまして対象疾病、対象者及び接種期間などが定められていますので、今後におきましても法に基づき行ってまいります。

また、副反応の報告等の取り扱い、注意事項につきましては、医療機関にも周知を図っております。また、保護者に対しましてもホームページや予防接種についての冊子を配布し、周知をしているところでございます。なお、今までに町には副反応について報告はございませんが、仮に健康被害があった場合には迅速に対応してまいります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からは6番目の女性の流出を防ぐ方法として、若い女性が意見を出せるような方策、こちらについてのご質問に対してお答えをさせていただきますと思います。

ご案内のとおり今年度、平成28年度第3次の男女共同参画プランを策定のほうをさせていただきました。このプランの中には、基本課題として6つ掲げてあるわけでございます。その中には「政策・方針決定過程における男女共同参画」、こういったものも掲げさせていただいております。この中身については、1つ目といたしましては、「町政に対し女性が政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、各審議会等の女性委員の割合を高めます」と、こういった課題を上げているところでございます。平成28年4月1日の審議会等の女性委員の比率でございますが、前年度に比べて若干でございますが1.6ポイント増の29.5%、こういった率になっております。目標といたしましては35%というものを掲げておりますが、こういった目標に向かって、さらに一層取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、町では、現在でもそうなのですが、町民の声であるとか、あるいはメールで町民の方から声をいただく、こういったことも継続して行っております。こういったものを活用して、多くの町民の皆様方からご意見等いただいております。いただいたご

意見等については、課長会議等々で情報の共有を図っているということも行っております。

また、今年度、平成28年度に町政モニター制度を改めさせていただいたところがございます。募集のほうを行っておりますが、なかなか応募される方がふえない中においては、若干応募いただいているわけですが、現在の状況を見ますと、かなり若い方が応募いただいていると。この一つの理由としては、スマートフォンから応募ができると、こういった手法も取り入れてございます。やはり若い方が意見を出しやすい環境づくり、大変重要なことというふうに思います。こういったことも一つの方法として考えて、今後もこういったことに取り組んでまいりたいと、このように思うところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 7番目につきまして答弁求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

委員にご心配をいただいております。本当に希望の職員が県から派遣できるのかということでございます。

こちらにつきましては、申請の段階が2段階ございまして、まず10月にこういった県からの職員派遣を希望する場合には、地方課、市町村課を通じまして希望を出します。そういったしまして、市町村課から各希望する部署に照会がありまして、その部署で出せるという回答が来ますと改めて市町村課から各市町村に本申請を出してくださいということで通知が参りまして、嵐山町のほうではその2名の派遣については、それぞれの部署で了解が得られたので、本申請を出してくれという連絡がございまして、2月の22日に本申請を出したという経過でございます。また、それについての誰という、今協議をしている段階でございまして、その決定はしたということはまだ聞いておりませんが、近々あるものというふうに考えております。

それから、県の技術職の人数については、申請段階でははっきり申し上げて人数を数えて申請をしたわけではございません。委員のご質問いただきまして、今急遽一生懸命勘定いたしまして、県土整備でございまして、こちらの県土整備部、こちらには各いわゆる東松山市の県土整備事務所、こういったものも全部、支所といひましようか、そういったものも含まれていますが、技師というふうに言われるものにつ

いては380名技師ということで登録がされております。なお、本課、県庁内にあります本課の中で主査以上ということになりますと、82名というふうに今名簿では出ております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、8、9の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、8のほうですが、イノシシが何頭、アライグマが何頭生息しているかということでございますけれども、彼らのテリトリーですとか、あるいは他の市町村へまたがる行動半径を考慮すれば、容易に実態の正確な把握は困難であろうかと考えます。

ところで、基本的な考え方に戻りますけれども、特定外来生物対策については、日本の野生動物の生態系へ割り込んできたアライグマを、これを根絶するというのが目標に実施をしている対策でございます。しかしながら、捕獲頭数の推移、近年の推移を見ますと、減少しているとはなかなか言いがたい現状があるというふうに考えております。

一方でイノシシにつきましては、本来人間の生活圏と彼らのテリトリーが異なることを前提に共存をしてきた在来の野生動物でございます。したがって、捕獲は最低限度にとどめるのが原則となります。根絶するための対策ではございませんので、捕獲による頭数減少と、それから彼らの生息場所、行動域を本来の奥山に戻すことで農業被害がなくなれば対策の目的を果たしたことになるかと考えております。そのための対策を講じる計画でございます。

次に、9の質問でございますが、資源の再生利用、循環型社会の推進には、現在でも技術的な課題が大きいのしかかっておりまして、再生利用のための処理経費が高額となるため、費用対効果の面で実施に踏み切れないものが少なくありません。一自治体の努力で解決できる課題と、国家レベルでそのための諸環境整備を進めなければならない場合とが混在しているというのが現状でありまして、自治体や地方公共団体ごとに、その置かれた状況に合わせて講じる対策が異なる面を見せているというふうに認識をしております。

先ほどもお答え申し上げたとおり、当面は今の方法が費用対効果を考慮して効率的であり、将来的にはより環境によい方法を採用するにしても、克服しなければならな

い課題があると、そういう認識でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、10個目の地域コミュニティーが崩れており、行政からの仕事を行う今の区長制度でよいのかと、につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

とかく人間関係が希薄になりがちな昨今でございますが、だからこそ地域のコミュニティー、こういったものをしっかりつくっていくということが大変重要だというふうに思います。今の区長さんというのは、委員さんがおっしゃるように行政からの依頼事項、こういったものを行っているだけというふうには私どもは全く考えておりません。一つ例を申し上げれば、地域コミュニティー事業、こういったものを多くの地区でやっていただいています。この事業に関しましては、それぞれの区のいろんな独自の発想、地域性、こういったものを考慮して地域独自で、やはり人間関係を構築していきましょう、地域コミュニティーをもう一度しっかりしたものにしていきましょうということで、いろんな取り組みをしていただいています。

昨年だったでしょうか、菅谷のある区で、本当に高齢の方から小さいお子さんを抱えた若いお母さんたちが、一堂に会するふれあい祭的なものを行いまして、私もそちらに呼ばれて参加をさせていただいたのですけれども、本当に小さなお子さんがたくさんお見えになって、高齢の方からは、「この地区にこんなに子供がいたのか」と、こういった声も聞かれました。本当に1日皆さん楽しく過ごしたということがあります。こうしたことをやはり続けることによって、顔が見える関係ができてくるというふうに思います。当然顔が見えれば、やはり意見も出しやすくなる、こういったことがあろうかと思えます。こうした一つ一つの事業等と、こういったものを積み重ねて実施をしていくことによって、地域コミュニティーが構築されるのだというふうに思います。

区長さんというのは、やはりこうした事業の中心的な存在であると、やはりその地域を区長さんの力で引っ張っていただくと、こういった本当に大切な役割があるというふうに思っております。委員さんのほうでは、2年任期等と、こういったこともお含みなのでしょうかけれども、区長さんに対して2年任期のお話をさせていただきますと、本当に皆さんわかっていただけます。「必要だよな」ということでおっしゃ

っていただきます。ですけれども、個人としてはわかっていただいても、なかなかその地域に戻れば地域の考え方、やはり昔ながらの考え方があると、そういったはざまに立って確かに区長さんご苦勞されているのだなど、本当にこのように思っています。

以上です。

○畠山美幸委員長 2番目の質問に対しまして、町長答弁ございますか。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 学年費関連についてお答えをさせていただきます。

町長の考え方ということでございますが、教育長さんのほうから細かい教育費関係の答弁をしていただきました。その中で、委員さんの教育観をいろいろ聞かせていただきました。それぞれお考えというのはみんなあるわけですが、そういう中で、貧困対策について25条とか26条とかという話が出ました。

〔「26条です」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 そういう状況でありますので、これは国の問題でして、嵐山町では先ほどから話しているように、要保護、準要保護ということで国の政策にのっとって必要な方には対応をとらせていただいている。そして、教育の内容については、教育長さんおっしゃったような状況でさせていただいているということでございまして、教育観、幸せ感の話もありましたけれども、幸せ感、それから学力の向上というのは、両方相並び立つものではなくて、両方が共存関係にあるわけですので、そういう形で教育も進めなければいけませんし、それからもう一つ、これだけは言っておかなければいけないと思いますが、先ほど川口委員さんにもお答えしたように、見えない貧困対策、これについてはやっぱりしっかり注意深く観察といいますか、していかなければいけないなど、それがどういうことなのかというのを、そして町でやるべきことは、国で決められた内容に沿って、しっかりとそういうものをしていくということだと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 嵐山町の教育の目的及び目標についてですけれども、いろんなことを話してくださっているのですけれども、私は基本的にいかに主体的な人間を育てるかということが大切で、主体的な人間を育てるために教育費の無償というか、ある程度の義務教育に関しては、なるべく負担が少ないというか、ほとんど負担がない形で

ないと、主体的な人間を育てるために学校教育にかかるお金でない部分というのは、家庭教育でやっていくわけです、主体的な人間を育てるときに。その部分に関しては、受検資格だとか、そういった形で個人が支払ってもいいと思うのです、ほかのものに関して。

でも、学校、これ一度に言うとも重なってきますけれども、学校教育、義務教育の部分に関しては、公費で負担するのが原則で、その部分ができているから、それを公共の福祉の向上という形で、嵐山町もやっていかななくてはいけないし、国もやっていかななくてはいけない。その部分を削減して、それも何か私は何でこんなことを言うのだろうと思ひながら、こんなすばらしい政策を、医療費の部分を削減して、そっちに回すためにそうしたお金を持ってきたというのではなくて、実際に嵐山町はこんなにすごい仕事をしているのだということをPRしていけばいいのに、それをわざわざそういうふうなことに引きかえていくものだから、おかしなことになっていって、嵐山町本来これだけの義務教育に対して無償、嵐山町は補助、援助していますという形が公に本当に誇れるようなものをどんどん勝手に消していくというのですか、そしてそれも何かわけがわからないかどうかかわからないですけれども、民間に塾を委託するという形に変えていくというのは、私は問題が多過ぎると思うのですけれども、なぜそのところに公教育の本来の趣旨をやろうとしないで、学力向上だ、それも民間に委託するという形をとっていくのか伺いたいと思います。

私は、これは義務教育段階だと、地域の方たちが応援すれば、十分子供たちの力を蓄積していくことができる。3年生、4年生の算数というのではなくて、子供の学力向上のためには、今鶴ヶ島市でやっているのですけれども、放課後子ども教室みたいな形ですけれども、それに高齢者の方が入って行って子供の本の読むのを聞いてあげる。そして、算数の1枚のプリントを、丸をつけてあげるという形が続けられたら、それで十分やっていけることではないかなと思うのです。そのほうが子供と各地域の方との関係性ができて、関係性をつくっていく力ができていく。そこが一番大切なことなので、アクティブラーニングというのは、結局主体性を出して関係性をつくっていく力です。

日本の子供に欠けているのは、関係性をつくって、自分で発表して、意見を出していくことが欠けているのが、その問題点だというふうに指摘されて、国はバカロレア編入試験ですか、それをするようになったのです。そういったことを踏まえた中で、

これをやめて塾費にかえていくということに、それもどういうふうな意味があるのか、私はこんなにいいものを、何で嵐山町はわざわざやめなくてはいけない、それでほかのところに経費をかえていくのだらうという非常にもったいない、政策としてはもったいないと思います。その点について伺います。

〔何事か言う人あり〕

- 渋谷登美子委員 今のことで、足したいことがあるということですか、答えに、そうではなくて。
- 畠山美幸委員長 はい、大丈夫です、どうぞ。
- 渋谷登美子委員 そうそう、だから手を挙げられたから。
- 畠山美幸委員長 答えようと思っていただいたのですけれども、まだ続きがありそうですから、質問の。
- 渋谷登美子委員 それで、嵐山町の状況ですけれども、格差の状況なのですけれども、嵐山町はそんなにいいほうではないです。埼玉県が、要保護が11.92で、嵐山町が11.6なのですけれども、準要保護の児童生徒率。そうすると、嵐山町ってそんなにいいほうではないなと思うのです。埼玉県が11.92で、嵐山町が10.64、嵐山町の就学援助率というのは12.13%です。それで1人当たりの地方税が150万円です、というか仮説なのです。だから、決していいほうではない。

なので、実際に嵐山町というのは、多分北部のほうとすると決していいほうではなくて、それを何とかして子供たちの教育費に、ある程度教育費と、教育額というのはやっぱりお金で計算されるものですから、その部分を出していく必要性はあると思うのです。それを考えると、今の町長の方向性というのは私は間違っていると思います。

今後の人権政策についてですけれども、これは補助金適正化委員会でよしとされたということで、今までの補助的適正化委員会がよいとしたと。で、人権政策と補助金です。部落解放同盟にかかわる補助金が、この人権政策でどういうふうに位置づけられているのか伺いたいのです。部落解放同盟の嵐山支部45万円というのは大きな金額です。ここのいろんな団体から見て、そしてやっていらっしゃることというのが研修会に行くとかそういうことです。上部団体へのお金の負担金を出すという形であったり、本を購入したりとかそういう形です。今現在、かつてだったらいいのです。かつてだったらそういうふうな補助金があってもいいと思うのですけれども、今現在の状

況というのは、そういうふうな補助金を出して、そういった活動をしていただくという状況ではなくて、ご自分でご自分の問題を解決するというか、そういうふうないろんな差別の問題があります。

沖縄の問題や、それから福島あのいじめの問題、そういった問題もあるのに、なぜここにだけ嵐山町はこのことに、人権の問題でこれだけの金額を使っていかなくてはいけないか。適正化委員会というのは、そういうふうなことに対しての問題を考えていく必要はそろそろあると思うのです。前は裁判をして、このところが問題があるというところを切りました。だけれども実際に、政策上に、それが本当に今の嵐山町の状況とか、国の状況を見ていて、公正性があるかどうかというところを聞いています。大きな問題ですよ、これ。

すみません、それから次です。埼玉版のネウボラについて、今お母さんたちがいるというのは、レピとかそういうところで、実際にもっとたくさんの方がいらっしゃるわけです。自宅では94の方がゼロ歳児がいて、そして参加者はゼロ歳児が165人、多分1週間に1遍という形で165人で、28年は167人で、実際にそれほどそういうふうなところに行きたくない方もいらっしゃると思うのですけれども、遊び場というか、今ゼロ歳児の持つお母さんたちというのは、外から来たのほうが多いので、そういった子供を通じてお友達をつくっていくという形が非常に大きいのですけれども、そういった場をもっと提供していかなくてはいけないと思うのですが、この部分ではやはりちょっと少ないのかなと思うのですが、その辺についての考え方を伺います。これは、29年度の埼玉版のネウボラを構築するに当たって、本当にもう少し身近なところに遊ぶ場所とか、相談員がいるということが必要だということで、その点について伺います。

予防接種については結構です。

それから、若い世代の流出とか、若い女性の流出を防ぐための方法としての子育て支援策を伺うという形で、その中で今あるものというのは、町民ホールを開放して、そこに遊び場をつくってくださいというのは、お母さんたちの意見だったと思うのです。それ以外に、お母さんたちがどんなふうな希望を持っているとか、若い人たちがどんな希望を持っているか、そういったことは何う場所というのはあるのですか。すごく問題が多いなと思っているのは、若い世代がスマートフォンなんかでモニターとして応募してくださるというのは、とても匿名性もあってやりやすいことなのかな

とは思うのですけれども、今の若い女性というのとはとにかく意見を出すと、何か言われるのではないかという思いがとても強いみたいです。だから、匿名性というのがとても必要なのだけれども、その匿名性をもって意見が出せるような形というのは、なかなか難しいなと思うのですけれども、匿名性がなければ意見を出せない状況に嵐山町があるということが逆におかしいのですけれども、そういうふうな状況であるということの認識について伺いたいと思います。

7番目ですけれども、職員の派遣についてですけれども、今の嵐山町のポストです、私、広報の部分をおろしてきてきたのだけれども、これだと上下水道課と、それからまちづくり課と、それから企業支援課と、もう一個環境農政課とが一緒に机を並べて、そしてその真ん中か何かに技官の位置がないと、技官というのはポストを据えないといけないような形で、副町長のお隣ぐらいの形の位置づけです。そして、それというのは仕事、任務自体を見ると副知事の任務です。今の県レベルでいくと副知事の任務になってくるように思うのですが、そういった方が県の中にいらっしゃって、それでいるということなのでそれで応募、応えてくださるといふふうなご返事があったということなので、これは副知事さんがこちらに出向なさるといふことなのか、そして机の配置などどういふふうを考えていくのか、実際に埼玉県にこんな方がいらっしゃるのですか、県の職員の中に、それを伺います。

8番目なのですけれども、イノシシの捕獲については30頭で行動域をやっていくと。アライグマについては、根絶できていないので今年度と同じくらいという形なのですけれども、実際にイノシシを考えて、イノシシを野生生物として保護していく場合に、どこにすんでいるかというふうな形の行動計画とか、性質を、イノシシの性格をはっきりと知る必要があると思うのですが、それについては猟師さんをお願いするのではばらくお待ちくださいと、見守っててくださいというご答弁でしたけれども、前回一般質問で、それだとこの形はできないです、行動域がどこにあるかというふうな形。それを29年度は、本当はやっていかななくてはいけないのですけれども、見守るという形になっているので、その点について再度お考えを伺います。

9番目です。これに関して言えば、今の形がベストで、中部支援循環組合でこれから燃していくのがベストだ。そして、その中に生ごみと剪定枝を入れて、最終的にはプラスチックも入れていくということです。それが問題だからというふうな形で言っていて、そして循環型社会には反しているでしょというふうに言っているのですけれど

ども、それは今の現状では広域的に仕方がないというふうな形でのお話だと思うのですが、すけれども、私は総合振興計画の上に本来ならば環境基本計画はあるべきだと思っているのです。ですけれども、総合振興計画の下に環境基本計画などが置いてくるので、財政が主になってくるのでそうなるという。今、日本とか地球の将来を考えたときに、この形では難しいです。そしてこの環境問題について、住民の方に問うという環境審議会の開催とか、そういったものは全くされていないのだけれども、その課題を嵐山町は少なくとも住民の方に審査してもらって、審議してもらおうような形というのはとれないのかどうか伺いたいと思います。

10番目です。町政の住民参画のあり方についてですけれども、私自身がこれで質問しているのは、区長制度のあり方について、町から区のほうに2年の区長制度をお願いしているわけですが、それというのは区の自主性を妨げる形になっていくのではないかなと思っています。それは、区を運営している人たちにとっては、ずっと長い形で区を運営していただければ、行政にとってはとても便利なのだと思うのですが、そのほうが。だけれども、区の側の人にとっては、それが迷惑なことがあると思うのです。特にこれからは高齢化社会で、区長制度にも女性にも入って行ってもらったりしなくてはいけないときに、こういう形で2年間をお願いしますというのをやっていったら、区長さんに女性というのは入ってこないです。

そのところが問題で、町政の住民参加のあり方というのは、今までもそうですけれども、何回も言うようですけれども、意見が対立しているというか、町長のほうと私との考え方が全く違うので、仕方がないのですけれども、これは住民参加を求めているんです。自治基本条例をつくってくださいというふうに言っているけれども、それさえもやっていこうとしていないので、上からの押しつけ行政がこれから始まっていくというふうに、これは戦争の足音が聞こえてくるときに、こういうふうに地方自治も変わってきます。それが言われているので、ここのところを言っているのですが、その点について伺います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

1番と2番につきまして、あわせての答弁を小久保教育長。

○小久保錦一教育長 先ほどは失礼いたしました。

渋谷委員さんのお考えになっているアクティブラーニングという言葉が出ましたですけれども、これは中教審がフレーミングをしまして、一時アクティブラーニングとい

う導入を提言していたのですけれども、今回2月の発表ではアクティブラーニングは括弧書きになってしまいました。だから、表現をそういうふう括弧書きにしたということは、国のほうでアクティブラーニングという言葉は一応括弧にしている。理由は新聞でも出ていますけれども、定義が多様で混乱を招くとしてこの言葉の使用を見送ったと。ただし、小中学校の各教科で、意見発表や討論を重視した主体的、対話的で深い学び（アクティブラーニング）なのですが、これを新しい学習指導要領から導入してくださいと。

きのうも申し上げましたのですけれども、3年後の2020年に向けて今アクティブラーニングの考え方を、本町でも今年度は夏季休業中に教育事務所から指導主事と呼んで、どんなアクティブラーニングができるかということ、既に町内の小中学校ではそれについて授業を行っておりまして、今年度のまとめが出ております。これは、まだある意味で今までない新しい学習指導に対する先行的ないわゆるトライでありまして、これを十分やりながら、新しい指導要領が出たときには、一層進化していこうという考え方でございますので、またこれらの3年ぐらいの間の各小中学校の授業に対する取り組みについては、期待していただければと思います。なお、ここに嵐山町ではICT教育を導入しておりますので、ICTを使ったいわゆる深い学びを今後導入していくことで現在進めております。

それと、いろんな立場の児童生徒に、希望制で学習塾的なことをやるというのは別問題です。これは、教育は学校のほう、例えば夏季休業中とか、春季休業日とか、あるいはふだんの曜日、全てではございませのですけれども、補習、補充授業を行っております、学校では。ややもすると遅れがちの子には残っていただいて教えたり、1対1でやったり、そして先生と児童生徒がそれに対して努力をしながら、わからないところについて学習をしている形態をとっております。

町内のある小学校ですが、朝の自習の時間に、保護者の代表の方と、町民のある方が来て、一緒に子供と勉強している例もございます。これは先ほど渋谷委員さんおっしゃってくれた一つの形です。全ての学校でやっているということではありません。これらを今後どういう形で伸ばせたらいいかということについては、今それぞれの学校で検討しています。菅谷中学校では、3年生はもう2学期以降部活動はございませんから、朝自習という、「朝練」のかわりに「朝勉」という表現を使って、これは3年生のほとんどの生徒が朝早く来て学習をします。そこに先生がいるときといないと

きがあるようでございますけれども、そうした時間を設けて、できるだけそういったところに指導が加わるような形で進めている学校もございます。

しかし、これはまだそれぞれの学校でできる範囲でやっていただいているところがございますので、そういった形で授業の中心は学校での教育です。そして、今町が考えているのは、先ほどもございましたとおり、土曜、日曜日に行おうという考えからですから、少年少女がスポーツに今土曜、日曜に行っている方もかなりいるわけです。そういった子もいるわけです。今度この学習を入れたときに、どの程度の子が参加するかというのは、今スポーツをやっている子だって勉強もしたいわけですから、そこで迷う者も出てくるのではないのでしょうか。そこで、どういう形がいいかというのは、これから検討していくわけでございますけれども、そういった中で25%ぐらいの子がトライしてくるのではないかなというので予算計上しているわけです。

この中には当然貧困と思われる家庭のお子さんもいらっしゃるでしょう。学習塾へ通っていない方もいるでしょう。そういった子も、希望制ですから、家庭で考えていただいて、どうぞ参加してくださいという門戸を開いたということです。まだやっていません。どういうふうにやっていくかについては、これから教育委員会といたしましても、教育委員会の職員だけで決めることではありませんので、こども課長が申し上げましたとおり、これについては今後委員会を開いていろいろな人の意見を聞きながら、どれが一番いいかという形を考えてあるところをお願いすると、こういうことでございますので、場合によればグループ学習でやるのもあるでしょうし、1対1もあるでしょうし、全体もあるでしょうし、それはわかりません。子供の希望に応じてどこまでできるかというのが、この土曜日、日曜日を使った学習でございますので、それらについても町としては導入していきたいという考えで今進んでいるわけでございますので、その辺のところをご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、安藤副町長。

○安藤 實副町長 嵐山支部の補助金だけが人権政策なのかと、公平性はいかにと、こういうことでございます。法律が、去年の暮れに新しくできたという課長のほうから答弁申し上げましたけれども、そこに今お尋ねのような内容のことが書かれています。

国は、部落差別の解消の推進に関する法律、初めて部落差別という名前を使った法

律をつくったのです。それは、現在もなお部落差別が存在するということが国が認めているのです。この解消のために、国と地方公共団体の責務、これも法律に定めました。地方公共団体の責務とすると、部落差別の解消をするためのさまざまな施策、教育、啓発、相談あるいは実態の調査、こういったことが法律に位置づけられました。したがって、嵐山支部の補助金も人権対策費に計上してありますけれども、それ以外の教育、啓蒙、啓発活動の予算も、予算に計上させていただいております。

なお、この補助金につきましては、公平性という点よりも、地方自治法に基づいて公益性、これを公益性があるという判断のもとに補助金を計上させていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 私のほうからは、4番目に関しましてお答えさせていただきます。

子供を通じての、お母さん方の交流の場が少ないのではないかと、あとは相談関係の場が少ないのではないかとといったようなご趣旨かなと思うのですが、それにつきましては今までも答弁をさせていただいておりますけれども、来年度子育て世代包括支援センターの検討を始めまして、できましたら30年度あたりから始められるといいというふうには思っておるわけですが、このセンターができますと、妊娠期からの切れ目のない支援をしていけるというふうに考えておりますので、妊娠期から、子供ができてからもずっと交流の場というのがさらにふえたり、あとは相談というもの、ずっと同じ人と相談事ができていけるということになるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、私から6番目のご質問です。

町に意見を寄せるのに匿名性が確保されているか、このような趣旨かというふうに思われます。先ほどもご答弁させていただきましたが、町では町民の声、これはこういった紙にご意見を書いていただいて、町が用意した箱に投函をいただくというものでございます。あるいはメールで意見をいただいております。そういったものについては、当然匿名でお受けをさせていただいております。

現に寄せられる多くのものは、実は匿名になっておりまして、その内容的には、例えば図書館を利用したときにこういったことがありました、改善を要望しますとか、嵐丸ひろばでこういったことがありました。そういったものについては、ほとんどが匿名です。このような形で、町ではいつでも町民の皆様方から、匿名であろうが、記名であろうが、ご意見はいただく体制は整えている、このように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に……

〔「10番」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 10番も一緒にお答えいただけますか。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 失礼しました。それでは、10番の区長制度の関係についてお答えをさせていただきます。

2年任期にすることが地域の自主性を妨げるのではないか、このようなご質問かというふうに思います。過去に女性の区長さんというのは、私が調べた限りですと3名ほどいらっしゃいました。今年度は、女性はいらっしゃらなくて、その区長を補佐する立場として、区によっては区長代理という制度も設けておりまして、代理さんどうかというふうには実は調べさせていただきましたら、2つの区で女性の代理さんがいらっしゃいました。そのような形で、全く女性が区の運営に参画をしていないのかということではないというふうに思いますし、まして1年ではなく2年、複数年やることが、その区の自主性を妨げる、私は逆にかえって自主性が高まるというふうに思っています。

区長さんを経験されている方にお話を伺いますと、1年のところは「やはり1年やってみてやっと区長の仕事がわかったよ」、こうおっしゃるのです。そういった方は、「もう1年やれば自分でもやりたいことがあったよ」、こういうふうにおっしゃいます。やはりこうしたことからして複数年、条例に定めているからということも当然ございますが、複数年任期を務めていただく、これは町にとっても、地域にとっても好ましいものだと、このように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 まず、技官の迎えて、どこに席を設けるかということでございま

すけれども、現在では1階に席を設けたいというふうに考えております。

そういたしましてこの技官、これを今回県からお招きをする、派遣をお願いするということについては、一番最初にちょっと申し上げましたように、今現在嵐山町が今後さまざまな都市計画道路、工業団地の拡張、武蔵嵐山駅の周辺の整備、こういった実現をしていかなければならない課題、これに対応する技術職員のいわゆる育成、こういったものが非常に重要であるというふうに考えているところでございます。そして、今回の技官に求めるもの、これは技術系部局の業務に関して複数の課に対し横断的な職員の指導、監督を行っていただくこと。それと同時に国、県とのパイプ役といましようか、そういった役割もぜひ担っていただけないかというのは、これ希望的なところもございますが、そういった役割を期待しているところでございます。こういったことをお願いをし、これに対応できる職員を県では派遣をしていただけるという今協議の内容になっておりますので、そういった職員を派遣していただけるものと期待しております。

そういたしまして、この職員に何をやってもらうか、目的はそういうことでございまして、先ほど渋谷委員から県の派遣の職員の反省とまいましようか、ちょっと失敗的なことをご紹介をいただきましたが、まず県から来ていただいた職員に、その実力を十分発揮していただいて、そして活力を持ってこの2年間を過ごしていただく。そして、町の施策を十分に理解していただく。そのためには、おいでいただいた職員と十分に話し合いを持った上で、どのような役割でどのような指導していただくかというのは、さらに決定された段階で、その職員との同意の中で、協議の中でさらに詰めていければいいというふうに考えているところでございます。

○畠山美幸委員長 8、9についての答弁を植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、8のほうでございしますが、イノシシの捕獲30頭につきましては、必要最低限の限定的な有害獣対策ということで計画しているものでございまして、野生生物の保護の対策ということで実施するものではございません。したがいまして、生息あるいは生体についての調査を行う予定は現在のところございません。

9のほうでございしますが、中部資源循環組合のやり方、これにつきましては将来的な、将来に向けての課題がないというよりも、あるというのは承知をしております。その上で、現時点でベストな方法で実施をするというものでございます。

それから、環境審議会でございますが、こちらにつきましては現在の計画が示されている中に、さまざまな諸課題も整理をされているというふうを考えておりまして、今後計画の見直しあるいは変更が必要になったときに、会議を開き諮問をするということでございます。この審議会は、当然住民の意見を反映する構成となっているということでご承知おきをいただければと思います。

以上です。

- 畠山美幸委員長 次に、青柳賢治委員、どうぞ。
- 渋谷登美子委員 すみません、2番は町長が……
- 畠山美幸委員長 さっき町長にと言ったのですけれども、さっき小久保教育長が言って……
- 渋谷登美子委員 教育長ではなくて町長にと言っているのに、町長が……。すごいね、町長は、偉いよね。
- 畠山美幸委員長 町長、答弁いただけますか。
- 岩澤 勝町長 はい。
- 畠山美幸委員長 2番。
- 岩澤 勝町長 もう一度、同じことをお答えさせていただきます。

学年費、これはいろいろお考えを問いただしていただきましたけれども、貧困対策費というふうに捉えているのか、教育支援費なのか、セーフティーネットの一部分というか、そういうような感じで捉えているのか、25条とか26条と言っていましたよね。それでこれは国が金を出してやるべきだと、教育は無償なのだからやるべきだと、だけれどもやっていないからというような話で、国のことを町のほうに振ってきているような感じがありますけれども……

〔何事か言う人あり〕

- 岩澤 勝町長 そういう問題ではないのだね。それで、もし国に対して文句があるのだったら、憲法違反がどこにも起きていないのです。だから、国はこのまま今と同じような形を続けていくと思います。それで、そのこの足りないところを、貧困対策なのか、教育支援費なのか、セーフティーネットが不足しているから続けたらいいと言っているのか、何だかよくわからないですけれども、嵐山町ではそういう形で学年費というのは医療費から始まっているのだ。ですので、その医療費が年々使いやすい状況がはっきりしてきている。どんどん伸びている。そういう状況の中で、学年費という

のを続けていくのはちょっと違うのではないか。それで今回見直しをさせていただいたということです。

改めて答弁させていただきました。

○畠山美幸委員長 次に、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私は、今回県からのまちづくり整備課に移譲のある仕事がふえていく中で、機構改革が行われていくわけでございます。この今回の予算については、そのような機構改革がスムーズに進んでいけるような予算となっているかどうかということ。

それから、2点目といたしましては、町長は今回公約を施政方針として挙げていただきました。そういったことが、具体的に遂行していけるような予算になっているかどうか。それは、総合振興計画や長期ビジョンの人口ビジョン等も含めてお尋ねしたいと思っております。

最終的には、3点目は、それらが町民の全般の公平な福利向上の予算になっているかどうかというようなことについてお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

中島総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうから、1点目、2点目、3点目についてお答えをさせていただきますと思います。

なお、大変委員には申しわけないのですが、この3点については関連をしているというふうにちょっと考えておまして、これを含めた総括的な回答に1回目させていただきますと思いますが、ご了解いただきたいと思っております。

まず、この3点のご質問でございますけれども、29年度の予算につきましては、施政方針に示されておりますとおり総合振興計画の着実な推進を行うこと、総合戦略に基づきその掲げた方針に基づいた事業実現化をし、さらにそれを推進をすること、これを予算化するということが一番の目的であり、これがひいては委員ご質問の、嵐山町民の全般の福利向上につながるという信念のもとに、今回予算編成をしたというものでございます。

具体的には、また予算化された事業を、これを確実に効果的に実現に向けて進めていく。このために新たな機構を作成をし、見直しを行った。それに基づく県職員の派遣、あるいは任期つき職員の採用、こういったものを12月議会でお願いをし、新年

度予算の進捗を、スムーズかつ確実に実現するというもに行ったという考え方でございます。なお、この具体的なこの事業の内容につきましては、種々この予算の審議の中でもご議論いただきましたとおりでございますが、再度のことになりますが、改めて例示的に申し上げさせていただきたいと思っております。

例示的に申し上げますのは、総合戦略について3つの基本方針を定めております。ご承知のとおりでございますが、まず第1点、活力と生きがいを創出すると。これについては、具体的には雇用をつくる、あるいは人の流れをつくるということが推進目標になっております。こういった事業に対しまして、情報発信の充実を図るために、デジタルサイネージのコンテンツの政策、あるいは任期つき職員としてITの推進のための予算を計上しております。また、地域活性化人材費の補助金として、地域活性化コーディネーターの活動に要する経費を予算化しております。さらには、千年の苑づくり事業の補助金を計上し、ラベンダー園等の創出についての事業を推進していくと。嵐丸塾の運営費の補助金を計上し、新規就農者の300万モデルと、こういったものを実現をしていく。あるいは、地域活力創出拠点整備事業、こちらは予算は土地の借地料でございますけれども、実際には28年度にこの拠点整備事業を補正予算で計上させていただき、29年度はこれを実現をしていくと。それから、さらに申し上げますと、防犯灯のモデル事業、こういったものも地域の活性化につながるというふうに考えているものでございます。

2点目といたしまして、子供たちの未来を創出する。こういった事業を展開をするということを考えております。この中では、不妊治療を行う方への経済的な支援を行う、あるいは今ご議論のあるところでございましたけれども、検定受検料の補助事業の創設、学習支援教室の運営事業の創設、それから今後の子供たちの未来を考えた小中学校適正規模の検討委員会の報償費の計上、あるいは子育て世帯の転入奨励事業の継続、こういった種々の事業を方針として実現化を図っているというものでございます。

さらには、3点目といたしまして、住みよい豊かな環境を創出する。こういった中では、まず1点は町制施行の50周年記念事業といたしまして、この事業を50周年を振り返ると同時に今後の50年を町民とともに作りたい、そのためには町民参加型の記念事業を実施するというので、実施団体の補助事業を創設をさせていただきました。さらには、高齢者の運転免許証の自主返納の支援タクシー、こういったものの実施委

託料、さらには今現在実施をしております高齢者外出支援事業のタクシーの利用助成、これの見直し行って、そういった見直しの予算を計上させていただいております。さらに申し上げますと、こちらにつきましては空き家の活用モデル事業、こちらについても継続をして、さらに環境整備に努めてまいりたい。それから、健康長寿の埼玉モデル事業、これについては3年目となりますが、これをさらに継続実施し、今年度もさらに町民生活の向上に努めたい。また、健康マイレージ事業の負担、加入についても予算化をさせていただいております。さらに言いますれば、里地・里山事業、これの推進を行って、さまざまな環境整備に尽くしてまいりたい。さらに言いますと、スポーツの施設の用地の公有化事業、これは債務負担で設定をさせていただきましたが、総合公園のあるいは鎌形野球場の購入事業、これも債務負担で実施をしてまいりたい。最後になりますが、非常持ち出し用の共同購入事業補助金を創設をいたしまして、嵐山町が今現在課題となっております安心・安全のまちづくりに、さらに自助、共助、公助の推進を図って、安心な町民の住みやすい環境づくりに努めてまいりたい。

このようなことを踏まえて、厳しい中ではございますけれども、予算編成を行ったというところでございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、担当課のほうで1、2、3とさっき出させてもらいましたけれども、一応総体的な形で私もちょっといくかもしれませんけれども、とりあえず1番目の機構改革のことなのですけれども、これ先ほど県からのことが大分心配であるというのは、やはり委員一人一人同じだと思うのです。渋谷委員も大分、かなり詳細について説明求められましたので、これで私もわかりましたけれども、そういう中で新設となっていく課がありますよね、これは子育て支援課でございます。この子育て支援課が、やはりここで誕生して生まれていくという中で、どのようなゼロ歳から18歳までとあるのですけれども、やはりそこに嵐山らしさのようなものが含まれるといいかと思っているのですけれども、その辺について、新設になる子育て支援課を、この予算でございまして、人事は4月になるわけですが、今担当している課として考える、また町長がどのようにその辺のところをお考えになっていらっしゃるのかお聞きできればと思います。

それと、やはり心配になるのは専門的な、県の移譲されている開発許可の関係がございまして。私もまちづくり整備課のときに聞かせてもらったら、副参事が1人入って、

さらには派遣している職員が戻ってくるというような形で、体制的には何とか間に合うのかなというふうに考えますけれども、その辺が一つの新しい嵐山町が、これから事業展開として今後嵐山町移譲されて、これからまた経験と実績を積んでいかななくてはならないという事業だと思えます。その辺については心配な点はないのかどうかということをお答えいただきたいと思えます。

それと、先般全協で説明されました武蔵嵐山駅活性化の10年計画の中に、課長話してもらいましたけれども、事業の推進体制についてということで、総合調整会議というようなことがここに載っております。これについても、組織図的なものはここに載っているのですけれども、現段階でどの程度のことが説明していただけるかわかりませんが、これについてもどのような形をもって町民の福利に資していくのかというようなことをお答えいただければありがたい。

そして、私は今回町長の施政方針というのは、非常に見やすく、そしてわかりやすく、ある程度地域でも説明しやすいというふうに私思っており、これはある地域の総会が終わりました。その中でこの施政方針読ませてもらったのです。そんな中で、今中嶋課長が大分細かく説明してくださいましたので、やはりここで取り上げておかななくてはならないのは、町長が日本一の教育のまちづくりということで、今回の一般質問にも2名の議員が、どういうふうな方向へ進んでいくのでしょうかと質問がありました。この点、私もうまく進めていってもらって、そういったことがまた嵐山のいい部分として外にはね返って行って、それがまた嵐山に戻ってくるというような、そういった効果があれば一番いいことだと私は思っていますけれども、その中で今渋谷委員の中でも出ていましたが、私は私の観点でその人づくり、学力向上対策、これは町長が施政方針の中で言っていることです。その中で、学力の向上を図るための少人数制を用いるということでございますけれども、この辺の説明が出ていますけれども、やはり一番狙いとしたいもの、この学習支援の1,000数百万かけるという狙いというものは町長のどこにあるのか。

そして、審議の中でもありましたけれども、学校のこれから人口減少に基づいて子供たちが減っていく、これもなかなか難しいです。そういった中で、これから統合準備を進めていくというような委員会を持たれるということですが、この辺についても一つの埼玉県モデル事業にもなるのではないかと、これからやはりこの進み方が急激なものがあるのだと、図らずも我々まだその辺だろうなと思っているところ

あるのですけれども、これはかなり国だけではなくて、いろいろな研究所が出しているように進み方が出てくる。そういう中で、この辺の統廃合についての町長のお考えについてお尋ねできればと思います。

それと、駅周辺の活性化に関しての、これも施政方針になるわけですが、稼ぐ力、そういったものを今説明もありましたけれども、これをさらにグレードを上げていくとか、加速度的に推し進めていくというようなことについては、どのように、担当課でもいいです、町長でもいいです、お答えいただければと思います。

一応今施政方針の中でも、課長が大分いろんなことをお答えいただきましたので、私としますと今のようなこのことにお答えいただいて、そしてそういったものが全般的に、公正的に町民の福利に資していくのだというふうな形が、私なりには判断していけるのではないかと思いますので、以上のことについて答弁いただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですが休憩いたします。

45分に再開したいと思います。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時44分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。

青柳委員の答弁からお願いいたします。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、子育て支援課に関するご質問でございます。こちらにつきましては、既に一般質問でも佐久間議員からご質問いただきました。その中でお答えをさせていただきましたが、地域支援課の今回の設立に関します経緯に関しては、一般質問でお答えさせていただいたとおりでございます。そして、青柳委員のご質問のように、これを実際にどのような形で活用していくか、これはまずその一つの大きな意義というのは、子育て支援の充実をさらに進めるという目的でございます。そのためには、町民からより一層わかりやすく子供に関すること、子育てに関することとなれば、子育て支援課にご相談をいただいて、そこで一元的な対応が図れるところが一番のメリットかなというふうに考えているところでございます。

その充実のためには、今人事の編成を行っておりますが、さらにそれを充実を図るために任期つき職員、こちらについて保健師等の加入を考えておまして、2名分の任期つき職員の予算化を図ったところでございます。こういったことを含めて、この子育て支援課の充実、そして町民にとってよりわかりやすい組織とするための展開を図ってまいりたいということでございます。

それから、2番目の開発許可の関係について不安はないかというご質問でございます。先ほどから申し上げましたように、県の職員の派遣、これも誰ということとは決まっておりますが、派遣はしていただけるということになっておりますし、既に2人の職員を1年ずつ県に派遣をし、1年目の職員については、この1年間この4月からの開設に向けての準備を進めてまいりました。条例や規則、必要な要綱等についてもほぼ見直しを行って、あとは4月からの体制をスタートさせるということでございまして、基本的にはスムーズなスタートができるのではないかとこのように考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からは駅周辺活性化10年計画の推進体制につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

過日の議員全員協議会におきまして、概要をご説明をさせていただいたところでございますが、この事業につきましてはこの名称のとおり10年計画と、大変長いスパンで構想を練っていくようなものだというふうに思います。こちらに関しましては、今複数の課に関係をするような課題、こういったものについては庁内には調整会議、このような組織を設けて総合調整を行っているところでございますが、やはり長期にわたる事業ということもございまして、こういった既存の調整会議ではなくて、新たなこの事業に特化した組織をつくっていき、この事業を着実に実施をしていく、推進をしていく、こういったことを考えているところでございます。

この推進体制ということで、副町長、技官、企業支援課、まちづくり整備課、地域支援課と、こういったもので組織をしますということでお示しをさせていただいたものでございます。企業支援課、まちづくり整備課については、この事業自体を実施をしていく担当課と。地域支援課については、やはり大きなプロジェクトになりますので、財源の確保、こういったものが大きな課題だというふうに捉えております。こう

いったものを地域支援課も中に入って総合的に考えていく。現在の考えで若干申し上げますと、この事業には国の補助制度、こういったものも活用していくというふうに過日申し上げさせていただきました。限られた財源を使って行う事業でございますので、そういった部分でしっかりこういった総合調整会議の中で検討していただき、進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 私のほうからは、稼ぐ力につきましてお答えをしたいと思います。

この稼ぐ力の必要性については、青柳委員さんもおっしゃられるとおりでございます。嵐山町でもこの総合戦略の中では中核に位置づけて工業、観光、商業、農業、さまざまなところに新たな施策を導入しようとしています。工業においては、もうお話し出てきておりますけれども、花見台の工業団地の拡張をはじめとする新たな産業団地、これをつくっていかうと。商業については今シャッター通り、大変悲惨な状況にある商業、いろんな仕掛けを通じて、例えばラベンダー園、その他観光客の増加等、そこにいろんな仕掛けを行って、要は嵐山町の商業の人たちが意欲を持って挑戦を試みたいと、いろんな商品開発にも挑戦してみたい、そういう環境をつくっていかうと。それに技術的な、財政的な支援を行っていかうと、これが商業です。それから農業につきましては、農業の現状はご案内のとおりでございますけれども、ここで新たに300万モデル、300万の収入を得て、そして新しい農業を展開をしていくのだと。そういう事業も今始まろうとしています。そして、最後には観光ですけれども、嵐山町の入り込み観光客数って30万台なのです。これが隣のときがわ町は100万人、トップは川越市が700万人、秩父の羊山公園、これは芝桜だけですけれども60万人、そういうふうな現状でございます。嵐山町ができるだけ多くの方に来ていただいて、この嵐山町の魅力を感じていただいて、そしてお金を落としていただく。この仕掛けも大変大事でございます。観光に携わる方、商業、農業に携わる方、力を合わせてこの稼ぐ力を嵐山町に発揮ができるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私のほうからは、学習支援の狙いというようなお話がございました。

今いろいろな産業面についたり、ほかの面でもお話をいただきました。全て町おこしといえますか、町を活性化するためにいろんな面から取り組みを進めている。その一つに学習支援、教育の充実という面も考えられるというふうに思うのです。教育、これも一般質問だったですか、森議員からも話ありましたけれども、教育というのが町を選ぶための基準にもなるぞというような話がありました。今までは利便性ですとかいろんな、気候がいい、地盤が安定しているというようなことありましたけれども、先日もある会長さんのところに行ったら、やっぱり今教育というのがどうなのだろうというのが一番、若い者というか、子育ての最中の人は意識をするという話がありました。そういう意味からも、この学習支援、町おこしの中心に据えていくべきだというふうに考えて、取り組みを進めているところでございます。

それから、これは機構改革に関連するところをちょっとお話しさせていただきたいのですが、機構改革というのは人をどう活用するか。そして、これからできるだけ人をふやさないでいくのにはどうしたらいいだろうというようなことで、国のほうで期間の短期任用といいますが、そういう制度をとり、その前には企業のほうでは既に必要な優秀な人材とかあるいは技能、技量を持ったヘッドハンティングですとか、あるいはいろんな形の技術を持っている人を導入をする、こういうのは取り組んでいるわけですが、行政のほうは大変おくれていたわけです。だけれども、社会の進行、あるいはいろんな社会の変化に対応できない、人材を初年兵から入れて指導していくというのは間に合わないというようなことで、国でもこのところこういうふうに。それで町のほうでもこのところこの取り組みを入れました。任期つきの職員の活用、これからはこれを十分にやっつけていかなければいけないと。

それと、少数精鋭、人材活用、研修、スキルアップ、それから意識の高揚、健康の増進、それから何といてもITの活用、これをさらに進めていかなければいけない。それから、仕事の外部発注の研修、研究、これも進めていかなければいけない。情報はこの2月の22日のあれなのですが、総務省では2018年度から地方独立行政法人に窓口関連業務を一括して委託できるような方針を固めた。それで、地方六法改正案は、3月上旬の閣議決定を目指す。もう忙しいのです。こういうようなものがすぐ出てくる。それでこの後下水道の説明をさせていただきますけれども、こういうことなのです。ですので、こういうようなことも含めて人の活用、そして機構をこれからどうやっていくのか、それから人を県から今お願いをしていますけれど

も、そういうようなこともこれから進めていかなければいけないというふうに、機構改革、これが町の役場をどう活気づけていくか、これから50年に向けての大きな課題だというふうに思っています。

以上です。

○青柳賢治委員 適正規模の統合準備。

○畠山美幸委員長 統合準備についてのお答えもできますか。学校の統合です。

○岩澤 勝町長 先ほど課長のほうからもちよっと説明をさせていただきましたけれども、その組織づくりのための予算を計上をさせていただきました。そして委員さんに意見をお聞きをしながら、広くいろんな方からのお知恵をお借りをして進めていく。そして、これもいろいろ忙しいわけですけども、先日埼玉県企画財政部市町村課というところの課長をはじめ3名の人が来てのあれなのですけども、そういったものも含めて町の行財政の再見直し、しっかりそういうところを取り組んでくださいということで、嵐山町ではこういう取り組みをしています、交流センターを一つにまとめました、プールも小中をあれしましたというような、幼稚園もこういう形でやりましたというような話をしましたら、この課長さん、嵐山町は一番進んでいるほうだという話を聞きました。それでそのときをお願いをしたのですけれども、何かやるのには初期投資が何としてもかかってしまうと。それで、これがないと次の一歩が進めないという話をしたら、県でも当然考えていますという話をして、新年度になったらすぐ担当の課長さん方に行ってもらおうと思っているのですけれども、こういう県でもそういうような取り組みを。しかも、これ回ってきているのです。各町村を回ってきている。こういうような状況でいろんな感じの動きが速くなってきて、そういう状況でございます。

○畠山美幸委員長 失礼しました。青柳委員。

○青柳賢治委員 子育て支援課は一元管理ということで、そこにやはり子育てに携わっているお父さんやお母さん、いろいろな方が頼りにするところでございます。それで、きょうの午前中も川口委員からも待機児童の話だとか、私も一般質問させてもらいましたけれども、やはりなかなか行政執行の側は努力していても、追いつかない部分ということもあるわけです。そういうこともしっかり説明してあげるといことも大事だと思いますし、私も今回この待機児童についてはいろいろ本を読みますと、預ける側はどうなのだろうねということを書いている人がいたのです。それは、やはり保育

料にはね返ったり、いろいろなものにはね返っていくのだと。そうすると、やはり負担に変わっていくのだというようなことの形も一つはありなのだというようなことを言っている学者の人もいました。そんな中で、いずれにしても嵐山町にそういう状況があるという中で、担当課として私は一生懸命やってもらっていると思っています。いずれにしても新しい新設された課ですから、それなりの期待等それから出てきますので、いろいろな住民の思いがあるでしょうけれども、それに応えていけるような課になっていってもらいたいということにしておきたいと思います。

そして、2と3の開発関係と調整会議なのですけれども、この辺のところは我々も果たして今まで嵐山の中でこういったケースというのは、さっき渋谷委員がおっしゃったように、開発のインターの云々というときはあったらしいけれども、ある程度特定の目的というようなことであったとは言えますけれども、今回もはっきりしたある程度目的を持っているわけでございます。やはりこれが50年のこれから嵐山が本当に、恐らく嵐山のうまく展開していけるかどうかということは、嵐山の人口、それから嵐山の財政の面、大きくかかわってくるものだと思うのです。そういう中で、とりあえずスタートの場所ですから、ここはやはりうまく発信していかななくてはならない。我々としてもそういう点をこの先々に向けて、役場の若い職員が一生懸命勉強して、それが次の5年後、10年後の嵐山町に生かしていけるような展開ということをお願いしたいと思っていますが、この点についてはもう一回副町長からこの辺のところをお願いできればと思います。

そして、稼ぐ力、これもやはり今なかなか日本の経済の状況がまだまだ中小企業までいかないという中で、どうも日本の生産性が低いのではないかというふうに言っている学者の人もいます。やはりそこは経営者だったり、人の上のトップに立つ人たちのある程度意識なのだと思うのです。そこにやはり、今までやっていてこれだからいいやというふうにおさまってしまえば、そこで終わりなのです。そのところ、今町長が施政方針で掲げているような、先々を考えて動いていくという姿、そこは勇気が要ることだとは思いますが、そういった部分を含めて、今いろいろ諸事業がございます、千年の苑をはじめとして、そういった事業、それを進めていく上の意気込みのようなものを、担当課の課長からお聞かせいただければありがたい。

それと、最後になりますけれども、町長が答弁いただきました学習支援、そして教育施設の適正規模の準備ということ、これは本当に難しい問題だと言ってしまえば難

しい問題なのですけれども、10年、20年後にはどうしてもそこに行き着いてしまう。それを早目に手当てをしていくということは、私は本当に賢明な判断だと思われま。そういう点について、3点になりますけれども、もう一度最後の確認ということで答弁いただければ。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。3点について。

最初は、5年から10年の展望については安藤副町長。

○安藤 實副町長 駅周辺の推進のことなのですけれども、委員さんご案内のとおり嵐山の駅が本当に変わったと。委員さんからもいろいろご指導いただいて、駅前にベンチを置いたりとか取り組んできましたけれども、根本的な嵐山駅のイメージというのが、今回町民の方が一番気がついたと思うのです。町も本気出したのだと、こういうことなのです。嵐山の駅西地区の活性化というのは非常に長い取り組みがありまして、区長さんや議員さんに入っていていただいて組織をつくったり、いろんな取り組みをやってきましたけれども、やはりポイントになるのは、駅前の皆さんが見ていただいた駅の直近の場所に持っている方の動向というか、考え方なのです。これが町とその方と接触を始めたならば、協力をしていただけるような空気ができてきたと。それがまずこの事業を始める大きなきっかけになっています。

それから、観光タクシーの撤退した場所がございました。あそこはあのまま放っておくと誰か買われてしまって、ごね得みたいな形になって心配だから、早く町があそこを買ったほうがいいよと。そういうことも、この菅谷地区の方から町に助言がありまして、町の方で基金で買わせていただいたと。それから、東松山市が今のような現状になるのに本当に苦労されて、15年だか20年だかということですが、赤い鳥居もなくなって、本当に一変しました。あれも始めておいたからこそ今があるのだと、こういうことなのです。

ですから、嵐山町も10年前、あるいは15年前、20年前に始まっていたらどうだろうという後ろを見るのではなくて、これから始めたら15年後、10年後には嵐山町はどういうふうに変化していくのだろうと。住民の方も駅周辺の方も、前を見出したということなのです。いろいろ話をしてみると、今がチャンスだよと。町が今取り組めばきっと住民はついてくるよと、こういうお話もいただきました。そういった中で、同様な課題を持った埼玉県内の市が、どういう手法でその困難に取り組んでいったかというのが、やはり県から職員を招いたり、あるいは県の関係する事務所と連携をして、

県事業を積極的に導入したり、人とお金なのです。この人とお金の問題にどう対応するか、これがポイントでございまして、嵐山町では今回この計画の中で、執行部とすれば今お示ししているような予算を計上して、町民の方にご協力をいただいて、関係機関にも協力をいただいて、議員の皆様のご指導をいただいて、そしてこれを何とか前に進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 諸事業のことにつきましての意気込みということは、千年の苑でいいのかな。

そうしましたら、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

稼ぐ力ということで、その一つの目玉となるのが千年の苑事業というふうに位置付けておりますが、単にこれは農業分野の事業というだけにとどまらず、新しい50年あるいは1,000年に向かってのまちづくりの一つのシンボルとなる拠点であるという位置づけでございまして。国の交付金をいただいて、初期の投資を行うと同時に、農業者あるいは商工業者、そういった方々への、町民を含めて意識改革を促して、ぜひこの機会に稼ぐ力をつけていただく。いろいろな仕掛けに取り組んでいただくということが大事かというふうに考えております。平成31年のオープンに向けて、これに合わせて駅前拠点ですとか、あるいは嵐山溪谷やあるいは農産物直売所、その他さまざまな観光名所や施設、文化財、そういったものと連携をして、この事業を契機に大きく稼ぐ力を広げていきたいと。そのためできることを、新しい年度の予算で少しでもできることを進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 最後の学習支援適正規模についての答弁は、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 教育関係の話で、先ほども施設、校舎の統合というような話もありましたけれども、そういうようなものがこのところで一気に話が出てくると思うのです、いろんな形で話題の中に。そういうときに、教育の現場の話というのも教育委員会を先頭に、そういうものを学校から発信をしてもらったり、父兄から発信をもらったり、教育委員会からまして話を出していただく。そういう状況の中で、町の中で教育というような話を盛り上げていく。そこのところで、ではその施設のほうはどうしたらいいのだろう、人数がこういう状況ですよというような話を、誰もが話が出るよ

うな状況で、町を挙げて嵐山町の教育をどうしたらいいというような方向がとれば、最高だなと。そこには学習支援というか、各家庭で教育、学校、子供たちのことを話題に出るような状況をつくりたい。それにはこの学習支援というのがいいのではないかと。

それと、先ほど来言っていますけれども、激変する社会というのはとんでもない状況になると思うのです。それで、今ある仕事でどの仕事が残る、全くわからないわけです。それで、どういう仕事ができる、生まれてくる、これもわからない。そういう時代の中に今の子供たちは押し出されていくわけですから、そういう中で生きる力というものをしっかり持っていってもらわないといけない。それには嵐山町では基礎、基本の基礎教育をしっかり取り組んでいただこうと。教育委員会に頑張っていただこうという、そういう意味を含めて学習支援、事業ということでございます。

○畠山美幸委員長 次に、長島邦夫委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 私からは3点を質問したいと思います。町の活性化ですとか、環境の保全の関係について疑問をしたいと思います。今まで一般質疑の中で答えが出されたものもありますので、簡潔に進めていきたいと思っておりますので、簡潔にお答えいただければというふうに思います。

1点目が、6次産業の関係と、商工費の特産品の関係についてお伺いしますが、今年度地域6次産業化の推進事業が予算化されている。地元農産品からの地域ブランドの開発は、さまざまな点から検討し完成品になると思われるが、今後の進め方をお伺いします。また、商工費の特産品の開発事業が予算化はされておりません。その理由と、6次産業化への事業の転換みたいなものは関連性があるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

2点目ですけれども、林業の振興について伺いをいたします。林業において生活をするのはほぼ不可能とされ、現在植林した木々の伐採でも、苦勞するのが現状です。苦勞するということか、ほとんどお金を出して、自分で植えたけれども、自分でお金を出してまた伐採をしていただくと、全然お話にならないような状況です。県の一般質問等でも取り上げられ、埼玉北部の山林については対応が今後進められると思いますが、嵐山町等の植林については今言ったとおり、採算が合わず手がつけられない状況だというふうに思います。嵐山町の雑木林でさえ手が入らず、さんさんたるものがあります。今年度県の出資金で1,500万ほど出されて、特定箇所伐採整備が進むようであ

りますが、町全体の雑木林の再生についてお伺いをしたいというふうに思います。

3点目でございますけれども、川のまるごと再生について伺います。嵐山町でのまるごと再生事業は、昨年度終了したと言われ、本年は計上されていないが、私が知事の施政方針を聞いたときに、県は事業を継続するのだというような話を聞いたものですから、この前も一般質問させていただきましたが、河川の荒廃がある中、町は指摘箇所の再生を県に要望するとの考えがあると言われましたが、私が要望する前に、町は河川の整備をどのように捉えているのかお伺いしたいというふうに思います。

よろしく。

○畠山美幸委員長 順次答弁求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、まず①の質問にお答えをしたいと思います。

地域6次産業化推進事業につきましては、国の過疎化交付金をいただきまして、町が特化した事業の推進でございます。平成28年度には小麦農林61号を使っためんこ61事業に取り組み、完全自給体制による商品化のめどが立ったところでございます。平成29年度におきましては、農林61号の利用拡大を目指す新たな取り組みとして協議会を立ち上げ、まんじゅうなどの加工品への商品開発を検討していただくとともに、取り組み意欲のある町内の商工業者等にこの小麦を支給して、試作品に挑戦をしていただく計画でございます。

それからもう一つ、農業者が自主的あるいは意欲的に取り組む、そういった取り組みに対する支援として、農業者支援事業の補助金を用意しております。こちらにつきましては、地域6次産業化推進事業補助金として、ブルーベリーなどの加工品、あるいはその販売に向けた取り組みに対する支援を計画しているものでございます。6次産業化の推進は、地域の特産品開発とそれに要する農産物の生産がセットとなるものでございまして、地消地産による農産物の安定した需給体制の構築を目指すものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、山下企業支援課長、お願いします。

○山下隆志企業支援課長 私のほうからは、1の特産品開発事業の関係につきまして、お答えをさせていただきます。

委員さんおっしゃいますように、新年度当初予算では特産品開発事業補助金の予算

づけにつきましては見合わせていただきました。これにつきましては、現状において特産品を開発したいという相談や申し出がないことによるものでございますけれども、今後は商工会あるいは観光協会にも嵐丸焼き以降の2作目を働きかけるなどの予定をさせていただいております。また、並行いたしまして、町内の団体、個人向けのPRも行いまして、町内の産業全般、振興が図られるよう努める所存でございます。

そして、この6次産業化にこの特産品の関係が密接に関係あるかという内容でございますけれども、こちらの補助金の関係につきましては、町内産の農産物等を利用した農林水産加工品、工芸品が対象になっております。先ほど環境農政課長から答弁があったように、これはやはり密接に関係のあるものというふうな認識をしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○畠山美幸委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 2番の林業振興について、お答えをさせていただきます。

直近の平成26年、27年版の埼玉県の農林水産統計年報によりますと、嵐山町の山林は946ヘクタールありまして、町全体の31.7%を占めております。そして、造林された人工林、杉、ヒノキの林ですけれども、166.58ヘクタール、雑木林が754.93ヘクタール、それぞれ人工林が18%、雑木林が80%となります。この雑木林のうち、里山として管理されているのは、嵐山町里地里山づくり条例による活動地域、また保全地域が約60ヘクタール、緑のトラスト指定地や蝶の里、小千代山あるいは嵐山館跡、杉山城跡などの公園などの面積が57ヘクタールでございます。また、埼玉県補助事業の里山・平地林再生事業では、伐採や下草刈りなどを実施をした山林が94.9ヘクタールとなっております。

これらを除いた雑木林の面積は、なお543ヘクタール余りあります。町全体に占める面積では18%を超えるものであります。町では現在県補助金の里山・平地林再生事業を導入をして、荒廃山林の整備に努めております。平成28年度実績では、5.8ヘクタールを実施をいたしました。この事業は今後3年間ほど続くと伺っておりますけれども、町全体をカバーできるものではございません。また、山林の所有者がこれを維持していくことにも、もう限界があらうかと予想がされます。そこで、今後も里地里山づくり条例の趣旨をさらに広く呼びかけ、町外からも活動に加わっていただける団体を募ったり、用材、タケノコ、キノコをはじめ、資源としての里山の利用などにも

着目をして、活動のあり方を探るなど、荒廃山林の再生に努めてまいりたいと存じます。

答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 3番目の問題でございませうけれども、県の川のまるごと再生事業につきましては、ご案内のように平成24年度から27年度までの事業として実施をされました。嵐山町では、県の支援を受けて平成25年度から28年度の間事業を実施したところでございませう。埼玉県では、一応27年度を区切りとしておりましたが、知事の姿勢等もあって、川の国埼玉はつらつプロジェクトというのが、この事業の後継としてできてきたと。中身はちょっと今までのものにさらにハードルが高くなりまして、地域住民と一体となって河川の管理に取り組む市町村と、こういうふうなことが要件として定まってまいりました。29年度から始まるというふうなことでございませうけれども、嵐山町ではこの事業には手を挙げておりませう。河川の管理でございませうけれども、河川環境の保全につきましては、一般質問でもご答弁申し上げましたけれども、河川管理者である県に町としては対応をお願いしたいというふうな考えておられまして、嵐山町として好ましい河川環境のあり方、現状の把握などについて、県と緊密に連携をとって進めてまいりたいと、このように考えておられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、最初から質問したいというふうに思いますが。

詳しく今までの経過を示していただきましたから、私もよくわかっているつもりなのですが、やはりこの間の答弁の中にも小麦粉を使っためんこ61、これについての開発を、またはこの後の製品化も進めていくのだということで、それは了解しています。ですけれども、小麦粉だけではないかなというふうに思うのです。ハウレンソウ農家を育てる支援もするですとか、またはのらぼう菜の商品化といひませうか、いろいろな食べ物についても2〜3年前から非常に進んでいるかなというふうに思ひませう。付加価値を加えるいろいろなアイデアといひのは、たくさんの方がお持ちではないかなというふうに思ひませう。

越生町には特産品加工研究所といひのがありまして、営業の方がいらしてつくったものをさまざまところで、この近隣でさまざまな商品を販売するところで販売をし

ています。非常に町の財政にもプラスになっているのではないかなと。あれだけの梅林があるわけですから、何か加工しなければ無駄になってしまうわけなので、それはもう力を入れているというのは十分わかりますが、やはりこの町に大切なのは、梅林はあります、その後めんこの小麦粉ができます、ですけれどもその後の開発というのが、今言ったように小麦粉を使っておまんじゅう化というふうに言いますけれども、簡単に出てくる答えではないかなというふうに思うのです。ですから、やはり研究所みたいなものをつくってやっていくのも一つの方法かなというふうに思おうので、ぜひ考えていただければということのお答えをいただきたいのと、小麦粉は小麦粉でいいのですけれども、小麦粉にも我々子供のときからうどんについては家庭の味ということで、家庭にさまざまな味があります。

そういう中から、一度観光協会随分前にアイデアを募って、あのときのらぼう菜でなくて、ホウレンソウでなくて、コマツナうどんです。コマツナを粉末にしたものを中に入ったのだというふうに、余り正確には覚えていませんが、そういうアイデアのコンテストもやったこともあります。ですから、それを町長にも試食していただいたような記憶があるのですが、そのようなことも、町民の方からアイデアをいただくということも、必要だというふうに思いますので、町全体で活性化を盛り上げていくのだと。特に今度は農林61号の小麦粉なのだ、そうすればまた力も違うでしょうから、ぜひ家庭の味または事業所の味、そういうものを出し合ったコンテストみたいなものも出していただいて、これが本当に継続的に嵐山に行けばいろいろなうどんの味が楽しめるのだと。めんこ61だけではないのです。ぜひ考えていただきたいと思いますが、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

2つ目に行きますが、伐採面積はこの間も聞きました。下草刈り、伐採、植林も約500本ほどするということなのですが、公益性の高いところを進めるのだというふうなお話をいただきました。公益性というのは、どういう面から公益性というのかお伺いしたいというふうに思うのですが、生態系を守る雑木林ですから、そういうことも考えられます。または、不法投棄の対策も必要でしょう。または、観光面からお話ししているのか、私はその場所がまだ決まっていないのではないかなというふうに思いますので、1,500万かけてやるということですから、どういう面のところで公益性を目指しているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

次に、委託をして伐採をするということでございますので、伐採したものについて

は、山林の場所にもよるかと思いますが、枝も出るでしょうし、木々の処理もこの委託の中に入っているのか、委託業者が全て処理をするのか、それともほかの方法が考えられるのか。例えば蝶の里みたいに、伐採したものをそこに置いて、誰かそのうちそれを持っていくのかなと思ったりなんかしていましたですけども、ずっとそのまま終わってしまったようなところも見えたので、やっぱり大したものではないですけども、有効利用する考え方も持たないのかなというふうに思ったものですから、この質問をしました。

それと3番目としまして、今里地里山の条例のことも出ましたですけども、2者協定と3者協定といろいろあるわけです。現在どういう活動を、余り姿的にはここ何年か見えてこないのですが、何年前については皿皿山だとかいろいろな話が出ましたですけども、最近余り見えてこないのですが、どんな活動をなさっているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

3点目ですけども、まるごと再生については、確かに名前は変えたのですか。河川に対しての考えが変わると、この近辺多かったですから、多分違うところに行って河川のあれをやるのではないかなというふうに思いますけれども、確かにときがわ町の再生については遊歩道をつくったりしていますから、まだかなりおくらせていますけれども、嵐山町においても河川の中の大きな木々の伐採等をお願いをすれば、あそこは倒木がありますよというふうなことを言うと、倒木については対応してくれるのですけれども、もう鬱蒼とした篠林については一向に対応していただけない状況なので、何とかしたいなというふうに思うのですけれども、何かいい解決方法はないのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、2点お答えをさせていただきます。

まず、特産品開発の加工の研究所のようなものをつくったらどうかというご提案をいただきました。今年度につきましては、これにかわるものとなるかどうか、協議会を立ち上げようということ、嵐山町で生産をした農林61号という小麦がめんこ61以外にどんな活用する方法があるかということについて、まず協議会でいろんな知恵を出し合おう、意見を出し合おうと。それからもう一つは、町民に参加をしていただいて、例えば飲食店ですとか加工業者ですとか、もちろん一般の住民の方も含めてですけれ

ども、手を挙げていただいて、試作品に挑戦をしていただいたらどうだろうかということで、その予算も計上させていただいております。

ご提案のありましたコンテスト等も、そういう状況を見ながら、イベント等も実施していけるのではないかとこのように考えているところでございます。もちろんめんこ61といううどんについては、今現在味菜工房で行っている販売については、一つの例でございまして、嵐山町産の農林61号を使ったうどんイコールめんこ61ということでは、例えばほかのうどん屋さんで嵐山産のめんこ61を使ったうどんを提供したいということであれば、同じめんこ61を名乗っていただけるということで、いろんな味が今後出てくる可能性があるかというふうに考えます。

それから、次の2番目のご質問の伐採の関係でございすけれども、公益性のあるところを優先して行いたいということで、里山・平地林再生事業につきましては、今年度ある程度もう場所は選定をして、そしてその所有者の方とのお話も進めさせていただいているところでございます。委員ご指摘のとおり、例えば不法投棄が行われるのを防ぐため、あるいはイノシシ等の野生動物と農地との緩衝帯、あるいはねぐらをなくしていくため、それから大平山周辺では観光に関連して、観光客が訪れるところ、その遊歩道の周辺とか、あるいはまた学校の通学路になっているところに面した山林、そういったところが公益性の高いところというふうに一応位置づけておりまして、そうした場所を優先的に進めさせていただいているところでございます。

それから、伐採後の木の処理についてでございますが、例えば役場の入り口のところを、志賀のほうから入ってくるところの斜面をごらんいただければ、おわかりいただけるかと思うのですが、支障がある場所については、その委託の中に伐採したものの撤去も含んで委託を実施しております。人がなかなか入ってこないような山林の中であれば、切ったものは山の中にまとめて置いていただいて、自然に腐るのを待つというような処理の仕方をする場所もございます。

それから、小千代山の周辺の山林におきましては、あるいは町有の里山活動等の指定地内におきましては、里山活動の基金がございまして、その基金に募金をしていただいた方には、例えばシイタケ材ですとか、あるいはまきストーブ用のまきとして差し上げていると、募金をしていただいた方には差し上げているというような処理の仕方もございます。

それから、里山活動、里地里山づくり条例に基づく活動でございますが、近年では

新しい活動団体というのはなかなか育っておりませんが、既にモウモウ緑の少年団ですとか、広野2区の団体ですとか、あるいは町外の企業さんですとか、そういった方々が条例制定以後、参加をしていただいて活動している、そういった活動については今現在でも継続して行っていたいただいているところでございます。

私からは以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 河川の管理でございますけれども、嵐山町で河川整備が進んだのは、平成元年から行われたふるさとの川モデル事業、班溪寺橋から学校橋の間の堤をつくったり、さまざまな親水空間整備が行われました。このときは、国も県もお金がありましたから、河川の中の管理はきちっとやってくれたわけなのです。河川の中にあるものは全て、河川はスムーズに東京湾まで水を流す、それが河川でございまして、そこに邪魔なものがあれば、木や何かは県が管理してくれたのです。長島さん、その辺のことをよくご存じですから、そういうお話が出てくるのですけれども、今は県のほうも川の国埼玉というくらいで、川の流域面積というのは埼玉県トップだというふうなことなのです。

そういう中で、地域と河川管理者の県と、その共有財産というのでしょうか、地域の力をかりながら県も河川管理をしていきたいという、そういう考え方に最近はなりつつあるのです。ですから、川のまるごと整備も、今申しあげました川の国埼玉はつらつプロジェクトも、地域の方々が河川管理に協力をすると、草刈りですとかごみ拾いですとか、そういったものに協力をするという体制があって、それが条件で採択をしますよと、そういうふうなことにもなっているのです。そんな動きでございまして、町としては、篠やぶというふうなお話ございましたけれども、その篠やぶ等については県のほうにお話をし、何とか環境の面から改善をしてもらうようお願いをしていきたいと思いますが、大きな大木についてはお話をいただければ、そんなに時間をかけないで県のほうで対応していただけるのではないかなというふうに思っています。ぜひ長島さんにお話をいただいて、我々も県につないでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最後の質問ですけれども、簡潔にいきますが、1点目ですけれども、協議会を発足させると。私が言ったのは研究所みたいなものをつくったらどうですか

ということと、若干ずれがあるかなというふうに思うのですけれども、協議会でもその後の発展というものもあるでしょうから、さまざまなものを検討するのだというふうに思います。ですけれども、越生町みたいにこちらから行ってどうですか、買ってくださいよと、そういうふうなぐらいのものもないと、お待ちしておりますからぜひ買ってくださいよというのだと大分違いますので、やはり営業体制も整えたそういう組織というのも必要なというふうに思うので、可能であればその点についてちょっとお話をお聞きをしたいというふうに思います。

それと2点目でございますけれども、町有林であればいろんな考え方ができます。そしてまた、シイタケ材だとかそのようなものが発生した場合に、募金をいただいた方にはその素材をお分けすることができると、私も募金といったのも昔聞いたのでしようけれども、今は忘れてしまいましたですが、もうちょっとPRなさせて、町有林だけではなくて、民林であっても民林のその方とお話できれば、いろんな提供のされ方があるのではないかなと思います。つい何年前までは、シイタケ材も購入しに来てくれた方が業者さんもいるのですが、今は菌床で大体のものがシイタケなんかもつくられるのでしょ、そういう関係から業者も来ないということは、結局は自分でやらなくてはならない。自分ができないと荒廃してしまうというふうなこともお考えをいただいて、その募金体制についても少し拡充していくようにさらにPRも必要なというふうに思うのですが、ぜひ進めていただきたいと思いますが、その点の考え方をお聞きをしたいと思います。

3点目でございますけれども、ただやっってくださいよというのだと、どんな事業でもそうですけれども、やはり住民と一緒にあって、住民の方が最後まで面倒を見ていただけるようなことであればサポートしますよと、全てのものが大体そういうふうに最近なってきました。ですから、槻川をきれいにする会でも、これについてはごみ拾いが主でございますけれども、やはりそのときに寄ったときには、皆さん方そういうふうなお話が出るわけです。何とか草刈りも県がやっていただけないか、または自分たちでもやってもいいのでしょうかとか、そのような話が出るので、そういう槻川をきれいにする会だけでなく、いろいろなところでそういうものも問題視していただいて、河川に対する意識の向上を住民の方も持っていただくように、または町としても取り組んでいただくようにやったほうがいいかなというふうに思うのですけれども、最後にそのお答えだけお伺いして終わりにしたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、小麦の協議会でございますが、こちらにつきましては先ほど申し上げましたように、今回に限っては町がこの小麦の事業に加速化交付金をいただきまして特化した事業でございます。その事業ということで協議会を発足させて、そしてさまざまな商品開発と、これからですけれども、営業戦略というものまで進めていきたいというふうにご考えておるところでございます。委員お指摘のとおり、その後の発展ということでございますが、十分に小麦の協議会をほかの特産品の6次産業化に向けての検討、あるいは発展していけば、その研究所という方向性に発展していくことも可能かというふうにご考えております。ぜひそのようになるように、町民の皆さんにもぜひ参加をしていただくような方向ができればいいかなというふうにご考えております。

それから、雑木林の伐採でございますけれども、里地里山づくりの基金、こちらにつきましては伐採をして、譲渡会といいますか、まきを差し上げる日を決めて実施をしております。それについては広報等でも今周知をさせていただいているところでございますが、さらに今後は面積も広がってまいりますので、そういう機会をなお一層つくれるように努力をさせていただきたいと思っております。

それから、民有地の山林の場合ですと、その山林の所有者の方をご存じで、そのお知り合いの方が誰さんちの山を切っているようだけれども、木がもらえないだろうかというようなお話をいただきますので、その場合は個人対個人でお話をいただいてやっていただくように、こちらで仲介してお話をさせていただく場合もございます。

それから、シイタケ材を必要とする業者の方からも、2～3今問い合わせ等もいただいたこともございました。そのときは保護樹林、小千代山のような保護樹林でそのお話がありましたので、例えば小さな重機のようなものが入ってくるというようなことでお断りしたということもございました。条件が合えば、シイタケ材を必要とする業者の方にも、有償になるかどうかは検討しますけれども、そういう機会もつくっていききたいというふうにご考えております。

私からは以上です。

○畠山美幸委員長 募金のPRについては。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 申し上げた、すみません。

3番目の答弁いただきます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 町民の皆様、それから関係する団体と協働、連携をして、親水空間の管理を県にお願いをして、気持ちよい河川環境になりますように取り組んでまいりたいと思います。ぜひご指導のほうよろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですが、休憩いたします。

再開を55分といたしたいと思います。

休 憩 午後 3時45分

再 開 午後 3時54分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に清水正之委員、どうぞ。

○清水正之委員 町税の関係なのですが、この金額が、この調定額が妥当な金額かなかなという気もするのですが、町税の減額がされているということで、所得割、法人割の納税義務者が減ってきているのだということなのですが、これはどういうふうに見たらいいのですか。税率が減っているということは、所得そのものが減ってきているという見方でいいのでしょうか。ちょっとこの調定額が妥当な金額かなかなというふうにも思うのです。ここ数年、10億からの町税が終わったという意味では、所得が減ってきているのだということで調定額が落ちてきているという理解でいいのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと。

それから、2点目ですけれども、年金の関係です。そういう面では、受給権が25年から10年に短縮された。だけれども、町はその把握ができないということなのです。そういう面では無年金者をなくす、低年金になるのでしょうかけれども、受給権が10年ということは、質疑の中でも言いましたけれども、全国的には40万ぐらいの新しい受給権者がいると。嵐山町はどのぐらいになるのか、その辺も把握ができていないのだとは思いますが、そういう面では拡大された受給権者にどう年金に結びつけていくような方策を考えているのでしょうか。このままだと社会保険事務所か年金機構かよくわからないのですが、通知待ちというふうになって漏れが生まれてくるようなことがあってはいけないだろうなというふうに思うのですが、新しく受給権者になら

れる人に対して、またどういう方策を今後立てていこうというふうに考えているのでしょうか。

それから、3つ目が介護保険の第7期の計画を来年度立てるのだと。そういう点では支払準備基金が1億8,000万、第6期の金額よりもふえてきているということなのですが、介護保険については15年から利用料が2割負担が導入されると。18年の3月から、これが3割負担が導入されるようになるというふうになると、利用料の減免は町の制度としてありますけれども、同時にその負担も今度の計画の中で考えていかざるを得ないのだろうなというふうにも思いますし、地域サービスそのものが、介護保険そのものがかなり変わってきていますし、在宅のサービスそのものが、要支援については補助金があるにしても、その部分は介護保険計画の中でしっかり計画を立てていかななくてはならないです。

同時に、この間の介護保険計画、これから3年ですから、3年の計画を立てていく、そういう中で利用料が前回6期で上がりましたがけれども、今回どうなるのかというのが心配される部分ではあるのですが、具体的にはいつごろから準備に入って、利用料を下げない方法をこの支払準備基金1億8,000万を使ってしっかり計画を立てていく必要があるのだろうな、6期の計画については全国的にも上がるし、多くの自治体が保険料が上がったわけですがけれども、今回その部分についてはどうなるのか、どういう見通しが立てられるのかお聞きしたいと。

それから、4点目については、ちょっと数字が違うかもしれないのですが、ひとり暮らしの人が嵐山町で533人いると。こんなにいるのかなというふうには思いはあったのですが、そういう面ではこの人たちに対する見守りというか、情報が役場なりに入ってこない、とにかく1人ですから、この人たちに地域も含めてどういう見守り活動を持っていくのか、そういう面では郵便配達だとか新聞販売店なんかの連携もきちっととっていく必要があるだろうなというふうにも思うのです。そういう面では、町自体が、町でどういうことを考えているのかお聞きをしたい。

それから、来年から要保護世帯の人数についてはお聞きをしましたけれども、入学準備の補助単価が国が引き上げました。そういう点では、小学生が2万470円から4万600円に、中学生が2万3,550円から4万7,400円かな、に引き上がったということで、とりわけランドセルや制服等の購入を早くしてほしいということからこの引き上げがあったのだと思うのですが、そういう面では前倒して、そういう入学準備

のための、とりわけ要保護についての支給というのが考えているのかどうか、お聞きしておきたいというふうに思います。

最後に、多子世帯、これは国も県も多子世帯の対応についていろいろ苦慮しているのだと思いますけれども、今現在で町が行っている多子世帯に対する軽減というものがどういふものがあるのでしょうか。

以上です。6点。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、最初にご質問いただきました町民税個人の関係につきましてお答えを申し上げます。

28年度と29年度当初予算を比較いたしまして、982万9,000円の減額で計上させていただきました。この中で町民税個人の均等割の額でございますが、こちらにつきましては91万4,000円の増額でございます。均等割の人数が28年度当初予算8,547人、29年度当初予算8,814人ということで増加で見込んでおりますので、その分が均等割増加になっているということでございます。逆に所得割でございますが、こちらは29年度当初予算7億7,099万8,000円、28年度7億8,085万1,000円ということでございまして、985万3,000円の減ということで計上させていただいております。率にいたしますとマイナス1.3%でございます。

この所得割の減額が所得の減少に直結しているかというご質問でございましたが、この所得割の算出の仕方を少しお話しさせていただきますと、実績に基づいて最終的に課税標準額、こちらがどのように推移するかということで当初予算の計上をさせていただいております。課税標準額になりますので、基礎が課税標準額になりますので、所得からは扶養控除ですとか、あとは医療費控除ですとか、そういったことを控除した後、その額で課税標準額を算出されたものを基礎に予算を策定させていただいておりますので、所得の減少というものがこの予算計上額に直結するかどうかというところは、税務課の予算の審議のときにもお答えを申し上げましたが、一概にそのようなことになっているということは言い切れないということでございます。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 私のほうからは、2点目の年金受給権者への周知につきましてお

答えさせていただきます。

まず、周知の関係ですけれども、今回の法改正による該当者への周知につきましては個別の周知方法、これは新たに年金を受け取れるようになる資格期間が10年以上25年未満の方につきましては、日本年金機構から年金の請求手続の案内、年金請求書などが郵送されてまいります。その送付時期につきましては、生年月日に応じまして2月下旬以降、7月上旬の予定で行われます。また、資格期間が10年未満の方につきましては、日本年金機構から年内をめどにお知らせの送付を開始するとのことでございます。

次に、広く周知する方法といたしましては、厚生労働省のホームページ、日本年金機構のホームページにおきまして受給資格期間の短縮についてのお知らせ、あるいはQアンドAなどを掲載しております。嵐山町におけます該当者につきましては、こちらに来ております最新の数値ですと、10年以上25年未満の該当者が合わせて全部で92名ということで該当者の数字が来ております。

また、町民課窓口におきましての周知ですけれども、厚生労働省作成の年金ニュースの配布、それを行っております。また、嵐山町のホームページにおきましては、現在国民年金の全般の内容の掲載は行っておりますが、今回の制度改正については掲載していないのが現状です。また、広報嵐山では、川越年金事務所の依頼によりまして、毎月年金相談業務等のお知らせ、年金についてのお知らせ、それらを掲載しておりますが、こちらにつきましても制度改正については掲載していない状況でございます。

こちらの該当者のデータの関係ですけれども、データにつきましては順次日本年金機構から国保中央会、国保連合会を通じまして町のほうにメールで送付される予定です。今後は、これらをPR等踏まえまして、制度改正について現在実施していない嵐山町のホームページ、広報嵐山でお知らせの掲載、そしてリンクを張る等行い、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の3番、4番につきましては、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、まず初めに3点目の第7期介護保険事業計画につきましてお答えいたします。

現在は、第6期介護保険事業計画の期間中であり、その計画に基づき介護保険事業を運営しておりますが、現計画は平成29年度までの計画となっており、来年度は第7

期の計画を策定する年となっております。この計画については、介護保険法では、市町村は基本方針に即して3年を1期とする市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとしております。その内容といたしましては、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額及び保険料の水準に関する推計や各種サービスに係る見込み量確保のための方策や介護施設の必要量定員数などについて定めるものとしております。

平成29年度に策定をする第7期介護保険事業計画、30年から32年度のものですけれども、では第6期計画の進捗状況の把握と現状分析を行い、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年に向け地域包括ケアシステムを構築し、また介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスのあり方についても計画に反映することが求められております。これらの内容を計画に盛り込み、最終的に保険料を算定するわけですが、介護給付費支払準備基金の状況なども考慮しながら、安定した介護保険事業の運営と被保険者に対しましては適正な保険料を算定し、必要なサービスを安心して受けていただけるような計画作成をしていきたいと考えております。

続きまして、4番目のひとり暮らしの対応につきましてお答えをいたします。少子高齢化、核家族化が進む中、ひとり暮らしの高齢者も年々増加し、町の65歳以上の高齢者ひとり暮らしの方は、民生児童委員が実施した平成28年度社会調査によりますと544人で、先日お答えした533人というのはちょっと誤りでしたものですから訂正させていただきます。544人でございます。544人で65歳以上総人口の9.9%を占め、前年度と比較すると0.2ポイント増加しております。こうしたことから、町ではひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方のみならず、全ての高齢者が安心して住みなれた地域で暮らしていくことができるよう、各種施策に取り組んでいるところであります。

1つ目には異変を早期に発見し、対応できるようご近所同士の声かけや気遣いといった支え合い運動や、要援護者を地域で把握する支え合いマップを活用した地域における見守り、関係機関との連携を図るための高齢者見守り、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等によるネットワークや支援体制の構築です。平成28年度はネットワークを拡大するため、地域の方、事業所、ボランティア団体等による高齢者等見守り活動事業、通称見守りを開始し、現在事業所で67カ所、団体で10団体、個人で6人の登録をいただいております。もう一つには、ネットワークにより寄せられた情報等か

ら把握した高齢者への支援として、看護師等による定期的な見守りや地域包括支援センター職員による生活環境や身体状況の改善、各種サービス事業に向けての支援を民生委員や関係機関と連携のもと行っております。

以上のような支援体制の構築により、平成28年度は情報提供により緊急対応した高齢者は14人で、うち救急搬送が6人、その他医療機関へ受診、入院の援助、介護サービス等の利用の支援を行い、最悪の状態を回避することができました。今後もこうした事業の充実を図り、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに努めていきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 5番からお答えさせていただきます。

○畠山美幸委員長 5番、6番お願いします。

○藤永政昭教育委員会こども課長 ちょっと5番の答弁をする前に委員さんにちょっと確認をさせていただきたいのですが、タイトル奨学金についてというふうになっているのですが、今の質問は入学準備金の就学援助制度の関係の改正を考えているかどうかということでしょうか。

○清水正之委員 そうです。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、入学準備金につきましては、現在要保護、準要保護で新入学児童生徒学用品費ということで援助をしているところでございます。委員さんお話のあった金額でございます。この入学準備金につきましては、一般質問のときに給付型の奨学金制度についての答弁でお話をさせていただいたのですが、給付型の奨学金制度、29年度に町ではどこまでの給付型ができるかということで検討をして、30年度から実施をしたいというお話をさせていただきました。この入学準備金につきましても、給付型ではないのですが、一般貸し付けという形の考え方なのですが、全国的にも幾つかこういった入学金の貸し付け制度、始めているところが出てまいっております。そこについてもちょっと検討の一つかなというふうには考えておりました。その中で、この奨学金の貸し付けのほうで考えていくか、または就学援助制度のほうの金額のほうで考慮していくか、この辺を検討していくのかなというふうに、今現在では担当課としては考えておりました。そういうことで、29年度にそれにつきましてはよく検討

して、最終的にこの入学準備金につきましては、何とかそれなりの援助ができるような方向で考えていければというのが今の現状の考え方でございます。

続きまして、6番の多子世帯の対応についてということで、こども課として今軽減されているものにつきましては保育料関係になります。これは、現在多子世帯につきましては第2子が半額、第3子が免除というような現行の制度になっております。今のほうでは第2子を無料といいますか、免除という形で動いておりますので、まだ確定はしていないので、この3月議会に条例の改正等は出せませんでした。国のほうでは4月1日から施行の動きでおりますので、これが確定次第、6月のほうで町のほうは町のほうで考えての条例の改正というのをお願いするようになるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 町税の関係ですけれども、個人住民税が参考資料を見ると、24年からの資料があるのですが、一番低いのです。法人のほうでも25年度のほうが低くて、そういう面では25年度に次いで低い調定額ということなのです。そういう面では、こんなにこう、所得税が一番大きいのだろうと思うのですけれども、これから見ると、いずれにしても所得が落ちてきている影響が町税に影響しているのかなと。少なくともさっき言ったように、個人町民税がこの24年からの資料では、23年がどうなっているかわからないですけれども、29年が最も低いと。法人でも25年度に次ぐ低さという点では、本当に調定額がこんな低い状況というのは、町長そのものが働く力というか、言うけれども、個人町民税についてはだって6年間で少なくとも一番低い状況です。比較が決算との比較だから、これからどうなるのかその辺は変わってくる可能性もあるのでしょうか、これは具体的には住民の所得が減ってきていると。毎年、毎年減ってきているのだというふうに見ていいのですか。少なくとも個人町民税の調定額は6年間で一番低いわけです。法人町民税も平成25年に次ぐ低さということでは、具体的にはもう個人個人の所得が減ってきているという見方でいいのですか。それが一つです。

それから、年金ですけれども、92人いるということですから、年金もらう人がホームページ見るかなという気もするのですけれども、町が独自に、92人の名簿というのは具体的には手に入るのですか。住所、氏名が具体的にはわかるのですか。わか

るのだとすれば、やはりその人たちに町の責任としてきちっとパンフレットを送るとか、年金機構からこういう手紙が誕生日に届くよと、手続をとってくださいと、これやはり引き下げたというのは、25年の納付期間を10年に引き下げたというのは、やはり多くの人に無年金をなくしていく一歩になるのだと思うのです。私たちは5万円年金というふうには言っているわけですがけれども、今度のやっぱり納付期間10年というのは、国、なかなか制度が行き届かない、年金の受給権がこう変わったというのを通知する必要があるのではないかなというふうに思うのです。だから、もし住所、氏名等わかるのであれば、私は個人通知を町が出してもそれほどお金のかかる仕事、仕事はちょっとふえるかもしれませんが、そのくらいの配慮があってもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、介護保険の見直しの関係ですけれども、具体的には1億8,000万の支払準備基金を活用するのでしょうかけれども、やはり今置かれている高齢者、窓口負担が引き上げようという動きもあるわけです。そういう点では、このお金を使って、ぜひ保険料の引き下げ検討してもらいたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、ひとり暮らしの対応ですけれども、近所の支え合い、それから業者との連携というのはどういうふうになるのですか。そういう点は、郵便物がたまっている、新聞がたまっている、そういうのというのはなかなか、そういう通報というのは役場に来るのでしょうか。そういう把握がないとなかなか近所といっても、544人もいるというのは、その近所の支え合いの構築というののができていかないとやはり安心して暮らせないのかな。これ544人というのは変な話ですけれども、嵐山町の空き家数よりも多いです。空き家件数よりも多いのです。だから、そういう面ではこれから大変だなというのがあるのですけれども、そうした業者の構築、それから地域の支え合い、具体的には進んできているのですか。この辺がしっかりしていかないとそういうひとり暮らしの世帯というのは、まして高齢者世帯になってくるとなかなか出歩くということも少ない状況があるのでしょうかけれども、その辺の地域の支え合いの構築というのにはできているのでしょうか。業者との連携というのは、きちっととれているのでしょうか。

以上4点です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 清水委員のご質問にお答えをさせていただきます。

過去の経過を見ると、非常に今回の予算額が一番低い額になっているというご指摘をいただきました。ご質問の中に、過去の調定額と比較してというご質問だったかと思えます。予算の性質上といえますか、理由は幾つかありますけれども、予算の性格上といえますか、やはり収入については予算割れするような予算計上というのは歳入の場合はできません。そういったこともありまして、決算額と比較すると、予算額がそれを下回るというようなことは一つ理由としてあると思えます。

それから、調定額というお話でございましたので、この当初予算、予算計上されている額については、あくまでも収入の見込みということでございまして、調定額に徴収率を掛けたものを予算計上させていただいております。そういったこともありまして、決算上の調定額と数字を比較いたしますと、低くなるというのはやむを得ない部分かなというふうには考えております。

参考なのですが、平成29年度の予算案の参考資料、こちらをごらんいただければと思います。こちらの2ページをごらんください。町民税の個人だけではありませんが、町税の推移がございまして。こちらは当初予算と比較してこの推移を作成しているかと思えますので、下の表の上から4行目、町税の部分を見ていただきますと、これは町税全体ですけれども、24年度が25億3,000万、25年度が25億5,000万、26年度が25億8,000万、27が26億1,000万、28が25億8,800万、29年度、来年度については26億2,000万ということで、こちらは固定資産税の増額等も含まれておりますけれども、当初予算ベースで比較すると町税全体ではこういう形になっているということでございます。

それから、2点目の法人税についても低いというご指摘をいただきました。こちらでも調定額ともし比較しているようであれば、低くなるのはまず一点やむを得ないかなという部分がございまして。それからもう一点、法人税については先日もご議決いただきましたけれども、税率の改正が平成27年度の途中だと思いましたが、1回税率改正がありました。その後、また平成31年10月に法人税については税率改正が予定されております。税率が平成27年度だと思いましたが、下がっている部分がございまして、そういった意味もございまして、予算計上額が低くなっているというのも理由の一つでございます。

○畠山美幸委員長 次に、村田町民課長。

○村田 朗町民課長 私のほうからは、年金受給者の関係でお答えいたします。

先ほど名簿が手に入るかということでありましたが、名簿につきましては年金機構が今年の7月上旬までに、順次個人宛てに送付をいたします。その事前抽出データというものが3月中に市区町村役場へメールで届けられますので、その中に住所、氏名等入っているものと思われます。その方々につきまして個別の通知ということで、パンフレットあるいはこういう手紙が行くというようなお知らせをしたらどうかということですが、こちらにつきましてはその漏れ防止や周知のために極力送付できるようにしたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

初めに3項目めの基金の関係で、具体的にはその活用方法とはどのようなご質問だったかというふうに思いますけれども、第7期の計画につきましては来年度策定を開始をしていくわけでございます。先ほど委員さんも言われましたけれども、今年度の基金の残高見込みとしますと、1億8,664万8,071円が今年度の残金になるかなということで見込みをしてございます。それでこの基金の活用につきましては、計画を策定するに当たって、まず初めにサービス量等がどのくらいあるかということが問題になってくるとかと思えます。それによって当然保険料が幾らになるかというような形だと思えます。

今後まだまだ高齢化が進んでいく状況でございます。ですから、先が見えない状況なのですけれども、この間の委員会の中でも申し上げましたが、第6期の計画に対しましては、大分町のほうは計画に対しては低い給付費額で済んでいるということでございます。こういった基金のほうも29年度は取り崩しをしないでそういった会計が計画ができていくというような状況でございます。それから、それを余ったからといって来年といいますか、第7期の計画の中で全部をそれを使うような計画でいいのかどうか、その辺のところも今後また考えなくてははいけないと。まだその先があるのでございますから、どのくらい程度基金を活用しながら、適正な保険料を納めていただかなければならないかということを経営協議会等の中で諮りながら決定をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、4番の業者との連携はどうなるのか、通報は来るのかというようなご質問かと思いますが、先ほどもお答えをさせていただきましたように、本年度高齢者

等の見守り活動事業、通称見守りというものを拡大をいたしまして、大分協力をしていただいておりますところもふえました。事業者で先ほど言ったように67カ所、団体に10団体、個人で6人の方、こういった方が登録をさせていただきまして、その中から例えば水道事業者、新聞配達の方、それから配食サービスをお願いしているところ、そういったようなところからこういった連絡等いただくこともかなりございます。それで確認といいましようか、そういつて実施をしているということもございます。ですから、かなりそういった面では、そういった連携のほうはとれてきているのではないかとこのように考えてございます。

それから、また地域の支え合いのほうにはどのぐらい進んでいるかということでございますけれども、これが一番隣近所のことですので、これが一番本当は進めばいいのかなというふうには思いますが、なかなかその辺のところはまだ実際には進んでいないのかなと。地域のほうからの連絡といたしますと、やはり区長さんですとか民生委員の方、そういった方からの連絡によりまして対応させていただいているというような状況が、今現在では主なものになっているのかなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水委員。

〔「すいません」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 申しわけございません。先ほどの私の答弁の中で、町民法人税の税率の改正を27年度の税制改正ということでご答弁申し上げましたけれども、26年度の税制改正でございました。おわびして訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 そういう面では、町税そのものが、比較が決算と予算との比較になっていますから、そういう点での比較ですから、その辺の比較で違う部分があるのかなとは思うのですけれども、町税自身が適正な把握というか、やはり住民要求そのものを実現するというのは、そういう点では町税が一番、どのぐらい伸びているかということが一つのベースになるのかなというふうに思うのです。だから、そういう面では的確な把握をしていくというのが、もちろん財政を確保するという点でも必要になってくるかなというふうに感じています。ぜひそういう面では、今度何か徴収率もきつ

くなるような、これ国保かな、話もあるわけですが、適切な把握を望みたいというふうに思います。答弁は結構です。

それから、介護保険の見直しの関係ですけれども、5期のときは据え置いたのです。6期が月250円引き上がったという保険料の推移だったと思うのですが、そういう点では介護保険そのものが、制度そのものが少し変わってきているというのはあるのですけれども、ぜひ準備基金を使って保険料を据え置く、あるいは引き下げる、そういう努力をしてほしいというふうに思います。見直しに当たっての考え方があれば出してください。

それから、ひとり暮らしですけれども、さっき言いましたように多分空き家が230軒ぐらいだったか、はるかひとり暮らしのほうが多いのです、それからすると。やっぱりこれ今課長が地域の支え合いがまだこれからなのだというお話があったのですけれども、高齢化率がどんどん、どんどん引き上がる中で単身老人というか、ひとり家庭の老人というのはなかなか外に出ていけない部分もあるのかなというふうにも考えるのです。だから、なかなか出にくくなると。それは一番近いのはやっぱり地域の人たちが見守り活動をつくっていくというのは、これ本当に大事だなというふうに思うのです。これを例えば民生委員にというような、民生委員の持っている件数って多いですから、1人が持っている件数が。そういう人たちに任せるということではなくて、やはりそれを急いで構築するような方法を考えてみてください。何か所見があれば、聞きたいというふうに思いますけれども。

○畠山美幸委員長 2点につきましての答弁、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

介護保険事業計画の関係ですけれども、基金を有効に使うって保険料が上がらないようにしてくださいということでございますので、6期の計画のときには一応8,000万円を当時取り崩して407円の保険料の抑制をしたというようなこともございます。そういったことがありますので、第7期の計画に当たってみましても、これだけの一応基金の残高があるわけでございますので、こういったことを十分検討しながら策定をしていきたいというふうに考えております。

それから、4番目のひとり暮らしの高齢者の関係でございますけれども、確かに今委員さん言われたように、本当に地域の方々の、隣近所の方々の見守りというのが一番すぐそばにいるわけですので、一番重要だということはわかっているのですけれど

も、それが今なかなか進んでいないというのが現状だと思います。そういったことを今後もっとそういったことが進みますようお願いといたしましうか、地域の方々の理解を得られるように進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたしました。

審議の途中ですが、休憩といたしたいと思います。

55分までといたします。

休 憩 午後 4時46分

再 開 午後 4時55分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。

◎修正案の提出

○畠山美幸委員長 修正案の提出がございます。議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子委員から3月16日付で本職宛てに修正案が出されています。

よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 修正案は全部で5点になりますか。

1点目というのは、これ最初にお話ししますが、総務費です。総務費の部落解放同盟補助金を45万円を10万円にするという視点。それから2点目、民生費で……

〔ある程度、ページ数言ってください〕という人あり〕

○渋谷登美子委員 まだなのですが、こちらで話をしておいて、それから思っていて、説明の何を入れるかということをお話ししています。

2点目で、高校生等医療費支給というのをつくりました。それは、嵐山町の年齢別人口からいきますと、16歳から18歳の人数が平成29年3月1日分で493人です。越生町と滑川町が高校生までの医療費を無料化をしています。滑川町は27年度実績で454人で……

〔資料の一番後ろに〕という人あり〕

○渋谷登美子委員 資料の一番後ろにつけていただいているみたいで、よかった。私これついていなかったなと思っていたので、457人で、すみません、一番最後のページです。平成27年度の実績でいくと、対象者が滑川町が454人で606万7,000円、越生町がやはり対象者が315人で604万7,109円で、両町の実績というのですと、769人で1,211万4,109円で、1人当たりが1万5,753円になります。それを嵐山町で計算しますと、1万5,753円掛ける493人となって、1年間約780万円の金額になります。10月1日より交付という形に修正動議ではなっていますので、390万円が民生費に高校生等医療費支給というふうな形で計上されます。

3点目ですけれども、これは2つありますが、衛生費として廃棄物減量等推進審議会運営事業という形で、費用弁償と旅費で15人分を10回で90万円増となっています。

2番目として、埼玉中部資源循環組合の嵐山町負担金が、すみません、字がおかしくなっていますけれども、2,905万1,000円なのですが、これを566万9,000円とします。この算出方法なのですが、まず埼玉中部資源循環組合の解散までの人件費と事務費分として算出しました。それは、そこに出ている中部資源循環組合の予算書の中から必要経費を合計しまして8,380万8,000円です。ごみ処理以外の負担額は1億5,793万2,000円になって、これが6.7%になります。それで、嵐山町分は8,380万8,000円の6.7%分として566万9,000円と計算しました。

次、教育費です。これは新規事業として、小中学校学習支援費というのをつくりまします。それで1,592万円の増です。計算式としますと、小学生が1万円、中学生が2万円で、菅谷小学校が419人なので419万円、志賀小が228人なので228万円、七郷小が95人なので95万円、中学生が2万円ですので、菅谷中学校が234人で468万円、玉ノ岡中学校が185人で185万円、これが、特別支援学校の……

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ごめんなさい、370万円。それで、特別支援小学生が10人で10万円、特別支援学校の中学生が1人で2万円です。これで合わせますと1,592万円の増となります。

新規事業として、新たに学校給食費第3子無料化というのをつくりました。これは、その後ろに出ているのですけれども、要綱等をそれぞれつくっていますので、新規事業としては学校給食費第3子無料化で468万9,000円の増になります。これは、第3子が、小学生が62人になります。そして、中学生が9人ですので、その11カ月分とし

て319万3,300円、幼稚園児（4・5歳児）が34人で、第3子です、それが4,000円掛ける11カ月で149万6,000円で、468万9,300円という形で、1,000円で切りますので468万9,000円になりまして、この修正動議の、7ページ目になりますけれども、嵐山町高校生等医療費支給要綱というのをつくりました。これは高校生等というのは、満15歳に達した日以後、18歳に達した最初の日の3月31日までのものをいって、それにかかわるものとしてこの計算ができています。全部読まないですからお願いします。

そして次は、嵐山町小中学校学習支援費交付要綱というものにしました。学年費という形ではありません。そして、これは何ページの、その次の次ぐらい、それでは今までの学年費の補助金改正という形ではなくて新たにつくったわけですけれども、小学生が1万円、中学生が2万円で、嵐山町の町立小中学校にいる人たちに関しては学校に直接出します。そして、特別支援学校の方には保護者に出すという形になっています。

それから、その次の嵐山町学校給食運営規則ですけれども、これは改正になります。これは、給食費の補助の第4条です。（2）のところですが、世帯のうち長子が19歳以下の第3子の給食費は前条の規定にかかわらず、「かかわらす」になっていますけれども、嵐山町の補助金をもってまかなうという形にしています。その結果がこの修正動議になっています。

修正動議の説明をいたしますが、1ページ目になりますけれども、案ではなくて説明書のほうですから、横になっている1ページ目になります。

歳入歳出予算事項別明細書というのを読み上げますけれども、1、総括中、歳出2款総務費を35万円減額し、原案7億9,982万3,000円を修正後の額7億9,947万3,000円とします。

2、総括中、歳出3款民生費を390万円増額し、原案17億2,884万5,000円を修正後の額を17億3,274万5,000円とします。

3番目として、総括中、歳出4款衛生費を2,248万1,000円減額し、原案5億3,671万8,000円を修正後の額を5億1,423万7,000円とします。

そして、4ですけれども、歳出10款教育費2,060万9,000円を増額して、原案5億4,056万1,000円を修正後の額を5億6,117万円とします。

そして、予備費ですけれども、13款予備費を167万8,000円減額し、原案1,717万8,000円を修正後の額を1,550万円とするもので、この総括の歳出用についてはこれを

見ていただければいいと思います。

細かい説明に入っていきますけれども、2です。同じものなのです、表にしたものですが、歳出中、2款総務費、1項総務管理費、人権対策費、19節の負担金補助及び交付金64万5,000円を29万5,000円とするもの。これは、人権対策費で負担金補助及び交付金のところを64万5,000を29万5,000円とし、人権対策推進事業費を51万3,000円とするものです。この内容としますのは、説明書の人権対策推進事業の説明で、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の補助金を45万円を10万円とするものです。

次に3です。3番目ですけれども、歳出中、3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、(10)として新規事業ですけれども、高校生等医療費給付事業の20節の扶助費780万、すみません、これ390万円を計上します。ここも直してなかったです、すみません。高校生等医療費給付事業ですけれども、これ10として390万円を計上します。これは新規15歳の子供から、この「万」というのも失礼しました、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの医療費の各種医療保険の自己負担額に対して助成金を10月1日より支給するための経費として上げています。

4番目です。歳出中、4款衛生費、1項保健衛生費、環境衛生費、1、報酬71万7,000円に75万円を増額し146万7,000円として、また9節旅費を4万7,000円に15万円を増額して19万7,000円とします。これは、廃棄物減量等推進審議会運営費の経費になります。それぞれ報酬と旅費という形になります。

次のページに行きます。歳出、衛生費、清掃費、1目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金1億8,605万9,000円から2,338万1,000円を減額して1億6,267万8,000円とします。これで一部塵芥処理の組合費ですけれども、負担金補助及び交付金のうち埼玉中部資源循環組合負担金を2,905万1,000円を567万円とするものです。

そして、次のページいきます。5ページですけれども、歳出中、10款教育費、1項教育総務費の事務局費、20節として扶助費、嵐山町町立小中学校児童生徒の学習環境向上のため、公立小中学校児童生徒学習支援費として、小学生1万円、中学生2万円とします。公立小中学校学習支援費1,592万円を計上し、また学校給食費第3子補助事業として468万9,000円を計上します。修正後の予算案としては、19節として新規、小中学校学習支援費1,592万円となります。そして、20節もこれも新規ですけれども、学校給食費第3子補助事業として468万9,000円と計上します。

次に、6ページですけれども、予備費です。歳出中、13款予備費1,717万8,000円を

162万8,000円を減額し1,550万円とするものです。これは予備費ですからそのような形になっています。

このような簡単な修正案の説明です。

○畠山美幸委員長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子委員から提出された修正案に対する質疑を行います。どうぞ。青柳委員。

○青柳賢治委員 きょう初めてここに提示されましたけれども、新しいものがふえたり、中部資源から脱退するだとか、とてもちょっと理解しがたいのですけれども、何か今年またふやしてきた最後の何だ、幼稚園か、給食の第3子、(2)でしょう。これはどうなのですか、幼稚園児、4歳、5歳児、保育園なんか行っている人たちと不公平があるのではないですか。どう考えるのですか。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 12月議会も同じ質問をいただきました。これは同じものを出していますので、12月議会でも同じ修正案を出しています。修正補正予算案を出しています。同じ質問をいただきました。そして、お答えしたのは、保育園は第3子は無料になっております。多子世帯への補助という形で無料になっております。ですから、幼稚園に対しての給食費の無料化というのは、むしろ公平性を持つというものです。

○畠山美幸委員長 ほかに。

〔「ありません」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件の採決に入りますが、この際、挙手しない委員の取り扱いについてお諮りいたします。議案第16号の採決は挙手により行いますが、挙手しない委員は、本案、といいますのは原案、町長が出されている本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。よって、挙手しない委員は、本案に反対と

みなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子委員から提出された修正案について採決いたします。本修正案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○畠山美幸委員長 4名。挙手少数。

よって、本修正案は否決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 平成29年度嵐山町一般会計予算議定についての件の原案を採決いたします。本案を原案のとおり決することの賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○畠山美幸委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時14分)

予算特別委員会

3月17日（金）午後1時00分開議

- 議題1 「議案第17号 平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第18号 平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第19号 平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について
- 4 「議案第20号 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について」の審査について
- 5 「議案第21号 平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（13名）

1番	吉本	秀二	委員	2番	森	一人	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	青柳	賢治	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	清水	正之	委員	10番	松本	美子	委員
11番	安藤	欣男	委員	12番	渋谷	登美子	委員
13番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

大野敏行 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
主査	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實	副町長
山岸	堅護	税務課長
田畑	修	税務課課税担当副課長
大島	真弓	税務課収税担当副課長
木村	公正	税務課収税担当主席主査
村田	佑介	税務課課税担当主任
村田	朗	町民課長
太田	淑江	町民課保険・年金担当副課長
吉田	信子	町民課保険・年金担当主席主査
山下	次男	長寿生きがい課長

岡	野	富	春	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近	藤	久	代	長寿生きがい課包括支援担当副課長
菅	原	広	子	長寿生きがい課包括支援担当主席主査
藤	永	恵	子	長寿生きがい課長寿生きがい担当主席主査
深	澤	清	之	上下水道課長
藤	原		実	上下水道課管理担当副課長
清	水	延	昭	上下水道課下水道担当副課長
小久保	錦	一		教 育 長

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しております。よって、予算特別委員会は成立しました。

これより開会いたします。

(午後 1時00分)

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審議を始めます。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第17号 平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 234ページ、235ページでございます。一般被保険者国民健康保険税の比較増減で、917万4,000円減額になっております。これにつきましては、参考資料の24ページにも世帯数、被保険者数の減少がここに見込まれるということで出ております。そんな関係も含めて、何か国民健康保険の加入している状況というのは、何かここ2～3年で急激に世帯が抜けたり、それから被保険者の数も極端に減っているような傾向があるのではないかというふうに私これ見て思っているのです。その辺は、何か担当課としてそれなりのそういう状況についての原因のようなものが分析されているかどうかということが1点です。

そして、今回の917万4,000円の減額になっているというその中で、ここの国民健康

保険税の2億8,522万1,000円と、その下に当たる支援金分、これの具体的にどのような見積もり見込みでこの金額を出されているか、世帯数だとかあると思うのですが、その辺のことを聞きたいと思います。これが1点目でございます。

それと、2点目の238ページと239ページでございますが、この前期高齢者交付金です。これは65歳から74歳の加入率、これが全国平均に比べて上回っている場合ということで、これは昨年度のパーセンテージは14%でしたのですが、今年はさらに15%になっているということは、全国的に高齢化率が進んでいるのだというふうに考えられます。そんな中で、この調整交付金がかかなりふえているわけです。4,436万という金額がふえております。その辺は、どのような調整金として嵐山町に交付されるものなのか、これが2点目です。

それから、次の240ページ、241ページ、この一番右の上のところに、その他特別調整交付金ということで、県からの交付金が、交付金の要領のうちその他分として交付されるものということで、これも前年あたりの金額は、これ4,000万で計上されていたと思うのです。半額になっています。その辺のところの減額されている理由といたしますか、状況といたしますか、金額がかかなり落ち込んでいる部分もありますので、この3点についてお尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 3点につきましての答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、1点目の国民健康保険税の関係についてお答えをさせていただきます。

234ページ、235ページの一番上の部分でございます。一般被保険者国民健康保険税、29年度、3億9,463万1,000円を計上させていただきました。前年度と比較いたしますと、917万4,000円の減少でございます。減少率は2.3%でございます。こちらの主な原因でございますが、235ページのほうの一般被保険者国民健康保険税医療給付分、こちらが減少しております。29年度、2億8,522万1,000円計上させていただきました。28年度の当初予算におきましては、こちらが2億9,276万円ということでございまして、753万9,000円の減少でございます。減少率で申しますと、2.6%でございます。

減少の理由でございますが、青柳委員おっしゃったように加入者の減少、一つはこれが原因しております。加入者の減少によりまして、所得割の課税対象者も減っております。1点目の理由がそういった形でございます。

2点目については、ちょっとこれは昨年度もお答え申し上げたのですけれども、わかりづらい部分なのですが、限度超過額の増加というのがございまして、この限度超過額分が増加していることによって結果的に保険税が下がっているということがございます。理由としては、この2点でございます。

それから、その下の後期高齢者支援金分でしょうか、ご質問いただいたかと思えます。こちらも本年度、29年度6,884万5,000円計上させていただきました。28年度は7,025万5,000円計上させていただいておりまして、141万円の減少でございます。率といたしますと2%の減少ということでございます。

こちらの主な原因につきましては、やはり医療給付分と同様でございまして、加入者の減少、これが理由ということでございます。

保険税につきましては、以上です。

○畠山美幸委員長 次に、村田町民課長。

○村田 朗町民課長 私のほうから、国保の加入状況の関係と前期高齢者交付金をお答えいたします。

国保の加入状況ですけれども、この分析ですが、毎年被保険者数は減少傾向となっておりますが、中でも就学前と7歳から64歳にかけましては減少しております。65歳から69歳の前期高齢者分、こちらにつきましては増加傾向でございます。70歳以上につきましても減少ということで、前期高齢者の増加となっております。

次に、前期高齢者交付金の関係ですけれども、こちら今回、来年度は4,436万増ということで、こちらにつきましては、全国平均が来年度15%に比べて上回るということで、嵐山町は県内町村で比較をしてみますと、高いほうから3番目か4番目になっております。率といたしますは、27年度が47.5%、28年度が49.3%、29年見込みが50.3%です。これらの算出された式なのですけれども、概算交付金として6億9,200万円、前々年度、これが26年度確定に伴う精算分ということで2,300万円、これらを合わせまして4,436万円の増ということになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうからその他特別調整交付金の関係でお答えいたします。

29年度は2,000万ということで計上させていただきますが、これは国保税の徴収評

価ということで毎年2,000万、25年度が1,932万6,000円、26年度が2,083万1,000円、27年度が2,300万ということで、毎年収納率がいいということでいただいておりますので、可能性が高いということで計上させていただきました。

それから、前年は4,000万ということで計上させていただいていますが、昨年度、27年度に定率国庫2%減、34%から32%に変わった関係で、その2%分をその他特別調整交付金ということでいただいていたときがあったのですけれども、昨年、27年度はそれではなくて普通調整交付金のほうに、その2%分が上乘せされたという形でいただいておりますので、そんな関係で29年度は外させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、1点目の件なのですけれども、65歳から74歳までの前期高齢者の加入がふえているのだと、それが今の共同交付事業交付金の増額になったりするわけでしょうけれども、町民課長が説明された世帯数の増減のところなのですが、どうも何か7歳だとか、それからそこまでいく人たちの数がかなり減少しているという説明だったと思うのです。それは要するに国保から脱退をして別の保険に入っているというようなことの捉え方なのか、それとも全く今までいた、国保に加入していた世帯の人たちが嵐山から離れていったことによって国保から抜けているのかとかというところはわからないかね。それ1点で結構です。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり、他の保険に加入されるという方で国保から減になる方もいらっしゃると思います。それと、転入転出の関係もあると思いますけれども、どちらが多いかというのは今ちょっと不明でございます。その転出の関係もかかわってきているかと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 234、235の今の保険税の件なのですが、今青柳委員がお聞きした答弁では、加入者の減少と所得割の減少という理由でいいのですか。税務課なのですけれど

ども。ちょっとそこを確認です。

それと、退職被保険者の関係なのですが、これが後々なくなるわけです。これは、社会保険や厚生保険から国保のほうにお金入ってくるわけです。これがなくなると、何か代替財源というのはあるのですか。ちょっとそこをわかっているのでしたら伺いたいと思います。

それから、238、239の先ほどの前期高齢者の関係なのですが、今回は4,400万、昨年は7,000万ぐらいだったかな、ちょっとメモしてこなかったのですけれども、いずれにしても伸びているということで、これ前期高齢者の関係は、今後も嵐山町の今の人口動態から見てもふえていくというふうに見ていいのか伺いたいと思います。

それから、次の240、241、下のその他繰入金の関係ですが、この中には法定外の繰り入れというのは入っているのか、いれば金額を伺いたいと思います。

それとその下の保険基盤安定金、これ国が1,700億円を配って、配っているというか、これ低所得者への対策費として、低所得者って、軽減分かな、の分として来ているわけです。今年もそのお金はこの中に入っているのかを確認したいと思います。

それと、一般被保険者療養給付費、246ページ、そして高額が次のページに載って、いずれも伸びているわけです。嵐山町の対策として、人間ドック、がん検診というのは、何かこれに対応した数の変更とか、新しい検査の種類とかそういうのはあるのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 7点について答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 初めの質問の保険税について、お答えを申し上げます。

加入者の減少と所得割の減少ということで、所得割課税対象者の減少ということで先ほどお答えをさせていただきました。加入者が減りますので、当然所得割を課税している対象となっている方、こういった方も減っているということが原因しまして、所得割そのものの税額も減っているということでございます。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 それでは、退職の関係で財源はどうなるかということなのですが、こちらのほうは今現在は退職の分といたしまして、医療費分に係る分は支払基金のほうから10分の10入ってきています。それが退職がなくなるという関係で一般被保になりますので、一般被保険者の、国からは32%ということ

になると思うのですけれども、それに対して退職の方が移動することでということでは、財源がどうのというのは、今はちょっとはつきりわからない状況です。

○畠山美幸委員長 村田町民課長。

○村田 朗町民課長 私のほうからは、238ページ、前期高齢者の関係ですが、こちらにつきましては、嵐山町の前期高齢者率から見ましても、今後ふえるものと予想されております。

次に、240、241のその他繰入金の法定外の関係ですけれども、こちらにつきましては、その他繰入金で事務費分、保健事業分がございますが、保健事業分968万8,000円、こちら各種検診、あるいは生活習慣病重症化予防の町負担分3分の1等が入っております。こちら法定外と言われるものになるかと思えます。

次に、保険基盤安定の繰入金につきましては、国からの支援分、こちらは入っております。

続きまして、人間ドック・がん検診等の関係ですけれども、こちらにつきましても実績に基づきましてそれぞれ集団検診、個別検診等、見積もりをしております。実績に基づきますので、ふえているもの、減っているもの等ございます。また、これに対応した新しいものということなのですけれども、こちらにつきましては28年度にはヘルスアップ事業等を行いまして、特定健診の受診率向上事業とか、データヘルス計画、データを分析し、課題等を見出しまして今後取り組んでいくという、そういう計画ですけれども、そちらの事業を28年度に行い、それを生かしまして翌年度以降事業を実施していくというものがあります。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 保険税の件なのですが、所得割の支払う人が減っていると、そういう中で限度超過の人が多いと。今幾らでしたか、62万でしたっけ。ちょっと今、どのくらい、わかりますか、推移の状況は。これ参考までですので、伺えればと思います。

それから、退職被保険者の関係なのですが、国から今まで示された額以外に来るかどうかというのはわからないと。そうすると、当然退職された方ですから、これからが病気になる方が多いわけで、そういう方のことを考慮して、国保の財政が弱いということで退職のこれをつくったわけです。前なかったわけですから。これちょっとまずいなと思うのです。このまま廃止では。多分同じ考えだと思うのですけれども、町

長、どうですか。何か代替財源がないのだったら欲しいなというお考えになっているかどうか、確認だけしたいと思いますので、お答えをいただければと思います。

それから、前期高齢者の関係なのですけれども、歳入の状況を見ましても、これ1番ですから、今後もふえるということが、見ると、当面歳入の関係では1番になるのかなというふうに思いました。嵐山町が、これほかの町村から言われているのですけれども、嵐山町は特に前期高齢者が多いというふうに言われているのですけれども、他町村から見て何か特別なものというのは担当課として感じられますか。ほかの町からそういうふうに言われているのですけれども、何か担当課としてそれを感じるものがあるのか、そういうものがあって、嵐山町の前期高齢者の交付金が多いのではないかと、ちょっと伺いたいと思いますが。

それから、法定外の繰り入れは検診の関係の部分だと。いわゆる私がお聞きしたいのは、赤字補填分の繰り入れはこの中に入っているのかどうかということなのですから、ちょっと伺いたいと思います。

それと、がん検診の関係なのですけれども、療養費がふえているわけです。昨年ヘルスアップ事業とデータ等の関係をやって、これはどういう関係で結びついて、町民に健康志向、もっと検診をとという方向に結びつけられるかということになると思うのですけれども、検診は全体的には今度の補正でも削減していました。やっぱり思うようには検診をしていないという状況があるのですか。そこの対策というのが何かされるのか、ちょっとそこを確認したいと思って、この質問をしたのですけれども。

○畠山美幸委員長 6点につきまして。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、最初の限度額の関係についてお答えを申し上げます。何年かさかのぼってお答え申し上げます。

平成23年度においては、限度額が全体で77万円でございます。医療分が51万円、後期高齢者支援金分が14万円、介護分が12万円でございます。

24年度は、23年度と同額でございます。

25年度についても23年度と同額、77万円でございます。

平成26年度につきましては、全体で81万円、医療分が51万円、後期高齢者支援金分16万円、介護分14万円でございます。

平成27年度、全体が85万円、医療分52万円、後期高齢者支援金分17万円、介護分16万

円でございます。

平成28年度でございますが、全体で89万円、医療分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護分16万円でございます。

○畠山美幸委員長 次に、村田町民課長。

○村田 朗町民課長 答えいたします。

前期高齢者が多い、感じるものとはということですが、嵐山町におきましても住民基本台帳から高齢化率を見ますと、ほかの市町村より確かに多い。国保の関係で前期高齢者を見ましても、町村では3位から4位ということで多いわけなのですが、こちらの嵐山町が住みよいか、そのようなことだと思うのですが、お答えにはなっていないかと思うのですが。

○畠山美幸委員長 いい答弁ですよ、いい答弁。

○村田 朗町民課長 よろしいですか。

○畠山美幸委員長 オーケーです。

○村田 朗町民課長 そういう状況かと思われませんが。

次に、先ほどの繰入金の関係で、赤字補填が入っているかということですが、当初予算には赤字補填は入っておりません。

次のがん検診の検診関係のことですが、こちらにつきましては先ほどのヘルスアップ事業の効果ということで、今回特定健診の受診率が28年度最新では46%という受診率になっております。26年度は35.33%、27年度は40.44%ということで、これらの事業を行い、未受診者の方々に勧奨を行う、そういったことによりましてこういった受診率が上がり、皆さんが健康を意識しているのかなというふうに思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 2番目の代替財源の考えは、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 234ページの退職被保険者等国民保険税の、これが本年度、前年度に比べて減っているということですよ。それで、こういう傾向が出てしまっている、出てきているということです。それで、この減った原因ということですが、減らされてきているから、代替財源の……

○畠山美幸委員長 代替財源があるかって聞いたのだ。減ってきているから、減らされてきているから、代替財源の……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 もう一回お伝えください。

○岩澤 勝町長 234ですね。

○川口浩史委員 そうです。この退職被保険者の関係なのですけれども、この減は、今制度を5年かけてやめていってるのです、平成27年度から、もう1年目がやめて、2年、それで3年目ですから、そういう1年分ずつこう減っていきますので、それが減っているのだと思うのです。ちょっと担当課のほうに、その詳しいのは聞いてもらえればいいのですけれども。

私がお聞きしたいのは、社会保険や厚生保険からこの退職保険に限って、国保にお金に来ていたのです、退職という項目が設けたときに、今もそうなのですが。これが廃止になってしまうと、来なくなってしまうと、今のところ財源はないということで答えていますので、それはやはりまずいのではないですかと、町長も同じ考えだと思っております、一応確認のためお聞きしたいと、そういうことなのですけれども。

○畠山美幸委員長 町長がいいのですか。答弁。村田さん……

〔「町長」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 確かに今のような状況になるということは、困った状況になると思うのです。だけれども、そういう状況にならざるを得ない状況があるわけですから、その中でどうにかやっていかなければいけない状況で、国保全体がそういう状況の、税の基盤になってしまっているわけですから、無職から始まって。ほかのところから最後の国保税のほうに移ってくる。要するに納税力といいますか、そういう状況が弱くなっている人が今度どんどん集まってきている、そういう状況の保険税ということですので、保険制度ということですので、大変困った状況になると思いますけれども、そのところを今回の状況も含めて変えていくということだと思っております。解決、どういう質問かわかりませんが、そういうふうになってくるので困ったなということだと思っておりますけれども、委員さんも。私もそう思います。

○畠山美幸委員長 6番目なかったつけ、質問、ヘルスデータ、いいですか。

では、川口委員。

○川口浩史委員 保険税の関係で各限度がわかりました。それで、この限度額を超える人が多いということです。最初の青柳委員さんに答えたのは、そういうことですね。この限度額超過している人がどのくらいふえているのかも、あわせて伺いたいのです

けれども、これは推移はわかりますか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、限度超過額の対象者、対象世帯についてお答えを申し上げます。

青柳委員にご質問いただいたときにお答えさせていただきましたのは、限度超過額が増加しているということでお答えをさせていただきました。対象となる世帯については、28年度の当初予算ベースにおいては69世帯でございました。29年度の当初予算ベースでは56世帯ということで、世帯数は減少しております。対象世帯数は減少しておりますが、超過額そのものは増加しているということでございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 245ページで、これ嘱託職員の報酬にかかわる分だと思っておりますけれども、国保制度の関係業務準備事業というのがあって、実際に30年から、来年度です、来年度から国保制度が変わるわけですけれども、それに具体的にどのような事業を行っているのか、来年度に関して、市町村がどのように変化するのかというのが、この中では、当然イメージはわからないわけなんですけれども、この中でどのような形の準備を29年度やっていくのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えいたします。

拡大分の国保制度関係業務準備事業、こちらにつきましては、30年度から国保の広域化ということで、事前の準備作業としまして、システム改修を行い、各市町村のデータを県のほうに吸い上げるというものです。そのシステム改修のみです。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 状況を見てみると、多分前期高齢者交付金です。こういったものはなくなっているのか……

○畠山美幸委員長 電源入っていないのです。

○渋谷登美子委員 前期高齢者交付金とか共同事業交付金とか、そういったものがなくなってくるのかなとかいうふうな感じがあって見ているのですけれども、そういった

もののシステム改修というふうになってくるわけです。私もその、何がどういうふうに変わっていくのが具体性がよくわからなくて、これについてはどこかである程度の段階になったら説明していただかないと、この状況が見えてこなくて、それで今の高齢者が今64歳から75歳の方が多分すごくふえてきているというのはわかるのです。だけれども、そういったものがどこで反映されてきてというのが、この予算書とかでわかってくるような形になってくるのか、市町村と県の共同の運営になってくるというふうな形になっています、一応。そうすると、どこがどう変わってくるのかというのがわかってこないといけなくて、それをどういうふうな形かで説明していただかないといけないのですけれども、30年度になってからでは困るなと思っているのでお願いします。

○畠山美幸委員長 お願いというだけで答弁は。

○渋谷登美子委員 答弁必要です。

○畠山美幸委員長 ああ、そうですか。答弁求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えいたします。

失礼しました。そのシステム改修ということですが、こちらは市町村の情報集約システムのデータ連携のシステム改修というものと、あと制度改正に対応するシステム改修、それと毎月、現在も行っているのですけれども、月報とか、毎月の月報、年報のそのシステム改修を今回載せてございます。

それと平成30年度の広域化につきましても、皆様にご説明をする機会を後で設けたいと思っております。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 困って、説明するのはいいのだけれども、いつぐらいになったら説明されるのか、この準備というのがあります。今どこまで進んでいて、そして今年度はデータ改修のシステム改修であるという形だけれども、では何がどういうふうに変わっていくの。会計上のシステムが変わっていくというのは、もう特別会計のほうではわかっているわけです。どういうふうな形になって変わっていくというのはわかっていて、この予算書もどう変わっていくかというのがわかっていくわけです。それがわかっていると、データ改修とか、システム改修ができないわけだから、わかっているということです。そのシステム改修がどんな感じでやられるかというのは、どこ

ら辺の段階で、いつからというのでは困って、どこら辺の段階で説明していただけるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 30年度から広域化ということで、そのときは広域化の予算なるわけです。ですから、一昨年でしょうか、水道事業が会計の仕組みが変わって、予算の説明を全協でさせていただいたと思いますけれども、これについても課長やるって言っていますので、しかるべき時期に、予算の審議におくれないように、委員の皆様にご理解いただけるような時期に、町としてもやっていきたいと、このように考えております。

よろしくをお願いします。

○畠山美幸委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 これで新年度になると、保険証を交付するようになると思うのですが……

○畠山美幸委員長 マイクに向かって言ってくれる。聞こえない。そっち向いても。入っているのだけれども、聞こえない。

○清水正之委員 新年度になって保険証を交付するようになると思うのですが、まず基本、町の姿勢として、住所がわからないというのはもうしようがないにしても、全員交付をするという基本的な姿勢を持っているのでしょうか。そういう面では、これからやはりどれだけ安く医者にかかるかというのは、医療費にもはね返ってくるのだと思うのですが、そういう部分では全員やっぱり保険証を持つという、持っているのだという基本的な姿勢というのは、まずあるかどうか、お聞きしたいというふうに思うのです。

2つ目が、医療費の保険税の関係なのですが、そういう面では今質疑があったように、所得割の課税所得の人というのが少なくなっているということで、町長も今話があったように、国保の階層というか、昔は農林水産業の人たちが多かったのでしょうか、今は少なくなっている。むしろ退職をして、退職をしてというか、非正規の人たちだとか、派遣の人たちだとか、会社をやめざるを得なくてやめた人たちだとか、なかなか所得が不安定な人たちが、そういう人たちがふえてき

ているのかなというふうに思うのですけれども、そういう部分が国保の加入者の中にふえてきているということなのではないでしょうか。そういう調査というのはしたことがあるのでしょうか。やはりそういう面では、不安定な人たちが加入者が多くなってきている状況というのが、被保険者の中で多くなってきているという、比率が多くなってきているということなのではないでしょうか。

その2点だけちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 2つ目のご質問に、申しわけないです、先にお答えをさせていただきます。

所得割の課税対象者が減っているということでお答えを申し上げました。その中で第1次産業の従事者の割合ですとか、あるいは非正規職員、あるいは退職者、離職者、そういった方の割合がどうなっているかということでご質問をいただきましたが、この調査はしておりませんので、その比率がどうなっているかというのは、なかなかわからない部分でございます。

一つの目安になるかどうかはわからないのですが、6割軽減、4割軽減の対象者、こういった方が、歴年でずっと見ているわけではないのですが、来年、29年度においてもふえる傾向にあると思います。ただ、一般被保険者の医療分と、後期高齢者の支援金分、これらはふえますが、介護分については減っている、6割軽減が減っているという状況がございます。その他の部分については、おおむねふえているということが見れますので、所得、収入の不安定な方がどうなっているかというのは、はっきりとは申し上げられませんが、こういったことが一つの目安になるかなとは思っております。

ただ、6割軽減については、対象となる被保険者の方の範囲、その拡充が毎年のようにされておりまして、一概に比較するということができないわけですが、こういった方は徐々にではありますけれども、ふえている傾向なのではないかなというふうには考えております。

○畠山美幸委員長 村田町民課長。

○村田 朗町民課長 第1点目の保険証の全員交付につきまして、お答えさせていただきます。

保険証の交付につきましては、国保税の納付の公平性の観点から、滞納されている方につきましては短期保険証とかの対応で行っていき、納税に来られたときにいろいろ納税相談とかを行いまして、そういう方法でやっていきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 ちょっと両方とも関係する話になってしまうのですが、一般質問の中でも滞納者が77件だと思ったのですが、あると。資格証明書が6人、短期保険証が171人あると。こういう人たちは、やはり納めたくなくて納めていないのではないかなというふうに思うのです。やはり納められなくて、仕方がなくこういう方法をとらざるを得ない人たちなのではないかなというふうに思うのです。そういう面では、私はやっぱりさっき税務課長言われるように、離職者だとかそういった部分がふえてきているのかなと、収入の不安定な人たちがふえてきているのではないかなというふうに思うのです。

そういう面では、ぜひそういう調べがどこかでできればやってみてほしいのです。状況からいっても農林水産業とか農家そのものが少なくなってきているわけで、それがどこに収入を求めているかというのはあるのだとは思いますが、それほどサラリーマンの正社員ではないですけれども、定期的に入ってくるような収入の方法が果たしてとられているのかなと、非常に疑問なのです。今納期そのものが8期納期ですから、ほとんど毎月というか、6月ごろから毎月納期になってきますから、納めるのが大変だろうなというふうには思うのです。

そういう面では、住民の健康を守るという点では、いつでもやっぱり医者にかかるとい状況をつくるというのは、保険証があるということです。だから、そういう点では、この短期保険証、昨年が資格証明書が6人、短期保険証が171人。今の課長の答弁ですと、この人たちには保険証を、まず年度初めに渡さないというか、送らないということなのですか。これはやはりその人たちには、少なくとも子供には渡さなければならないという法律はあると思うのですが、この人たちにはいつでも安心してかかれるのだという保証が、保証はやっぱり役場そのものが奪ってしまうというふうにはならないのですか。先ほど言ったように住所がわからないという部分については仕方ないにしても、もう保険証を渡すという基本的な姿勢がなかったら住民の健康なんて守れないのではないですか。そういう面では、ぜひそういうふうにしてほしいと思

うのですが、いかがでしょうか。

それから、保険税の問題ですけれども、やはり安心、しばらく前になるのですが、こここのところ保険税が上がってないからそんなに変わっていないと思いますけれども、年間100万円ぐらいの所得で10万を超える保険税になっているというときがあったと思うのですが、そういう話があったと思うのですが、保険税そのものが非常に高い保険税になっていると。そういう調査というのを、どういう階層がふえてきているのだと、その人たちの所得がどうなのだと。これはもう30年に県に行ってしまうから知らないよというのではなくて、保険税そのものは、徴収そのものは町が請け負うわけですから、30年になっても。そういう調査というのはぜひ一回やってみてほしいと思うのです。どれだけやっぱり高い保険料がかけられているか。やはりそういう面では1割以上の、所得の1割以上が国保の保険料、これはやっぱり高いですよ。だから、短期保険証や資格証明書の人たちが多くなってくるので、そういう調査というのは一度やってみたらどうかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○畠山美幸委員長 2点につきまして答弁求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 私のほうからは、保険証の関係でお答えさせていただきます。

短期保険証の関係ですけれども、年度当初に滞納されている方には通知を差し上げて、納税相談をお願いしております。納税相談、それぞれの方々によって状況はまちまちだと思うのですが、短期保険証で6カ月というものと3カ月、1カ月、3種類ございます。こちらのほうを状況に応じてお渡ししている状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 それでは、加入者といいますか、課税者といいますか、課税させていただいている方、そういった方の内訳、どういった方がどういう割合でということでご質問をいただきました。先ほどは、調査もしておりませんので、その比率についてはちょっと不明ですということでお答えをさせていただきました。

全体的に、全体的にといいますか、国全体の流れで見ますと、例えば1次産業というのは、清水委員おっしゃったように、人口がどんどん減っておりますので、この国保制度が創設されたのは、たしか戦前だと思いましたがけれども、社会保険におくれて10年ぐらい後にこの法律、国保の法律が制定されて国保自体が始まったのだと思いま

すけれども、そのときは第1次産業の従事者の方がたくさんいらして、そういった方を対象に始まった制度でございましたので、加入者についてもそういう方が多かったということだと思います。それから、その第1次産業の方がどんどん減ってきて、それ以外の方の比率がふえているというのは、これはもう間違いないところだと思います。

先日、ちょっと厚生労働省の労働状況調査というのでしょうか、その統計的なのを数字的に見たのですけれども、正規職員の比率が60%台だったと思ったのですが、大体60%、40%ぐらい、正規職員が60、非正規等が40とかということで、たしか記憶なのですが、そういう数字が出ていたかと思います。そういった流れを見ますと、当然国保に加入している方の割合についても、そういった非正規の方が多くなっているというのは、調査するまでもなくそういうことなのだろうなというふうには予測できるところでございます。

また、調査については、今町民課長ともお話ししましたけれども、今のところ予定はしておりません。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 保険証の関係なのですけれども、ということは納税相談に来ない人は、いつまでたっても保険証がないという状況に陥るわけとか、そういう状況になってしまいます。やっぱり住民の健康を守るというのは、さっき言ったように保険証があるということは、これは安心してやっぱり医者にかかれるという保証になってくるわけです。そういう面では、こういう人たちが保険税を納めたくなくて未納になっているという状況ではないのではないかなというふうに思うのです。

だとすれば、それはきちっと、もう恐らく法定減免の人たちかなというふうには思うのですが、町の独自減免をつくれればいいではないですか。納税相談というのは、どういうふうに相談事を解決しようとしているのですか。それは納めろ、納めろだけでは、たまったものではないです。さっき言ったように、少なくとも所得の1割近く、多分記憶ですけれども、100万円の人は10万円以上の税金になっています。そのくらい高いのです。自分の生活するのにきゅうきゅうとしている人たちなら、きちっと町独自の免除制度をつくるべきだと。

それは、広域化になったって町の制度そのものは生きてくるのだということですから、きちっとそういう対応をしていくということが大事なのではないですか。年金相

談の中身とその対応について、ちょっと考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 短期保険証から話が進んでいるわけですがけれども、保険税が非常に高いと、毎回清水さんにお話ししているわけですがけれども、負担と給付きりないわけですし、高くせざるを得ない状況があって高くなってきているということが一面あるわけです。それで、それを賄うための税という形でご協力をいただくわけですがけれども、それが収納率が何%というのが、担当とするとこれ至上命題で課せられているわけです。それが入らないと、国保会計は成り立たなくなってしまうわけです。

それなので、ご協力がいただけていない人に対して納税の相談、お願いがてら来ていただいて相談をする。そして、その相談の内容については、担当のほうから話してもらってもいいですが、いろいろな対応をしてくれていると思います。相談に来るのが、土曜日もやっていますし、電話でもやっていますし、それでそういう中であって国保税の収納率を、今の収納率を確保されているという、一面ではそういう面があるのだというのをぜひご理解いただいて、ご協力をお願いをしたいと思うのですが。

○畠山美幸委員長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 今町長のほうでお答えした部分が全てだと思いますが、納税相談の中身ということですが、それは個人個人、個々でケースがいろいろ違ってまいりますので、こういう形でということを一面的にお答えするのは、ちょっと難しいわけですが、ただ一つ言えることは、仮に税務課の窓口に来ていただいて納税がなかったとしても、来ていただければ町民課のほうでは保険証を交付していただいているということですので、納めなければ交付しないということではございません。方向性としては、そういうことでやらせていただいていると思います。

あと来ていただく意味というのが、一般会計における税もそうですし、国保税もそうですが、前もちょっとお話しさせていただいたと思いますけれども、納めたくても納めていただけない方、そういった方は執行停止ということで滞納処分の執行停止をかけます。そして、3年経過して状況が変わらないようでしたら、不納欠損ということで、その調定額から落とすというような形、対応をとらせていただきます。ただ、執行停止をするにも、そのお宅の状況がわからないと執行停止をすることができません。

ん。そういったことも含めて、ぜひ窓口に来ていただいて、ご相談をさせていただきたいということでございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 なかなか厳しいわけですがけれども、ただ嵐山町がいろんな施策の展開というか予防医療、予防事業をしたりして、医療費の伸びを抑えている、そういう努力が私は評価すべきだというふうに思っているのですが……

〔何事か言う人あり〕

○安藤欣男委員 いや、だって国保は税金を誰も余計納めたくはないのだよ。だから言っているのだよ。

今、医療費と国保の税の関係が出てくるわけですがけれども、ちょっと聞きたいのですが、国保税が同じような所得で、町村別に国保税というものはあるわけですが、嵐山町がどのくらいのランクの中に入っているのでしょうか。それ1点お聞きしたいと思うのです。結局医療が進んでいるところが意外とこの医療費が伸びてしまう。昔ですが、医療費が余り、医療機関がないところというか、少ないところは医者にかからずに、国保税がうんと下がる。元大滝村なんていうのは本当低かったのです。もう結局、それ回さないでいたわけなのだけれども、その辺の関係がありますので、わかったらひとつお知らせいただきたいと思います。

それから、今後拡大分ということで、257ページですが、人間ドックあるいはがん検診の委託をして、生活習慣病の予防事業をやっているわけですが、今回拡大分ということで、生活習慣病重症化予防対策事業委託料ということで、208万9,000円組んでいます。これは、委託とはなっているのですが、どういう事業展開になるのですか。それだけお聞きしておきます。

○畠山美幸委員長 2点につきまして答弁求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えいたします。

257ページの拡大分の関係です。こちらにつきましては、28年の9月議会におきまして、生活習慣病重症化予防対策ということで補正をさせていただきました。その事業を今年度行っておりますが、29年度におきましても引き続きこちら県からの補助がございまして、実施してまいりたいと思っております。これにつきましては、主に糖

尿病の重症化予防の関係でございます。埼玉県では、ほとんどの市町村が28年度にはこれに参加している状況です。埼玉県が埼玉県方式ということで、こちらも全国に紹介しているものなのですけれども、埼玉県方式ということで3者連携、埼玉県の医師会、糖尿病対策推進会議、埼玉県ということで、こちらを連携しまして、糖尿病性腎症重症化のプログラムを作成するというところでございます。

それで、こちらは国保連合会に協定を結びまして、国保連合会のほうで保健師さん等の派遣というか、保健師さんが指導をしていただくわけなのですけれども、これが特定健診のデータ、あるいはレセプトデータを活用しまして、糖尿病になってしまわれるようなハイリスク者を抽出いたしまして、医療機関の紹介、あるいは個別に受診勧奨を行うということで、先ほどの連合会に委託協定しました保健師さん等による保健指導等を実施するものです。

今年度の関係ですけれども、この指導対象者が58人いらっしゃいまして、現在この保健指導の参加をされている方がお二人という状況です。こちらにつきましても、当初にありますように、引き続き分析等して健康に留意されるようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 ご質問いただきました一定の所得の国保税のランク、そういった資料は、大変申しわけございませんが、ございません。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 一定の所得のそれはないと言うのですが、所得、平均的な夫婦、子供が1人とか2人とか、そういう家庭の保険税がどういうふうな、近隣のどういうのですかというふうな、要するにできれば類似の自治体がわかればいいのですけれども、そういうのはわからない。

〔「国保では無理でしょうよ」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 本来ならわかるのではないの。そういう、国保連合会だって。

〔「国保で無理でしょう」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 それは税のシステムが違ったりはするのだけれども、それわからないですか。もしわからなかったら、調べてみてください。

それから、生活習慣病で連合会に委託するのだということで、私も不勉強で申しわ

けありませんでしたが、嵐山町に糖尿病で医療にかかっている人が58人いて、それでおかつ指導が必要な人が2人という捉え方なのですか。この58人いて、指導が必要なのが2人というのは、随分内容がよくわからないのですけれども、要するに糖尿病は確かにいろんな重症化をする病気の一つです。ほかの病気の。だから、糖尿病の指導というのは大事なのですけれども、58人というのは、糖尿病で透析だとかやっている人は、それは58人の中に入らないのでしょうか、入っているのですか。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 私のほうから生活習慣病重症化予防の関係でお答えいたします。

対象者の58人というのは、透析になる手前のハイリスクの方ということでご理解いただければと思います。

事業の展開なののですけれども、まず連合会のほうから対象者、28年度は58人だったのですけれども、その対象者の抽出が58名の方がいるということでリストが来ます。そうしたら、委託なののですけれども、その方に連合会のほうから病院の保険医の方に、かかりつけのお医者さんに推薦書というのを書いてもらうようにお送りするのです。それを推薦書を書いてもらって、うちのほうに申し込みしてもらうわけなのです。それが28年度は2名いたわけなのです。

それをもとに事業、保健師さんの指導が始まるわけなののですけれども、28年度は初めてということで、ちょっとわからなかったものですから、58人中2人という、ちょっと費用対効果で少ないかなという部分があるのですけれども、29年度は同じ事業に参加しますので、町のほうから勧奨して、なるべく多くの方にお願ひできればということで、29年度もこの事業をやらせていただければということで計上させていただきました。

○畠山美幸委員長 山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 先ほどお答え申し上げましたとおり、一定所得とかモデルケースということで税額を算出して、それを各市町村ごとで比較したというものはございません。ただ、平均で出したものというのが、決算の資料としてあったかと、各市町村の国保の決算の資料として、そういったものがあったように記憶しておりますので、今担当の職員が……。

続けてご答弁させていただきます。1世帯当たりの調定額というので比較したもの

がございます。これこちらは決算の数値でございますので、平成27年度の1人当たりの調定額で、県で上から38番目となっております。失礼しました。今のは1人当たりの調定額でございます。1人当たりの調定額が県で上から38番目、1世帯当たりの調定額としますと、県で上から43番目という状況でございます。

○畠山美幸委員長 3回目の質問ありますか。

○安藤欣男委員 いいです。

○畠山美幸委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○畠山美幸委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

2時30分までといたしたいと思えます。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時30分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第18号 平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 272、273の保険料についてなのですが、一部軽減分が縮小されるというふうに聞いているのですけれども、どんなふうに軽減、縮小されてしまうのか。その増額分というのは、この保険料の中に入っているのでしょうかけれども、わかったら金額をお聞かせいただきたいと思います。

それと、参考資料の34ページなのですが、この表の入院の関係が嵐山町は全県の平均に比較して高いのです。これ入院の場合は全月にわたって、これ昨年も全月だったかな、全月です。ちょっとどういうことで嵐山町は高いのか分析されたことがあるのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 2点につきまして答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 それでは、軽減の関係で私のほうからお答えさせていただきます。

まず、29年度に変わる軽減なのですが、5割軽減が29年度2割軽減になります。それから、7割軽減が、今現在9割軽減になっているわけですが、29年度に7割軽減になります。それから、被用者保険の扶養であった人の年金収入80万円のみのお奥さんの場合なのですが、28年度が4,200円だったものが29年度が1万2,620円に変わります。

それから、保険料の関係ですが、保険料の総額なのですが、広域のほうから見込みということで示された額で載せてありますので、はっきりしたことはわからない状況です。

以上です。

○畠山美幸委員長 2番目の質問、入院が多いか。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 質問が。

○畠山美幸委員長 質問が、34ページの入院費のところ町と県で比べると町のほうが高いのはなぜですかという質問でした。おわかりになりますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時37分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、どうぞ。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 申しわけございません。詳しい状況がわからないのですけれども、1人当たりの医療費、その病疾患、そのようなものが恐らく多かったために、金額が県と比べまして多い状況かと思いますが、しっかりした内容ではございませんので、予想のお答えです。

以上です。

○畠山美幸委員長 予想のお答えだそうです。

川口委員。

○川口浩史委員 軽減の関係なのですが、金額ではそうですが、わからないのですか。では、確認なのですが、今後軽減は7割と2割軽減しかなくなるということなのか。7、5、2だったっけ。7、5、2だったよね、前は。だけれども、5割軽減が2割になってしまうと。そうすると、5割がなくなってしまうというふうに理解してしまうのですけれども、それでよろしいわけなのか。ちょっとどういうふうになるか伺いたいと思います。

それから、34ページの件なのですが、これ2年続けてなのです。ですから、ちょっと町特有のことになってしまう可能性、可能性というか、なってしまうのです。分析されて対策、何か立てられれば結構ですので、そういうことで分析をぜひしていただきたいというふうに思います。これはいいです。

○畠山美幸委員長 1点につきまして答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 軽減の関係でお答えいたします。

7割、5割、2割で通常は制度上はなっておりますが、今現在7割は9割で軽減しています。その9割を7割に変更になります、29年度。それから、被扶養者の軽減分ということで、そちらのほうの5割も、それが2割に軽減になります。ですので、7割、5割、2割の、実際には7割は9割でやっているのですが、それを7割に変更になって、7割、5割、2割。それから、被扶養者軽減分の5割軽減を、今現在9割でやっているのですけれども、それを5割軽減のものを2割軽減に変更になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 今の話ですと、保険料なのですが、平均保険料というのは出ているのですか、平均保険料。が1つと、それから特別徴収は100%なのでしょうけれども、普通徴収分の徴収率というのはどのくらいを見ているのでしょうか。

それから、滞納繰越分で、滞納者というのは実質何人いるのですか。この人たちが資格証明書なり短期証明書なりのそういう該当になっているのでしょうか。また、この制度振りかえというか、そういうことによって後期滞納分が滞納になっているという部分があるのでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

1人当たりの保険料ということで、嵐山町が5万9,893円、それから収納率なのですけれども、特別徴収は100%なのですが、2月末現在で普通徴収が現年が91.5%、滞繰りで40.9%、それからやはり2月末現在で滞納者の方が、件数でちょっと言わせてもらいますが、61件おまして、収納、納めていただいておりますのが21件で15万1,960円、そのような状況です。

それから、資格証、短期証は交付しておりませんので、全ての被保険者の方に保険証は渡してあります。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 すみません、平均保険料をもう一回。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 すみません、平均保険料が1人当たり5万9,893円、嵐山町の。いいでしょうか。

○畠山美幸委員長 いいですか。ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、さっきの国保と関連するわけではないのですけれども、1人当たりの平均が5万9,893円というのは、さっき川口委員が入院のところが多い

けれども、これ表を見ると総医療費は結構均衡保たれているのです、県と。私聞きたいのは、5万9,893円というのは埼玉県の額と比べてどういう順序になるのですか。わかりましたら教えてください。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 今、手元の資料ですと、埼玉県内の状況が載っているものを持っているのですが、この辺の、近辺のでよろしいでしょうか。滑川町さんが1人当たり6万1,702円、それから小川町さんが5万6,777円、川島町様が4万8,927円。すみません、資料がそこまで。申しわけないです。

○畠山美幸委員長 いいですか。ほかに。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第18号 平成29年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○畠山美幸委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。入れかえのみです。

休 憩 午後 2時47分

再 開 午後 2時48分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第19号 平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件についてを議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入り

ます。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 302、303ページの居宅介護サービス給付費なのですが、ここの部分が235万2,000円ふえているわけです。これがふえてきてる主な理由のようなものがありましたら、お尋ねしたいと思います。

それと、322、323ページの認知症地域ケアの向上の事業ですけれども、拡大分ということでまず報償費、消耗品費、通信費が出ております。それと、その下にも認知症に係る専門的な知識の支援を包括的に行っていくというような事業なのですけれども、次のページをはぐっていただきますと325ページにも同じように載っております。認知症初期集中支援チームの設置というようなことで、介護保険ができた当時にはこの認知症の患者がここまでふえてくるというようなことを予想もされずに、これだけふえてきているというのが現況だと思いますけれども、この事業というのはどういふような事業となって、この介護保険の制度に反映されていくものなのか。

この2点についてお尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

2点ありまして、私のほうからは1点目につきましてお答えをさせていただきます。302ページの居宅介護サービス給付費の増となっている理由ということでございます。こちらにつきましては、昨年は通所介護のサービス費の一部が地域密着型サービス費のほうへ移行したということで、若干去年のほうはちょっと少なかったのですけれども、それに対して今年の4億2,600万という予算につきましては、とりあえずこれは今までは事業計画に基づいて計上等をさせていただいております。ただ、ここ2年、第6期の計画で27、28と来ましたので、ある程度の実績というのが出てきましたので、その実績等を見ながらこれぐらいあれば足りるだろうというようなことで計上させていただきます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 私からは、認知症の関係についてお答えさせていただきます。

まず、認知症地域支援ケア向上事業といたしますのは、認知症地域支援推進員を配置しまして、その職員が中心となって医療機関とか、介護サービスとか、地域の支援機関との連携を図りながら認知症の方の支援を行っていくものとなっております。平成29年度は、認知症カフェということで、認知症の方のみならず、地域の方もあわせて交流を図ったりとか、あと相談をしたりとかするような機会を持つという事業を行っております。今年度からなのですけれども、行っております。

続きまして、認知症初期集中支援推進事業なのですけれども、この事業は認知症の方とかそのご家族の方で、なかなか認知症があっても医療につながらなかったりとか、支援が得られなかった方に対しましてチームをつくるのです、専門職のチームをつくります。介護系の職員とそれから医療系の職員、それから認知症の専門医のチームをつくりまして、そのチームでご自宅のほうに訪問して状況を確認しながら、その人の状況に応じて医療につなげたりとか、サービスにつなげたりとかする事業となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 まず1点目ですけれども、方向性はこれから居宅介護ということが方向になっているわけでしょうけれども、ちょっとこれは304ページで施設介護サービスがかなり減っているわけなのです、3,700万ほど。そういった施設介護の部分がやっぱり減ってきたから、この部分に転嫁されてきているというような捉え方が正しいのか、それとも居宅介護としてこの部分はこれから先にも、相当上回って増加していくものなのかというようなことはいかがなものなのでしょうか。

それと、今の認知症の関係なのですけれども、325ページになりますけれども、その支援チーム、この支援チームというのは、そうするとこの予算でいくと、相当の人たちが家族の中で悩んでいたりと、それを支援に結びつけていくという事業であるという説明がありました。この予算の中で、今どの程度のそういった対象者というか、見込みが立てられているのでしょうか、お尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、1点目につきましてお答えをさせていただきます。

今のご質問は、居宅介護費がふえたのは、施設介護サービス費が減ったからこちらのほうがふえたのかというようなご質問だったかと思いますが、施設介護サービス費のほうは、特に最近では入所者の数ですか、これがほとんど変動はございません。例えばこれちょっと27年の末と28年度、これ11月になるのですけれども、そちらを比較しますと、入所者の総数が27年度末は115人でございました。28年の11月末につきましては118人ということで、若干ふえている状況でございます。ただ、こちらの施設介護サービス費につきましても、先ほどの居宅介護サービス費と同じように、計画上の数字で予算のほうを立てさせていただいていましたので、これも実際に合わせた形で来年度予算は計上させていただいておりますので、こちらのほうは減額となっているというような理由でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 認知症についてお答えさせていただきます。

このチームの事業なのですけれども、対象者は医療につながっていない認知症の症状がある方、もしくは医療につながっているのだけれども、症状が重篤でいろいろと対応が難しい方を対象にしたものとなっております。具体的にどのくらいの人数がいるかというのがちょっと把握はできていないのですけれども、来年度は訪問回数にして12回を予算計上させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、1点目の課長からの説明は、通所の関係のほうについては、人数はそうふえていないから、計画の中でやっているのだから減額になっているのだという説明だったと思うのですが、通所ということで、要するにそれが逆にはね返るとすれば、居宅にほうにはね返るわけです。居宅介護を受けてる人たちの人数というのは相当ふえているのではないかと思われるのですけれども、その点についていかがなんでしょうか。

その1点で結構です。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

通所介護サービスというのは、この302ページの3目の地域密着型介護サービス費の中にございますが、居宅介護のサービス費の中の通所介護というものもございまして、その一部がこちらの地域密着型のサービスのほうに昨年度から移行してございます。ですから、居宅のサービス費というのは全体的に今まで見ていた、予想していた金額より低い状況で支出が済んでいるということございまして、これからはどうなるかわからないのですけれども、当然これから進んでいきますと、居宅介護サービス、そちらの方向にというような状況でございますので、施設ではなく居宅でということになりますので、そちらのほうはこれからはふえてくるのかなというようなことでは考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 306、307の介護予防サービス給付費なのですが、これが3款に移行するという説明でした。ここを利用している人は漏れなく移行できるのか伺いたいと思います。

それから、次のページの308、309の地域密着型介護予防サービス給付費、これはグループホームにかかる経費だと。これは越畑のグループホームもあって増額されているのかなと思うのですけれども、これでグループホームに入りたい人は全員入れるようになったのか、伺いたいと思います。

それと最後、326ページの予備費なのですが、これが倍にふえています。倍にふやした理由を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 3点につきまして答弁求めます。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 306ページの介護予防サービス給付費につきましてお答えさせていただきます。

この介護予防サービス給付費というのは、訪問介護と通所介護はもう総合事業に移行しておりますので、それ以外のショートステイとか福祉用具のレンタルを利用した

場合のサービス費となっております。それで、訪問介護と通所介護につきましては、平成29年3月で全員の方が総合事業のほうに移行されている状況です。

以上です。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、308ページの地域密着型介護予防サービス給付費の関係でございます。こちらにつきましては、グループホームの関係のものも計上されているわけでございますが、来年29年度といたしますと一応人数で、延べ人数で24人分というような形で計上させていただきました。ちなみに、27年度は11人で行っていました。28年度12月サービスまで延べ8人分というような形になってございます。こちらのほう24人という形で見させていただきましたので、予算的には十分だというふうに思います。

あと、らんざん苑さんのほうでグループホームを9床増設をしましたので、全員が入れるかということでございますけれども、こちらのほうで入所希望者の状況といたしまししょうか、どういう人が入りたがっているとかというのを把握していないものですから、それが全部が入れるかどうかというのはわかりませんが、今聞いておりますと、既に入所の希望はいっぱいになっているというようなこととお聞きはしております。

それから、326ページの予備費の関係でございます。この予備費につきましては、特に増額した理由ということではございませんが、こちらの予算編成をしていった中で、来年度につきましては601万2,000円を計上させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 325ページに、比企地区在宅医療介護連携推進事業運営費負担金というのが、去年も計上されていたのですが、今年度も出ているのですが、これでどの程度まで訪問医療というのですか、そういった形のもが進んでいくのか、どうでしょうか。在宅医療的な部分で。

○畠山美幸委員長 1点でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 在宅医療介護連携推進事業につきまして、ご説明させていただきます。

この事業は、地域における在宅の医療と介護の関係機関が連携を図って、病院から退院するときとか、逆に在宅から介護のサービスだったり医療にかかったりというところの流れをスムーズにするための事業となっております。その内容としましては、そういう地域における医療とか介護の支援を把握したり、それからその医療介護連携の課題の抽出とか、関係機関の情報共有とか、そのようなものが中心となっております。

委員さんがおっしゃられました訪問看護、介護の関係……

〔「訪問医療」と言う人あり〕

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 訪問医療の関係なのですけれども、これにつきましては埼玉県で、比企医師会のほうが事業を行っております。相談の充実ということで、在宅医療連携拠点というのを平成27年の10月から東松山市の保健センターのほうに設置してございます。そちらのほうを中心に、今は在宅療養支援ベッドの確保ということで行っております。また今年度はICTの導入で医療と介護との情報共有というシステムをつくるところで取り組んでいるところです。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 たびたび保険料のことで申しわけないのですが、普通徴収が88%と、滞納繰越分が63万あるというふうに出ているのですが、介護保険の利用ができない人というのが嵐山町の中にどのくらいいるのですか。それが1つです。

それから、303ページなのですけれども、先ほどあった在宅の介護サービスなのですから、サービスの提供者、提供者が緩和されたと思うのです。嵐山町でサービスの提供者、具体的にはどこがあるのですか。その提供する人の資格というのが、例えば介護ヘルパーの何級とかというものが、きちっとそういう資格を持った人が提供者になっているのでしょうか。それが2点目です。

それから3点目が、介護保険そのものが今まで利用料かな、違うな、利用料か。利

用料が1割だったものが2割になって、今年の8月か、18年の3月には3割負担が導入になるということで、この利用料のアップというものが嵐山の介護保険の中の影響というのがどの程度出てくるのですか。3点です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず初めに、町の中で介護保険が利用できない人はどれくらいいるかというようなことをございますけれども、こちらにつきましては申しわけないのですが、そういったことで利用ができない人といいたいまいしょうか、そういうのは把握していませんので。ただ、やっぱり相談、もし利用したいということであれば、いろいろな相談等にきていただいて、それによりそういった所得が低い人といいたいまいしょうか、につきましても、何らかの放っておくということではなくて、そういったどうか、何かそういったことが受けられないかどうかということまで、こちらとしてはご支援をしてあげるといいたいまいしょうか、していますので、こちらのほうにも何も言ってこないで、そういったサービスを受けたい人がいる場合にはわからないですけれども、こちらのほうに相談に来ていただければ、何らかができるような形ではお答えをしているのではないかといいふうに考えております。

それから、次の303ページですか、在宅介護サービス、緩和されたサービス、資格を持った人がいるのかということをございますけれども、通所介護のほうですと、社会福祉協議会とらんざん苑さんですか、そうです、すみません、訪問のほうです、訪問のほうは社会福祉協議会とらんざん苑さんのほう。それと、通所のほうがらんざん苑さんとデイサービスふるさとです、そちらの2カ所ずつは……すみません、それと最近といいたいまいしょうか、新しくなったのが桃李の里というのがございます。そちらのほうもなって、今通所のほうは3カ所というような状況となっているものです。

こちらのほう、資格を持った人がやっているかということなのですけれども、基準を緩和されたサービスにつきましては、当然そういったことで資格がなくてもある程度一定の研修等を受けていただければ、そういったサービスが提供できるというような形になっております。ただ、今のところはそういった事業所ですので、その中にそういう持っていないといいたいまいしょうか、そういう人はいないのではないかといいふうに思っております。

先日まで社会福祉協議会のほうでそういった新たなサポーターといいましょうか、そういった人を養成するための研修等も開催をいたしまして、12名の方だったと思うのですけれども、参加をしていただいて、無事皆さんが修了していただいたというようなことでございます。

それから、3の利用料のアップは町の介護保険会計のほうに影響があるのかということでございますけれども、当然利用料がアップすると、個人の方が1割から2割、2割から3割というような形で負担がふえますので、介護保険のほうから持つのが9割だったものが8割、8割だったものが7割というような形で少なくなりますので、そういった意味ではこちらのほうの保険給付費が減ってくるというような影響はあるかと思えます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 そういう面では、介護保険の利用できない、要するに介護保険料を納めてない人です、長期で納めてない人については、自己負担の10割なのだと。10割分払わないと、全額払わないとだめなのだと。後で納めれば償還するのでしょうかけれども、そういうことは嵐山町では起こらないと。利用を、要するに介護保険の程度相当の人については、生活が大変で保険税を納めなくて介護保険が受けられないという人は、ほかの制度で、ほかの事業で救うので、嵐山町ではそういう部分、そういう状況は起こらないというふうに考えていいのですか。それが1つです。

それから、そうするとサービスについてはきちっと資格のある人が配置されるというふうに考えていいのですか。サービスを受けようとする人たちは、全部資格の持っている人が必ず来るというふうに考えていいのですか。そういう面で、緩和された分が心配なのです。

それから、利用料ですけれども、そういう面では町自体が3号まで利用料負担をしているわけで、そういう面での緩和というのは十分対応ができていのかというふうに思うのですけれども、自己負担が、利用料負担が2割から3割というような方向もあるみたいですが、その分は個人負担です。当初は介護保険が始まったときは、利用料は1割なのだというふうな形で始まったわけですが、それがもう2割、3割というふうに利用料そのものがふえてきているという点では、考え方としては町の財政が少なくなるという考え方でいいのですね。3点です。

○畠山美幸委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

保険料を納めていない人に対してもこういったサービス、何らかのサービスが受けられるのかというようなことだというふうに思います。今現在、そういった納めていられっらないでサービス受けたいとかというご相談とかというのは、今はないのかなというふうに思っておりますけれども、もしそういった人がいたら、今さっきも申し上げましたとおり、なかなか原則として確かに保険料が滞納になっておりますと、そういったサービスの制限等が出てくるわけでございますけれども、そういったことではなく、ほかのサービス等も受けられないのかなということで、福祉面ですとか、そういったことで何らかの手助けといえましょうか、そういったことを受けられるようにしないとまずいのかなというふうには思っておりますので、そういうことで考えております。

それから、303ページの関係です。通所サービスですとか、訪問サービスの関係で、資格がある人だけが対応するかということですが、今のところはそういったきちんとした事業者をお願いしておりますので、その中には今その資格を持っていない人は多分まだ雇っていないといえましょうか、いらっらないと思っておりますので、当面はそういった方が対応されるのかなと。

今後はそういった総合事業がどんどん広がっていきますといえましょうか、なってきましたと、やはり総合事業のほうですと、単価的なものが安いわけでございますので、資格のある人を雇っていてそういうことに充てると、やっぱり事業所のほうでも赤字といえましょうか、なかなか難しい面が出てくるかなというふうに思っておりますので、今後はそういった研修等を受けた方も雇われて、実際は当たっていただくようになるのかなというふうには考えております。

それから、利用料の関係でございますけれども、こちら3割負担になる方というのは、現役並みの所得がある方というようなことになります。そうしますと、利用料助成を受けられる方というのは所得が低い方でございますので、そちらのほうに該当しないということでございますけれども、町の財政、介護保険の財政につきましては確かに負担が、個人の負担が多くなれば、その分が楽になるということでございますけれども、ただこの制度を長くこういった維持していかなくてはならないので、その時々といえましょうか、そういった状況に合わせてこういった制度の改正がされていく

というのは必要なことではないかなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 1点だけちょっと確認しておきたいと思うのですが、在宅サービス、要するに要支援1、2が高齢化に伴って、そういった部分が全体的にふえてくるのでしょうけれども、そういった部分を在宅で対応していくのだということで始まったわけです。当面はそういう点では資格のある部分が、資格のある人が対応をしているけれども、これからその利用の頻度が高くなると対応できなくなる場合があるだろうという考えなのですか。

特にそういう点では重度の人ではないですから、家庭の身の回りだとか、買い物だとか、そういった部分のサービスが中心になるのだとは思いますが、そういう点ではどれだけやっぱり資格を持ちながら、人間関係をつくりながらサービスを提供していけるということが大事なかなというふうにするのですね、それは今後の課題としてまだ残っているというふうに思っているのですか。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

現在高齢化に伴い、また生産年齢人口も減少しておりまして、このままの状況で今のサービスの状態でいくと、2025年には介護のサービスを受けられない介護難民が出てくるだろうというふうに言われています。そのような中で、専門的な資格を持った人のサービスは重度の人になるべくいくようにして、生活援助とか日常的な部分で、専門的な資格を持っている人でなくても支援できる部分は、そういう形に移行していくという方向性です。

今、今年度から基準を緩和したサービスを始めまして、従事者になる方の養成を始めたところであります。この基準を緩和したサービスというのは、誰でもいいよというのではなくて、人員基準としては、その従事者の資格要件というのは、介護福祉士介護職員初任者研修等修了者、または一定の研修受講者ということになっておりますので、その中でそれぞれの事業所に対応していただくという形になっております。とにかく今、この事業始まったところで、利用者もまだ今のところは少ない状況ですので、今後の利用状況を見ながら、このサービスの形を確立していくということ

が課題かなと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 2点お伺いしますが、321ページの新規なのですが、テレビなんかでも見ていると口腔機能の向上が大事、年とってくると大事ですよということで見たとあるのですが、この16万円新規でつけております。「(第1号通所事業より移行)」というふうには書いてあるのですが、これの中身はどんなことなのでしょう。新たに教室を開いてやるのか、何かのものと一緒にやるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、次の323ページなのですが、任意事業で配食サービスの事業、委託がされておりますが、何か減額になっているのですが、近年この配食サービスを利用する人が減ってきて、要するに実績の中でこういう減額がされたのか。介護サービス事業がいろいろ進んできて、配食を受ける人が少なくなっているということなのか、事業者がやりたがらないのか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、口腔教室につきまして、これは今年度までは総合事業で行ってございました教室になっております。総合事業の通所事業になりますと、介護認定を受けて要支援1、2と判定を受けてる方か、あとは基本チェックリストで事業対象者になった方しか利用ができない事業でして、やはり口腔機能は高齢者の方、皆さん今後介護予防に重要なものとなっておりますので、そういう認定を受けていなくても誰でも受けられるようにということで、こちらの一般介護予防事業のほうに移行しました。

続きまして、配食サービスの減額なのですけれども、これも配食サービスも総合事業が始まったことによりまして、2つに分かれております。認定で要支援と認定された方、もしくは事業対象者になった方につきましては、こちら介護生活サービス事業のほうに計上しておりまして、その関係でも幾らか減額にはなっております。

また、実際に利用者数につきましても、若干なのですけれども、減少傾向になってございます。平成27年度の2月の時点で、配食サービスをご利用されていた方が27名です。平成29年の2月の末に配食サービスを利用されていた方が26名で、ここ2年ぐ

らいはちょっと少なくなってきたのですけれども、これは民間の事業者がやっているサービスを利用されたりとかしている方もふえたり、それから訪問介護でヘルパーさんにお料理をつくってもらったりという方も出てきておりまして、そのようなところから幾らか減ってきているのではないかと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 口腔機能の関係ですが、そうしますと介護保険の認定されない方にもやるということで、これも予防にはつながるかと思うのです。これは実施の方法というのは、どういうふうに予定をしているのですか。

そうすると、配食サービスは傾向的にはだんだん利用者が減ってくると、今説明のあったように、ヘルパーさんが行ってつくとか、そういうことがふえてきて、減ってくるという見方なのですか。それだけ聞いておきます。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、口腔教室なのですけれども、実施方法としましては、健康増進センターを会場として歯科衛生士さんが主に講師として行います。月に2回なのですけれども、来ていただきまして、そこで個別の相談、まずはお口の中を見て、その方の課題とかを見つかけながら、こういう部分で改善していきましょうという相談、指導を行うのと、あとは集団で参加者の皆さんと一緒に口腔体操等を行いまして、そこで習ったものをご家庭でも続けていって、口腔機能を向上させていくというようなものも行っております。また、口腔機能に関しましては、食べることというのも重要になっておりますので、1日なのですけれども、栄養の話も栄養士さんに来ていただいて、していただいております。

続きまして、配食サービスに関しましては、独居の方がふえてきて、なかなかやはりお料理がつかれなくなってきたりとかして、ふえている方が多いのですけれども、ちょっとだからその辺で配食サービスを利用される方もふえるのではないかなと思っていたのですが、なかなかちょっとこのところで伸びていないので、今後その辺はもう少しよく調査をしまして、今後の対応を検討していきたいなと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 配食サービスの減額が大きいのです。だから、人数はそんなに変わらないということですのでのだけれども、要するに1人が利用する回数が減ってきているのか。今説明もありましたが、ひとり暮らしのお年寄りがふえてくるという想定は当然今されるわけですけども、こういう事業があるということの周知も、もうちょっとやったほうがいいのかと思うのですが、その辺お伺いします。

また戻りますけれども、口腔、歯科衛生士、月2回というのですが、これは月2回が交流センターだけでやっているのですか。この月2回やっていますというのですが、このやり方がやっぱり毎回というか、口腔機能、何回か指導すれば自分でできるのだと思うのですが、この集団講習のやり方も、16万ですから金額は少ないわけですけども、今後こういうことをふやしていく必要もあるのではないかと思うのですが、捉え方についてもあわせてお聞きします。

○畠山美幸委員長 近藤副課長。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、配食サービスの周知につきましては、広報やホームページ、それからケアマネジャーさんを通して周知をしておりますが、このような状況ですので、もう一度周知の方法は見直しをしていきたいなと思っております。

それから、口腔教室、月2回と申しましたが、月2回を3カ月間で1コースという形で健康増進センターのほうでやっております。なかなか来れない方に関しては送迎もしているのですが、今の課題としましては口腔に関しての教室というのは利用者が少ないのです。なかなかやはり体操と違って参加しづらいようなところもあるようで、それですので、今のところは健康増進センターで行っている一つの教室だけなのですけれども、やはりこれも利用者の方がふえていくような実施方法等を検討していかなければいけないなと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第19号 平成29年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○畠山美幸委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を45分といたしたいと思います。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時45分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第20号 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対してまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 344ページ、345ページですけれども、町債です。きのうもこの企業事業経営戦略で説明いただいたところですが、1,190万、これが債務負担行為にも入っております、31年度までということで4,130万になります。これについては、予定されている32年度までにこの適用化の推進が予定されている期間で大体終わるものかどうかということが1点です。

それと、この適用債については、きのうも何か説明が報告をすることによって、交付税のほうに4,000万ほど算入されていくのだという説明がありましたけれども、こ

の適用債については全く国からのそういった支援のようなものはないのでしょうか。

その2点についてだけお尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

町債の公営企業会計適用債のことですが、こちらは平成29年度1,190万、平成30年度1,630万、平成31年度1,310万、合わせまして3年間で4,130万円を債務負担行為で行うものがございます。こちらが平成29年度の1,190万につきましては、平成28年度に計上させていただきまして、先般の補正で今年度は減額させていただきました法適化の基本方針の策定と、2つ目といたしまして固定資産の調査、3つ目といたしましてシステム運用方針の検討の1,190万でございます。こちらは、歳入歳出ともに同額でございまして、起債につきましては公営企業会計移行に係る費用につきましては全額財政措置がされます。交付税に49%の算入がございまして、この3年間で平成32年の4月1日に公営企業会計がスタートできるように行ってまいります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 確認ですけれども、交付税算入されるこの適用債の3カ年分の金額は4,130万になるわけですが、そのうちの49%が交付税算入されるので、町負担分は51%になるという捉え方でよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 全額起債充当されますので、それで元利償還金の49%が交付税算入されますので、町の負担は51%ということになります。

○畠山美幸委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 今のところの関係なのですが、この公適用は法律で決まったから公適用にするのですか。何か有利なことがあるのですか。ちょっと公適用にする理由を伺いたいと思います。

それから、349ページの維持管理費、工事請負費、これが参考資料に花見台地内に3カ所、いや6カ所、合わせると、工事名が違うか、工事の内容が違うか。志賀地内

4カ所と。これ花見台は今やらなければならないというのはこの6カ所で、内容は違いますけれども、これで済むのですか。ちょっとやっぱり年数がたっているから、あそこも。傷み出す時期かなと思って。本当はもっとあるのだけれども、予算の関係でこの程度でなっているのかというところがちょっと聞きたいのですけれども、志賀2区につきましては、今回4カ所ですけれども、これも本当はもっとあるのだけれども、この工事の数でしか予算がとれないということなののでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 2点につきまして答弁を求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

まず、法適用のところなのですけれども、こちらは平成26年8月に総務省通知によりまして、平成32年4月までに、31年度中に人口3万人以上のところは義務化、3万人未満のところはできる限り公営企業会計に移行することと通知が来ております。嵐山町は3万人未満でございますけれども、3万人未満の団体につきましてもできる限り移行することとされております。できる限り移行するというので、できない理由がない限りは移行しなさいということで通知が来ております。

それで、埼玉県の状態なのですが、今63市町村ございまして、既に公営企業会計化に済んでいるところが18団体、今現在取り組んでいる団体が33団体、合わせまして51団体が公営企業会計移行に取り組んでおります。率で申しますと81%の埼玉県の市町村が公営企業会計の取り組みを進めております。

続きまして、維持管理の関係ですが、花見台工業団地、こちらが6カ所というのが、3カ所が工業団地の公共ますの交換になります。もう3カ所が工業団地の中にある下水管路のマンホールの3カ所になります。公共ますの交換につきましては、もう既に平成19年から進めておりまして、今現在51カ所中27カ所を完了しております。それと道路上にあります公共下水道管渠のマンホールでございますけれども、こちらは花見台工業団地に129カ所ございまして、マンホールが。それを一度に交換するにはかなりの金額が必要となりますので、毎年3カ所ずつ老朽化の激しいところから随時交換しております。

志賀の公共ますにつきましても同様でございまして、こちらは平成12年度から随時行っております。全体で878カ所ございまして、そのうち平成28年度、今年度までは

829カ所の交換を終えています。94.4%交換済みでございます。残りが49カ所ございまして、こちら2カ所から3カ所ぐらいつつ順次交換していきたいと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 公適用の関係で、取り組み中33団体と、嵐山もこの中に入るわけなのですか。

それと63市町村中51だから、12団体は取り組まないということになります。できる限りですから、できないのだということだと思っておりますけれども、何かこれ公適用にすることによって有利なことというのはあるのですか。何となく国がやってほしいと、できる限りはやってほしいということで、ではやりましょうということで取り組み始めるのか。ちょっとそのことを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

清水副課長。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 お答え申し上げます。

こちらが、先日の経営戦略の中でもお話しさせていただいたところなのですが、今後人口減少、それとそれに伴いまして使用料収入の減少、それにあわせて今現在ある施設の老朽化、それを考えますと今後老朽化に更新費用を、整備から更新へ時代が変わっていく。その中できちんとした経営を図って、これから先もずっと安定的な公共サービスを継続するためには、ここできちんとした公営企業会計にして減価償却とかそういうものを整理して、今後の会計を進めていくべきだということで、そのことで住民の方々にも経営状況を明確にすべきだということで、公営企業会計の推進ということで通達が来ております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第20号 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件
を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第21号 平成29年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件
を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 383ページの受水費、県水です。この金額は全体の25%以内ということであったわけですけれども、大体25%以内になるのか、何%になるのかを伺いたいと思います。

それから、工事関係なのですが、ちょっとページがわからないので、耐震化の工事が200何十キロのうちのまだ7キロくらいしかできていないと、下水と混乱しているかな。ちょっと混乱していたらいいのですけれども、ちょっと今資料を見て、今年ほどのぐらい耐震化工事が進むのか伺おうと思っていました。

それから、千年の苑で水道工事の給水工事の加入金がどこに入っているのか。それと工事費はどこに入っているのか。ちょっとお答えいただきたいと思うのです。

それから、一般質問で緊急時の対応というのは、早朝でも夜中でも漏水があった場合には役場に電話すれば普通はすぐ対応するということなのでしょうか。ちょっとそこも確認で質問したいと思います。

○畠山美幸委員長 4点につきまして答弁を求めます。

藤原副課長。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 それでは、1点目の受水費の割合についてお答え申し上げます。

平成29年度の総配水量が272万4,000ということで、この中で県水量の申し込み水量が67万6,470立方メートルになりますので、割合としては24.8%でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 それでは、耐震化工事の関係なのですけれども、嵐山町の下水道管総延長につきましては180キロメートル……

○畠山美幸委員長 水道、いいのですか。いいのです。どうぞ。

○川口浩史委員 下水道管と言ったの。

○畠山美幸委員長 水道管と言った。

○深澤清之上下水道課長 水道管。水道管の総延長が180キロメートル、耐震管の延長につきましては20.8キロメートル、現在11.5%ということでございます。今年度耐震化で予定している延長につきましては、約1.1キロを予定しているところでございます。

それから、千年の苑の水道の加入金なのですけれども、13ミリで16万2,000円でございます。工事費につきましては、農政サイドのほうの出費になっておりまして、直接農政のほうから工事店のほうにというような形の方法でありまして、町の水道のほうに工事を、給水工事なものですから……

〔「加入金は」と言う人あり〕

○深澤清之上下水道課長 加入金は町のほうに入ってきますので、それは13ミリで16万2,000円ということでございます。

それからもう一つ、緊急工事について、まず漏水があったときは役場に連絡していただければ、一般質問のときにお話し申し上げましたけれども、私以下4人の職員のところは常時携帯電話等でわかるように当直室、当直の方がいるところに連絡先や何かがきちっとメモしてありまして、いつもその携帯電話につきましては持っているような、寝るときも持っていなくとも大体枕元には置いておくような状況を保っている状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 加入金のページ数は。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 藤原副課長。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 それでは、3番目の千年の苑の加入金の充当先はどうなっているのかという点について、ちょっと補足させていただきます。

加入金というのは全て3条予算といひまして、建設をするほうは全て4条予算ということで資本的収入支出になるのですけれども、3条予算のほうで予算も組んで計上させていただきまして受け入れをしまして、3条予算のほうで支出も充当するというところでございますので、直接建設費のほうに充当するというのではなく、3条予算の収益的収入及び支出のほうで充当ということになります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ということだそうです。

川口委員。

○川口浩史委員 だから、収益的収入のどこに載っているのですかということを知っているのです。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 何が。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 4条予算で、そうすると何、わからないのは工事は4条予算で出るよね、資本的支出で。それはこれには載らないのだという説明でした、今のだと。何でこれに載らないの。農業何かからお金をもらうからって、もらおうが何しようが、工事するのは農業ではなくて水道課するわけでしょう。これはちゃんともらわなければまずいのではないですか。ちょっとここに載っていない理由がそれでは説明できないと思うのですけれども、ちょっとお願いしたいと思いますが。

それから、耐震化工事は新年度1.1キロ程度なのですか。少ないなと思うので。いや、これはいいです。とにかく2点伺います。

○畠山美幸委員長 藤原副課長。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 それでは、加入金の充当先のことについてもう一度お答えさせていただきます。

加入金というのは、給水工事の申し込みをされた方から受け入れをさせていただきまして、その受け入れ先というのが3条予算なのですけれども、予算書で言いますと381ページの収益的収入及び支出、収入の欄の1項1目2節雑収益というところに、新設加入金ということで702万円の予算を計上させていただいております。こちらの

ほうに加入金のほうは受け入れをさせていただきまして、順次この収入に基づきまして収益的支出のほうで支出のほうはさせていただくという形になっております。

以上でございます。

○川口浩史委員 工事は。

○畠山美幸委員長 工事をまだ聞いていらっしゃるけれども、工事はやっぱり向こうのほうに入っているのか。工事について答弁求めます。

[何事か言う人あり]

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 給水工事につきましては、環境農政課のほうから直接水道屋さんのほうにお願いするというようなものなのです。上下水道課のほうで給水工事をやるというようなことではございませんので、それは金額的に幾らぐらいかかりますということで、私どもとすると設計の内容として計上されていますものをお渡ししたということだけで、大体私どもとして給水工事にかかわる工事費をお渡ししただけのものであって、直接その水道工事を水道課のほうでやるわけではないので、直接環境農政から水道工事店のほうにお願いすると。こちらに入るということではございません。

よろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 工事の関係は、そうすると私の家が何か水道工事をやるのと同じ感じだということなのですか。

それから、381ページに収益的収入及び支出ってあるわけです。先ほどの381、381ではない、そうか、ここ私が落としてしまったのか、ごめん。いいです。

○畠山美幸委員長 質問なし。ほかに。

清水さん、もっと早くぱっと手を挙げてください。

○清水正之委員 周りを見ているのだ、うるさいな。

○畠山美幸委員長 清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 早く指名しろ。

○畠山美幸委員長 清水委員、どうぞと言いました。

○清水正之委員 ごちゃごちゃ、ごちゃごちゃその前に言うのではない。

3条予算で600万だっけ、純利益が出ていると思うのですけれども、まず考え方を

お聞きしたいのですけれども、ここ数年600万から700万の純利益が出ていると。

〔何事か言う人あり〕

○清水正之委員 6,000万か。ごめん。そういう面では、毎年6,000から7,000ぐらいの純利益が出ているということなのですからけれども、この考え方をまずお聞きしたいと思うのです。

それと内部留保が年度末でどのくらいになるのか。想定がわかったら教えてもらいたいのですが。

○畠山美幸委員長 2点、まだあります。2点でいいですか。

○清水正之委員 2つ。

○畠山美幸委員長 2点につきまして藤原副課長。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 それでは、まず毎年純利益が6,000万から7,000万に上がっている、これはどういうふうに考えるかという点につきましてお答え申し上げます。

こちらのほうは、6,000万から7,000万という数字は決算において出てくる数字でございまして、本年度のこの29年度当初予算上の予定損益計算書から申し上げますと、当年度純利益というのは1,694万6,000円になる予定でございまして。こちらのほうはなぜ決算と予算の純利益で乖離が生じているかと申し上げますと、決算のほうは実際に支出した額を利益から引きますので、その差額で6,000万から7,000万という利益が出るのですけれども、予算上の支出でございまして、やはり実際にやる数字よりも多く支出額になっておりますので、実際に予算上の当期純利益では1,694万6,000円というふうに低くなってしまふということでございます。

6,000万から7,000万の利益についての考え方ということでございますけれども、こちらのほうはやはり4条予算の不足分、支出が大体2億、3億かかるのに対して、収入が国庫補助金があるところでも1,500万前後、補正でお願いしたときは2,000万ぐらいになりましたけれども、その差額が大体やはり、ちなみに27年度の決算時点で申し上げますと、2億665万9,722円というふうな4条の不足額が生じるところでございまして。こちらのほうからやはり減価償却費、現金が出ない金額を差し引きますと、大体3,057万4,000円程度に足りない不足額がまだ残るという形でございまして。

こちらのほうは今まで積み立てをしている過年度の損益勘定留保資金というところで充当させていただいて解消しているということでございますので、この6,000万か

ら7,000万という利益はもうかったから自由に使えるお金ということではございませんで、これからの老朽管の更新計画とか施設の更新とかに順次充てさせていただくということで、将来計画にもその辺を盛り込んで会計のほうをやっていくという考え方でございます。

それと内部留保資金の関係でございますけれども、これも予算というよりは27年度決算の段階でちょっと申し上げさせていただきますけれども、積立金として減債積立金が27年度末で1億3,440万円、建設改良積立金が3,280万円、合計で1億6,720万円でございます。そのほかの未処分利益剰余金といたしまして1億7,010万5,308円、損益勘定留保資金7億3,905万3,537円、引当金、これも現金が出ませんので一応内部留保と考えますと、こちらの金額が3億4,633万2,777円、事業全体としての内部留保として使用可能な資金は12億3,234万4,266円となるところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水委員。

○清水正之委員 使い方はわかっているつもりなのですが、いずれにしても純利益が出ているということはそれだけ内部留保のほうにたまってくると、4条予算の中にたまっていくということになるのだと思うのです。3条の純利益は4条の積立金、要するに内部留保にたまっていく。そういう点では内部留保そのものが、毎年毎年多くなっていく可能性も出てくるということです。4条の工事費との関係もあるのでしょうか、とりあえず3条のほうの純利益が上がってきている。これは、もともと内部留保そのものが十分であれば料金を引き下げる資金に使うべきだというのが、私はそういうふうに思うのです。そういう面では内部留保との関係もあるのでしょうか、これからの見通しとして、今使える金が12億とかという話がありましたけれども、これは今後の水道会計からして不足の点というのが、足りないというものというのが何か出てくるのですか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

藤原副課長。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、純利益6,000万から7,000万というのは、やはり27年度決算の数字で大変恐縮なのですが、この27年度では6,955万1,765円計上させていただきました。この中でほぼ全て減債積立金の積み立てに2,780万、建設改良積立金に4,180万積み立てさ

せていただいております。この減災積立金に関しましては、毎年ほぼ同額を返済しておりますので、その時点で全て返済でなくなってしまうお金でございます。建設改良積立金に4,180万を積み立てておりますけれども、やはり27年度の決算でも減債積立金、建設改良積立金、過年度損益留保資金、それと消費税の資本的収支調整額等々、全て充当して初めて不足額が賄えるという状況でございますので、当年度純利益に関しましては残るというよりも、その年度、その年度で全て不足額に充当させていただくような形になっていきますので、余裕を持ってという形での利益というわけにはちょっといかないと考えておるところでございます。

それと、この内部留保資金12億、確かに大きな金額でございます。しかし、これからまた人口減少、もしくは人口減少に伴う需要の減退で法人需要の操業度も下がってまいることが予想されております。その中で施設の統廃合、ダウンサイジングというものにも投資していかなければなりませんし、老朽管の更新費用もこれは耐震管、先ほども川口委員さんからご質問がございましたけれども、耐震管の順次更新もやっていかなければ、いつ何時、熊本や東日本のような震災があったときに嵐山町が大変なことになってしまいますので、計画的にそちらのほう、資金のほう充てさせていただく形で水道事業基本計画第2次の、去年の3月につくらせていただきましたけれども、それに基づきまして、やはり水道事業でも経営戦略というものをこれからつくってまいりまして、最低10年というスパンでこれから財政計画、事業計画に基づく財政計画もきちっと賄えるような計画を計画しておりますので、その辺を将来に向かって町民の皆様安心して水道を使っていただくように考えていきたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成29年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎委員長閉会の挨拶

○畠山美幸委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件の審査は全て終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでした。

また、町長、副町長、教育長をはじめとする説明員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ここでお諮りいたします。予算特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 4時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

委員長